

平成27年第3回

香美市議会定例会会議録

平成27年9月 2日 開 会
平成27年9月18日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 7 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 7 年 9 月 2 日 水曜日

平成27年第3回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成27年9月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月2日水曜日（会期第1日） 午前 9時08分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	山 本 芳 男
8番	小 松 紀 夫	19番	島 岡 信 彦
9番	爲 近 初 男	20番	石 川 彰 宏
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	西 本 恭 久
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	野 島 惠 一
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	中 山 繁 美	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
税 務 課 長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教 育 振 興 課 長	前 田 哲 夫
教 育 次 長	小 松 美 公	生 涯 学 習 振 興 課 長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

代表監査委員 三木象二

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局長書記 山本 絵里

議会事務局長書記 野口 恵子

市長提出議案の題目

- 承認第 12号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成27年度香美市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第 87号 平成26年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 88号 平成26年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 89号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 90号 平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 91号 平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 92号 平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 93号 平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 94号 平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 95号 平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 96号 平成26年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 議案第 97号 平成26年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 98号 平成27年度香美市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第 99号 平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第100号 平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第101号 平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第102号 香美市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第103号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第104号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成27年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成27年9月2日(水) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告

3. 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告

4. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第14号 損害賠償の額の決定及び和解について

報告第15号 損害賠償の額の決定及び和解について

(2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく報告について

報告第16号 平成26年度香美市健全化判断比率の報告について

報告第17号 平成26年度香美市資金不足比率の報告について

(3) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 承認第12号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成27年度香美市一般会計補正予算(第2号)

日程第5 議案第87号 平成26年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 議案第88号 平成26年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 議案第89号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 議案第90号 平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 議案第91号 平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第92号 平成26年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について

日程第11 議案第93号 平成26年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について

- 日程第12 議案第 94号 平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第 95号 平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第 96号 平成26年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第 97号 平成26年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第 98号 平成27年度香美市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第 99号 平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第100号 平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第101号 平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第102号 香美市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第103号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第104号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について

会議録署名議員

11番、門脇二三夫君、12番、山崎晃子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時08分 開会 開議)

○議長（石川彰宏君） これより本日の会議を開きます。

この際、謹んでご報告申し上げます。

既にご承知のごとく、千頭洋一議員が去る8月31日にご逝去されました。まことに痛惜、哀悼のきわみであります。

平成17年4月、旧香北町議会議員として初当選以来、現在まで香美市議会議員として市政の進展に尽くされました。このことは周知のとおりでございます。産業建設常任委員会委員長を初め各委員会の重責を務められ、ますますのご活躍を誰もが望んでいたところでございます。まことに残念であります。ここに皆様とともに故人のご冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。

10番席に向かいましてご起立をお願いいたします。

黙禱。

(全員起立、黙禱)

○議長（石川彰宏君） 黙禱を終わります。ありがとうございます。ご着席ください。

この際、島岡信彦君から故千頭洋一君に対する追悼の辞がございます。19番、島岡信彦君。

○19番（島岡信彦君） おはようございます。

追悼の言葉、19番、島岡信彦でございます。

私は同僚議員のご同意をいただき、香美市議会議員、故千頭洋一議員に対し、謹んで追悼の言葉を贈りたいと思います。

千頭洋一議員は、昭和18年8月3日に香北町美良布で生を受けられ、私立高知高等学校、私立神奈川大学で学ばれた後、昭和37年3月から昭和52年8月まで、当時の株式会社ミロク製作所に勤務されました。その後、昭和53年11月から旧土佐山田町商工会に経営指導員として勤務し、土佐山田町の商工業活性化に尽力され、昭和57年からは高知県商工会連合会に勤務しご活躍されたところでございます。平成17年3月に高知県商工会連合会を退職した後には、その卓越した指導力などすぐれた資質は高い人望と相まって、地域住民はもとより広く町民の支持を得るところとなり、平成17年4月に行われた旧香北町議会議員選挙において見事に当選され、以来平成18年3月の香美市発足後も3期連続して、今日まで市政の発展に貢献されてまいりました。

その広い見識と政治的手腕は衆目が一致して認めるところでございまして、香美市発足後は産業建設常任委員会委員長、議会運営委員会副委員長などの要職を歴任されました。定例会におかれましても、商工業、農林業を初め防災や教育など、幅広い質問をされると同時に、熱い人望によって最大会派の代表を務められました。また、議会選出の監査委員、農業委員会委員、観光協会理事、自主防災組織連絡協議会会長など、そのご

活躍の足跡は私たち議会議員の模範というべきものでございます。このような幾多のご功績は必ずや長く後世に語り継がれるものと信じております。ここに心から冥福をお祈りするとともに、残された私たちは千頭洋一議員のご遺志を引き継ぎ、香美市の発展のため全力を傾注することをお誓い申し上げ、心からの追悼の言葉といたします。

○議長（石川彰宏君） 続きまして、市長より追悼の辞がございます。

○市長（法光院晶一君） 議長のお許しがありましたので、ここに慎んで追悼の言葉をささげ、ご冥福をお祈り申し上げます。

故千頭洋一議員さんにおかれましては、温厚、誠実な人柄であり、安心・安全のまちづくり、元気なまちづくりを目指す人口対策など、合併香美市の発展を何より願われてご尽力をいただいております。私も折に触れ、市政運営についてご相談申し上げご助言をいただき、未熟な行政運営を支えていただいております。このたびの突然の訃報はまことに痛恨のきわみであります。

さきには、体調が思わしくなく入院したが無事手術も終え、術後も順調とのお話をお聞きしておりました、柔和なお人柄そのままの顔を、元気になられた顔を本会議で拝することができるものと思っておりましたので、今10番の席に清楚にも寂しい影のある白い花があることが信じられません。まことに残念、まことに無念の思いであります。

香美市市議会議員であるとともに、香美市自主防災組織連絡協議会会長として組織率の向上に努めていただき、県下低位からこの夏にはついに94%となりました。また、この春には、防災会議委員メンバーとして、香美市地域防災計画をまとめていただいたところであり、また、本年からは懸案である防災行政無線事業がスタートしたところであり、香美市の安全と安心のためにその見識とリーダーシップを最も必要とするやさきのことであり、今は言葉もありません。

任期半ば、期待を身に強く感じておられる中でのご逝去であり、ご本人はもとより、議員活動を献身的に支えられてきたご家族の皆様におかれましては、まことに悔しく無念であられ、お悲しみはいかばかりとお察し申し上げます。次第でございます。

生前のご功績と市政発展へのご尽力に対しまして、衷心より尊敬の念と感謝の意をささげますとともに、慎んでご冥福をお祈り申し上げます。追悼の言葉とさせていただきます。千頭さん、千頭洋一さん、本当にありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） ありがとうございます。以上で追悼の辞を終わります。

改めておはようございます。

ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから平成27年第3回香美市議会定例会を開会します。

これより日程に入りますが、その前に平成27年第3回香美市議会定例会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

土佐神社夏の大会が終わると涼しくなると昔から言われております。日中はまだまだ

暑い日が続いておりますが、朝晩は温度が下がり過ごしよくなりました。

香美市の三大祭りである香北町の川上様夏祭り、物部町の奥物部湖湖水祭、去年は雨のため中止になりました土佐山田まつりと、本年は晴天に恵まれ多くの人でにぎわいました。関係した職員の皆様ありがとうございました。

議員各位におかれましては、それぞれ毎日ご多忙のところ、本議会定例会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本日の議会定例会に市長から提出されている案件につきましては、平成27年度香美市一般会計補正予算（第2号）を含む予算16件、条例2件、報告4件、その他1件でございます。また、追加議案が1件あると伺っております。後ほど市長より提案理由の説明がありますので、議員各位には慎重な審査の上、それぞれの議案等に対し適切な議決を賜りますようお願いいたします。

議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段のご努力を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たり私のご挨拶といたします。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて11番、門脇二三夫君、12番、山崎晃子君の両君を指名します。両君にはよろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件については、8月28日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長からの報告を求めます。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森でございます。

本日招集をされました平成27年第3回香美市議会定例会の運営につきまして、去る8月28日に議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議（審査）の予定表のとおり進めることに決定し、本日から9月18日までの17日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までとします。ただし、承認第12号及び議案第98号は、緊急を要する災害等の補正予算であるため本日委員会付託を省略し、本会議で採決まで行うことに決定しました。

会期2日目の3日から会期6日目の7日までは、休日及び議案精査のため休会としました。

会期7日目の8日から会期9日目の10日までの3日間は、一般質問を予定しており

ます。

会期 10 日目の 11 日は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会へ付託となります。本会議終了後、総務常任委員会において議案審査となります。

会期 11 日目の 12 日から会期 12 日目の 13 日までは、休日及び議案精査のため休会といたします。

会期 13 日目の 14 日は、教育厚生常任委員会において議案審査となります。

会期 14 日目の 15 日は、産業建設常任委員会において議案審査となります。

会期 15 日目の 16 日から 16 日目の 17 日までは、議案審査整理のため休会とします。

会期 17 日目の最終日 18 日は、各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加案件がありますので、委員会への付託を省略をして本会議で採決まで行います。

次に、一般質問の通告は、会期 2 日目の 3 日木曜日午前 10 時までと決定をいたしました。一般質問の通告内容であります。質問の要旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いします。

次に、請願、陳情、発議、意見書案等の議案について協議を行いました。請願、発議、決議案については案件がなく、陳情第 1 号については、土地利用の環境整備についての陳情でありまして、8 月 25 日に地権者代表、坂本 税氏より提出されたものです。協議の結果、産業建設常任委員会に付託することとなりました。

第 14 号から第 18 号までの意見書案については、会派代表者会議において意見書案に対する調整を行い、提出者が署名を整えて最終日に追加案件として提案することとなりました。

その他の協議結果につきましては、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおりであります。議員各位の格段のご協力をよろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から 9 月 18 日までの 17 日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から 9 月 18 日までの 17 日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりです。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第 3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、平成 27 年第 2 回議会定例会において議決されました、地方財政の充実・強化

を求める意見書、合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書、ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書、消費税率10%への引き上げには慎重な対応を求める意見書、「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書の5件については、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣、高知県知事及び県教育長へそれぞれ送付いたしました。

次に、議会運営委員会及び産業建設常任委員会が7月に実施しました行政視察の報告書の提出がありましたので、お手元に配付しておきました。

次に、市長から地方自治法第180条第1項の規定による、報告第14号及び第15号の専決処分事項の報告並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告第16号及び第17号の報告がありました。また、監査委員から、例月出納検査報告書、平成26年度香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書、平成26年度香美市水道事業会計決算審査意見書、平成26年度香美市工業用水道事業会計決算審査意見書、平成26年度財政健全化判断比率の審査意見書並びに平成26年度資金不足比率の審査意見書が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりです。

これから、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、爲近初男君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（爲近初男君） おはようございます。9番、爲近初男です。

報告の前に、千頭洋一議員に対しまして、香美市の発展と、また、住民福祉の向上に努められましたことに対しまして、尊敬の念とご冥福をお祈りいたします。

それでは、報告をいたします。

6月議会以降、8月4日に行財政改革推進特別委員会を開催しました。協議事項の審査の経過及び結果を報告をします。

1点目、市民税・軽自動車税・固定資産税の滞納整理の状況については、たばこ税を加えた平成26年度調定額24億3,120万5,148円に対し、収納額24億194万7,014円で、収納率98.8%と高くなった。平成26年度差し押さえ件数は、前年の3倍になっていると説明がありました。

軽自動車税において、滞納繰越は減少しなかったが現在改善した要因はの質問に対して、何年間にもわたって滞納している人が多くいた。差し押さえや滞納処分ができる方については全ての滞納者に対応したので、その結果、相談に来ていただけるような状況ができた結果ではないかと答弁がありました。財産調査はどのようにしているかに対して、金融機関、生命保険会社に調査を依頼、市外に住んでいる方については、年に一度その市町村に実態調査をしていると答弁がありました。委員会として今後も努力してもらうことを申し添えました。

2点目、国民健康保険税の滞納整理の状況については、現年度徴収率95.78%、滞納繰越分の徴収率26.83%と説明がありました。

質疑において、現年は伸びているが、滞納分の改善が図れていないのはなぜかに対して、国保税は金額が高額になるので、滞納者にとって厳しい状況があるのではとの答弁がありました。

3点目、市営住宅使用料等の滞納整理の状況については、明け渡し請求、分納誓約についてのフローチャートの説明がありました。市営住宅の滞納状況については、7月30日時点での滞納者のまとめは、平成26年度以前の滞納額459万6,476円、平成27年度滞納額191万2,100円で、合計650万8,576円、人数57名、調定件数613件と報告。

質疑では、契約者でなく息子が住んでいる状況が2件あるが違法ではないのかに対して、1件は同居申請が出ているので違法ではないが、承継の手続が済んでいない。提出を促しているが、連絡がないので明け渡しを視野に裁判の検討をしている。もう1件は同居申請が出ていない。入居名義人が亡くなったので、息子に市役所に来てもらい明け渡しの話をしているが、進展がないので明け渡し請求に向けて取り組んでいくと答弁がありました。市営住宅に入居するときには2名の連帯保証人をつけて請書を提出してもらっているが、入居者に滞納があった場合、連帯保証人に話をしているかに対して、管財課としては滞納について連帯保証人に相談してない。今後、早い時点で連帯保証人につないでいくと答弁。連帯保証人のチェックについて、民間賃貸住宅は契約期間を定め契約を更新することができる契約方法であり、連帯保証人のチェックができると思うが、市営住宅も契約方法の見直しはできないものかに対して、市営住宅入居の請書には契約期間についての定めがないので、契約更新という方法はとれない。その都度の連帯保証人のチェックも行っていない。県営住宅の請書がどのような契約内容になっているか、県へ問い合わせをして、必要であれば見直し等も検討したいと答弁がありました。

4点目、指定管理者の指定状況等については、この制度は住民の福祉を増進する目的で、その利用に供するための施設である本市の公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくためのものである。本市には41施設がある。大部分は指定管理料が発生していない。公募しない施設が多いが、公募した経緯があるとの説明がありました。

質疑において、他市では公募して契約の途中で変えているが本市の考え方はに対して、公の施設は公募になじまないケースが多く、指定管理料も発生しないところは公募になじまないと答弁。指定管理料の積算はどう考えているのか、以前には大ざっぱな積算があったと思うがどうかに対して、委託料が基礎になっている。実情に合わない分については見直しも検討していくと思うと答弁がありました。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、定住人口増加促進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について報告を求めます。定住人口増加促進特別委員会委員長、山崎眞幹君。

○定住人口増加促進特別委員会委員長（山崎眞幹君） 4番、山崎でございます。

定住人口増加促進特別委員会におきましては、7月14日に都市計画に関する小委員会を、7月30日と8月24日に特別委員会を開催いたしましたので、それぞれの審査の経過と結果について報告をさせていただきます。

7月14日の小委員会では、香美市内の不動産業者の方と都市計画と市内の住宅整備状況についてを議題とし、質疑、意見交換等を行いました。

不動産業者からの視点は、小委員会の今後の方向性についても示唆に富むものであり、小委員会では今回の内容についても精査しながら、引き続き調査、研究、検討を行うことといたしました。

次に、7月30日の委員会では、まず、香美市立移住定住交流センターの業務についてを議題とし、担当課と業務を委託されたNPO法人いなかみの代表理事から説明を受けた後、質疑、意見交換等を行いました。

業務を開始して間もないことから目立った進捗等はありませんでしたが、移住に対する不安を軽減させること、地域と移住者をマッチングさせること、地域プラス移住者の可能性を示すことで年間10組の移住を実現することを目標とする、センター業務の進捗状況については、今後も定期的にお聞かせいただき調査も行っていくことといたしました。

次に、6月23日に市長宛てに行った地方創生に関する政策提言についてを議題とし、協議を行いました。この件については、次回以降の委員会で個々の提言についての検討結果を踏まえた協議、意見交換等を担当課と行いながら、提言が政策に活かされるよう取り組んでいくこととしました。

また、その他の件で、7月14日の都市計画に関する小委員会について、小委員会委員長より報告を受けました。小委員会委員長からは、農地法の下限面積、線引きに関する見解、地区計画、野市町の現状、都市計画法第43条に関する見解、南海トラフ地震対策を見据えた安心・安全のまちづくりと区画整理、外から見た土佐山田の可能性等々について質疑、意見交換があったことが報告されました。

次に、8月24日の委員会では、地方創生に関する政策提言についてを議題とし、それぞれの提言について、今年の事業としてできるか、今後検討する余地があるか、他の事業と一緒にしてできるか、提案を応用した形の事業ができるか、その他の項目をもって担当課が検討し、7月30日付で市長よりまとめて回答のあったものの中から、住宅関連事業について担当課より説明を受けた後、質疑、意見交換等を行いました。これらの提言については引き続き調査研究を行い、有効な提案に向けて協議、検討を行って

くこととし、残余の提言についての質疑、意見交換等は、次回以降の委員会で行うこととしました。

また、特別委員会の今後の進め方については、これまでの審査内容を整理し、総合計画との整合性も図りながら一定の時期に取りまとめを行い、政策提言につなげていくことといたしました。

以上で定住人口増加促進特別委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、承認第12号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度香美市一般会計補正予算（第2号）から日程第22、議案第104号、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定についてまで、以上19件を一括議題とします。

行政の報告及び承認第12号から議案第104号までの提案理由の説明を求めます。
市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成27年第3回香美市議会定例会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙の中ご出席いただきまことにありがとうございます。

さて、今年も暑い夏でございましたが、今年は終戦から70年という節目の年であり、かつ、沖縄の基地問題、安保法制問題を抱え、安倍首相の戦後70年談話などもありまして、例年になく平和や安全に関する国際貢献や日本の使命などについて国民の関心が高まり、各方面で議論がヒートアップいたしました。

平和や安全につきましては、手法や思考方法がそれぞれ異なりましても、平和や安全を願うことに関しては変わりはありません。お互いに思うところを、考えるところを真剣に論じること、その姿は民主国家における健全性を示すものといえます。将来に向かって極めて大切なことであります。国会において国民が平和や安全に関してより理解が進むよう、一層徹底した議論が展開されることを期待するものであります。

また、地方創生、ひと・まち・しごと創生総合戦略策定につきましても、負けずヒートいたしました。この夏は全国の各地方自治体において、人口対策、まちづくりについて熱い議論が交わされました。

先進国を中心に今、世界は人口減少化の時代に向かおうとしており、日本の取り組みに世界が注目をいたしております。本市におきましても、人口ビジョン、香美市版総合戦略の策定がいよいよ最終段階を迎えておりますが、策定したことでくつろぐことなく、常に総合戦略を検証し直し、さらにさらに市内外の知恵を生かして、手を加えて、より実効性のある戦略にしていくことが肝要であると考えております。

議員の皆様には総合戦略に対して率直で忌憚のないご意見、また、ご提言をいただき

たいと存じますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、諸般の報告、並びに今議会に提案をしました議案につきまして、説明をさせていただきます。

各課関連の行政報告でございます。

まず初めに、企画財政課であります。

香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び香美市人口ビジョンについては、8月3日に開催した第2回香美市振興計画・総合戦略審議会で素案が承認され、8月10日から9月8日の期間で市民の皆様から意見を募集しています。

2、合併10周年記念事業について、8月25日に第3回香美市合併10周年記念事業実行委員会を開催し、実行委員会主催事業について協議しました。今後、11月をめぐりに記念式典の内容や市主催や実行委員会主催事業などを定めた実施計画書を作成することといたしています。

3、まちづくり委員会について、まちづくり委員会は7月6日に平山、美良布、大西を視察、8月26日に高知市の高知県産学官民連携センター・高知こどもの図書館・高知市市民活動サポートセンターの視察を行いました。今後は視察等を踏まえてワークショップにより、まちづくりの推進に関し必要な施策などについて市に提言をいただくことになっております。

次に、防災対策課。

1、県下一斉の避難訓練について、8月30日に県下一斉の避難訓練が行われ、香美市では自主防災組織による初期消火や炊き出しなどの訓練に75組織、2,325名が参加いたしました。

次に、まちづくり推進課。

1、移住定住について、7月21日に、土佐山田町本村の旧佐岡保育所を活用して香美市立移住定住交流センターを開設、特定非営利活動法人いなかみと連携した移住定住の取り組みを開始しました。

8月16日には第1回香美市移住体験ツアーを開催し、5組8人の参加があり、参加者からは好評価をいただいております。お試し移住体験住宅4室についても満室となっております。今後は移住希望者の関心も高く、雇用にもつながるものづくりの場について取り組んでいく予定です。

なお、移住定住促進に活用する香美市プロモーションビデオ作成業務については、8月28日に高知さんさんテレビ株式会社と委託契約を行い、平成28年3月完成の予定です。

2、地域支援員について、9月1日に土佐山田町平山、曾我部川、東川、大法寺北地区を担当する地域づくり支援員を1名雇用しました。地域住民が主体となって行う集落維持の活動や地域活性化につながる取り組みを支援し、集落活動センターの設置に向け

た取り組みを進めていきます。

3、ふるさと納税について、8月27日に業務委託事業に係る公募型プロポーザルを実施し、委託業者を決定するとともに謝礼品の掘り起こしとPRの強化を進めていきます。

次に、建設課。

1、災害復旧事業について、昨年から繰り越した公共災害44件のうち、30件は7月末までに完了し、3件は現在施工中です。残り11件については、現在入札準備を行っています。

また、4月の豪雨により12件の災害が発生しました。6月下旬に国の査定が終了し、7月末で県の実施承認が得られたもののうち、早急な対応が必要な道路災害2件については、専決処分により現在入札準備を進めています。また、6月末から7月下旬にかけて発生した豪雨及び台風11号等により17件の災害が発生しました。うち道路2件については、応急工事等の必要が生じ、あわせて査定等に係る測量設計業務を専決処分にて、現在業務及び工事を進めています。なお、災害及び関係修繕費の不足については本会議にて補正対応としています。

2、土木事業について、交付金関係道路整備については、県からの交付決定があり事業内訳等の確認を行い、補助申請後に順次着手の予定です。

がけくずれ住宅防災対策事業については、昨年度から繰り越し5件は7月末までに完了し、本年度分には2件の申請があり、9月初旬に入札を予定しています。

3、都市計画関係について、都市計画道路新町西町線については、用地等買収及びJRとの踏切拡幅設計委託協定等の協議を進めており、あけぼの街道からの進入路等工事の一部を入札準備中です。

4、地籍調査について、本年度は物部町大栃、柳瀬、押谷の各一部、香北町有瀬、谷相、東山の各一部、土佐山田町西又の一部において地権者等への説明を行い、現地立会作業に向けた準備を進めています。

5、県営工事について、県道（後に「国道」と訂正あり）195号に関する工事では、起点部の楠目工区の用地取得及び土生川橋梁仮設等工事を入札予定しています。

また、大栃橋架け替え工事では、奥物部ふれあいプラザの用地買収等の用地補償契約が締結され、旧公衆トイレの撤去等が完了し、現在、仮設トイレも設置され、下部工工事に着手しています。

県道等の他路線についても、地域及び支所等の連携を密にして、事業のスムーズな進捗を図っています。

6、国道195号及び各県道の事業促進について、各路線の事業促進に関する総会を8月に開催し、県議・関係者との意見調整を行い、早期の事業完了等の確認を行いました。また、8月27日、国道195号について、あけぼの街道の4車線化・山田バイパス・大栃橋などの事業促進に関する要望を県土木部等に行いました。

7、地方道路整備について、高知縣市町村道整備促進協議会とともに交付金事業の予算確保について、6月23日に高知県土木部へ、7月8日に国土交通省四国地方整備局へ、7月15日に地元選出国會議員及び国土交通省・財務省に要望活動を行いました。

次に、産業振興課でございます。

1、鳥獣対策事業について、鳥獣被害防護柵補助事業について、2次募集を9月1日から受け付けを開始しています。

9月27日に自衛隊の方々に参加をいただき、三嶺周辺で鹿捕獲事業を実施します。

2、林政について、木材住宅支援事業は、8月20日現在で1件の申請です。第2、第3・四半期の申請状況を待って、来年度以降の事業展開について委員会で検討していく予定です。

7月27日に林道岡ノ内別府線が開通し、地元主催で記念行事が実施されました。周辺地域の林業振興に大きく寄与すると同時に、国道195号の北岸バイパス機能も有する路線の完成は、地元の待ち望んだ路線です。今後は南岸で事業実施中の河口落合線の完成を目指して取り組んでいきます。

3、香美市三大祭りについて、香美市三大祭りが盛大に開催され、下表のとおりたくさんの方々にご来場いただき、無事終了することができました。

特に、今回の奥物部湖湖水祭は週末前の開催となり、例年以上のご来場をいただきました。しかし、駐車場不足から会場に来られず帰った方もいました。公共交通の利用が課題となっております。表についてはご参照ください。

次に、上下水道課です。

1、大柘簡易水道送水管破損による断水について、7月22日未明の豪雨で、市道楮佐古線の路側決壊により、大柘簡易水道の送水管が延長で15メートルにわたり破損しました。直ちに仮復旧を行い通水状況を確認したところ、配水池へ流入されていないことが判明しました。浄水場から配水池までの延長が8キロメートルと距離があるため、原因の特定に時間を要し配水池の貯水量も限界となってきたことから、23日午後7時に配水池の仕切り弁を閉鎖しました。

また、緊急給水については物部支所を拠点に対応、高知市上下水道局の支援も得て復旧作業に努めた結果、24日午後9時に通水することができました。送水不能の原因は、送水管が破損した際に流入した土砂が管内の数カ所で閉塞したものでした。関係地域の皆様には多大なご迷惑とご不便をおかけしましたことを心よりおわび申し上げます。また、このたびの一連の経過の中で明らかになった課題については検証し、安定した水供給の維持に努めてまいります。

2、公共下水道事業について、7月21日に請負契約を締結した平成27年度公共下水道横掘雨水幹線管渠築造工事は、平成28年3月末の完成を目指して整備中です。また、8月24日に請負契約を締結した平成27年度公共下水道談議所汚水幹線管渠築造工事は、平成28年2月末の完成を目指して工事に向けた準備を進めています。

次に、教育振興課でございます。

1、こども会議について、香美市の全学校の小学生・中学生・山田高校生の代表者約40人が集まり、香美市をよくするためにこども会議を5月、6月の2回開催しました。こども会議の中で、今年度は自分たちでできることとして、香美市をよくするために、あいさつ運動、清掃活動のポスターを作成することや、各学校から香美市のいいところを持ち寄って子どもたちがつくる香美市パンフレットや香美市の歌も作成予定です。

また、12月には子どもたちが企画立案し、子どもたちでつくるこどもまつりも計画しています。

2、姉妹都市交流事業について、香美市の小学校5、6年生11名が姉妹都市との友好交流関係の発展を図るため、8月20日から8月23日まで積丹町へ訪問しました。積丹町では、美国小学校との交流やパワーポイントを利用して、自分たちでつくった香美市のいいところをアピールしてきました。また、環境や食物の違いや民泊を体験した中で人の温かみも経験し、子どもたちは今後つながりができるような体験ができました。

次に、学校給食センターでございます。

1、食物アレルギー対応について、食物アレルギーを持つ児童生徒へのアレルギー対応食の提供については、香北町内と物部町内の小中学校では行っていましたが、土佐山田町内の小学校（後に「小中学校」と訂正あり）でも2学期から開始しました。

次に、生涯学習振興課。

1、人権啓発映画の上映について、部落差別をなくする運動、強調旬間の7月10日に、ドキュメンタリー映画「ある精肉店のはなし」を上映しました。当日は予想を上回る168名の参加があり、人権意識の高揚が図られました。

次に、消防課でございます。

1、平成27年1月1日から7月31日までの火災、救急及び救助出動件数について、昨年同期と比較して、火災件数は18件、救急出動は61件、救助出動は2件の減となっております。下表についてはご参照ください。

2、消防庁舎について、6月24日から新庁舎で業務を開始、7月21日に開庁式を行いました。

それでは、次に議案の提案と説明でございます。今定例会に上程します議案について、提案説明をさせていただきます。

まず、専決処分事項の報告です。

報告第14号と報告第15号は、損害賠償の額の決定及び和解です。

報告第16号は、平成26年度香美市健全化判断比率の報告です。

報告第17号は、平成26年度香美市資金不足比率の報告です。

承認第12号は、専決処分事項の承認を求めるものであり、平成27年度香美市一般会計補正予算（第2号）です。

次に、議案第 87 号は、平成 26 年度香美市一般会計歳入歳出予算（後に「決算」と訂正あり）の認定です。

議案第 88 号は、平成 26 年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第 89 号は、平成 26 年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第 90 号は、平成 26 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第 91 号は、平成 26 年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第 92 号は、平成 26 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定です。

議案第 93 号は、平成 26 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定です。

議案第 94 号は、平成 26 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定です。

議案第 95 号は、平成 26 年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第 96 号は、平成 26 年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定です。

議案第 97 号は、平成 26 年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定です。

議案第 98 号は、平成 27 年度香美市一般会計補正予算（第 3 号）であり、本案は、繰越額の確定による前年度繰越金の追加、7 月の台風及び大雨災害に係る公共土木施設災害復旧費の追加、道路維持費の追加のほか、債務負担行為及び地方債の補正を行うものです。

議案第 99 号は、平成 27 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）です。

議案第 100 号は、平成 27 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）です。

議案第 101 号は、平成 27 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）です。

議案第 102 号は、香美市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 103 号は、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 104 号は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定です。

以上、報告 4 件、承認 1 件、議案 18 件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書をご参照賜りますようよろしくお願いをいたします。よろしくご審議ください。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 申しわけありません。私、読み上げを間違っておったよう
でございますので、一部訂正をさせていただきます。

4 ページのほうでございますけども、下のほうの5 の県営工事についての一番初めに、
国道195号とございますけども、「国道」と読まずに「県道」と読み上げたようでご
ざいますので、訂正をさせていただきます。

次に、7 ページのほうの一番上の学校給食センターの本文の2行目のところ、土佐山
田町内の「小中学校」とあるところを「小学校」と、中学校を抜かして読んだようでご
ざいますので、この点訂正をさせていただきます。

最後でございますけれども、次のページの8 ページ/でございます。議案第87号に
つきまして、平成26年度一般会計歳入歳出「決算」というところを「予算」と読み上
げたようでございますので、以上3点について訂正をさせていただきます。どうぞよろ
しくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第14号及び報告第15号の質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎です。報告第15号について、お聞きいたし
ます。

細部説明書にも書かれていますけれども、市道のほうがかなり老朽化しているところ
もあると思いますけれども、木材搬出用の重機ということで、木材を積んだトラックな
んかもかなり市道を往来しているがですけれども、その点検とか今後の維持管理、穴が
あいたら、支所なんかと言うと穴を潰してくれたりもするがですけれども、トラックが
通ったりすると、また穴があいてしまうということで、何か根本的に修理せないかん
というところもありますけれども、その今後の維持管理、点検も含めてどういった見通し
を立てているのかということと、それから、損害賠償90万円余りですけれども、どん
な損害が出たのか、その点についてお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今後の道路の管理の問題についてですが、一応、道路ス
トック点検等で計画はしておりますが、なかなか市道数、市道延長が多いため、追いつ
いていないのが事実であります。

それとあわせて、大雨とか何かあった後、職員による順路点検により直していかな
ければならないと考えています。また、あわせてその老朽したところ、根本的な解決
となりますと、やはり予算的な問題もあり、壊れたところという形で随時直していくよ
うな方法でしかとれないと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） お答えします。

香北支所についての点検について、まず、先ほど建設課長も述べられたように、大雨等の後については職員等の見回りはしております。通常の点検については、業者に委託しておりますので月1回の報告を受けている状況と、それから、地域の方の情報提供に今は期待している部分が多いというところがあります。

相手方の損害については、穴にこけたことによって車体がゆがんだということでのそのの修正と、タイヤの破損というか一部裂け目ができたということでタイヤの交換とか、その穴から出るのにかなり力を使うたということでクラッチが壊れたということでクラッチの損傷を直したという、大体その3つが大きな賠償の内容になっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 報告14号でお尋ねします。

運動会で生徒さんが競技中にけがをされたということで出されておりますが、事故の発生から約1年が経過しております。今回の報告になりましたのは、けがも大体癒えて、それで示談が成立したというか、損害賠償額が決まったということでの提案でしょうか。

それと、損害賠償の額ですが、これは医療費だけに係るものでしょうか。そのあたりをお願いします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） この和解の関係ですが、けがが完治したのが、平成26年12月29日に通院が終了してます。年が変わりまして、この事故について被害者のほうから学校管理者に賠償を求める訴えがありましたので、それから示談交渉を始めたというところと、それから、示談の交渉に時間を少し要したということで今回の報告になっています。専決されたときが今年の7月10日ということでございます。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 損害賠償の内容につきまして、私のほうから報告をさせていただきます。

治療費のほか文書料、慰謝料、それから、これは保護者の方に対する休業損害補償、通院による交通費が含まれております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

報告第14号、第15号とも100%ということでしたし方ない部分もありますが、ちょっと報告第15号についてお尋ねしておきたいんですが。

山に入るのに大型車両等が通ることも結構ありますけども、注意喚起とか、何回もそういう状況が起きるようやったら、やはり看板立てるとか、それから、ある部分では重

量制限を設けるとか、難しい部分もあるかと思えますけど。やっぱり、もちろん先ほど、
る説明された状況もあるかと思えますけど、やはり、大体100%市が責任を全部負
わんといかんというのが普通は余りないとは思いますが、常に100%。まあ保険屋
に任せている部分もあるんですけど、その前段でそういう危険が生じる可能性があるよ
うやったら、注意喚起の何かを設けるとか、道であったら重量制限等が設けられないの
か。そういう部分の判断基準はどのようにお持ちなのか、お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今後、関係機関、警察等とは協議していきたいと思っ
ております。それと、市のほうで安全管理上でできる注意喚起を黄看板ではない看板等、
徐行等、一応そういうことは現地を調査し検討していきたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はございませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

ここで休憩いたします。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、議案第87号から議案第97号までの各案件は、平成26年度の香美市一般会
計、各特別会計及び各事業会計の歳入歳出決算の認定であります。

これから、議案第87号から議案第97号までの監査委員の決算審査意見書並びに平
成26年度財政健全化判断比率及び平成26年度資金不足比率の審査意見についての説
明を求めます。代表監査委員、三木象二君。

○代表監査委員（三木象二君） おはようございます。代表監査委員の三木です。よ
ろしく願いをいたします。

まず初めに、平成26年度香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書を手
元にご準備をお願いいたします。

市長より、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成26年度の
香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算について審査し、意見書を提出しましたので、
その概要について説明させていただきます。

次をめくってくださいませ。

表紙の裏面でございますけれども、注記といたしまして1でございますが、意見書内
の数値は、本来の数値を四捨五入したものであり、表内を単純に計算したものではありません
ので、ご留意をお願いいたします。

次のページでございます。目次を掲載しております。

この目次の順序に従って、進めさせていただきますので、よろしく願いをいたしま

す。1 ページをお開き願います。

平成26年度香美市各会計歳入歳出決算審査意見。

第1、審査の概要。1、審査の対象、平成26年度香美市各会計歳入歳出決算。2、審査の期間、平成27年8月3日から8月17日のうちの3日間。3、審査の手続、(1)各会計に関する会計処理は、関係法令等の規定に従い適正に行われているか。また、決算書及び政令で定める書類等も、適正に調製されているかを確かめた形式審査でございます。(2)予算の計画的かつ効率的な執行が図られ、所期の目的達成に向け努力されたかどうかを確かめるとともに、決算計数の分析を行い、財政運営の健全性について考察、検討した実質審査でございます。(3)審査において、各会計歳入歳出決算書及び政令の定める書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取、その他必要と認める監査手続を実施した。なお、証拠書類については、例月出納検査において精査をしております。

第2、審査の結果でございます。審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び政令で定める書類は、いずれも関係法令に従い作成されており、それらの計数も関係書類と符合し、正確であると認められた。また、決算の内容についてはおおむね適正であった。なお、詳細は後述のとおりであります。

2 ページをごらんください。

審査結果の詳細につきましては、事前に資料を見ていただいていると思いますので、時間の都合もありますので、要点のみの説明とさせていただきます。

まず最初に、1、決算の総括、(1)決算規模、一般会計及び特別会計の決算額は次のとおりです。

歳入が決算額272億7,000万円、重複控除額14億3,900万円、純計決算額258億3,000万円となっております。歳出でございますけれども、決算額が260億100万円、重複控除額が14億3,900万円、純計決算額が245億6,200万円となっております。歳入歳出差引純計決算額が12億6,800万円となっております。詳細については3ページのほうでも詳しく説明をさせていただきます。

次に、一般会計及び特別会計のうち地方財政法施行令第46条に規定する公営企業会計の純計決算額を地方公営企業繰入金について、総務省自治財政局長通知、これは一般会計から水道事業会計に繰り出しが認められているものがございますけれども、これに基づいて算出された基準内繰入金で調製した額は次のとおりであります。下表に示しておりますので、見ておいていただきたいと思います。

次のページ、3ページでございますけれども、(2)の決算収支でございます。26年度総計決算における歳入総額は、先ほど申しました272億7,000万円、歳出総額は260億100万円、実質収支は9億4,300万円で、25年度繰越金を控除した単年度収支は5億5,400万円の黒字となっております。26年度実質収支が25年度と比較して大幅に率にして124.8%増加したのは、歳入の増加が30億100万

円、歳出の増加は28億3,800万円であったことによります。下表のとおりでございます。

次に、(3)市債の状況です。26年度末残高は、25年度末残高と比較して8億1,900万円増加をしております。これは一般会計の市債が増加したことによります。次に4ページをごらんください。

2、一般会計の(1)決算収支の状況につきましては、26年度の決算状況は歳入総額が182億9,468万7,000円、歳出総額が170億6,594万2,000円で、実質収支は9億1,994万円の黒字となっております。なお、このうち4億5,997万1,000円を財政調整基金に積み立てております。

(2)の歳入ですが、歳入の構成は、自主財源は市税、財産収入、その他ともに増加をしております。依存財源では、地方交付税、県支出金が減少し、国庫支出金は増加、市債に関しては大幅に増加をしております。詳細は下表のとおりでございます。

次のページ、5ページをごらん願います。

イ、科目(款)別歳入決算状況を下表に掲載をしておりますので、詳細については見ておいていただきたいと思っております。

6ページですが、ウ、款別歳入増減表、26年度から25年度決算を差し引いたものでございます。26年度歳入は総額182億9,468万7,000円で、25年度と比較して増加しております。これは地方消費税交付金や国庫支出金の増加もありますが、市債が大幅に増加したことによります。下表に詳しく掲載しておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。

次のページで、エ、収入実績でございます。主なもののみ説明をさせていただきます。

市税ですが、市税の徴収率は微増傾向にあります。24年度の県内市町村の徴収率の平均は93.1%。25年度は94.0%、26年度は95.0%と県内市町村の動きも前年度に比べて上昇しております。公平、公正な税運営に向けた取り組みの成果があらわれてきている。26年度の香美市の徴収率は下表にもありますように94.7%となっております。徴収率は上昇傾向にあるものの、今後とも税の公平性に向け、効率的で確実な徴収を行う努力と工夫が必要であります。

次に、たばこ税でございますけれども、25年度と比較して457万円、率にして3.1%減少しております。

そして、その次の地方交付税でございますけれども、25年度と比較して1億4,196万7,000円、率にして1.9%減少しております。

それから、時間の関係もありますので次の8ページ、そして9ページ、それから、10ページの上段の県補助金、高知県レンタルハウス整備事業費補助金まで説明を省略させていただきますので、詳細についてはご確認をお願いいたします。

次に、市債でございますけれども、市債、消防防災施設整備事業債でございますが、25年度と比較して大幅に5億7,450万円、率にして1,507.9%増加していま

す。これは主に消防庁舎建設工事によるものであります。

次に、市債、学校給食施設整備事業債でございますが、25年度と比較してこれも大幅に4億3,740万円、率にして285.9%増加しています。給食センター建設工事によるものであります。

次のページをごらんください。

次に、(3)歳出でございます。ア、歳出の構成につきましては、性質別経費の状況、25年度と比較して投資的経費が大幅に増加しております。これは給食センター、消防庁舎及び宝町体育館の建設等の事業によるものであります。なお、義務的経費、その他経費には大きな変動はありません。下表に示すとおりでございます。

次に、12ページでございますが、イ、科目(款)別歳出決算状況を記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

次のページ、13ページでございます。

ウ、支出内訳でございますが、総務費、総務管理費、負担金、補助及び交付金、25年度と比較して大幅に2億5,017万9,000円、率にして319.6%増加した。これは主に繁藤、美良布、大栃における光ケーブル設置事業(超高速情報網通信整備事業)によるものであります。

次に、総務管理費、工事請負費でございますが、これは香北支所庁舎建設工事費であります。26年度は電気、機械設備に係る前払金であり、実質的な工事費については27年度に繰り越しております。

次の委託料でございますけれども、ここから次の14ページ、そして15ページの林業費、土木費につきましては説明を時間の都合で省略をさせていただきますので、詳細を見ておいていただきたいと思います。

次に、教育費でございますが、保健体育費、工事請負費、これは給食センター建設工事等によるもので、25年度と比較して大幅に3億7,215万3,000円、率にして227.2%増加しております。下の表に示すとおりでございます。

一般会計の歳入歳出決算状況を説明させていただきました。

続きまして、特別会計の決算について説明を行います。16ページをごらんください。

3、簡易水道事業特別会計でございます。決算収支の状況は26年度の歳入総額は6億4,214万4,000円、歳出総額は6億2,799万5,000円、実質収支は14万9,000円となっております。なお、一般会計からの基準外繰入金1億3,105万1,000円を除きますと、1億3,090万2,000円の赤字決算となっております。基準外繰入金とは、総務省通達の繰り出し基準内の繰入金を除く一般会計からの繰入金であります。下表の繰入金の欄に計上をしております。

次のページ、4、公共下水道事業特別会計でございますが、決算収支の状況でございます。26年度の歳入総額は5億5,606万3,000円、歳出総額は5億5,301万7,000円、実質収支は50万円となっております。なお、一般会計からの基準外

繰入金 752万5,000円を除きますと、702万5,000円の赤字決算となっております。

次に、5、特定環境保全公共下水道事業特別会計でございます。決算収支の状況でございますが、26年度の歳入総額は1億6,651万5,000円、歳出総額は1億6,608万1,000円、実質収支は11万円となっております。なお、一般会計から基準外繰入金643万7,000円を除きますと、632万7,000円の赤字決算となっております。

次に、19ページの6、農業集落排水事業特別会計でございます。

決算収支の状況ですが、26年度の歳入総額は2,914万8,000円、歳出総額は2,913万8,000円、実質収支は1万円となっております。これも一般会計からの基準外繰入金1,138万3,000円を除きますと、1,137万3,000円の赤字決算となっております。

次に、7、次のページですが、国民健康保険特別会計でございます。

決算収支の状況でございますが、26年度の歳入総額は39億3,467万3,000円、歳出総額は39億2,794万円、実質収支は673万4,000円であります。国民健康保険財政調整基金からの繰入金1億500万円を除きますと、9,826万6,000円の赤字決算となっております。

次に、8、介護保険特別会計でございます。26年度の歳入総額は31億8,272万2,000円、歳出総額は31億7,683万6,000円、実質収支は588万6,000円あります。

次に、9、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）でございますが、この表に記載のとおりでございます。

そして、10、24ページの後期高齢者医療特別会計でございますが、これにつきましても記載のとおりでございますので、見ておいていただきたいと思います。

次に、25ページで第3、財政構造の弾力性等、主要財務比率の年度別推移は次のとおりであります。財政力指数、実質収支比率、経常収支比率、公債費比率ということで計上をしております。財政力指数については0.29、非常に財政力が弱い市ということに位置づけられております。実質収支比率が9.1、経常収支比率が92.5、公債費比率が7.3となっております。右側に説明がありますように、実質収支比率、経常収支比率ともに、非常に厳しい状況が示されておりますが、今後の推移を注視する必要があると考えられます。

続きまして、26ページのむすびでございますが、平成26年度の一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入総額がさきにも申しました272億7,000万円、歳出総額が260億100万円、実質収支は9億4,300万円の黒字決算となっております。25年度の繰越金を控除した単年度収支の額は5億5,400万円の黒字となった。これは合併特例債を利用して市民の安心安全、子どもたちの食育など住民サービスの向

上を図るため、給食センター、消防庁舎、香北支所庁舎の建設を行ったものでありますが、実質的には市の起債なども含めた借り入れによるものであります。

今後とも地方財政対策に留意しつつ、より計画的な財政運営に努め、地域の活性化を図る積極的な施策実施に努められたい。また、職員の不祥事によりまして市民の信頼を著しく損なったことは、まことに遺憾であります。信頼回復のための業務改善を図り、住民本位の市政運営に努められたい。

最後に、市民がいつまでも安心して自分らしい生活を継続できるまちづくりと、香美市のさらなる発展を期待してむすびとする。

以上です。

次に、水道事業会計の説明を行います。

平成26年度香美市水道事業会計決算報告書の21ページの次の監査1を開いてください。よろしゅうございますでしょうか。21ページの次のページに掲載をしております。

平成26年度香美市水道事業会計決算審査意見書、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成26年度香美市水道事業会計の決算審査を実施したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

審査の概要、審査の対象、平成26年度香美市水道事業会計決算報告書。審査の期日または期間、平成27年7月13日及び29日。審査の場所は香美市役所5階監査委員事務局で行っております。4番の審査の内容、決算審査に当たっては、決算書類が関係法令に定められた様式に準じて作成され、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に示しているか等の形式審査と、経営分析及び内容が適正か等の実質審査を行った。また、公営企業の経営の基本原則である企業の経済性と公共の福祉の増進については特に留意して審査をしました。

次のページ、監査2のページでございますが、審査の結果、1、形式審査、決算書類は関係法令に定められた様式に準じて作成されており、経営成績や財政状況を適正に示しているものと認められる。

2、実質審査、(1)年度比較分析、ア、対前年度比、平成26年度決算と平成25年度決算の比較でございます。A、比較損益計算書、後ろに参考資料をつけておりますが、aの収益でございます。収益に関して、地方公営企業会計制度、以下会計制度と言いますが、の改正に伴い、みなし償却制度が廃止され長期前受金戻入が皆増となっている。長期前受金戻入は、償却資産の取得または改良に伴い、交付される補助金等について長期前受金として負債に計上した上で、減価償却見合い分を順次長期前受金戻入として収益へ計上することとなったためであります。

b、費用につきましては、費用に関して、減価償却費が大きく変動しております。前述と同様、みなし償却制度の廃止に伴うものであります。これは、償却資産のうち今まで償却していなかった補助金等の財源相当分についても償却することとなったためであ

る。しかし、これによる増額分は、長期前受金戻入として収益へ計上するため、みなし償却制度の廃止に伴う経常損益への影響はありません。また、原水及び浄水費、配水及び給水費は水源地や配水施設等の修繕費が増加したためであります。

c、経常利益・純利益・各種指標につきましては、営業収益が減少し、営業費用が増加したことにより数値が減少しております。

以上のことから、会計制度の改正により数値に多少の増減はあるものの、類似団体の平均数値程度であり、おおむね健全な水準を維持していると言える。

次に、Bの比較貸借対照表でございます。これも後ろに参考資料を掲載しております。aの資産でございますが、資産に関しては金額に最も大きな変動があったのは構築物で、これも会計制度の改正により、みなし償却制度が廃止され、それに伴い償却資産のうち、今まで償却していなかった補助金等の財源相当分についても償却することとなったため、固定資産の額が減少している。

bの負債ですが、負債全体の大幅な増は、会計制度の改正に伴って借入資本金が負債に計上されることとなったためであります。また、1年以内に返済期限が到来するものは流動負債、1年を超えて返済期限が到来するものは固定負債として整理されたためであります。

c、資本でございますが、資本全体の大幅な減についてもみなし償却制度が廃止され、資本剰余金に整理されていた償却資産の補助金等財源相当分について、長期前受金として負債に計上することとなったためであります。

d、各種指標につきましては、総資本回転率を除く全ての数値が低下をしております。

以上のことから、各項目の数値が大きく変動しておりますが、これは民間企業会計基準との整合性を図るための会計制度改正によるものであり、今後の動向を見守りたいと思います。

次に、Cの比較収益費用明細書、そして次のページのイ、直近5年間の推移でございますが、時間の都合で省略をさせていただきます。

3のむすびでございます。

平成26年度の予算及び決算から、会計制度の見直しによる会計基準が適用され、本決算も新基準によるものであります。この考え方は、公営企業を取り巻く環境の変化と民間企業会計基準との整合性を図るという点が大きな特徴となっております。会計制度の見直しにより、長期前受け金の計上や償却費等の増加により大きく数値は変わっておりますけれども、実質的な経営状況が悪化したわけではありません。今後、地震等災害に強い施設の確保を図り、財政基盤の強化と経営の効率化により、安全で良質な水の安定供給の維持に努められたい。

次に資料につきましては後に掲載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

水道事業会計の決算審査について報告を終わります。

次に、工業用水道事業会計の説明を行います。

平成26年度香美市工業用水道事業会計決算報告書の16ページの次のページを開いてください。監査1のページでございます。よろしゅうございますでしょうか。

平成26年度香美市工業用水道事業会計決算審査意見書、地方公営企業法第30条第2項に規定により審査に付された平成26年度香美市工業用水道事業会計決算について、審査を実施したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

第1、審査の概要、1、審査の対象、平成26年度香美市工業用水道事業会計決算報告書。2、審査の期日または期間につきましては、平成27年7月13日及び29日となっております。3、審査の場所は香美市役所5階監査委員事務局で行っております。4、審査の手続、この決算審査に当たっては、審査に付された決算書類が関係法令に準じて作成され、工業用水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係職員の説明を求めるとともに、会計帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施しました。

第2、審査の結果、1、決算諸表について、審査に付された決算諸表は、工業用水道事業の財政状態を適正に表示しているものと認められる。

2、むすびといたしまして、高知テクノパーク工業団地は、県内外企業を誘致し、新たな産業の育成を図る役割を担っております。工業用水の利用については、平成19年度以降実績がありません。今後は企業誘致の状況を考慮しながら、工業用水の利活用についての方向性を検討していく必要があると思われまます。

以上で工業用水道事業会計決算についての審査意見を終わります。

続きまして、1枚物の文書でございますけれども、平成26年度財政健全化判断比率の審査意見について説明を行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された、平成26年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について審査をしたので、その結果について次のとおり意見を提出します。裏面をごらんください。

平成26年度財政健全化判断比率の審査意見。

1、審査の対象、平成26年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。2、審査の期間ですが、平成27年8月17日。3、審査の概要、市長から提出された健全化判断比率及び算定基礎書類が適正に作成されているかどうかの主眼を置いて実施をした。4、審査の結果、審査に付された下記の健全化判断比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。また、全ての比率は早期健全化基準未満となっております。健全な財政運営が行われていることを示しております。

次に、もう1枚の文書でございますけれども、平成26年度資金不足比率の審査意見について説明を行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された、平成26年度の資金不足比率について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。裏面をごらんください。

平成26年度資金不足比率の審査意見。

1、審査の対象、平成26年度の各公営企業会計の資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類。2、審査の期間、平成27年8月17日。3、審査の概要、市長から提出された資金不足比率及び算定基礎書類が適正に作成されているかどうかの主眼を置いて実施した。4、審査の結果、審査に付された下記の資金不足比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。また、全ての比率は早期健全化基準未満となっております。資金不足額または資金剰余額の欄で、全て黒字を計上しておりますので、資金不足は生じていないという状況となっております。

以上で各会計の決算審査意見書の説明を終わらせていただきます。

お聞き苦しい点多々あったかとは思いますが、ご静聴ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 監査委員の説明が終わりました。

以上、複雑多岐にわたる一般会計、特別会計及び事業会計の歳入歳出決算審査意見書並びに財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について説明をしていただきました。そのご苦勞に対しまして一同にかわり敬意をあらわします。ありがとうございました。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、承認第12号及び議案第98号につきましては、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

これから、日程第4、承認第12号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成27年度香美市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 承認第12号について説明いたします。

承認第12号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

平成27年9月2日提出、香美市長 法光院晶一

専決処分事項、平成27年度香美市一般会計補正予算（第2号）

平成27年度香美市一般会計補正予算（第2号）

平成27年度香美市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億8,744万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年7月23日専決、香美市長 法光院晶一

今回の専決処分による補正予算は4月豪雨で国の査定が終了し、県の実施承認が得られた道路災害及び6月から7月にかけて発生した豪雨や台風災害の復旧工事で、早急に行う必要があるものを7月23日付で専決処分したので承認を求めるものです。なお、第1表、歳入歳出予算補正、4ページから10ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書、12ページから14ページまでと、次に、款項目節の内訳、15、16ページにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略させていただきます。

次に、11ページの第2表、地方債補正につきましては、公共土木施設災害復旧事業について3,580万円を増額しています。また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。なお、概要は議案細部説明書の別紙資料にお示ししているとおりでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長(石川彰宏君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、濱田百合子君。

○6番(濱田百合子君) 6番、濱田です。16ページでお伺いいたします。

災害復旧費、2項、公共土木施設災害復旧費の中で、13節、委託料、15節、工事請負費がありますけれども、この8,000万円の中で、細部説明書によりますと早急な対応が必要な道路災害が2件ということですが、その内訳費用の細分についてお伺いいたします。

○議長(石川彰宏君) 建設課長、井上雅之君。

○建設課長(井上雅之君) お答えいたします。

4月19日からの豪雨災害による災害におきましては、6月末査定を終了しております。そのうち道路災害2件、市道岡ノ内百尾線と大西線については、その後の雨で増破が見込まれるため、2件を早急に発注したいと思っております。また、あわせまして6月30日からの豪雨等災害についてですが、9月中旬査定予定でして、査定まで現場のほうは待てないということで応急本及び仮工事を計画しております。市道大谷線になります。続いて、7月16日からの豪雨等災害によりまして、それは10月中旬査定予定ですが、楮佐古線につきましても同じような形で現地のほうはもう待てないということ

で、応急本工事を予定しております。

以上、4件のほうを工事請負のほうで計画しております。

また、あわせまして5次査定分としまして、7月16日からの豪雨によります緊急査定等の委託設計業務のほうで、13節のほう委託料を1,000万円計上しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、承認第12号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第16、議案第98号、平成27年度香美市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 議案第98号、平成27年度香美市一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

平成27年度香美市一般会計補正予算（第3号）

平成27年度香美市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,089万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188億834万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成27年9月2日提出 香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、繰越額の確定による前年度繰越金の追加、7月の豪雨、台風災害に係る災害復旧費の追加等のほか、債務負担行為及び地方債の補正を行うものです。

なお、第1表、歳入歳出予算補正、3ページから9ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書、12ページから14ページまでと、次に、款項目節の内訳、15ページ

から36ページにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略させていただきます。

次に、10ページの第2表、債務負担行為補正につきましては、3事業を追加し、1,787万1,000円を増額しています。

また、11ページの第3表、地方債補正につきましては、7事業を変更し、限度額を24億2,119万8,000円としました。また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

なお、本年度の一般会計に係る市債の内訳資料につきましては、議案細部説明書の別紙資料にお示ししておるとおりでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。本案の質疑は歳入一括、歳出一括として行います。

まず、歳入の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 15ページでお伺いします。

使用料及び手数料のマイナンバーカード再交付手数料の2万円金額が計上されておりますが、まだ交付はしていないと思うんですが、その再交付手数料というのは、なくしたりした場合に再交付手数料がかかるよと、そういう想定のもとに計上されている額でしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 法改正の10月5日以降に通知カード等が送付をされ、すぐに再発行という場合もございますので、それを見込んだ手数料の額としております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） この2万円の積算根拠はどうなっていますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 見込みですのであれですが、まだちょっと手数料条例のほうをご審議いただいてないんですけれども、通知カードの再発行の手数料が500円、それから、個人番号カードの再発行の手数料が800円ということで、とりあえず件数的には見込みになります。通知カードで24件、個人番号カードで10件程度を想定して組んでおります。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 聞こえにくかったです。個人番号カードで2件ですか。そして、個人番号カードというのは、来年の1月の発行かと思うんですけど、それで間違いないですか。

もう1点、結局そしたらカードを紛失したりしたときに、再発行の手続に来た市民は

幾ら払うことになりそうですでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 聞こえづらくて申しわけございませんでした。

通知カードのほうを24件程度見込んでおります。それと、個人番号カードにつきましては1月以降の発行になりますので、それ以後に発生する再発行ということになります。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 結局なくして再発行に窓口に行った市民の方は、幾らその再発行の手数料として払うことになるのでしょうか。ちょっと今の説明でたくさん聞きましたので、わかりにくかったです。済みません。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 再発行の手数料は、通知カードにつきましては今計上を予定しているのが500円、それから、個人番号カードにつきましては800円ということになっておりますが、ここにつきましては、認証をつけるつけんとかいう部分で、手数料以外にかかる部分が発生する可能性がございます。

○議長（石川彰宏君） ほか質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 17ページの県支出金で農林水産業費県補助金の中の16節の高知県次世代施設園芸モデル事業費補助金、県からのマイナスということで、実際「当初計画していたハウス建設が困難となったため」と書かれていますけれども、どういう理由で。かなり精査して申請に至っていく方向と思うんですけども、困難な理由等についてお伺いします。それから、また今後の展開はどうなっていくのか、その点もあわせてお伺いします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

16節の高知県次世代施設園芸モデル事業費補助金で1億3,799万7,000円の減でございますけれども、須江地区のほ場整備の地域内におきましてこの次世代型のハウスを計画しておったものでございますけれども、中身が有機農業であったということによりまして、周辺の耕作者のほうから反対が起きました。以上によりまして、用地の確保が困難となり中止となったものでございます。

今後につきましては、現在のところ計画はございませんけれども、希望がありましたら随時対応はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかにございませんか。

8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 19ページの20款、諸収入の上段に生活保護費徴収金とし

て258万2,000円とございますが、細部説明書によりますと不正受給分の返還と
いうことですが、この258万2,000円は何件なのか、件数。そして、その不正受
給の中身といたしますか、内容についてお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

258万2,000円の内訳ですが、16名の方に対しまして支払いを催促している
ところなんです、主な理由といたしましては、就労収入の未申告ということになって
おります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 就労収入の未申告による不正受給ということですが、
不正受給というのはあってはならないことと思うんですが、その防止策というか、そ
ういうことはどういう取り組みをされておりますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 判明しました場合は、本人に対しまして口頭指導を
しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 判明前にはこの防止策というのはなかなか難しいんでしょ
うか。とっておればお答えください。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 担当のケースワーカーがその都度、訪問もいたしま
して指導をしておりますが、なかなかご本人さんに納得していただけないのか、未申告
のケースが相当あります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかにありませんか。

○議長（石川彰宏君） これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 21ページの5目、財産管理費の中の12節、役務費の
不動産鑑定手数料ということで、西庁舎の鑑定料ということですが、どういうことで鑑
定をするがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えいたします。

西庁舎の土地及び建物、教育研究所教育支援センターが入っている建物ですが、これ
は賃貸契約をして使用しております。以前、市役所側から所有者に購入の意思を伝えま

したが、売却の意思はないと回答されていまして。平成27年度賃貸借の契約に際して、所有者側から土地を整理したいと売却の意思があることを伝えられましたので、5月22日に管財課において直接売却の意思を確認し、その期日、希望する土地の価格の算定方法について、現時点による一定の方針を確認いたしました。土地、建物の価格算定、その他必要な調査等の作業を進めるための予算要求でございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） お尋ねします。

10ページ、債務負担行為補正なんですけれども、上から2つ目の香美市交流促進施設指定管理料、これは具体的にどこの話でしょうか。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ひょっと佐岡の件かふらっと中町の件かみたいな気がするわけなんですけれども、これとは違うがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 休憩にいたします。

（午前11時29分 休憩）

（午前11時45分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

物部支所長兼地域振興課長、舟谷益夫君。

○物部支所長兼地域振興課長（舟谷益夫君） この香美市交流促進施設につきましては、物部支所管理の施設でございました。申しわけございません。この場所は、大栃橋のたもとにありますレストラン、奥物部ふるさと物産館、それからテナントの施設がございますが、そこな施設の指定管理料3年分でございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ということは、バイクライダー交流宿泊施設の指定管理料も出てますよね。ということは、更新の時期が来ちゅうということでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 物部支所長兼地域振興課長、舟谷益夫君。

○物部支所長兼地域振興課長（舟谷益夫君） お答えします。

今年3月議会で指定管理者の指定について、議案として出しておりました。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はございませんか。

3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 33ページ、教育費の中の小学校費でございます。小学校施設整備工事でございますが、細部説明書の9ページのほうに山田小学校の正門等々と書いておりますが、その正門と教職員駐車場の代替に係るそれぞれの金額の内訳と、あと

職員駐車場の代替等という、どういうふうなことなのか、詳細わかりましたらお願いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

この駐車場の件ですけれど、市道新町西町線の延伸に伴い使用できなくなる教職員の駐車場ですが、それを代替地として校舎の南側に設置するということになっております。

内訳の件ですけれど、一括でこれは設計のほうをしますので、正門のほうと駐車場のほうと一本で金額を出しています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 32ページの9款、1目、常備消防費の19節ですが、災害対応型の給油所を整備ということですが、これはどこへ。新しく設置するのでしょうか、今あるところをこういうふうに対応していくのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 依光議員の質問にお答えいたします。

この補助事業は、現在営業しておる給油所が災害時、停電等が発生した場合にでも、継続して燃料が供給できるように自家発電設備を整備するもので、そのための費用を補助するもので、土佐山田町で1事業所が希望しておるということで、今回計上しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はございませんか。

12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎です。

21ページの企画費の中の11節、需用費、パンフレット等ということで、細部説明書を読みますと、物部地域担当地域支援員が作成予定の上葦生地域のマップということですが、そのマップをつくって配布するのか、その活用方法と。それから、今回上葦生地域ということで限定をされているわけですが、物部には槇山のほうにも地域支援員さんおいでますが、今後またそういった形をつくっていくのか、今後の状況などもお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

細部説明書にもありますとおり、今回、上葦生地域のマップを地域支援員が作成ということでございますが、その槇山地域の分につきましては昨年実はつくっておりまして、観光協会でありますとか、主要なところでお配りしまして大変好評を得たということで、今回は上葦生地域を作成するというようにしております。これは香美市の移住促進でありますとか、観光に向けた宣伝広告のためにつくるものです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 23ページでお尋ねします。

2款、総務費の戸籍住民基本台帳費ですが、その中の18節に備品購入費が295万6,000円計上されております。細部説明書を見てみますと、カードへの転出入等の印字システム購入、これに292万2,000円、またレジスター購入というのがありますが、こちらのほうはレジスターですのでマイナンバーと直接関係がないかもしれませんが、この印字システムの購入費の事務費は、国のほうから来ておりますでしょうか。その16ページの入のところにある社会保障・税番号制度システム整備費補助金550万円とか計上されておりますが、こういうところに交付金として含まれているのかどうか、お聞きしたいのが1点と。

それと同じく、細部説明書の6ページの戸籍住民基本台帳費で、DV等に対応するマイナンバー個人データ持込出張旅費とありますが、これはこういう関係者の情報をメールで送ったりしないで、直接担当課が持っていくということでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えします。

1つは、備品購入費のほうでございますが、印字システムにつきましては財源等の措置は現在予定をされておられませんので、財源はありません。

それと、旅費のほうについてですが、通知カードにつきましては、住民基本台帳の住所地のほうに送られることになっておりますが、特別な事情によってそこに送ることができない方の送付先を申請によって登録をすることになっておりますが、その分につきまして、人口2万人以上の市町村についてはデータを機構のほうに持ち込みということが決まっております、それも2名以上で持ち込むということが決まっております、そちらのほうの2名の旅費として計上させていただいています。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） そしたら、その個人情報を持ち込んで通知カードをそちらの最寄りの市町村のほうから本人に送られると、こういうことになるんでしょうか。それと、さっきの事務費の件ですが、そうしますとこれは全額一般会計からの持ち出し、何か後で補填されるとか、そういう予定はないのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） まず、2つ目の質問の経費の件でございますが、この印字システムを入れなくても手書きでも構わないということになっているんですが、とても書けるようなスペースはございません。もし書き損じになりますと、その場で交付ができないことになっていきますので印字システムを入れることにしておりますが、その経費について今のところ手書きでもよいとかいうことになっておりますので、交付をさ

れるという情報とかはございません。

それともう一つ、持ち込みの送付の件は。済みません。もう一度お願いします。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 通知カードを持って行くとかいうことじゃなくて、その方の個人情報を持って行って、そこの最寄りの市町村から当該地の当該者に発行されるということでしょうか。通知カードを持っていくわけじゃないんですね。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 失礼しました。通知カードが送られてくる前に申請の住所を変えて、機構のほうから発送になるということです。通知カードの発送前の作業ということになります。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 先ほどちょっと質問したことの再度というかあれですけども。

33ページの教育費の山田小学校南側へということでしたので、ちょっと今頭で思い描いてみますと、山田小学校の結局校庭を削るといようなことになるんでしょうか。あの二宮金次郎さんのおるところですね。あのあたりなのか、その辺をちょっと。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

駐車場の位置は、正門から校舎へ入る中央に歩道があります。その東面を駐車スペースとして使用します。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 9番。

22ページの16目、19節の補助金の内容をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 爲近議員、もう一度質問をお願いします。

○9番（爲近初男君） 22ページ、16目、19節の木質資源利用促進事業費補助金の内容。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

これ木質バイオマスの発電施設への未利用材の運搬車を購入したいということで、地域活性化の地域住民生活緊急支援交付金の中で地方創生先行型の上乗せ交付金。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 30ページの15節、工事請負費の説明の中に、「道路陥没による香北支所管内の市道維持補修工事300万円」とあるけれども、陥没ということは、きょう報告のあったこの報告第15号のところでしょうか。

それと、もう1点がその同じ枠の中の一番上の交通安全施設整備工事、それは交通安全施設設置に係るということですが、これについて詳しく説明をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） お答えします。

香北支所の300万円については、そのとおりでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 物部支所長兼地域振興課長、舟谷益夫君。

○物部支所長兼地域振興課長（舟谷益夫君） お答えします。

これは市道の道路縁にある民地の竹がございまして、竹林が、それが全部伐採されまして、今現在ロープで張ってありますが車が転落すると死亡事故につながるような高い場所ですので、補正によってガードレールを設置するという目的でございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田です。26ページで伺います。

26ページの3目の保育園費の中の11節、需用費と13節、委託料ですけれども、それぞれこの場所なのかをお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

11節の修繕費なんですけど、これは全保育所施設の整備等の修繕が、4月から7月までの4カ月間で緊急修繕が115万8,848円かかっており、残額としては84万1,152円となっています。施設自体も老朽化している箇所もあり、月平均が28万9,000円分の修繕費をとということで計上しました。

そして、委託のほうなんですけど、これは遊具の改修の分です。当初のほうで工事費のほうは組まれていましたけれども、設計監理費委託のほうは組まれてなかったために150万円を計上しました。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

34ページ、上のほうの13節、委託料、設計委託ということで49万8,000円組まれておりますけど、佐岡コミュニティセンターの用途計画検討委託業務ということですが、どのような検討を図っていくのか。2階等を使うような方向とか、いろいろさまざまな検討の中身があると思いますけれども、実際あの施設を有効利用していくため

に、どういう方向性なのかをお示しいただきたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） お答えします。

主に今後2階の施設を利用となると、都市計画法、建築基準法、消防法等というような制約がかかってきます。それに対する工事費、改修費ですね、その検討を願うということでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

そしたら、施設の中身をどうのこうのというわけじゃあなくて、その手前の都計法とか、そっちのくくりのことでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） ここにもお示ししてありますとおり、今後の用途の検討ということで、工事費等の検討になろうかと思えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑がないようですので、これで歳出の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第98号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は9月8日火曜日の午前9時から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

（午後 0時05分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 7 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 7 年 9 月 8 日 火曜日

平成27年第3回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成27年9月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月8日火曜日（会期第7日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	甲 藤 邦 廣	1 2 番	山 崎 晃 子
2 番	小 松 孝	1 3 番	山 崎 龍太郎
3 番	利 根 健 二	1 4 番	大 岸 眞 弓
4 番	山 崎 眞 幹	1 5 番	織 田 秀 幸
5 番	森 田 雄 介	1 6 番	比与森 光 俊
6 番	濱 田 百合子	1 7 番	依 光 美代子
7 番	村 田 珠 美	1 8 番	山 本 芳 男
8 番	小 松 紀 夫	1 9 番	島 岡 信 彦
9 番	爲 近 初 男	2 0 番	石 川 彰 宏
1 1 番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	西 本 恭 久
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由香理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	野 島 惠 一
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	中 山 繁 美	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
税 務 課 長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教 育 振 興 課 長	前 田 哲 夫
教 育 次 長	小 松 美 公	生涯学習振興課長兼少年育成センター所長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里

議会事務局書記 野口 恵子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成27年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成27年9月8日(火) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 7番 村田 珠美
- ② 12番 山崎 晃子
- ③ 15番 織田 秀幸
- ④ 5番 森田 雄介
- ⑤ 13番 山崎 龍太郎
- ⑥ 4番 山崎 眞幹
- ⑦ 6番 濱田 百合子
- ⑧ 9番 爲近 初男
- ⑨ 3番 利根 健二
- ⑩ 16番 比与森 光俊
- ⑪ 11番 依光 美代子
- ⑫ 19番 島岡 信彦
- ⑬ 14番 大岸 眞弓

会議録署名議員

11番、門脇二三夫君、12番、山崎晃子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(石川彰宏君) おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

7番、村田珠美君。

○7番(村田珠美君) 改めましておはようございます。7番、自由クラブ、村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問、プレミアム商品券について、地方振興の目玉とし、地方公共団体が実施する地域における消費喚起や生活支援対策として、本市も地元消費の拡大、地域経済の活性化を目的として、プレミアム商品券3万セットを販売しました。ワンセット8,000円で1万円のお買い物ができるとあり、とても魅力的な企画だと思いました。

そこで、①の質問です。

1回目のプレミアム商品券の予約販売では、応募予算額の半分にも達していません。この件についてお尋ねいたします。

○議長(石川彰宏君) 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長(佐々木寿幸君) おはようございます。プレミアム商品券について、村田議員のご質問にお答えいたします。

第1回目につきましては、5月25日から6月5日にかけて予約販売の受付を開始いたしまして、7月中に販売をしたものでございます。1,746人、1万2,977セットの申し込みをいただいた中、1,709人、1万2,751セットを販売いたしまして、発行総数3万セットの42.5%でございます。この時点では、今回のプレミアム商品券に対する認識がまだ市民の中に形成されていなかったことが主因と考えます。

以上でございます。

○議長(石川彰宏君) 7番、村田珠美君。

○7番(村田珠美君) わかりました。

では、続きまして②の質問です。

2回目の販売では、上限がなくなり高額の購入者がいたため、購入できなかった市民から不満の声を聞きました。この点についてお尋ねいたします。

○議長(石川彰宏君) 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長(佐々木寿幸君) お答えいたします。

1枚目の引きかえ数が42.5%だったことを受けまして、上限を撤廃いたしました。その後のメディア報道や1回目の購入者による口コミ等によりまして、プレミアム感が

強まったことを受けまして、午前中で全ての場所で完売をいたしました。ご質問のように、高額の購入者もおいでたようでございますけれども、中山間地域では、自動車等の交通手段を持たないご高齢の方が、近隣の方にお願ひしてまとめ買いをお願ひしたということで、まとめて購入された例もありまして、購入できなかった原因全てが高額の購入者によるものとの断言はできないと考えておるところでございます。

質問の中で購入できなかった市民から不満の声ということがありますので、そこを少し掘り下げてお聞きしたいと思っておりますので、反問権を申請いたします。

○議長（石川彰宏君） 反問権を許します。産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 反問権をお願いいたします。

まず、購入できなかった市民から不満の声を聞いたということでございますけれども、その市民の方、多分リサーチは当然されていると思っておりますが、1回目の予約販売をされたのか、そうでなかったのか、まずお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 私が聞いたところによりますと、1回目ははがきを出さなくてはいけないというふうなことがあったというのと、ちょっと様子を見ていたということと、プレミアム商品券自体がちょっとよくわからなかったというふうなことで、次に買おうというふうに思っていたそうです。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） ということは、1回目の権利は放棄されたということですね、みずからが。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 私はそういうふうには解釈しなかったのですが、素直なその方のお気持ちだと考えました。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 皆さんに行き渡るようにということで1回目は予約販売を行いました。それは100%の方が購入できております。そういうことを踏まえた上で2回目を行っておりますので、予約販売をされなかったということは、その方が1回目の権利はもう放棄されているとうちのほうは解釈いたしますが、そこはいかがですか。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 市民の方もたしか高知新聞の折り込みに入れてなかったでしょうか、その申込用紙。高知新聞をとってない方もいらっしゃいますので。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） これにつきましては、バリュー等のスーパーであるとか、今回の予約販売をされたところにチラシとかポスターを掲示いたしまして、皆さんに周知をさせていただきました。また、5月の広報香美によりまして、皆さんにも

周知をさせていただいた、その上での予約販売でございました。その辺についてのリサーチはいかがでしたでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 全ての方がそういったことを周知していたとは思いませんし、私のほうの耳に入ってきた方は、私もそこまでは詰めては聞かなかったのですけれども、1回目の方法については課長のおっしゃるとおりだと思います。しかし、それですぐにというふうに思わない方もいらっしゃると思いますし、また、お金が要ることでございますので、家族の方とご相談をすとかというふうなこともあったかと思ひますし、期間が長かったというふうなこともあるかとは思ひますが、1回目を買えなくてもまた2回目を買えるかなというふうな市民の方の考え方ではなかったでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） いつまでやってもあれですので。2回目においても3つの箇所、まず山田は9時半開始、香北、物部は10時から開始でしたが、11時ぐらいまでに来られた方については全て購入をされておるんですけども、そういう報告はいただいておりますが、その時間に間に合わなかったという方がおいでということ、うちのほうも把握しておるところでございます。

先ほどお話ししましたように、1回目の予約販売では確実に皆さん購入されておりますので、残念ながら今回購入できなかった方につきましても次回以降、プレミアム商品券は今回率が高いのであれなんです、もう今年で6年目になります。次回以降の販売には予約販売をお勧めしていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） その買えなかった方のことについてまた後で質問しようかなと思っておりますが、並んでいても購入ができなかった、こんなに早く売れるとは思わなかった、先ほど10時からというところもあったそうですが、思った以上に2回目はマスコミ等の宣伝等もあったり、口コミ等でやはりプレミアム率の高さということが市民の方にも周知され、高額の大口購入をされたという方も、まとめ買いではなくて中山間の方から頼まれたというふうなこともあったかと思ひますが、そういう方だけではないとも聞いておりますので、いろんな市民の方の考え方もあると思ひますので、次回にはまたそういったことも含めて、手紙のほうで予約販売のほうに殺到というか、25%では多分なくなると思うのですが、そちらのほうに移行される方もふえるのではないかなというふうに考えます。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） そのようにしていただければ非常にありがたいことです。もし、その予約販売が多数になった場合には、厳正な抽せんによりまして当選者を選ぶというふうな、今回高知市の商工会議所のほうでやりましたような方式も考え

ておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） それでは、続きまして③の質問をいたします。

2回目の販売日が8月10日でしたが、この日に定めた理由をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

この日に定めた理由といたしまして、多くの方が夏季休暇、盆休みに入る前のございまして、なおかつ、また今回の事業主体であります商工会が前日からの会場の準備等が可能な日を探りまして8月10日としたものでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） ご存じのとおり、8月15日は年金受給日の日で、今年は15日が土曜日でしたので14日の金曜日が受給日だったと思います。この8月10日を販売開始にしたことで、年金受給者の方々の中には受給日前のお金がないころだから買いたくても買えないとの声も聞きました。制限なしとはいえ、並んでいると自分の前の方が50万円とか10万円とか買うので、1万円の私は大変肩身が狭く恥ずかしくて嫌な思いをしたと、嘆いた高齢者の方がいらっしゃったという声も聞きました。年金が入ってたらもう少し買えたのにと話されていた方もいらっしゃいました。この点についての配慮はなかったものでしょうか。先ほどの説明等はわかりました。しかし、この点でちょっと質問をさせていただきます。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） さまざまな検討をいたしました。年金の受給者だけが購入されるわけではありませぬので、サラリーマンの方は20日とか25日の給料日という方はたくさんおいでます。そういう方も考慮いたしまして、お盆休みの前であれば、例えばガソリンであるとか、行楽のものであるとか、お盆のものであるとか、さまざまなものがこのプレミアムの商品券によって購入が可能になるということを検討いたしまして、この日に決定したものでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） この8月10日に決めたのはこういった形、先ほど言ったようなことで決めたそうですが、産業振興課の方とあと商工会の方で決めたのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） あくまで事業主体は商工会でございますので、商工会からの案に基づきましてうちのほうも加わって一緒に検討した結果、8月10日としたものでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 先ほどおっしゃっていましたが、給料日に合わせたということと、お盆休み等々のこともあるかと思いますが、やはり高齢者の方はすごくそういったことも楽しみにしていますし、年金暮らしだからというふうなことで少しでも生活の足しにしたいというふうなこともあったと思います。今回はプレミアム率が25%ということでたくさん購入した方々が、ふだんなら使用しなかったかもしれないお金をこういった形で使ってください、地域の活性化につながるということになったと思います。目的は達成したことにはなるのだろうとは思いますが、来年以降もこのような計画を、企画を考えていくのでしょうか。先ほどおっしゃっていたんですが、なおお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 先ほどお話ししましたように、1回目のほうで予約販売に来ていただければ、そういうふうな年金日も考慮したものでございますので1回目の分は、そのような形で購入していただきたいと考えております。

来年度以降でございますけれども、プレミアム商品券というのは毎年10%のプレミアム率を加えまして、その辺は市の単独事業として平成22年度から既に5年間実施をしてまいりました。今年が6年目でございます。予算のことをきちっと検討した上で、来年度以降についても要望はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 一時的な消費で終わるのではなく、定着と活性化をさせるためには独自性と継続性が大切だと思います。それにはプレミアム券以外の方法もあると思いますが、そういったことも含めて検討されていく予定はございますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 産業振興課といたしましては、現在のプレミアムの商品券の継続を要望していきたいと考えておりますが、今後、市の一つの政策としての提言ということは、現在のところまだ考えておりません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） ほかには考えていないということでしたが、お中元とかお歳暮のシーズンに、香美市のふるさと物産を企画して販売をするようなふるさと名物商品券、これはふるさと納税にもつながるかなとは思いますが、また、人間ドックの限定券とか、高齢者や子どもに対する限定券などのようなこともおもしろいのではないかと思います。今回の企画で初めに予約しておけばよかったのかもしれませんが、結果的にお金持ち優遇政策ではないかというふうな声を聞くこともありました。次回、計

画するときには、また市民の声をより広く聞いていただいて、市民が利用しやすくよかったと思えるような企画内容を検討していただけたらと思います。

それでは、次に大きい2番のキャリアチャレンジデイについて質問させていただきます。

昨年に続き、よってたかって地域が育てる教育、香美市のキャリア教育が今年も10月31日土曜日に計画、実施される予定となっております。平成25年度からの県教育委員会のキャリア教育推進地域事業の3年間指定の3年目となるわけですが、企業参加については昨年度に続き2回目となります。昨年度この企画を聞いたときは、どんなだろうと少し不安もありましたが、当日参加させていただき、この企画は大変おもしろいと思いました。昨年度の結果を記載したパンフレットには、中学生は大人社会の職場をどういうふうに見ているのか。また、企業の方々のこういう思いでこの仕事をしているという声などがあり、子どもたちは身近で将来を考える機会になり、中学生も企業の方々もお互いに生の声が聞けて、また答えが返ってくることは本当におもしろく、ともに学び理解し合える有意義な事業ではなかったかと思えます。

そこで、①の質問です。

昨年課題への対応として、生徒の学年に応じた学習活動をどのように計画したのかお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 村田議員のキャリアチャレンジデイについてのご質問の中で、昨年課題への対応として、生徒の学年に応じた学習活動をどのように計画したのかという質問にお答えをいたします。

実施2年目となる本年度は、各学年の学習内容の充実を一番の改善点としています。そのため、8月の教職員の夏季研修では、中学校教員を対象に再度キャリアチャレンジデイの趣旨と運営に関して詳細の説明を行いました。講師も招聘し、事前学習の進め方、当日の流れと授業への協力の仕方、事後学習について確認を行いました。また、3校で学年ごとに分かれ、模擬授業も行って、各学年の事前学習と事後学習についてさらに協議を深め合いました。今年度は、各学年に応じた目当ても設定して取り組むようにしているところです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 模擬学習をされたということで、どんどん中身が濃い計画になっているのかなというふうに思いました。

続きまして、②の質問に移らせていただきます。

保護者の参加を呼びかけをするということについて、昨年はキッズチャレンジデイと同日進行となり、保護者の参加も両方に子どもさんがいると参加ができなかったことが課題となっております。小学校と中学校は別日程での開催となるのでしょうか、お尋

ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

小学校と中学校の日程のことですけれども、実は、このことは昨年度の一番大きな反省点でした。今年度のキャリアチャレンジデイは、小学校のキッズチャレンジデイと重ならないように、全部別の日に設定をしております。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 中学校は10月31日ですが、小学校は決まっていたら教えてください。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 小学校のほうは、10月、11月を中心にして、各学校ができるだけ別の日になるようにとっています。全部土曜授業ですので、土曜ごとにみたいなことで、それぞれが計画をしているところです。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） わかりました。それぞれの学校にまた見学に行けるといふような配慮をととてもありがたく思います。

保護者の方々のサポーターは、一般のボランティアの方々と比較するとどんな割合でしょうか。およそでいいので、わかっていたら教えてください。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 中学校のほうにつきましては、キャリアチャレンジデイのほうは、昨年度は会場があふれるかなということもあって若干絞り込んだとか、積極的に見てくださいという呼びかけをしなかったのが、そんなに多くはありませんでした。キッズチャレンジデイの各校は、地域とともに行うようなことを計画してやっているの、これは各学校で大変多く参加があったところです。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 昨年度はわかりました。

今年はまだこれからということで、一般のボランティア参加の方が昨年度よりちょっと少ないかなというふうに思ったんですけれども、保護者の方もその中にたくさんいらっしゃるのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） キャリアチャレンジデイに絞り込んでお答えをさせていただきます。工科大で行うキャリアチャレンジデイのほうにつきましては、保護者の方の参加のことでよろしいですか。

（7番、村田珠美君、自席から「はい」と発言する）

○教育長（時久恵子君） 昨年度のキャリアチャレンジデイの場合は、実は会場の中を写し出す映像を外へ、食堂の前に用意をしたのです。そこで見ていただくのに、会場

の前で広い場所なのですけれども、果たしてそこが適切かどうかということが去年はちょっとはかりかねて、そういう意味で保護者の方に大いにおいでてくださいという呼びかけをしなかったところでは、昨年やってみて、そこが見る場所として最適であるということをおもいましたので、今年保護者の方々でおいでることができる方は、その映像を通して工科大の中の様子も見れるし、それから、各ブースにつきましては入っていただいで見ていただいで構いませんので、保護者の方には呼びかけをしているところでは。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） わかりました。それでは、③の質問では。

企業参加が昨年度より減少したと聞きましたが、その理由はどんなことでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

参加の企業は昨年度より減少しています。昨年度は31の授業を行っていただきましたが、その場合、1つの会場を2分割したり、それから、食堂に3つのところが入って授業をしていただいたり、教室でないところを使用したりして無理をした面がございました。今年度は、1教室1授業を基本に工科大学の教室の調整をしたため、参加企業、団体を22に絞らせていただきました。しかし、計画後、工科大学には土曜日の授業も少しございまして、その工科大学の授業の関係から、今年も1教室で2企業の授業になってしまったところもあって、教室数の確保をすることが、あの広い工科大であってもやっぱり課題となっているところでは。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） よくわかりました。④の質問では。

昨年にない新たな取り組みがありましたら教えてください。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 昨年度にない新たな取り組みとしてですけれども、本年度はキャリアチャレンジデイの内容の充実を目指しておりまして、流れ的なものについては、新たな取り組みは考えていません。藤原和博先生による全体授業のテーマは昨年と同じではいけないので、これは新しいテーマに変えています。それから、中学校の教職員研修を充実して、特に中学校2、3年生の教員には、昨年度の取り組みを継続、発展させるよう説明を加えて充実をさせようと思っていることが主な改善点では。2年目のキャリアチャレンジデイを充実させるために、現在、運営面でうまくいくようにということをお一番の主眼点にして計画を進めているところでは。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） わかりました。

このキャリア教育は、将来子どもたちが仕事を選ぶ中で身近な情報提供の1つになると思ひます。自分の将来を考へるすごくよい機会になるかなと思ひます。昔、自分たちのころは身近な職業、自分が知っている範囲内の職業でこういっただことにつきたいとい

うふうなことがあったんですけれども、本当にチャレンジデイは知らないことでもここで知ることができますし、いろんなことにチャレンジできそうなどいうことを子どもたちに与えるすごくいい企画だと思います。最近は一度就職してもやめてしまい、フリーターやパート、アルバイトなどの仕事についている若者の話を聞きますと、再就職しても、仕事をする気があってもなかなか正社員にはなれないと、生活が苦しいとも聞きます。それには、さまざまな職業がある時代だからこそ悩むというふうな子どもさんもいました。

担当の先生方のご苦勞も多いことと思いますが、この取り組みは香美市で育って香美市に定住してくれる子どもたちが、1人でも増加することにつながると願って応援をしていきたいと思います。今年もこの企画に期待をしていますし、応援をしております。

それでは、次の質問、大きな3番目の質問に移ります。

子どもたちを守るために地域でできることについて、毎日のように新聞やテレビ、ラジオ等さまざまな報道の中で殺人事件が後を絶ちません。また、新聞を見たりニュースを聞くのが嫌になるという声が、あちらこちらから聞こえます。そんな中、またしても夏休み期間中に大阪府寝屋川市で中学1年生の2名が犠牲になり、とうとい命が奪われるという最悪なつらくて悲しい事件が発生をいたしました。また、先日も新聞に記載されておりましたが、「斉藤さん」などという、今少年の非行などはスマートフォンなどのインターネットにより、大人が考えがつかないようなことが起きているようです。子どもたちは、場所はどこでも時間の関係なく、ラインなどで友達とつながっているので安心をしているのでしょうか。

今回は深夜徘徊の面で、地域でできることについての質問をさせていただきます。①の質問をいたします。

夏休み中に深夜徘徊などで補導された子どもたちはいますか、お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（久保和昭君） お答えします。

残念なことですが、香美市内において夏休み期間中に深夜徘徊で補導された子どもは1件（後日、「少年は17件」と訂正あり）ございます。ちなみに、深夜徘徊とは、正当な理由がなく夜10時以降朝4時までの間に徘徊することです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） では、②の質問に移ります。

場所と人数はということで、先ほど1件というふうなことがございましたが、場所をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（久保和昭君） お答えします。

プライバシー保護の観点から、7月に土佐山田町内で1名（後日、「7月を削除しま

して、土佐山田町内で17名」と訂正あり)です。

以上です。

○議長(石川彰宏君) 7番、村田珠美君。

○7番(村田珠美君) 続けて質問をさせていただきます。③の質問です。

どういう理由で深夜徘徊をしていたのか、把握されておりますでしょうか。

○議長(石川彰宏君) 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長兼少年育成センター所長(久保和昭君) 深夜徘徊の理由は、家庭不和(後日、「家庭不和と夏祭り後の夜遊びということで、コンビニと路上で補導された」と訂正あり)というふうに伺っております。

以上です。

○議長(石川彰宏君) 7番、村田珠美君。

○7番(村田珠美君) 家庭不和というふうにその方がおっしゃったんだと思いますが、私が調べた情報では、夏休み中、7月の終わりぐらいに5件、8月中に12件、計17件の補導があったと聞いております。場所等はコンビニとか道路というふうなことだとは思いますが、先ほど所長が土佐山田町内というふうなことでお話ししていただきましたが、こういった場合に見かけましたらどのような対策をとっているのでしょうか。

○議長(石川彰宏君) 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長兼少年育成センター所長(久保和昭君) 今回お話ししました案件は、香美署に児童保護をしたという案件でございまして、警察のほうは保護者を呼び注意指導したということです。また、少年育成センターにおきましても、夜間巡回しまして補導をしておりますが、注意喚起するというところでございます。

以上です。

○議長(石川彰宏君) 7番、村田珠美君。

○7番(村田珠美君) 先ほど所長のほうから深夜徘徊のことについて少し触れていただきましたが、高知県青少年保護育成条例では、第19条第1項に、「保護者は、通勤、通学等正当な理由がある場合を除き、午後10時から翌日の午前4時までの間に青少年を外出させてはならない。」また、第2項には、「何人も、保護者の委託を受け、又は承諾を得る等正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。」とあります。

寝屋川市の子どもたちもコンビニの前の椅子に腰をかけたりして滞在をしておりました。複数の大人がその姿を見ております。そこで誰かが警察に通報して、子どもが深夜徘徊をしていますよというふうなことで電話をしてくれていたなら、2人は先ほど所長がおっしゃったような方法で自宅に帰ることができたと思います。そう思うとすごく悔やまれてなりません。救うことができた命だと私は考えます。子どもたちも大学進学や就職などで都会へと新たな道へ進んでいきます。今回の火事は対岸の火事ではないという声も多く聞きます。

そこで、④の質問です。

深夜徘徊をしている子どもを見かけた場合は、見かけた大人が理由を聞き警察などに通報すれば、寝屋川市のような最悪の事態を防ぐことが可能だと思います。このように、大人が子どもを見守ることを広報などで定期的に啓発していくようにしてはどうか。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（久保和昭君） お答えします。

少年育成センターだよりを年4回発行し、青少年の健全育成に関する啓発情報記事を広報しています。なお、この6月発行の育成センターだよりには、深夜徘徊についての啓発記事も掲載したところです。また、香美地区地域安全協会では、広報香美に「地域安全ニュースかみ」を掲載しまして、地域で子どもを見守るための啓発記事「子どもを不審者から守ろう」などを掲載し、注意喚起をしてきました。今後も広報啓発活動をより積極的に実施するとともに、関係機関との情報交換、連絡調整を行いまして、青少年の非行防止、被害防止に向けた地域ぐるみの運動の機運の醸成を図っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 今回のこの寝屋川市のような最悪な事件の話をあちこちでお話をする機会があったり聞いたりする中で、深夜徘徊についてこういった条例があるということを知らない大人の方もたくさんいました。見かけたらこういうことだから注意をしてねっていうふうな話をしたんですけれども。日ごろから担当課の方々や地域の見守りのボランティアの方々は、本当に子どもたちのために頑張ってくださりありがたいことだと思っております。おかげさまで大きな事件もなく、安全が保たれていると思います。定期的っていうのは、夏休み、春休み、冬休みの前に深夜徘徊をしないはもとより、深夜徘徊をしている子どもさんを見かけたら、自宅にすぐ帰るように注意をしましょうとか、また、警察にお電話をくださいというような協力の声かけなどを、先ほどいろんな内容で啓発をしてくださっているというふうなことも聞きましたが、広報の中で地域安全課の方が書いてくださっているのも見ております。特にこういった休み前っていうのは、子どもたちはもう気が緩くなり深夜徘徊をする、また、保護者さんのほうも少しぐらいならいいだろうというふうなこともあったりして、長くなったりすることがあると思いますので。大体子どもさんはそういうときによく集まる場所、コンビニ等に香美市の場合はなると思います。カラオケのほうはきちんと10時以降は同伴でもだめですよというふうなことを書いて掲示もしてくれておりますので、そういったところに深夜徘徊はやめようというふうなポスターとか、また対応を関係機関の方々と連携して、掲示なりこういったことを見かけたらそういう指導をしてください、または警察のほうに連絡をしてくださいというふうなことで協力依頼をしてはいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（久保和昭君） お答えいたします。

さきにも答弁しましたとおり、広報啓発活動も重要ですが、ご指摘のとおり、青少年の非行防止、被害防止に向けた地域ぐるみの運動が重要視されていますので、今後も高知県の精神、いわゆる高知県は家族だよという、地域ぐるみで大人が青少年の育成を図っていく必要があるかと存じます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） ぜひそのようにお願いいたします。

今回は深夜徘徊を重点的に質問をさせていただきましたが、以前、物部川の水が大雨で増水して、流れも大変急な町田橋付近で遊んでいる十数名の、10名ぐらいだったと思いますが女子中学生を見かけました。一人で注意をしようかなと思いましたが、もし何かあっては大変だと思い、警察に電話をして来ていただくようお願いをしました。私はすぐその場所に行ったのですが、子どもたちは「滑る、流されそうや」とキヤーキヤーと、流れが速いので友達にしがみついたりして、子どもたちは楽しそうに遊んでおりました。「こんな増水した川の急流で遊んでいると、流れて溺れて大変なことになるよ」というふうに言うと、「大丈夫で。おもしろい」と言ってなかなか出てきませんでした。そこで、「やめて出てきなさい」と言うと、「おばちゃん、何で必死になりゆうが」とその中の1人に言われました。川から出てきた子どもたちに危険な理由を説明していると、ふーんと言って聞いてはくれましたが、そこへちょうどパトカーが到着してくださり、注意をしてくださって、子どもたちは洋服を着がえ、話をして帰るといふふうに納得をしてくれたんですが、最後まで私も心配なので帰りを見届けたということです。おうちの方からは水が出たら川へ行かれんとか、そういった話は全く聞いたことがないというふうなことで、ただ単なるおもしろそうやからというふうなことで、泳ぎに来たというふうなことを言っていました。今年の夏にも物部川で少年が泳いでいて溺れて亡くなるという事故があり、そのことを思い出し、当たり前なことがなかなかわかっていないということがございます。

このように、なぜ、どうしてと思うような事故、事件が多発しているように思います。子どもたちは自然の中で遊ぶ機会も少なくなり、危険に対する考え方がとても甘くなっております。深夜徘徊する子どもの中には、家での居場所がない子どもや、単なる好奇心で出歩く人、危険感のない子どもたちが多いたと思います。そんな心情の子どもたちに寄り添うことはもちろんでございますが、薬物やインターネットの恐怖とともに、自然の中での危険や生活の中での危険性も教えていく必要があるのではないかと思います。

地域の方々は日ごろから見守りやご指導をしてくださり本当にありがたく思います。先ほど所長も答弁でおっしゃっていただきましたが、今後、なお一層そういったことで地域でできることは何かということをお話をしてくださり、また、子どもたち

の身を守るための本当に防止力の強化になると思いますので、よろしく願いをいたします。今回はこのことを申し添えて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君の質問が終わりました。

次に、12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。質問の前に、日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して一言申し上げます。

8月31日、千頭洋一議員が他界されました。突然の訃報に接し、驚きと寂しさを禁じ得ません。千頭さんは私たちにとって頼りがいのある人でした。陰になりひなたになり、常に私たちを励まし温かく指導してくださいました。今後、私たちは千頭さんの教えを守り頑張っていかなければと思っています。千頭さん、長い間お疲れさまでした。そして、ありがとうございました。どうか安らかにお眠りください。

お時間をいただきましてありがとうございました。

それでは、質問に移らせていただきます。

私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、今後の物部地域と支所機能に関して、米軍機の低空飛行に関して、木材住宅支援事業に関して、希少植物ユウスゲの保護に関して、臨時職員・非常勤職員等の生理休暇に関しての5項目を一問一答でお伺いいたします。

初めに、物部町の今後及び物部支所に関してお伺いいたします。

町村合併して、香美市になって早いもので10年を迎えようとしています。この間の人口について調べてみますと、旧3町村の広報と合併前のこうほく3町村合併協議会の資料によりますと、数字の違いはありますが、平成18年の合併直前の本市の人口は3万1,175人となっていました。しかし、平成27年8月1日現在は、2万7,035人となっています。その中でも特に物部町の人口減少が著しく、同じく合併前の合併協議会の資料によりますと3,152人だったのですが、現在では2,094人とこの10年間で1,000人以上の人口減になっています。このような人口減少、地域衰退の中でも本市はさまざまな取り組みを行い、地域の要望に応える努力をしています。なかよし、あけぼの両保育園の建設を初め、本庁舎、香北支所庁舎、宝町体育館、土佐山田学校給食センター、香美市消防庁舎等の建設が行われ、来年には物部支所庁舎も完成することになっています。また、物部地域では、ヘリポートの整備が進められており、ヘリコプターによる救急搬送の体制が整いつつあります。そして、昨年からは、デマンドバスの運行も開始されました。人口が減り、衰退する中でありながら、このような取り組みを実行していただけることに対し、地域の方々は心から喜んでおられますし、多くの方から感謝の声をお聞きしています。

しかし、山での暮らしには数々の課題や困難があります。飲料水の確保は生命にかかわる大問題ですが、蛇口をひねれば常時きれいな水が出てくる水道水とは違い、大雨が降るたびに濁水に悩まされる地域や、水源地への山道が遠く危険であるなど、大変な思いをしながら飲料水を確保しています。野菜をつくれれば鹿やイノシシ、猿などの野生鳥獣に食い荒らされ、対策を講じないと基幹産業であるユズ栽培にも大きな被害が出ます。また、近年の山の荒廃は深刻で、土砂災害の原因となるなど、国の政策で植林した杉やヒノキは木材の輸入化などにより、抜去期を迎えても手つかずのまま放置されているのが現状です。高齢化で耕作放棄地はふえる一方です。このような物部の現状をもとに3点お伺いいたします。

①、物部の今後についてお伺いいたします。

私は、地域を訪問するたびに人が減っていく様子や暮らしの状況などを見聞きしていますが、山間地域の方々からは、あと5年、10年したらこの地域には人がいなくなるとの声を聞きます。また、何とか活動ができていく地域でも、自主防災組織の活動や有害獣対策などは、過疎や高齢化で今後対応が困難になるとの声も聞きます。自治会長や民生委員などのなり手がなく、苦勞しているとも聞きます。このような現状の中で、近年はさまざまなことに地域で取り組まなければいけない状況がふえたと感じている人もおられます。

また別の方は、地域の取り組みは限界が来ている、厳しい地域の実態を市は把握しているのかと疑問を投げかけ、地域の将来に不安を募らせる方もおられます。このような深刻な状況、そして、住民の皆さんの疑問や不安に対し、どのような認識をお持ちでしょうか。また、今後、衰退していく地域や集落に対し、どのような対策をお考えかお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 物部支所長兼地域振興課長、舟谷益夫君。

○物部支所長兼地域振興課長（舟谷益夫君） それでは、山崎晃子議員の①、物部の今後についてのご質問にお答えいたします。

物部の今後について、どのような認識であるかということにつきましては、現在、策定中の香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンの中で、将来人口の推計がなされております。先ほど山崎議員から、合併して現状までの人口の推計はそのとおりだと思えます。

それから、物部町の将来人口の推計では、今の状態が続いていけば、25年後の2040年には総人口が816人、45年後の2060年には現在の367人まで減少するという推計になっております。また、年齢別比率を見ても、高齢者人口比率が現在56.6%から、2040年以降は60%を超えるという推計になっておりまして、このままの状態で推移すると思えば、大変厳しい状況であると認識しております。

この厳しい状況に対しまして、策定中の地方創生総合戦略のほうでも、地域の担い手確保に重点を置いた移住、定住への取り組みを進めることや、現在、福祉事務所が住み

なれた地域で安心して暮らすためのあったかふれあいセンターの機能強化などに取り組んでおります。ほかにもまちづくり推進課におきましては、移住促進対策として空き家バンク、移住定住交流センターの設置など行っております。また、国の集落支援制度や地域おこし協力隊の制度を活用した香美市の地域づくり支援員を、町内10地域における実情に応じた水源管理など、各種支援や広報配布時において、地域の見守りなどを行うため3人を派遣しております。そして、集落維持の仕組みづくりを目的とした集落活動センターの設立に向けた取り組み支援なども進めております。

支所としましても、各関係課と連携しまして、物部町内の集落維持に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） このままいったら大変厳しい状態になるということで、支所長のほうもそういった認識をお持ちということでお聞きいたしました。

もちろん、あったかふれあいセンターとか、それから、地域支援員さんとか、そういった活動ももちろん大事です。ただ、私、先ほど言いましたように、この集落の中で自主防災組織の活動とか有害獣対策とか、そういったことへの不安とか、自治会長さんや民生委員さんのなり手がいないという不安、やっぱり地域地域のそういった悩み、あるいは不安、課題というのを一つの集落で調査をされて、そういったカルテというかそういうものにしていて、そこに適切な対策を講じていくということも大事ではないかというふうに考えますが、その点についての見解をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 物部支所長兼地域振興課長、舟谷益夫君。

○物部支所長兼地域振興課長（舟谷益夫君） その辺の把握につきましては、物部町の区長会などで地域の要望や心配事、それから、日ごろからの要望を受けまして対処しゆうところがございます。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 対応をしてくださっているということですが。なお、そういった一つの、その地域でどういったことの課題があるかっていうものをまとめるカルテみたいなようなものもつくっていただいて、それをどういうふうに、それが経過をしていっているのかというふうなことも見えてくるのではないかと思いますので、その辺も今後考えていただきたいと思いますが、その点についてお願いします。

○議長（石川彰宏君） 物部支所長兼地域振興課長、舟谷益夫君。

○物部支所長兼地域振興課長（舟谷益夫君） 山崎議員の提案はいいと思いますので、ちょっと検討していきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） そしたら、②の質問に移ります。②は物部支所についてです。

先ほども述べましたが、来年は物部支所庁舎が完成する予定になっています。支所は本庁舎まで出ていくことができない高齢の方々にとって身近な行政機関であり、支所で全ての用事ができるように機能の充実を望む声があります。また、支所は防災の拠点であり、物部地域の安心・安全の核ともなる存在です。建設される支所は、公民館活動や図書館も併設され市民の交流の場になるものと思います。支所の建てかえを機に、今後の支所機能に関して職員の配置を含めどのような構想を持っているのか、お聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 物部支所長兼地域振興課長、舟谷益夫君。

○物部支所長兼地域振興課長（舟谷益夫君） 物部支所についての質問にお答えいたします。

物部支所庁舎は来年12月完成、新庁舎での業務開始は平成29年1月初旬を予定しております。今度の支所庁舎は、現在ある開発センター物部の機能や図書館を併設した複合施設であります。本地域のまさしくにぎやかに集える市民の交流の場になる施設であり、耐震、防災、備蓄倉庫も備え、避難所としても併用できる安心・安全な防災拠点になると考えております。

職員配置につきましては、現在の支所職員、産業振興課の林政班、教育委員会物部分室、計19名が配置される予定だと考えております。

支所機能につきましては、各種相談、手続など、できる限り支所で用事が終えられるよう、今後も本課と連携して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 支所が新しくなりますので、職員さんの配置っても19名が予定だということを知り、予定ですのではっきりということではありませんでしたが、平成26年度の主要な施策の成果説明書によりますと、物部支所のところですが、「職員配置数の度重なる削減により、各職員の業務がさらに多岐にわたってきている。各班や各係間の調整と本課との連携を密にし、事務分担の見直しや受付要領の作成、各種研修等を通して円滑な業務の遂行と住民サービスの維持ができるようにする必要があるが、それも限界がきており、今後、住民サービスの低下が危惧される。」と指摘されています。もうこれ以上減ると住民サービスの低下につながってくるというふうな課題が出されているわけですが、このことを踏まえて、支所長の段階でこれは19名継続していくってことは言えないと思いますけれども、こうした住民サービスの低下が危惧されるということが指摘されておりますので、このことも踏まえて再度のご見解をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 物部支所長兼地域振興課長、舟谷益夫君。

○物部支所長兼地域振興課長（舟谷益夫君） お答えいたします。

確かに、合併の時点では支所職員というか支所への職員が36名、それから、今19

名ということで約半数近く減っております。確かに主要施策でも出たように、職員が減ってする仕事は同じ、もしくはそれ以上ということで大変な時代になってきておりますが、それは創意工夫によって職員が減少しても市民の方に迷惑をかけないように努力して、今後も業務に務めなければならないと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 職員が減っても創意工夫をしてというお話がありました。創意工夫できるところはそうしていただいたらいいかと思えますけれども、この物部の地域は大変広い地域でもありますし、やはり職員さんが減ることに関しては、防災、災害の面でも非常に不安な思いをされるわけです。2年前でしたか集中豪雨があったときに、職員さんが歩いて食料品を届けてくださったりってということで、本当に職員さんがいてくれたからよかったという、そういうお声もお聞きするわけです。ですから、創意工夫してできる部分と、やっぱりそういった命を守っていくっていったところでは、職員さんの力というのはすごく大きいものがあるかと思えますので、私としてはこれ以上職員を減らして、そういった不安な思いを市民の方が持つということは避けていただきたいというふうを感じるわけですが、人事のことに関しては総務課のほうになるうかと思えますが、そのあたりを踏まえて総務課長、ひょっとご見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 山崎晃子議員のご質問にお答えしたいと思います。市職員の職員数の確保をお願いしたいということでございます。

物部支所長のほうからも答弁させていただきましたが、今後の支所のあり方につきましては、十分議論していかなければならないというふうに思っております。事務の改善であるとか、本課との連携が十分機能するような方法を見出していきたいというふうに思います。また、ご指摘のあった災害時とかいうときになりましたら、オール香美市で対応していくというような考えを持っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） それでは、次の質問に移ります。③、地域担当職員制度についてお伺いたします。

物部町には合併前から地域担当職員制度があります。現在も継続して活動しているとお聞きしています。過疎、高齢化で行事もままならない状況となっている地域もあり、市役所の職員が来てくれることは大きな安心につながると、地域担当職員制度に期待する声も聞かれます。

しかし、通常の業務の合間に担当地域を訪問している状況では、十分な活動ができていないのか不安に思います。限られた職員数で何とかやりくりをしながらの活動であり、

克服すべき課題も多いとは思いますが、自治会や各地域の防災組織、地域支援員さんなど地域の方々の協力をいただき、この制度を充実させていくことなども検討すべき時期にきているのではないのでしょうか。これまでの活動状況をお聞きしますとともに、今後どういう方向を目指しているのか、お聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 物部支所長兼地域振興課長、舟谷益夫君。

○物部支所長兼地域振興課長（舟谷益夫君） 地域担当職員制度についての質問にお答えいたします。

地域担当職員制度は、合併以前の旧物部村におきまして、地域の実情を知ることによって業務のスムーズな進行と災害時の危機体制にも対応できるようにと取り組みを始めた制度を、合併に対します不安解消の一環とすることも含めまして、香美市役所物部支所として業務を継承し、日常業務のスムーズな運営と住民が安全で安心して住める地域づくりを図るため、職員が地域に足を運び地域の実情を把握し、地域住民とのコミュニケーションを図ることを目的としまして、物部支所管内の業務として取り組んでいます。

平成18年度以降の実施状況ですが、これは訪問回数です。平成18年度33回、平成19年度35回、平成20年度57回、平成21年度92回、平成22年度39回、平成23年度10回、平成24年度15回、平成25年度23回、平成26年度9回となっております。平成21年度までは1班3名体制、平成22年度から平成25年度までは二、三名体制でした。しかしながら、昨年度は1班2名体制で10班編成での実施となり、本来の支所業務に支障が出ないよう各班で調整し実施する予定でしたが、十分な活動ができませんでした。本年度は、職員数から1班一、二名体制で10班編成での実施を予定しておりますが、実情は本来の支所業務等に支障がありまして、従来の訪問によります活動ができにくくなっている状況にあります。

今後は、今以上に自治会長、民生児童委員、地域づくり支援員など関係機関の協力を得て、地域の実情を把握するとともに対象者宅を訪問することが困難な場合は電話などを活用しまして、業務方法を検討して、できる限りこの制度を継続していかねばならないと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） できるだけ継続をしていかなければならないというお言葉をいただきました。本当に少ない人数の中でやりくりをしながらということで、ご苦労も多いかと思っておりますけれども、ぜひ続けていただいて、地域の実情の把握と市民が安心・安全に暮らせるようにってということで、継続をしていただきたいということを申し上げまして次の質問に移ります。

次に、米軍機の低空飛行に関してお伺いいたします。

さきの3月議会では、米軍機が間近に飛行する実態についてお伝えし、幾つかの質問をさせていただきました。担当課長からは誠実な答弁をいただきました。そして、関係

地域への音量測定器も近日中に設置される予定と聞きました。速やかな行動に心より感謝いたします。しかし、残念ながらいまだに低空飛行がやまる気配はなく、低空飛行のルートに当たる地域では、現在も多くの方々が不安を抱えながら生活をしているのが現実です。

さきの議会でも申し上げましたが、米軍機と救急防災ヘリとの事故が専門家の間でも懸念されていると聞きます。物部ではヘリポートが神池、五王堂、岡ノ内に整備され、さらに大栃、別府にも整備されることになっています。県も飛行ルートや時間の告知もなく行われる低空飛行は、この地域で活動する消防防災ヘリなどの航行に危険があると考えたとの認識を示しています。また、担当課長からも危険性を危惧するとの答弁がありました。

低空飛行を中止しない今、事故を未然に防ぐためにも、飛行ルートや飛行時間を事前に関係自治体に情報提供することが必要だと思います。2013年9月13日付の地元新聞には、中谷現防衛大臣の発言が掲載されていました。その記事によりますと、飛行ルートや出発時刻などを記載したフライトプランを米軍は事前に提出していて、日本も把握している。それがなぜ実行されていないのかとのやりとりの中で、飛行計画を事前に自治体に連絡すべきであると発言しています。現防衛大臣がそう発言しているわけですから、飛行ルート下にある自治体として積極的に情報提供を求めていくべきではないかと考えます。県と連携してフライトプランの情報提供をさせるよう、国に積極的に働きかけていくべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 山崎晃子議員のご質問にお答えします。

現在、香美市を含む県内の中山間地域では、救急搬送や災害対応時にはドクターヘリや消防防災ヘリの活用が日常的に行われております。そのさなか、高速で飛来する米軍機により、不測の事態が発生する危険性があることを大変危惧しております。今後、香美市としましては、市民生活に多大な影響を及ぼす訓練飛行が繰り返し行われるという事態が発生した場合、県、嶺北4町村及び徳島県の関係町村と連携し、防衛大臣等に対して中止要請を行うとともに、米軍機の訓練情報の事前提供につきましてもあわせて要請してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 明快な答弁をいただきましたので、次の質問に移ります。

次に、香美市木材住宅支援事業に関してお伺いいたします。

本事業は、持続的な森林整備を進めるとともに林業、製材業、建設業等、市内木材関連の活性化を図り本市への定住を促すことを目的に、香美市産材乾燥木材を使用して木材住宅を新築しようとする方に対して、最高で200万円を補助する事業となっています。ただし、高知県のこうちの木に住まいづくり助成事業、最高額100万円の助成で

すけども、これとの併用が条件となっており、対象になれば最高で合計300万円の補助金が出るということです。今年4月から平成30年3月までの3年間の事業となっており、総額で1億円の事業費が見込まれています。本年度の当初予算では2,000万円が計上されていました。本市の木材を活用しての住宅建築、それに対する支援、この制度は本市の林業活性化、地域活性化のために、とても有効な制度であると期待しています。しかし、申請件数は今のところ1件だと聞きました。価値ある取り組みですから、多くの方に申請していただき本市の木材の活用促進を図っていただきたいと考えますが、県の申請要件のハードルが高いとか、手続きが面倒であるなどの声も聞いています。少しずつ緩和されているとも聞きましたが、現在の状況をどのように捉えておられるのでしょうか。また、今後の事業の見通しについてもお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 山崎晃子議員の住宅の事業に関してお答えいたします。

9月1日現在でございますけれども、市への申請は1件、あと、県のこうちの木の住まいづくり助成事業の中に香美市産材を使うという申請が1件確認されておりました、間もなく2件になろうかと思えます。また、市産材の証明をしていただけます木材の登録業者さんのほうからは別途2件の申請が予定されておりました、合計4件程度が申請されるものと現在のところ考えておるところでございます。

県のこうちの木の住まいづくり助成事業では、香美市の申請件数につきまして、平成23年度が16件、平成24年度が24件、消費税の駆け込み需要がありました平成25年度で30件、平成26年度は24件となっております。本年度、4カ月半程度経過いたしました8月13日現在の資料でございますが、既に香美市内でこうちの木の住まいづくり助成事業の申請がなされている件数が13件ございまして、消費税の駆け込み需要のあった平成25年度を上回る申請が現在のところなされておるところでございます。

そこには期待するところがございますけれども、うちの課独自で補助金の上乗せ200万円がプラスできて、なおかつ、香美市産材の利用につきましては申請を簡易な形にしておりますので、なぜ利用が低いのかというところを調査いたしました結果、一つの原因が判明いたしました。と言いますのは、香美市産の乾燥木材、これはこうちの木の住まいづくり助成事業で含水率が20%未満と定められておるわけでございますけれども、この乾燥木材の供給が現時点ではまだ安定していないと。と言いますのは、事業がこの4月から始まったばかりでございますが、③のほうの通告にもありますけれども、木は切つてすぐに建築に供されるっていうものではなくて、自然乾燥では二、三年、人工的に釜に入れる乾燥であっても一定の期間を要するものであるところから、建築の注文というのは皆さんもご承知のとおりですが工期が定められておりました、その間に香美市産の乾燥木材をそろえることができないということによりまして、県の申請のみと

なっている。県のこうちの木に住まいづくり助成事業につきましては、高知県内の県産材の中の乾燥木材でございますので、幅が広くございますので、その中にはもう既にそういうふうな事業が始まって準備ができている木材の自治体もございますので、そういうふうなところの木を使っておられるということでございました。現在事業が始まったばかりでございますのであれなんです、今後は徐々に市産の乾燥木材の安定供給も図られていくのではないかと期待をしているところでございます。

県の申請要件のハードルが高いというふうなことでございますが、県の要綱も市町村からの要望によりまして次第に現在緩和をされてきております。国の交付金対応でございますので一定の基準は必要であると考えますが、機会がありましてこういうところを改善してほしいというところを、またうちのほうも県のほうへ要望をしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 状況を詳しくご答弁いただきました。

②の質問なんですけれども、この県のこうちの木に住まいづくり助成事業、これの申請手続が非常に面倒だということもちょっとお聞きをしたものですから、本市の単独の事業ということで展開していったら、もっと利用が進むんじゃないかという思いがありましてこの質問をしたわけなんですけれども、今はそういったことに関してはどういうふうなご見解をお持ちでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

今回の事業につきましては、こうちの木に住まいづくり助成事業の上乗せというふうな形で組み立てておるところでございます。その理由といたしまして、まず1つ目は、県事業への上乗せによりまして、国土交通省の社会資本整備総合交付金事業の地域木造振興事業の交付金の対象になると。これが2分の1の交付金でございますけれども、そういうふうな国費からの交付金が受けられるというのが1つ目の部分でございます。

次に、2つ目といたしまして、この木材住宅の基準につきましては、建築関係でチェックできる職員がうちの市にはほとんどいないと。現在、建築課に建築のほうで職員として1名、再任用職員として1名おるわけでございますけれども、通常の建築確認の業務がいっぱいございますので、なかなか他の課の事業までのチェックが不可能であると。こうちの木に住まいづくり助成事業の部分につきましては、基本部位、その他の部位における木材の確認、これで本当に木材がいいのかどうなのかというチェックまで必要でございますので、それに加えて含水率の検査、そのような部分につきましてやはり専門的な知識を勉強される、もしくはそういう知識のある職員の配置というのが最も必要であろうかと考えておるところでございます。以上の大きな2つの理由によりまして、現在、市単独事業としては考えていないというところでございます。

県事業への上乗せによりまして、総額300万円になるというのもこの事業のプレミアム感の増大部分の一つでございますので、現在のところ市単独事業の展開をする予定はございません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 現在は考えていないということでした。このこうちの木の住まいづくり助成事業の申請に関しては、課長のほうからも申請しやすいとか、県に要望していきたいということもありましたので、その状況を見ながら、本当に市民に利用されるものになるようにという思いで②の質問をしたわけですが、今のところそういうふうには考えていないということですので、それでは、③の質問に移ります。

この制度の実施期間についてですが、3年間という期間は短いのではないかと感じています。私は木の性質や加工過程のことなどについては詳しい知識を持ち合わせておりませんが、先ほど産業振興課長もお話しされましたように、建築関係の方の話では、木を切ってそのまま家が建てられるわけではありませんので、重要なのは乾燥だと聞きました。乾燥方法には専用の乾燥設備で乾燥させる強制乾燥と乾燥設備を使わない自然乾燥があると聞きました。例えば、自然乾燥の場合、二、三年の期間を有するとのことでした。木を切って乾燥させていたら3年が過ぎてしまったなんてことはないのでしょうか。森林面積が9割近くを占める本市にとって、宝の山である森林を生かすために有効な取り組みであると思います。このようなよい制度は、予算が続く限り長く続けて定着させていただきたいと思っています。事業期間の延長及び継続について見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

昭和39年、1964年に木材の輸入全面自由化が行われました。それから50年、山にはほとんど光が当たらずに現在までずっと低迷してきた。木材価格の下落、低下、また、下草刈り、間伐等も全く行われていない山がほとんどでした。ここ数年、高知おとよ製材とか、CLTとか、バイオマスとか、そういうふうなことでやっと光が差し始めたと感じておるところでございます。

市域の87%を山林が占めておるこの香美市にとりまして木材は大きな財産でございます。この機を逃すことなくさまざまな事業の展開をしていくことが必要と考えておるところでございます。この木材住宅支援事業につきましても、事業の展開を見据えながら、また予算に基づき、継続につきましても進言をしていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） それでは、継続に向けてこの森林を生かした取り組みをぜ

ひ期待いたしまして、次の質問に移ります。

次に、希少植物ユウスゲに関してお伺いいたします。

県の絶滅危惧種にも指定されている希少植物ユウスゲは、本市にも自生している地域があります。詳細な場所については、絶滅危惧種保護のため伏せたまま質問させていただきます。

ユウスゲは、7月下旬から8月中旬ごろまで咲く黄色い花で、夕方に花を開くのでユウスゲと言われているそうです。他県では、ニッコウキスゲと呼ばれているようです。ちょっとスクリーンに映してみます（スクリーンを示しながら説明）。こういったユリの花に似たかわいらしいお花なんですけれども、本市の保護地域での自生状況は10本程度と聞きました。このままでは、ユウスゲは消滅するおそれがあると聞いています。ユウスゲは種をまいてから2年目には根を太らし、3年目には花を咲かせるそうです。種子については確保できる状態だと聞いていますが、本市の希少植物としての取り組みができないもののでしょうか、お聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） ユウスゲについてのご質問にお答えしたいと思います。

ユウスゲはユリ科、ワスレナグサ属、科とか属につきましては分類体系によって異なりますがニッコウキスゲの近源種、ニッコウキスゲではございませんがニッコウキスゲの近源種ということで、レモンイエローの可憐な花を咲かせておりますが、花が夕方から咲き始めて翌日の午前中にはしぼむということが和名の由来とされております。

県が公表している高知県版のレッドリスト、絶滅のおそれのある野生生物の種のリストには、野生絶滅、絶滅危惧、準絶滅危惧、情報不足を含めて約1,000種類の植物が掲載されております。ユウスゲにつきましては、2010年版レッドリストの高知県カテゴリー絶滅危惧IB類に掲載されておりますが、県条例で定める県指定希少野生動植物には指定されておられません。県条例に指定されているものは11種うち動物7種、植物4種で、それらについては開発行為の制限や捕獲、所持の禁止などの措置が講じられておりますが、それ以外のものについては積極的保護、規制措置がないというのが実情でございます。周辺の環境や気候変動、食害などによりまして植生は常に変化しております。広域であるため、市内全域の希少植物の分布状況などにつきましてはつかむことは難しいわけですが、保護の必要性、緊急性等を勘案しながら、県を初めとする関係機関との情報共有を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 市としての希少植物としての取り組みは今のところ難しいということやったかと思えます。いろいろ情報をとりながらということですが、せっかく今こういうユウスゲがあるわけですので、何かこのユウスゲの育成にかかわっ

ていただける方、地域などに広報で呼びかけるとか、あるいは学校などで育てていくとかっていう方法もあろうかと思えますけれども、そうしたような取り組みはできないものかと思えますが、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、県のリストに1,000種類近い植物がリストアップされております。本市には上位のリストであります国の環境省のレッドリストに掲載されておりますキレンゲショウマでありますとか、ヒメキリンソウ、インダテクサタバナなど、全国的にも希少な植物や固有種も多く自生しております。ユウスゲが自生しておるのは里山的なエリアではあろうかとも思いますが、先ほども場所も伏せられてということでございますし、地域住民による保護活動という方法もあっていいのではないかと考えております。国定、県立がございますが自然公園内や山地においては、先ほどエリアを伏せられたように自生しておる自生地を公表しないというのも一つの方法だと考えられます。また、一つの方法としましては、国、県というのは難しいでしょうが市の文化財、天然記念物への指定等も考えられないことはないと考えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） また、取り組みの方法なども検討していただきたいと思えます。

それでは、次の最後の質問に移ります。

臨時職員・非常勤職員等の生理休暇に関してお伺いいたします。

労働基準法では、女性労働者に対する一般的な保護規定は撤廃されていますが、母性保護のために一部の坑内労働と母性機能に有害な業務への就業の禁止、産前産後の保護、育児時間並びに生理休暇が定められています。女性は男性と異なり妊娠、出産など特有の母体機能を持っており、どんなに健康に気を使っても、生理による体調不良で働くことが難しいということもあります。このような生理的、身体的特質に照らして、労働の場において女性を保護する措置が母性保護と総称されています。母性保護のため、生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置として、生理によって仕事をすることが困難なほど体調が悪化している女性労働者が生理休暇を申請した場合、その申し出を却下することを労働基準法で禁じています。この女性労働者という言葉の中には、臨時職員、契約社員、パートなどで働く全ての雇用形態が含まれています。本市の場合はどうなのかと思いい条例や規則を見ましたが、これといった定めは見つかりませんでした。

そこで、近隣の市などの状況はどうなのか、少し調べてみました。近隣の市の状況ですが、お隣の香南市は取扱要綱で定めていました。また、南国市、安芸市、室戸市などでは、臨時的任用職員及び非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則という形で規則に定められていました。香南市の要綱と南国市の規則を一部抜粋して表にしてみました

ので、スクリーンのほうをごらんください（スクリーンを示しながら説明）。

これが香南市の要綱の抜粋です。ここに女子の生理ということできちんと明確に記載をされています。南国市のほうもこういうふうに規則の中で明記されています。

また、国の見解はどうかという点も調べてみました。その結果、昨年7月4日に臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等についてと題した総務省自治行政局公務員部長の通知が出されていることがわかりました。その中の休暇についての箇所には、条例等による勤務条件の規定として、一般職の臨時・非常勤職員に係る勤務時間、休暇等の勤務条件についても、地方公務員法第24条第6項に基づき条例で定めることとされており、臨時・非常勤職員がみずからの勤務条件について把握することができるように、条例またはその委任を受けた規則等で明確に定めるべきであると明記されていました。本市の場合、明確な定めがないため、臨時職員の方々でも生理休暇を請求できるということについて把握されている方が少ないのではないかと思います。総務省の通知に基づき、南国市、安芸市、室戸市などのように条例や規則等で明確に定めてはいかがでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、山崎晃子議員の臨時職員・非常勤職員等の生理休暇に関して、本市も他市のように規則等で明確に定めてはどうか、見解をというご質問にお答えいたします。

臨時職員・非常勤職員の休暇等の勤務条件につきましては、それぞれ規則で定めておりますが、労働基準法で定められている休暇のうち有給で取得できる特別休暇しか規定しておりません。そのため、ご指摘のように規則に規定していなければ請求できないのではないかとと思われることも考えられますので、無給であっても権利として取得できる休暇についても規則に定める必要があると考えております。今後、規則で規定するよう検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） それでは、次の質問に移ります。

本市の臨時職員の生理休暇は有給でしょうか、無給でしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 本市の場合、無給でございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 無給ということですが、いわゆる欠勤扱いということになるのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 給与の支給対象にはならないものでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 給与の対象にならないということですが、真面目に働いていても生理休暇をとれば給与の対象にならないということで、苦しくても我慢するしかないと考えられる方もおられるのではないのでしょうか。さきの質問の際に見ていただきました香南市と南国市、今、南国市のほうが出ていますけれども、南国市のほうでは年次有給休暇、ここで有給の休暇ということで出ています。これは南国市ですけれども、香南市のほうも有給という形で生理日の休暇をこういうふうに定めているわけですが、労働基準法では、生理休暇中の賃金の支払いに対して特別な制限は定めていません。したがって、生理休暇中の労働者に対して賃金を支払うかどうかについては、雇い主の判断に任されています。高知県内の全ての自治体を調べることはできませんでしたが、先ほども言いましたように、近くでは香南市や南国市が有給で対応していました。また、土佐市や四万十市、北川村など福利厚生が充実している自治体では、生理休暇を有給で対応していました。生理時の症状が重い人は、就職先や転職先を選ぶ上で判断材料の一つにもなっているとも聞いています。本市の臨時職員として働いておられるある方からは、正職員も臨時職員も同じ女性であり同じ人間です。給与面で格差があるのは仕方がないことですが、せめて生理休暇ぐらいは同じ取り扱いにしてほしいものですよとっておられました。本市でも人間らしく働き続けられるルールを確立するため、また、母性保護のために生理休暇等を有給にするお考えはないのでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 近隣の自治体は有給が多いということですが、少し調べたところによりますと、室戸市の場合につきましては無給というふうにされております。総務省の通知では、地方公共団体の臨時・非常勤職員につきましては、国の非常勤職員と全て同じ制度が適用されなければならないものではありませんが、給与以外の勤務条件の設定に際しては、国の非常勤職員との権衡を失しないよう努めるべきであるとされていることから、現在のところ有給にすることは考えておりません。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 国の通知のこともお聞きいたしました。現在のところは考えておられないということですが、働きやすい職場、福利厚生面を考えて近隣自治体ではそういう対応をしているところもありますので、今は考えていないということでありましたけれども、また、こういうこともぜひ検討していただくというようなことはできないものなのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 国がまたその状況が変われば通知等があろうかと思えます。その時点でまた改めて検討したいと思えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 国の状況が変わって、国の通知を待つということでありましたけれども、本市の職員の福利厚生というようなことも考えて、国を待たなくても実際、香南市とか南国市とかやっているところがありますので、そういったところもちょっと参考にいたしまして、検討をしていただきたいということを再度申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

暫時、11時まで休憩いたします。

（午前10時49分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 15番、公明党の織田でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一問一答方式でお伺いをしていきます。

まず初めに、今定例会、2日に始まったわけでございますが、議会の最初が黙祷という形で始まりました。千頭洋一議員の突然の旅立ちいうんですかね、我々も訃報を聞いたときに大変驚いたわけでございます。千頭洋一議員とは個人的にもいろいろ対話を重ねたというそういう仲でありましたし、そしてまた温厚、誠実、そういったことがびったり当てはまる議員ではなかったかと思えます。

残された我々19名の議員、また千頭洋一議員の分までも力を合わせて、また一生懸命まちづくりの推進に向けて頑張ってもらいたい、そのことを申し上げて、ご冥福を心からお祈りして質問に入らせていただきます。

今回、3点についてお伺いをするわけでございます。

1点目として、ICTの活用の教育についてということで、取り上げさせていただきます。

児童の学習意欲と学力の向上を図るため、これは佐賀県の武雄市ですが、現在4年生以上を対象にタブレット端末を配布し、これ反転授業を行っております。これ反転授業は予習復習、そういったものを逆転させたいんですか、そういう捉え方ができるんじゃないかなと思えますが、今回はその反転授業云々については伏せておきます。こういった取り組みで要はタブレット端末、ICを活用した授業が行われているということで注目を浴びておるわけでございます。

タブレット端末、これはパソコンとiPhoneといったような携帯電話とかいうその中間的な存在でありまして、これは基本的には通話機能、そういったものは持ってないわけなのでありますが、そういったタブレット等を利活用しながら、日々の勉強に活

用しておるいうこととございます。

反転授業、これは先ほど言いましたように、授業で習ってない分野を各自が家庭でタブレットの動画を視聴し、事前に学習するのが特徴であります。タブレットの導入は、児童が勉強への好奇心を育むことにつながっている上、事前に学習することで興味や関心が高まり、意欲的に授業を受けることができるということとあります。この大事なポイントとして、やはりその興味を持つ、関心を持つという、そういったことが高まっているということなんです。

当初、ゲーム等に利用してしまうのではという懸念の声も聞かれたわけですが、タブレットには学習で使用するアプリ、ソフトウェアしか入っておらず、また休み時間には使わない、そして、インターネットにはつながないというルールも徹底をされているそうとございます。公開授業に参加した保護者の声として、「勉強嫌いだったのに、今では家で楽しそうに勉強をしている」と、そういった声もあったとのこととございます。

この武雄市は、来年度に全小学校に、再来年度には全中学生にタブレットを配布することを決定しているとのこととございます。

質問の①にありますように、佐賀県武雄市では、2013年11月に武雄市立武内小学校で反転授業の公開授業が行われ、2014年からは日本で初めて地方自治体単位で反転授業に取り組む予定とされております。注目をされております。そういったことから、本市小中学校のICT教育について、お伺いをします。

①として、電子黒板、そしてコンピュータの普及状況、そしてまた今後の計画、これは予算が伴いますので計画をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 織田議員の電子黒板やコンピュータの普及状況、今後の計画ということにお答えいたします。

香美市の小中学校では、平成27年9月1日現在で電子黒板を小学校へ37台、中学校へ7台整備しています。また、プロジェクターを中学校へ5台整備しています。また、平成26年度よりパソコン教室の教育用パソコンのリース終了を機に、各教室に持ち込んで利用できるタブレットへ移行しています。

平成26年度には、楠目小学校40台と香北中学校40台導入、平成27年度、今年度ですけど、舟入小学校24台と大栃中学校20台導入しています。

平成30年度までの計画では、電子黒板は平成28年度に小学校へ4台の整備を計画しています。タブレットは平成28年度に香長小学校21台と片地小学校21台、平成29年度に山田小学校80台と大宮小学校41台と大栃小学校は15台、平成30年度に鏡野中学校80台の導入を計画しています。

平成30年度には、香美市の小中学校の電子黒板は48台、プロジェクター5台が整備され、タブレットにつきましては、パソコンからタブレットの入れかえが全小中学校の382台が完了します。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 前田課長はなかなかしゃべりが早いもんで聞き取りにくい
いうんか、そういうところもあります。だんだんと端末機が入っておるそうです。

私がもう1つ聞きたいのは、これは小学生だったら1年から6年までとかいうそういう
あれですが、4年とか5年とか学年を絞って、ほんでみんなにとかいうそういう形態
か、1年に生徒数の割合に応じて何台とかいう、どんな形態をとって行く予定ですか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 各学校ごとに学年の最大の児童生徒数でリースをし
ます。ですから、各学年は児童生徒全員が使えるようになっております。

また、タブレットになりますと、班活動になったら、やはりその各学年が使える形に
もなります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 流れとして国のいろんな施策があるわけなんです。将来的
には一人一人がみんなタブレット端末を持って、また持ち帰ってというそういう流れに
なるのではないかと思います。

次へ行きますが、このICTを導入すると授業風景は大きく変わりますよということで、
これ例えば児童生徒にタブレット端末で問題を解いてもらう場合、教師は手元の端末で
全員の回答を確認できるようになります。理解できていない子どもがいれば、すぐにも
指導の手を入れることができます。そして、解答は電子黒板に映し出されるので、板書、
チョークで一々書いたりとか、そういう時間が省けるわけです。

限られた授業時間を効率的に使えるようになるその分、子ども同士で考えたり、議論
をして理解を深めることが指導方法、すなわちその方法の幅がまた大きく広がってくる
のではないかと、そういう狙いもあります。

そして、もう1つの狙いとしては、現在の教育現場、いろんな学力の子どもが混在を
しております。以前にも一般質問で、習熟度に合わせたいうんか、そういったことを私
も取り上げさせていただいたことがあります。いろんな学力の子どもが混在する中で
授業を行っている。例えば、中学生には高校の問題が解ける生徒もおるわけなんです。
そしてまた、小学校の問題でつまづいている生徒もおります。こうした学力格差を学校
の授業だけで解消するのはなかなか、その担当教諭は大変ではないかと思う。どこに焦
点を絞って授業を進めていくか。教師としてはカリキュラムの消化、そういったことで
どんどんどんどん前へ進めていかなくてはならないが、先ほども言いましたが、ICT
の活用で子どもの学習意欲を高めることができる。そして、こういったことにより、
学力格差の解消にもつながっていくのではないかと。すなわち、予習によって子どもの学
力がある程度標準化できるようになる、子どもたちが授業に臨む気持ちも全く違つてく

るのではないかと。要は予習をしておれば、教師が、先生が何を言っているのかわからない、そういったような授業は姿を消していくのではないか、そのようにも思っております。

以上のことから、②の本市のICT導入による活用効果、検証、だんだんと進んでいっておると思いますが、その点について、お伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

香美市の小中学校では、まだ導入が始まったばかりの学校が多いので活用効果の検証までには至っていませんが、電子黒板を配置している学校では毎日利用しています。

授業では、デジタル教科書を活用したりドリル的に使ったり、資料を大きく映して子どもたちの理解を助けたり、興味を一層引き出したりすることもできています。さらに、危険な場所を写真に撮り電子黒板に映して、視覚的に示すことにより子どもたちが具体的に理解することができるなど、映像を利用して生徒指導にも効果を上げています。タブレットパソコンは教室で調べ学習に利用することはもちろん、総合的な学習で校外でも子どもたちが写真を撮ってきて説明し合ったりすることにも利用されています。また、特別支援の生徒の理解を助けるにも活用されており、個々に合わせた学習の支援にも有効となっています。

ICTの活用は手段であって授業の目的ではありませんので、教員がどのように活用するのか、今後も市内の学校が連携して研修を深め、教員がICTを効果的に利用すれば、より主体的な学習、より理解の深まる学習が期待でき、児童生徒が学力を身につけることが期待されると考えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 課長の答弁で、やはりこれからだんだんとICTを、タブレット端末を入れることによって、やはり意欲とか期待、そういった声が聞かれました。

はい。そういうことで、しっかりとまた我々も推進のほうもしてまいりたいと思っております。

ICT教育の具体的な利点、そして効果として、これからの子どもたちに求められる力そういったものが、人とコミュニケーションをとる能力や意見の違いを乗り越えて、話し合い、問題を解決する力、そういったものが必要ではなかろうか、そのように思います。従来の教える授業スタイルから討論やともどもに話し合う共同的な学習などにより、多くの時間を使うことで予習や復習で勉強の総時間量がふえれば、これがまた基礎学力の定着へとつながっていくのではないかと思います。

政府は遅くとも2020年度までに、全小中学校で1人1台の情報端末とデジタル教科書、各教室1台の電子黒板整備などを提言しているが、これは答弁が課長になっておりますので、まず、課長の見解をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 織田議員、③の質問ですね。②は済みましたね。

教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） ③の見解いうことでお答えいたします。

I C Tの効果的な活用により学習効果が上がり学力も定着することは、これまでの先行する研究で明らかになっています。また、本市においても、先ほど申し上げたとおり数字的な検証はできていませんが、活用している教員は学習効果の手応えを感じています。特に電子黒板については、デジタル教科書や書画カメラ等をあわせて使用することにより、より学習効果が上がると考えられ、各学級に1台ずつ整備し、当たり前にある教育環境となれば、さらに活用できると考えます。また、各教室で使用できる情報端末も整備されれば、よりアクティブな学習が可能になります。離れた学校間で話し合いを行うことなども考えられ、学習の幅を広げることも可能です。早期に整備していくことが今後必要であると考えます。

しかし、機器の整備と同時に校内L A Nの整備、そしてデジタル教材の準備等が必要であり、計画的に導入する必要があります。さらに、効果的に使用する授業についての教員の研修や教員及び子どもたちの情報セキュリティの学習など、ソフト面でも導入に向けての準備が必要と考えます。

授業そのほかでの効果的な活用について、現在導入されている学校において研究を進めながら、まず電子黒板、さらに情報端末タブレットへと、財政担当課とも協議の上、やはりその計画的に導入について考えなければならないと考えています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 課長もこういった流れに対してしっかりと取り組んでいたという、そういう答弁であったように思います。

これは教育長の見解はいうことで通告に書かせていただいておりますので、せっかくなので教育長の見解も伺いたいわけなんです。ただ、我々もペンで書くというそういう作業が少なくなりました。漢字がなかなかこうわかりづらいいうんですか、もう忘れてしまういうんですか、パソコンに全部頼ってしまういうんか、そういった思いがあって、子どもが書くことが少なくなるいう、そういう懸念もあるんじゃないかと思う。

と同時に、もう1点は、我々中学時代、瀬戸内の田舎やったわけなんです。漁業も盛んな地域でありました。あるとき中学生のときやったんですが、その漁業をしとる友達が先生らはえいのうと、チョーク1本で給料ももらえる、生活ができる。我々は大きな船も買わないかん、網も買わないかん、先生はえいのういう、そういう話があったことを、当時のことをいつも思い起こすわけなんです。

私が何が言いたいかわいたら、教育にはお金がかかりますよということ、先生になるまでにどれだけのいろんな資料、いろんな塾とか、そういったことは昔はなかったにせよ、さまざまなそういった資料等を取り寄せながら、しっかりと時間をかけて教師の道に進

んでいった。だから、チョーク1本で日々生活する中で給料をいただけるいう、そういう同期の子どもが言うたわけなんですけど。言いたいことは、教育にはしっかりと予算を組んでいただきたいと、教育次長、その辺もまたよろしく願いをいたします。

確かに予算も絡みますし、全ての教師がこのIT、情報技術にみんな明るい、そういったわけではないと思います。教師のそういった勉強、そういったものも交えて、しっかりと香美市の教育委員会としてもまた取り組んでいただきたい。そういった流れに対して教育長の見解、これは以前、前矢野議員もおいでになります、CLT、小学校の英語教育、そういった問題を私も取り上げさせていただきました。原教育長の時代でありましたが、そのときの伊吹文明担当大臣の今の子どもたちの言葉づかい、なかなか日本語教育にもうちょっと力を入れんかったら大変なことになるんじゃないかいう、そういったような当時の大臣の答弁がありまして、なかなか英語教育いうんが、必須科とかそういうもので小学校になかなかその当時は入ってこなかったわけですが、将来的にはそういったものも大変重要になってくるいう、原教育長の答弁だったように思います。

時代が大きく変わる中でやはり先を見据えた、そういう打つ手、そういったものが大事になってくるんじゃないかと思しますので、教育長の見解、ひとつお願いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 織田議員のご質問にお答えをいたします。

その教育機器、特にこのICTの教育に関しましては、効果は織田議員がおっしゃったとおりです。本当にさまざまなことができますので、大きく効果があるのはもうそのとおりでございます。

先ほどおっしゃってくださったように、例えば子どもたちが鉛筆を使って文字を書くとか、それから、例えば川へ行って体験を多くするとかいう、そういう前から行われている、そういう体を使って学習をするということはこれまた大事で、時代が新しく変わっても、その体を通してやる学習とそういう教育機器を使いこなす学習と、どちらかをするというわけではないので、両方大事なので、その両方とも全部を子どもたちにしっかりと学ばせていきたいというふうに思っているところです。

まず、ICT教育のことですので、そこに限ってその部分を申し上げますと、おっしゃってくださったように、子どもたちに学習をしてもらうための機器の整備はとても大事で、教育委員会といたしましては先ほど前田課長のほうが申し上げましたとおり、平成30年度ぐらいをまずめどにしながら整備をさせていただこうということで、計画書として市のほうに出させていただいて、これから予算化を順次していきたいと思っているところです。

国もそうですけれども、私たちが思っているのも電子黒板は各教室に1台は欲しいとは思っています。なかなかでもそれがすぐには難しいので、動かしていけるものですので教室から教室へ若干移動するとして、各階に1台は欲しいということで、その整備を

今急いでいるところです。タブレットにつきましては、これは導入にもお金もかかりま
すし、後リースというか後のリースするお金もたくさんかかってきますので、先ほど課
長が申しましたように、最大の子どもたちの数、学級の最大規模のところが一斉に使え
るだけの台数は、学校で確保したいというふうに思っています。タブレットのいいところ
は、パソコンだと1つのパソコンに対して2人ぐらいが精いっぱい、のぞきながら一
緒にやるということだったのですけれども、タブレットはそれを見ながら持ち運びがで
きるの、グループで使えるということもあるので、これは使い道がまた広がっている
というふうに思います。

タブレットにつきましては、昨年導入しました楠目小学校と香北中学校で授業実践を
しながら、どういう使い方をすればいいかということの研究中です。それをほかの学校
の先生方も見させてもらったり、それから、それぞれの教員がこれからはそういう時代
だということをしっかり認識していますので、いろんな場面で研修も積んでいるところ
です。

実は、平成25年度に教育委員会のメンバーと校長の代表が筑波のほうに視察に行か
せていただきました。これはこれからの新しい教育を実践しているところですので、一
緒に見に行きましたが、構成されている授業の中にもうICTのいろんなものはもう自
然体で入っておりまして、極々普通の授業の中にもう電子黒板がさらっと使われたり、
タブレットが使われたりということは、もうどの教室でも行われていました。感心しま
したのは、小学校6年から中学生ぐらいの授業の中に、プレゼンテーション能力を磨く
授業が、これからの授業はそこに1つはシフトしていくのですけれども、学習してきた
ことをまとめてみんなに発表して、わかってもらおうというそういう授業を行っていまし
た。その授業を構成するときに、企業の方が前もってプレゼンとはということ教えて
くれたり、それから、どういうふうに短いプレゼンテーションをどう構成したらいいか
と、そのためにどういうマーケティングというか、調査をしてまとめ込んでいってすれ
ばいいかということ専門家が随分教えてくださっていたようで、1つ見せていただい
た教室の中ではプレゼン大会というのをしています、企業の方が非常にするどい指摘
をしながら子どもたちを高めていたような授業もございました。

また別の授業では、プレゼンをしてるのですが、そのプレゼンテーションが途中か
ら英語に変わったりして、そういうのを見せてもらおうと、やっぱり香美市の授業も本当
に今の授業とともにそういう新しい授業も取り入れて、子どもたちがこの社会の中で本
当に楽しく生きていける、そういう力を培いたいものだと思ったことです。

今年こういう情報機器類は、まだ導入して徐々にやっている時期ではありますけれど
も、実は教育委員会と高校、高知工科大学なんかが一緒になってやっている香美教育コ
ラボレーション会議の中で、2月の22日（後に「21日」と訂正あり）に高知工科大
学の講堂でプレゼンテーションの大会として、デイイベントという形で1人5分発表、
5分質疑というのを繰り返す大会をしようということになっています。小学生、中学生、

高校生、それから高知工科大生、大人もやるということで、全体の発表に対して学長賞とかを出そうかというふうなこともあって、そういうことを一方組みながら、子どもたちの学習をまとめて発表したり、いろんなところを機器を活用しながら、組み立てていくということを取り入れていきたいと思っているところです。

そういう思い多々ありながら進めていきますので、どうぞまたよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 大変詳しく、また参考になる答弁をいただきました。

それでは、次の教育環境の整備についてに移らせていただきます。

お盆も過ぎまして、きょうあたり朝晩大分涼しくなったわけなんですけど。暑いときに質問すればこれはピンと響くわけなんですけど夏季の猛暑対策、小中学校の児童生徒の良好な学習環境を維持し適切な教育活動を実施するためにも、小中学校の普通教室及び特別教室などに空調設備を設置することは、授業中の集中力を維持するためにも不可欠であるように思います。

これはさきの1問目のICT関連の授業とも重なるわけですが、やはりそういった大きな時代の流れの中で、空調設備等もだんだんと必要になってくるいう、そういうことがふえてくるのではないかと思います。

文部科学省では、公立学校施設における空調、冷房の設置状況について3年に一度調査をしているわけですが、昨年の4月1日現在、公立小中学校における設置率、これは国レベルで29.9%、約30%でありまして、前回の調査、3年前は18.9、20%ほどであったわけですが、約11ポイント増になっております。

以上のことから、①の本市の各小学校における普通・特別教室の全保有数の設置率、これをお伺ひいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 織田議員の各学校の普通・特別教室の全保有室数の設置率という質問にお答えをします。

香美市の小中学校で今年度整備する空調の設置を入れましたら、香長小学校の設置率は66.7%、山田小学校は38.9%、舟入小学校は42.9%、楠目小学校は28.6%、片地小学校は38.9%、大宮小学校は52.2%、大栃小学校は52.6%、鏡野中学校は50%、香北中学校は63.6%、大栃中学校は60%となっております。

小学校全体の設置率は45.1%、中学校全体の設置率は56.3%、小中学校全体の設置率は48.4%となっております。先に特別教室の工事を先に進めております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 思ったよりは数値が高いという感がありますが、小学校で香長小66.7%、少ないところでは楠目小28.6%ということで、またこのバランスよく

今後の予算づけのこともあるんじゃないかと思しますので、その点よろしくお願いをしたいと思います。

これ全国の調査では、1位いうんは東京都なんですね、99.9%、全部の部屋にいうんか。これは私は特別教室がだんだんとその空調が入っておるので率が高いんか思うたら、普通教室が高いわけなんですね。特別教室はこれも1位は東京で、65.4%であるということです。高知県は県として13.8%ということで、全国で言うたら普通教室で29位とか、特別教室では29.7%で14位という数字があります。そういった流れから見ると、この香美市が一步進んでいるない、そういう全体の平均的で48%ぐらいの数字が出ておりますので。

先ほど言いましたように、各小学校、各中学校のバランスがとれておりますが、バランスよくまた対応のほうもよろしくお願ひしたい思います。

そして次、②として、空調がついてないそういった教室、これは扇風機やろうと思いますが、現在はどんな対応されとんか。そして、①の答弁の中にもありましたが、設置の計画をお伺ひいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 未設置の教室の対応と今後の空調設置の計画ということでお答えいたします。

まず、その未設置教室につきましては、天井扇を各教室に設置しています。そして、設置されてない教室につきましては、扇風機で対応をしております。

今後の計画につきましては、近年、地球温暖化の影響により年々気温が上昇している状況ですが、猛暑日が継続するようになれば児童生徒には耐えがたいものであり、授業にも悪影響が出ることは避けられないものと予想されます。しかし、未設置の普通教室への新規導入については、初期の工事費に加え導入後の月々の電気代や修繕費などのランニングコストも問題となってきます。ですので、それこそまた財政担当課とも協議の上、整備を進めねばならないと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） わかりました。先ほども言いました時代の変化、そして子どもたちの勉強、これは我々にとっては仕事なわけでございます。そういったことで授業の環境整備、それにはまた一步一步積み上げ、環境をよくしていくためにも、そういった導入のほうをまた力を入れていただきたい、そのように思います。

それでは、3点目の健康寿命を伸ばそうに移らせていただきます。

厚生労働省の発表によりますと、2013年なんですが我が国の健康寿命は男性が71.19歳、女性が74.21歳であると。これ健康寿命とは、介護を受けたり寝たきりになったりせずに自立した日常生活を送ることができる期間、すなわち健康上の問題がなく日常生活を普通に送れる状態を指しますと。健康寿命と平均寿命の差は男性で約9

年、女性で約12年でそういうデータが出ております。

日本人は健康寿命でも世界一であるわけですが、問題は平均寿命とのこの差であります。この差の年数、この年数を不健康な状態で過ごすと、そういった捉え方もできるのではなかろうかと思えます。

特に女性は骨粗鬆症や認知症を患う割合が男性よりも高いためか、平均寿命と健康寿命の差が男性に比べ約3年くらい数字として大きいわけなんです。平均寿命と健康寿命との差は広がる傾向にまたあるようであります。

そのための対策として、健康づくりへの取り組みに特典を与えるヘルスケアポイント、これは一定の運動をしたり、決められた健診を受けた場合などに付与され、病気やけがの予防にもつながる。膨張する高齢者医療費や介護負担の膨大な増大など寿命と健康の乖離、そういったものはこの日本においても解消すべき大きな課題の1つではないか。以上のことから、①の質問に移ります。

自立して日常生活ができる健康寿命を伸ばす本市の取り組み、そういったものをお伺いしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 織田議員の健康寿命を伸ばそうについて、自立して日常生活ができる健康寿命を伸ばす本市の取り組みはという質問に対してお答えいたします。

本市の取り組みといたしましては、各種がん検診、特定健康診査を実施するとともに、第2期香美市健康増進計画に基づき、高血圧対策、お口の健康対策、こころの健康対策、たばこ対策など4つの重点対策を立てて健康づくりの普及啓発に努めております。各種がん検診では、がんの早期発見のため、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん検診を実施しています。また、特定健康診査では、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防するため、集団健診、個別健診を実施しています。健診後に特定保健指導の対象となった方につきましては、保健師などによる集団、個別指導を行っております。自立した日常生活を送り健康寿命を伸ばすためには、まず各種健診を受診し、自分の健康状態を知ることが健康づくりの第一歩と考えております。

このほか、平成26年度から健康づくり地域ネットワーク推進事業を実施しまして、健康づくりの活動や地域での見守り活動を通じて、個々の健康増進などに取り組む市民の団体に補助金を交付しております。また、地区担当の保健師が各地域に出向きまして、健康相談や血圧測定、健康教育などを行い、市民の健康に対する意識の向上と健康増進につながる取り組みを行っております。

介護予防事業に関しましては、4つの柱を立てて実施しています。

介護予防講座、またポールウォーキング教室などの運動習慣づくり、パソコン倶楽部などの生きがいづくり、香美はつらつ体操などの地域の集いの支援などの事業を実施しております。地域住民の方々が、ポールウォーキング教室や香美市内の52カ所にあり

ます公民館などで実施する香美はつらつ体操などに参加して、さまざまな健康づくり活動を行っております。また、香美市には住民の休養と健康増進を図る目的で設置されました健康センターセレネもありますので、温水プール、トレーニングジム、テニスコートなどを市民の方に積極的に利用していただきますよう、施設を活用した健康増進についても進めております。

以上のように、香美市は市民の一層の健康づくりを推進し健康寿命を伸ばすために、さまざまな健康増進事業に取り組んでおります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） たくさんの催し物いうんか、健康づくりに向けての取り組みをお伺いさせていただきました。

それぞれの取り組みがある中で、やはり参加される人数とかそういった啓発、そういったものが大事になってくるのではないかと思いますので、そこらの点また力を入れていただいて、確かにいつも会場がいっぱいであるというそういうことはないように思います。セレネの話も出ましたが、セレネに行かれる方が少ない場合等においては、また何らかの策、そういったものも検討しながら、1人でも多くの皆さんに利活用していただける、そういうまた取り組みのほうもお願いしたい思います。

そしたら次、②のほうに行きます。

歩きや運動教室への参加で、病院にかからない人や健康データ、そういったものが改善された人に対し、本市独自の特典、そういったものはどうでしょうか。見解をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 歩きや運動教室への参加で、病院にかからない人や健康データの改善に応じて本市独自の特典を与えてはということで、ヘルスケアポイントのことからお答えをしたいと思います。

健康で長生きをするためには、生活習慣病の発症を予防することが基本と言われており、本市でも健康づくりにさまざまな取り組みを進めています。特に病気が発症しない前にそのリスクを把握するための特定健診が重要で、既に発症している場合でも、重症化予防の取り組みが必要と言われております。

特定健診では、受診率向上に向けまして、健診の無料化やがん検診と同時受診日の設定をしたり、電話や訪問による受診勧奨を行ったり、健診結果説明会や運動教室、特定保健指導を行ったり、さまざまな工夫や取り組みを行っていますが、少しずつ特定健診の受診率は向上しておりますが、なかなか目指す受診率60%には届かない状況です。

このような状況のもと、平成27年の5月、医療保険制度が改正をされまして、健康づくりに取り組む個人の自助努力に対して支援することが、全ての医療保険者一斉に努力義務として位置づけられました。その中で、個人の予防や健康づくりに向けた自主的

な取り組みに対して支援をするインセンティブの方策として、ヘルスケアポイントの付与、いわゆる特典をつける取り組みの実施が言われております。

ヘルスケアポイントの活用では、特定健診を受ける、毎日散歩、体重、血圧の記録をする、運動教室へ参加をするなど、健康づくりの事業にポイントをつけ、その特典として、たまったポイントを健康グッズや買い物カードと交換できたり、現金給付を受けられたりするという、健康に関心を持ってもらう取り組みの事例などが既に挙がっております。

本市でもさまざまな市民の健康に対する意識の向上と健康増進につながる取り組みを行っておりますので、健康寿命を伸ばす取り組みとして効果のあったこのような事例を参考に、個人の疾病予防や健康増進への自助努力に対して支援をするため、ヘルスケアポイントを活用した、市全体としてのインセンティブの方策を関係するところが連携をして、今後検討をしていく必要があると考えております。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） このヘルスケアポイント、それを付与するに当たって、健康グッズ、そしてまた香美市で使えるそういった特典カードみたいなもんから、また保険料を差し引くとかいう、さまざまな事例があるわけなんです。そういったものをためたいがばっかしに病院になかなか行かないようになるとかいう、そういった懸念等もあるんじゃないかと思えます。

それと、私は健康グッズなんかをさらにまた考えていただいたらと、これはお金にかわったりすることによって、病院に無理して行かないとかいうことがあってはならない、そのように思っております。

これは次の③とダブるわけなんです、このインセンティブ、動機づけですわね、そういった取り組みとして、先ほども②の中でも答弁に若干入っておったんじゃないかと思えますが、見解を伺います。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 先ほどお話がございましたように、このインセンティブをつけるに当たっては、必要な医療を受ける方が受診を抑制をしたりして重症化することがないように、インセンティブの付与のあり方には十分留意をするようにというように国から発表をされております。

その中で、最近、医療保険者がレセプトと健診結果情報のデータを活用することができるようになりました。この健康保持増進疾病予防及び重症化の予防のために、レセプトのデータや健診データの分析を行い、効果的な保健事業の実施計画、いわゆるデータヘルス計画を作成しなければならないことになっておりまして、本市は今年度の策定を進めております。

これに基づきまして、今後香美市のデータに基づく有効な健康づくりへのインセンティブとなる取り組みを行っていきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 9月の広報香美には、香美市の健康まつりということで広報に案内がありました。そしてまた健康ウォーキング、これはin黒潮町とか書かれておるんですけど。また、9月の敬老の日には毎年市長からのメッセージ、そういったものをいただいておりますが、その中に75歳以上5,794名、そして、100歳以上が26名という、そういった文言も書かれております。本市としても高齢化はどんどんどんどん進んでいるわけなんですけど、健康寿命、それはもう本当に大切なところではないかと思えます。健康で生きがいのある生活、そういったものを送るため、しっかりとまた担当両課長にその点もまたお願いしたいと思えますので、以上をもちまして、ちょうど時間となりまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前11時55分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

先ほど15番、織田秀幸君からのICT活用の教育の③の質問について、教育長、時久恵子君から訂正の発言がございますので、これを許可します。教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 申しわけございません。訂正をさせていただきます。

織田議員のICT活用の教育の中の③の部分で、答弁の中で香美市教育コラボレーション会議で計画しているプレゼンテーション大会のデイイベントの日を2月22日と申しましたけれども、「21日」の日曜日ですので、よろしく願いいたします。済みませんでした。

○議長（石川彰宏君） 次に、5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。議長の許しを得ましたので、通告に従って質問をさせていただきたいと思えます。一問一答方式であります。

今回の質問は、臨時職員の任用についてとWi-Fiの利用検討という2問でございます。

それでは、通告に従って、1問目の臨時職員の任用についてをお伺いしていきます。

地方自治体の臨時職員、非常勤職員は、行政サービスの重要な担い手としてなくてはならない存在になっています。2005年の総務省の調査では、同年4月1日現在、45万5,840人であったと公表されています。それが2008年4月1日現在では、49万9,302人へと増加しています。また、自治労の調査によれば、2012年6月1日を基準日とした調査で、総数は全国で約70万人であると推計しています。全体に対する非正規比率は33.1%になるとのことです。

年々増加する非正規職員の一方で、正規公務員の数は急激に減ってきています。19

94年をピークに、2005年時点では304万2,000人、2008年時点では289万9,000人、14万3,000人の減少です。2012年には276万9,000人で、さらに13万人の減少です。このことから読み取れるのは、正規公務員の減少の穴埋めに非正規職員が代替して任用されてきたのではないかということです。

そのほかにも、財源が厳しい中で人件費を削ったことや、景気後退の中で雇用創出事業や職業相談事業、生活保護支援などの行政需要の高まりを理由として、非正規職員の増大につながったものと言われています。

こういった全体の傾向の中で、香美市の実態はどうなっているかをまずはお聞きをしたいと思います。

本市の正規公務員、臨時職員、非常勤職員の構成をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、森田雄介議員の臨時職員の任用に関して、①の本市の正職員、臨時職員、非常勤職員の構成はというご質問にお答えいたします。

本年8月1日現在、正職員数387人、臨時職員137人、非常勤職員111人となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） では、続いてお尋ねをいたします。

②です。今回、中心的に取り上げたい香美市の保育園ごとの正職員、臨時職員、非常勤職員の構成をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、保育園ごとの正職員、臨時職員、非常勤職員の構成を申し上げたいと思います。

まず、あけぼの保育園は、正職員19人、臨時職員41人、非常勤職員9人、なかよし保育園は、正職員17人、臨時職員34人、非常勤職員13人、新改保育園は、正職員6人、臨時職員5人、非常勤職員2人、片地保育園は、正職員5人、臨時職員3人、非常勤職員1人、美良布保育園は、正職員9人、臨時職員11人、非常勤職員5人、双葉保育園は、正職員2人、臨時職員1人、非常勤職員3人、大栃保育園は、正職員5人、臨時職員6人、非常勤職員3人となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 人数をお聞きいたしました。香美市全体の正職員に対する臨時職員、非常勤職員の比率が正職員の387人に対して、臨時、非常勤合わせると248人、635人全体の中で言いますと、大体39%余りかと思います。

一方、保育園のほうですが、保育園のほうに正職員が63名のところへ、臨時職員101、およそ100名、非常勤職員のほうも三十幾つということで、大きく過半数は超

えているといったような事態が明らかになったと思います。

こういった、特に保育、教育機関においては、臨時、非常勤の職員に頼っている現状があるということがわかります。

それでは、次の質問に移っていきたいと思います。

次に、保育の現場の特徴を見ていきたいと思います。

保育現場は、長年さまざまな理由で多くの臨時職員、非常勤職員が業務遂行を担ってきました。今後も家庭や子どもの多様なニーズを反映しての延長保育やアレルギー食への対応、日常生活に装具を必要とし、遊びや過ごしの中にも訓練を必要とする子ども、集団になじみにくい子ども、こういったニーズはふえており、子どもの数は減っても安心・安全なクラス運営を含めて保育士の数は必要とされています。

アレルギー対応をもっと詳しく見ていきます。例えば卵にアレルギーがあるとすると、医師の指導に基づき卵を除去したり、アレルギー症状に合わせてグラム単位でかげんをしていきます。ほかの食品も同様です。一般にアレルギー症状の10%がアナフィラキシーショックを起こすと言われており、実際に香美市の保育園に入所している子どもでも、アナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和しショックを防ぐアドレナリン自己注射、エピペンを携帯しているお子さんがいると聞きます。保育現場では、講習を受けた保育士が打つことになりませんが、対応する可能性のある職員が定期的に講習を受け、万が一に備えなければなりません。何かあったら保育現場の責任となる中、給食はほぼ臨時の職員が業務に当たっています。

肢体不自由児や発達障害の子どもにはマンツーマンの対応が必要です。立つ、座るの姿勢保持の訓練や集中すること、集団参加することを日常活動や遊びの中から育てていきます。これらは療育の立場と連携しながら、発達に合わせて取り組む内容です。

さらに、本年4月から始まった子ども・子育て支援新制度によって、延長保育が求められるようになりました。11時間保育や土曜保育にこれまで以上の保育士の確保が必要になりました。

そこで、お聞きをいたします。

こういったニーズの広がりの中、現場の要望に市も応えるように努力しているものと思いますが、対応は十分に行き届いていますでしょうか。また、保育ニーズの広がりによどのような認識を持って対処していくのか、お考えをお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 森田議員のアレルギー、肢体不自由、発達障害児の受け入れ、延長保育等、保育ニーズへの対応はできているかという質問にお答えいたしたいと思います。

香美市障害児保育実施要綱では、おおむね3歳以上で特別児童扶養手当等の支給対象児童を受け入れる保育所に対して、保育士の加配を行うと規定していますので、加配はしていますが、マンツーマンでの保育士を配置を求める保護者ニーズには応え切れてい

ません。

子どもの発達等を考えますと、保育士資格のある職員を適切配置することが望ましいと認識していますが、保育士が不足していることから、保育士加配より待機児童対応を優先させるため、支援を必要としている児童への加配は保育士資格のない職員が多数当たることになっています。当面は、職員研修等を充実させて知識、技能の不足を補いたいと考えております。

なお、保育時間中に医療行為を伴う処置が必要である子どもの場合は、入所をお断りせざるを得ないケースもあります。また、食物アレルギーにつきましては、全園で対応をしております。その職員に対しても職員研修等を充実させてやっております。

そして、延長保育につきましては、平成27年4月から香美市子ども・子育て支援事業計画を実施するに当たり、本年度から片地、新改保育園で平日の7時半から6時半までの11時間保育を始めました。これにより公立6保育所で標準保育時間の開所が実現できました。土曜日1日保育も本事業計画に沿って、徐々に実施園をふやしていく予定です。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ご答弁いただきました内容をお聞きしますと、本来、保育の資格を持った保育士の対応が必要な場面で、資格のない保育士が対応せざるを得ない状況や実際に延長保育に対しても、市内での取り組みが始まったということですが、土曜日実施に向けてまたさらに進めていくと。実際に私がお聞きしたところでは、今後に向けて、平成31年末あたりに広げていくというふうにお聞きしていますので、現在ではできてないところもあるということです。

この実態を踏まえて、サービスを保育ニーズに合わせて充実させていくという今回の子ども・子育て支援法案の中ですが、サービスをよくしていくなら、その門戸は公平に開かれていることがまず前提になるのではないかと考えます。

そのことを指摘をしておきまして、もう1問、次の質問に移らせていただきたいと思います。

保育ニーズに応えるために、これまでに加えて臨時職員の求人票を出していると思いますが、どこの保育園も募集が埋まらず求人が出たままだと聞きます。実際に保育士が確保できず、保育の認定を受けているが受け入れ先がない待機児童が4月の時点で存在していると聞きました。

この待機児童数を年齢別にお示してください。またその理由を、保育士の確保がなぜ難しいか、あわせて掴めているものがあればお聞かせをください。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

待機児童数につきましては、ゼロ歳児が今現在13名待機しております。保育士が確

保できれば、なかよし保育園と美良布保育園であと3名ずつ受け入れられます。1歳児なんですが、保育士が確保できれば片地保育園または新改保育園で受け入れが可能ですが、香美市内の別の保育園を限定されている方もいます。2歳児はいません。3歳児は1名います。3歳児の1名の場合も、入所希望保育園が1園に限定されています。そのために入所していません。4歳、5歳はありません。

以上です。

1歳児2名です。済みません。抜かってました。

以上です。

もう一度言います。ゼロ歳児13名、1歳児2名、そして2歳児はなしで、3歳児が1名ということです。4歳、5歳児はなしです。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） あわせて保育士の確保が難しいのでというふうに思いますが、もしその保育士の確保がなぜ難しいのか、掘めていることがありましたらあわせてお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

保育士の臨時職員の募集につきましては、ハローワークや香美市のホームページには常に掲載しております。それでまだふえていないということもあります。

待機児童が出ている最大の原因は保育士が不足しているためですが、保育士が雇用されたとしても、入所希望の多い保育所の受入数をふやせないことから、いろんな環境で待機児童が出ることが予想されます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） では、次の質問に移ります。

この保育士不足に至った原因の1つ、これは先ほども申してもらったことのほかに正規任用の保育士が少ないことも挙げられておりました。臨時任用の保育士には、慣例として雇用の空白期間があります。この空白は、例えば4月に任用された人は翌年の2月で任用が切れるわけであり、そこに3月から任用された人が入ると翌年の1月には任用が切れるということです。月々によって、臨時職員の誰かがいなくなっているという状態です。実態を聞きますと、月によっては四、五人の任用が切れてしまい、簡単には穴埋めができないそうです。また、非常勤職員はもともと短時間勤務を想定した任用方法であり、保育における任用では7時間45分という就業時間としているものの、ローテーションを組む上では、空白をつくらないための対応が必要です。現場では、これらのすき間にパートの雇用や臨時を埋めるための、臨時任用によりローテーションを埋めていくという実態を聞きました。まさに人が入れかわり立ちかわりで、年中落ちつくことなく運営がなされているということです。

この空白期間がいつからできたのかを振り返ってみますと、国における常勤労務者と非常勤職員の定数化措置に対して、1961年の2月28日の閣議決定において、1、継続して日々雇い入れることを予定する職員については、必ず発令日の属する会計年度の範囲内で任用予定期間を定めること。中略しまして、5番、任用予定期間を終了したときには、その者に対して引き続き勤務させないように措置することと決定したことによります。このことにより、閣議決定に抵触せずには実際には継続任用を行う便法として、任用中段期間の設定が国及び地方自治体を問わず慣行化したとされています。

この閣議決定は、国家公務員の定員数を規制する中で出てきました。1957年から1961年にかけて、定員外とされていた非常勤職員を集中的に定員化して、それ以降の定員増を抑えようとした。その後、1968年には国家公務員の定員数はピークとなり、以後横ばいとなります。また、閣議決定の理論上、常勤化される非常勤職員はいなくなったとされていますが、総務省の資料を見ますと以後も微増をしています。

一方、地方公務員は、冒頭でも示したとおり1994年のピークまで増加を続けます。国は1968年に定員削減計画を立てますが、地方では特に1980年代にかけて、教育、福祉、警察、消防などの分野では具体的なサービスが求められ、一律に定員削減計画では律し切れなかったことが報告されています。非常勤職員においても、国の統計はありませんが自治労の組織基本調査によると、1990年の20万人から、2000年には30万人にふえています。大きな転機を迎えたのは2001年で、官から民へ、国から地方へのかけ声のもと、行政のスリム化、アウトソーシングが求められました。あわせて市町村合併が強力に推し進められます。これまでの定員削減計画の考え方の延長線ではなくなり、新たな次元での政策理念として、新自由主義、競争原理、ニュー・パブリック・マネジメント理論が持ち込まれていきました。地方公務員の定数も大きく減少をします。

このことと、非常勤職員の増加はコインの裏表の関係にあります。正規の地方公務員を減らす一方、増加する行政ニーズ、保育ニーズに応えるために非常勤職員を増加させてきました。

しかしながら、ここまで見てきましたように、非常勤職員の確保が難しくなっています。住民への行政サービスの安定的な確保ということを基本的観点として考えると、どうしても職員の量並びに質の確保が必要です。一般的に考えるなら、労働力の供給を刺激するためにも、臨時、非常勤職員の待遇改善が求められると思います。

中でも臨時職員の任用の空白期間は、50年以上前から…。

○議長（石川彰宏君） 森田議員、何を質問するのがですか。趣旨が全然へち向いて行っちゃいますが。前置きはえいですき。

○5番（森田雄介君） 済みません。ちょっと前置きが長くなっておりますが、⑤の質問のほうにつなげていきます。

この50年以上前から便宜上行ってきた慣行であるこの空白期間、この間に変化した

社会要請や行政ニーズに応えるためにも、見直しが検討される時期に来たと考えております。

質問の通告にも示したとおり、平成26年7月4日の総務省通知に基づいて、保育士不足解消のために空白期間をなくしている市町村が本県にもあります。この通知には、再度の任用の場合であっても、新たな任期と前の任期の間に一定の期間を置くことを直接求める規定は、地方公務員法を初めとした関係法例において存在しないと、平等扱いの原則や成績主義のもと、客観的な能力の実証を経て再度任用されることはあり得るものであるとしています。

本市もこのように対応すべきではと考えますが、見解を求めます。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、森田議員のご質問にお答えします。

ご指摘のように、確かに12カ月雇用につきましては有意義な制度だとは思いますが、現在のところ運用するには幾つか懸念することがありますので、制度の採用には慎重にならざるを得ません。

空白期間をなくすと、同じ方が同じ職に繰り返し任用された場合、幾ら客観的な能力実証に基づき新たな職に改めて任用したものと整理したとしましても、結果的に事実上任期の定めのない正職員と同様の状態になります。同じ方が何年も継続して働くとなると、他の方が働く機会を失うことにもなりはしないかということも懸念をされます。また、採用する側としましても、継続して働ける方は経験も豊富であることから、どうしても経験値でその方を採用したくなる傾向にあると思われれます。そうすると、多くの方に雇用機会を提供できなくなるとともに、臨時的任用職員としての身分や処遇の固定化にもつながっていくおそれが生じます。

しかしながら、一方では本市においても保育士など専門職の確保には苦慮している現実があります。今後は県や他市町村の動向にも注視をしながら、対応を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 私も質問の中で明らかにさせてもらったように、保育士の確保に苦慮しているという現状があります。そこで、これは現状に合わせて、より有効であろうと考えられる方法としての空白期間を解消することによって、保育士の確保ができるのではないかという提案であります。

実際にこの件に関しては、県や市や人事委員会の3者に対して、この平成26年の総務省通知は出されておりました、県は市町村に対して指導する立場にはないとしております。よって、研究等は他市町村の動向を見ることもあるとは思いますが、最終的には市の実情に応じて任用をしていく立場であることを確認させていただきたいと思っております。

その認識でいいかを確認させていただきたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 認識としては、ご指摘のとおりだと思います。
以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

W i - F i 利用の検討をということですが。

本年3月に大栃までの光回線が開通し、既存のA D S L回線とあわせて、さらに通信インフラが充実いたしました。さらに大栃から先への光回線延長も要望はしているが、具体化はしていないと伺うところです。現状においては、大栃より奥でネット環境となるとL T EやA D S Lとなります。

L T Eはドコモを初めとする通信キャリアのサービスで、光回線に迫る速度とされていますが、100メガを超える容量のウイルスソフトの更新やアプリのダウンロードでは通信量制限があるため、W i - F i 環境を推奨されます。そのため、自宅や最寄りのW i - F i スポットが必要になります。物部のほうから見まして、最寄りのW i - F i スポットを探してみますと、美良布のローソンでドコモのW i - F i が使えるようです。

一方、A D S Lは周囲の環境に影響されやすく、中継局からの距離により速度はかなり遅くなってしまいます。場所によっては、サービスがあっても使うのにはストレスがたまるとの声が聞かれています。

そういった場所に既に移住定住をしている人がふえてきており、地域の魅力を発信して移住を呼びかけたり、ネット環境を使って仕事をつくったりしています。既にネット環境がある施設であれば、無線L A Nルーターを設置すれば安価にサービスが提供できます。セキュリティー対策のために独自に回線をつなげるとしても、維持管理には多額の費用がかかるということではないと聞きます。

そこでお聞きをいたします。

W i - F i スポットの導入に係る費用はどのぐらいになると見積もりをしていますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） W i - F i スポットに関するご質問にお答えいたします。

W i - F i スポットの導入の初期費用につきましては、それこそピンからキリまででございまして、先ほど言われましたコンビニとかカフェの店舗などに導入されている家庭用無線L A Nシステム程度のアクセスポイントですと、機器の価格は二、三万円程度からございます。それに月々の回線使用料やプロバイダ料金に数千円が発生するということとなります。その他、災害情報などの発信できる情報配信システムを兼ねた高価なものまでございますので、機能、性能によりさまざま、目的や用途に応じて費用は大

きく変わってくると考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） では、次の質問です。

中山間のネット拠点として、各支所、香北や物部の支所への導入を望む声を聞きます。対応の検討を願いたいと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

W i - F i スポットにつきましては、現在、鉄道の駅とか道の駅、あるいは旅館、ホテルなど主に観光施設や文化施設などを中心に、集客が見込まれる施設への設置が進んでいるようです。

支所への設置につきましては、ある程度の需要、欲しいという声があるということですが、そういう利用者数が見込めないと難しいとは考えておりますが、全く不要であるという考えも持っておりませんので、スポットの普及状況や利用形態などを勘案しながら、将来的には導入の検討もできるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 全く不要というわけではないというお考えでありますので、今回便宜上支所ではどうかという提案でございましたが、観光や防災とあわせていくことによって、またこのW i - F i スポットの設置の可能性が望まれるスポットが出てくるのではないかと思います。

総務省のほうにおきましても、観光・防災のW i - F i ステーションの整備事業ということで、補助金を受けることができるというふうにも聞きました。地方自治体の場合は費用の2分の1の補助で賄われるということでもありますので、こういったものも使われて、また検討を進めていただけるようお願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 森田雄介君の質問が終わりました。

次に、13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問をいたします。一問一答であります。

今回は、県への働きかけ、県制度絡みの質問で構成させていただきましたので、よろしく申し上げます。

最初に、小中学校へのエアコン設置についてであります。

文部科学省が定めた学校環境衛生の基準では、教室の温度は10度以上30度未満が望ましいとされていますが、地球温暖化による気温の上昇は、夏場を問わず熱中症対策を考えねばならない深刻な状況であります。文部科学省の公立学校の空調設備設置状況

調査2014年4月では、全国の平均設置率は普通教室32.8%、特別教室27.3%であります。特に普通教室の設置率は、2010年調査の16%から2倍に広がっております。しかし、香川県は81%、東京都については先ほどお示しされましたが、それに比べて、高知県は13.8%と大変おくれた状況であります。

本市の学校ごとの設置率は先ほど詳しく説明がございましたので省きますが、今回の補正予算では、配膳室の空調設置等についても設計委託の予算も組まれて、方向性が示されております。

①の質問は同僚議員への答弁で大体理解いたしました。関連して、先ほどの答弁では理科室、音楽室、特別支援教室等々、特別教室を先に行ったわけで、通常エアコン下で、普通教室で授業をしている生徒児童数は設置率が48.4%が全体でしたが、私は通常普通教室で授業を受けている生徒児童数は2割にも満たないんじゃないか、2割ぐらいのものかなというふうに思いますが、そのところがおわかりでしたら、確認の意味でお尋ねさせていただきます。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えいたします。

普通教室に確かにまだ入っていません。今回、香長小学校のほうへ、今年パソコン教室を設置のために風が通らなくなったということで設置するようにしていますが、そのまだ1校のみだけです。今年の工事として扱いますけれど。そのパーセンテージのことですけど、まだ、そこまで詳しくは調べてませんが、確かに普通教室のほうが多いと思われま。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ご答弁で普通教室は入ってないということは、ほとんど通常5時間、6時間と授業している中で、大多数は普通教室ですけども、天井扇、扇風機対応の教室で授業をされているということでしょうか、その点を確認します。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） そうです。そのとおりでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ほとんどの時間は児童生徒は普通教室で過ごすわけでして、学習環境の整備というときにはやっぱり、その部分は私どもが通告したように、やはり急がねばならないという認識でいいと思います。

それでは、②に移ります。

残りの普通教室を中心とした全教室に設置となれば、いかほどの予算を必要とするのかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 設置に係る費用につきましてお答えします。

概算ですが、設置率を100%にするために必要な費用は約3億円となります。ただし、設置から15年以上経過したエアコンもありますので、その更新を含めると4億3,000万円ぐらいはかかると試算しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 以前、同僚議員が聞いたときも3億円ぐらいのようなことを言われたような記憶もございますけれども、実際問題多額の費用がかかることはもちろんわかります、3億円、4億円と。

1つの側面から、なかなかお金が要するというこのときにどのような計画でやっていくかは、先ほど財政当局にもと云々の答弁もあったわけですが。10年、15年というふうにもつということを考えてときには、1年あたりに換算したら2,000万円、3,000万円のお金というふうな投資というふうになると思います。こんなこと言ったらどうかわかりませんが、平成26年度の決算の財調へは約4億6,000万円でしたか、入れているというレベルもあります、監査報告もございました。そういう部分で考えたとき、将来ある子どもたちへの安心・安全の環境づくりとあわせて快適な学習環境への投資と考えれば、住民理解は得られるし、高くはつかないのではないかというふうな私は認識をしますが、教育委員会のレベルでの見解を伺います。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

やはりその工事費の分もありますが、導入後の月々の電気代とか修理代などを思いまして、先ほども織田議員のほうに説明しましたがランニングコストのほうが高くなるということもありまして、財政当局とも話をして検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ランニングコストのことは確かに大きな課題となると思いますが、せんだってですが、過日テレビ等で電気代等について、PTAへの請求とかPTAから持ち出してとかいうレベルのことも聞きましたが、そういうことはあってはならないことですので、それも慎重に踏まえて考えてもらいたいです。まずはやっぱり、その通常児童生徒が学んでいる教室、やはり県が目指している方向等考えたときには、学習環境の整備という部分からいうと設置の部分を含めて考えていただきたいということですが。もう1つの設置についての部分ですけれども、以前国のレベルでは、特別支援教室への空調整備等は国庫補助を何か受けてやったような記憶もございます。現実、現在空調整備を進めていくには、過疎対策事業債なんかも使いながら、財政負担を軽減する方向でやっていると思いますが、その点はいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 補助金につきましては、文部科学省においての学校施設環境改善交付金、それを一応使うようにしています。ただ、今年の方につきましてはそれには該当してませんでしたので、今回は一般財源でやっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、③に移ります。

県は耐震施策優先に予算配分もし進めてまいりました。本市においても国等の補助制度を有効に活用し、学校施設等耐震化も進めてきたところでもあります。双方とも一定のめどの立った状況といえるのではないのでしょうか。県は教育の充実を県政課題の柱の1つとしており、学習環境の整備として県立学校へのエアコン設置も行っており、本年度には終了の方向とも伺っております。

そうであるのなら、小中学校での設置に向けて市に対する補助制度を創設すべきと考えます。県のことですので、私がどうのこうのとは言えませんが、市教委としてそのような働きかけをして県予算を振り向けていただきたい。そのことで学力向上に取り組む県の姿勢と相入れる状況をつくるべきと、ぜひ強く要望、要請してもらいたいところですが、見解を伺います。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 県への補助金の創設の働きかけにつきまして、お答えします。

小中学校の普通学級を含めた全教室にエアコンの設置となりましたら、先ほど言いました3億円ほどの多額な経費がかかることから、補助金の活用は必要不可欠であります。

学校で活用できる補助金は、先ほど言いました文部科学省の学校施設環境改善交付金であり、補助率は3分の1となっております。

今後エアコンを設置する際には、これらの補助金を活用していきますが、県につきましてはまだ補助金は創設されていません。今後は市町村教育委員会連合会などを通じて要望をする機会がありましたら、市町村への空調整備の補助についての要望を前向きに考えていきます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次の質問に移ります。

本年4月から制度化された高知県住宅等改造支援事業費補助金と高知県店舗魅力向上事業費補助金について、本市での制度導入等も含めて見解を伺ってまいります。

最初に、高知県住宅等改造支援事業費補助金についてであります。

高齢世帯のリフォーム助成として、現在、介護認定を受ければバリアフリー改修工事は介護保険での仕組みはあります。本市では香美市介護保険住宅改修費として支給され

ておりますが、65歳以上の高齢者であれば、介護認定を受けていなくても利用できる仕組みが発足いたしました。対象としては、65歳以上の単身者もしくは夫婦のみで居住している世帯で、前年の所得税額で30万円未満となっているので、ほとんどの方が対象となると考えられます。

対象工事としては、手すりの取り付けや段差解消などであります。補助限度額は補助基本額30万円のうち20万円を限度とし、県と市で2分の1ずつ補助との仕組みであります。

そこで、まず伺います。

本制度についての所管課の認識をお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 山崎龍太郎議員の県の補助金2点の本年4月から65歳以上の高齢者であれば介護認定を受けていなくても利用できる制度として、高知県住宅等改造支援事業費補助金が創設されました。そのことについて問うという、本制度についての認識はということで、そのことについてお答えいたします。

この新しい補助金は、従来の高知県住宅等改造支援事業費補助金を拡充したもので、平成27年4月から高知県の要綱が改正となっております。本制度の内容についてはそう認識しております。

介護保険制度における要介護者及び要支援の認定を受けた者及び認定を受けていない65歳以上の単身の高齢者または高齢者夫婦のみの世帯について、高齢者等が居住する住宅を身体の状態に応じて、安全かつ利便性にすぐれたものに改修または改築することによりまして、本人及び介護者等の負担軽減を図ることが目的となっております。それによりまして、福祉の増進を図ること及び地域での総合的な在宅支援等に必要な建築物の改修または改築を支援する補助金です。また、従来補助金基準限度額が要介護者等が100万円でしたが、改正に伴いまして、介護認定を受けていない一般の65歳以上の高齢者につきましては、30万円の限度が追加で新設されております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

実施には市の制度導入があつてのこととあります。介護保険の制度は自己負担10分の1ですので、そこまで有利ではありませんけれども、当事者にとっては3分の2助成は将来を見据えたときの事前の予防策として有効活用できるものと、そういう制度であると私は思います。

本市でも来年度からの創設を求めますが、見解をお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 山崎議員の質問に対してお答えいたします。

香美市におきましては、香美市住宅改造支援事業実施要綱によりまして、要介護高齢

者または身体障害児・者の身体の状態等に応じて安全かつ利便性にすぐれたものに改修・改築することにより、本人及び介護者の介護負担軽減を図り、もって高齢者等の福祉の増進を図ることを目的として事業を実施しております。

現在の対象世帯は、香美市に住所を有する高齢者世帯等で、介護保険法の規定により、介護保険法第27条第7項第1号の規定により、要介護区分状態が要介護2から要介護5に認定された者と、身体障害者手帳の交付を受けたもののうち、身体上の障害が1級または2級の者、そのほかに、身体上の障害が3級の者のうち、下肢・体幹機能障害のある者または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のある者となっております。

現在の補助金は要介護認定者等を対象にしておりますので、県の拡充した補助金については導入しておりませんが、今後におきましては前向きに検討したいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 前向きに検討という答弁をもらいました。ということは、イエスかノーかは来年度になってみないとわからないということでしょうか。それまでには結論が出るという認識でいいのか、お願いします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

まず、検討課題がありまして、補助の限度額のほうも30万円となっておりますが、現在、介護保険給付での居宅介護住宅改修費は支給限度額が20万円で、保険者が9割、本人が1割負担というふうになっております。

また、身体障害者のほうの3級以上の方についても住宅改修の補助がありますが、限度額が20万円となっております。

また、香美市補助金の住宅リフォーム補助金も支給限度額が20万円となっておりますので、この今回の改正により限度額が一般の高齢者が30万円ということですので、この分の検討課題等もありますし、近隣市町村の動向も見ながら今後検討するというので、前向きに検討したいと思います。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 検討課題の1つに私入れてもらいたいというか検討にしてみたい部分がありまして、実際、県の要綱といいますかその部分では、高齢者と家族、高齢者の単身もしくは夫婦で住んでるという部分ですわね。やっぱり、ただ香美市の現状を見ると、65歳以上の高齢者と若い世代が住んでいるというレベルもあります。ただ、そういうレベルでも所得税額が30万円以上というところはまれなところでもあると思いますので、そういうことも踏まえてぜひ検討をいただきたい。そういう世帯も対象にならないものなのかということも踏まえて検討いただきたいですが、いかが

でしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

県の補助金にはその若いレベルの方は含まれておりませんので今後また検討はいたしますが、なかなかそれによりまして希望者が多数出て、本当に高齢者の方が使いたくても使えない場合が出てきても困りますので、それも含めて検討したいと思っております。以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 私がちょっと言いたいのは、使うのは高齢者ですけども、若いレベルの世代と同居している方がおったときですわね。実際やっぱりその方々の将来を見据えたときに早く手すりをつけちょきたい、段差解消しておきたいと、けど子どもさんたちの収入とか所得税額を合わせても30万円にもならないというふうなときにも、やはりその制度が使えると、使うとかお金出すのがどちらかということとは別としても、そういう高齢者がいる世帯も踏まえて検討に入れてもらいたいということですが、再度お願いします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

先ほど山崎議員が質問いたしました件につきましても、検討の課題として今後また考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、2項目めの高知県店舗魅力向上事業費補助金について伺ってまいります。

店舗の集客及び収益の増加につながり、店舗の魅力向上に資する取り組みで、地域生活者の利便性、地域商業の活性化並びに商業機能及び商店街の維持、発展につながる事業として、本制度は創設されたところであります。

私の所感としましては、そこまで難しく捉えなくても思うところですけども、それについては後述させていただきます。

補助対象者は商店街等における民間事業者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとするとして、商店街等に立地する店舗で、同一店舗においておおむね5年以上事業を営んでいるもの、高知県内に本社・本店を有するもの、大規模小売店舗でないもの、商工会、商工会議所等の支援機関のアドバイスを受け入れ、所在する地域の商業振興計画をもとに経営革新のための事業を実施するものなどです。

対象業種としては、小売業、飲食業またはサービス業であって、昼間営業をするものであること。対象経費としては、店舗改装費で、内外装整備は必要最小限のものとし、店舗構造の変更、華美な装飾等は補助対象外とすると。設備費として、設備及び備品は

原則として補助対象外とするが、新たな取り組みの実施に不可欠なものは対象とすると。補助率は2分の1以内で、限度額は上限額100万円で、下限額が10万円とこういう部分であります。

そこで伺ってまいります。所管課として本制度について認識をいかがお持ちなのか、お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 山崎龍太郎議員の高知県店舗魅力向上事業費補助金について、①のご質問にお答えいたします。

平成27年度の新規事業といたしまして、商店街で事業を営んでいる事業所に対し、新しいサービスや商品の提供など、先ほど議員の申されましたように経営革新に取り組もうとする既存店を支援するという目的で設置された事業であると認識をしておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 認識はされているとのことですが、申請の状況とか、現在の状況等については把握されているのかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 現在の状況とか②へも係る分でございますけれども、本事業につきましては、地域の商業振興計画、これは国の定めたものでございますけれども、これの策定がベース、基盤となるものでございます。

この辺の策定が必要であることから、現在、香美市におきましては、商工会のほうで経営発達支援計画、これにかわるものの策定を進めておりまして、これが先ほど述べた商業振興計画にかわるものであると、県の判断も一定いただいております。

現在のところはこの辺までで現在策定中でございますので、申し込み等についてはまだされてないという状況でございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それは後で私も聞こうと思ってましたけれども、ちょっと①の3回目の質問ですけれども、この要綱を見たとき、やる気、意欲の高い先進事業所のための事業所の補助金かなあというふうな捉え方もできますし、通常の個人事業所ではなかなか使いにくいんじゃないだろうかというふうに思いますが、そのところはどう捉まえているのか、見解を伺います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 先ほどのご質問の中でありましたが、そのために事業計画書の作成に当たっては商工会、商工会議所等の支援機関のアドバイスを受けることというふうなことになっておると認識をしておるところでございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

②ですけど、県制度ではありますけど、本市商業者にとっても使えれば有利な制度になっていくというふうに思います。現時点では先ほど言われた商業振興計画のこともありますが、今後の周知等も踏まえて、県の部分といえればそれまでですけども、やはり本市商業者にとっても多大なメリットを及ぼす部分もあるし、そのこのところの周知について、また啓発についてのお考えをお示してください。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） まずはベースでありますその香美市の経営発達支援計画の策定にまず全力を注ぐと、これで県の承認を受けた後、周知、啓発については順次実施していきたいというふうなことで報告も受けておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、③に移ります。

要綱が定まったのが最近で、8月3日からの募集で9月15日までが1次募集でありますので、先ほど言われた計画等に基づいて、それが整備できたのが高知市の商工会議所ぐらいのもんというふうに聞いてもおりますけれども、現時点ではまだ1件ぐらいの申し込みじゃないやろうかと、申請じゃないやろうかというふうなことであります。

申請のハードルはかなり高くて、使いたくても使えないのではという危惧するところでもあります。個人事業所では、売上計画、損益計画、資金繰り予定まで、新規の開業をするわけでもないのにどうしてここまで複雑にしなければならないのか疑問ですし、また対象エリアも狭義に捉えていると、商店街等というのも踏まえてですけども、また昼間の営業とかいう部分、そういうことも狭義に捉えているというふうに感じるところであります。

せっかくの県制度でありますけど、使われなくては意味をなさないと考えますが、本市の実情も示しつつ制度改善もすべきと、厳しいところもないといけませんけれども、やはりここはもっと緩くてもいいじゃないだろうかというのは、やっぱり香美市は香美市の実情があると思いますが、そういうことで県にでも申し入れを行うべきと考えますが、見解をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

本事業の基盤であります地域の商業振興計画の策定が最もハードルが高いものと思われれます。先ほどご質問の中でもありましたように、現時点では高知県内でこの計画の策定、承認がされている団体は1団体のみであるというふうなことも聞いております。

ただ、補助事業の基本としては、一定の基準は必要なものと認識しておるところでございます。既に香美市の商工会がこれに対応することを実施をしておるところで、

経緯は見守りたいと考えておるところでございます。

申請しやすい制度改善について県に要請をというところでございますけれども、今回一連で県制度へのご質問をいただいたところでございますが、市町村から上級官庁である県、国へにつきましては、要望の域を出ないというふうなことでございます。

国とか県へ大きなパイプを持たれる日本共産党の山崎龍太郎議員でございますので、「住民こそ主人公」のスローガンのもと、ぜひ県議会でこのような議論をしていただけるように、そのご手腕、ご尽力に大きな期待を寄せるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） お気づかいはいただきまして、ありがとうございます。

そのことは常々やっておりますので、そのことも踏まえて香美市のほうでどうなのかということをお聞きしているところでありますので、やはり要望の域は出なくてもすべきということをお聞きしておきたいと思っております。やはり商工会にどうしても頼らないといかんという部分の、先ほどの経営発達支援計画のこともそうですが、これも聞きますと、本年度中には本市が目指す部分で策定をしていく方向性は定まっていると。そうなってくると、市のやっぱり周知、啓発等も要するというふうには思います。

ただ、どうしてもやはり、私以前、店舗リニューアルということで企画財政課長にも聞いたことがありましたが、実際、住宅リフォーム今やってる部分で、そういう店舗リニューアルという制度はまだ先のことやという答弁もろうてますが、やはり幅広く市民、市内の事業者に使ってもらえる制度というふうになるときは、片一方で県制度を、私もこれは否定的な立場で言ってません肯定的な立場で言ってるんですが、それをもっと使いやすい制度にするというが、やっぱり各市町村の声というふうに思いますので。ぜひそのことも踏まえて、少し政策目的的に県と異なるとしても、やはり香美市の実情に合わせた要望の域を出ないというやったら、要望をしていただきたいと思います。再度の答弁を求めます。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 産業振興課といたしましては、商工観光班で商工会とこの商業の発展につきましてはタグを組みながら、取り組んでいくということは当然でございます。

市の新しい制度につきましては、企画財政課のほうの担当になると思いますので、そちらのほうへよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時09分 休憩）

(午後 2時20分 再開)

○議長(石川彰宏君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、4番、山崎眞幹君。

○4番(山崎眞幹君) 4番、市民クラブの山崎眞幹でございます。

本日、何人かの方がさきのころ亡くなりました千頭洋一議員についての弔意等述べられました。ごらんのように本日の議場内には国旗、そして市旗に喪章が掲げられ、そして、自席には花が供えられております。千頭議員におきましては、私たち市民クラブの代表として平成26年9月の改選時からお世話をいただきました。ここで改めまして市民クラブ最初のトップバッターの質問者として、千頭議員に対しましてこれまでの市民クラブに対するお世話、そして市政に対する貢献、それらについて敬意と感謝を申し述べるとともに、弔意を表明したいと思っております。千頭さんどうもありがとうございました。そして、安らかにお休みください。

それでは、質問のほうに移りたいと思っております。

まず、1点目、諸般の報告をめぐってでございます。

今回、諸般の報告をいただきましてお話を聞くにつれて、もうちょっと深く知りたいなということが幾つかございましたので、順番にお聞かせをいただくということでいきたいと思っておりました。

まず、①です。企画財政課からまちづくり委員会についての報告がありました。そこで、まちづくり委員会に関連してお尋ねをしたいと思っております。

実はまちづくり委員会につきましては、私自身非常に関心を持っておりまして、第1回、第2回の会議については傍聴をさせていただきました。第3回、第4回につきましては視察ということでしたので、ちょっと同行するとね、またどうかなと思っておりましたので、同行は遠慮させていただいております。

ネット上におきましては、そのまちづくり委員会というホームページがありまして、そこには、第1回、第2回の会議について会議録の要旨と、第2回につきましてはワークショップの経過等が上げられておりました。第3回、第4回の内容についても、いずれはネット上に上げられるのかなというふうにも思いましたけれども、とりあえずは聞いてみようということで1点目でございます。

第3回、平山・美良布・大西の視察、そして、第4回、高知県産学官民連携センター、高知こどもの図書館、高知市市民活動サポートセンターの視察の内容と結果等について、お尋ねをまずしてみたいと思っております。

○議長(石川彰宏君) 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長(山中俊明君) それでは、山崎議員の視察の内容と成果という質問に対してお答えします。

まず、第3回の市内視察でございますが、7月6日に委員26名の参加により、市内

の3カ所で視察を行いました。最初に視察したほっと平山では、ほっと平山の施設長、運営委員の方から地域の実情や取り組み内容を、高知県立大学の学生から平山での地域活動について説明を受けました。

次に、香北町に移動し、大川上美良布神社で社務所の天井画等の説明を受けた後、アンパンマンミュージアム周辺活性化協議会の代表者からアンパンマンミュージアム前の広場を活用した取り組みについて説明を受けました。

次に、物部町大西に移動し、大西地区の移住者3名から、移住のきっかけや生活スタイルについてのお話を伺いました。

第4回の市外視察は、8月26日に委員24名の参加により、高知市で行いました。まず、高知県産学官民連携センターで施設職員より、連携センターの概要について説明を受けた後、地域支援企画委員から支援員の役割や集落活動センターについて説明を受けました。次に、高知県立大学地域教育研究センター長の清原先生より、「大学が地域を変える、地域が大学を変える」というテーマで、大学が地域で行っている実践活動の内容や成果について説明を受けました。

午後は、高知こどもの図書館でNPO法人高知こどもの図書館館長より、図書館をつくることになった経緯やその取り組みについてお話を伺いました。

次に、高知市役所たかじょう庁舎へ移動し、高知市地域コミュニティ推進課より、「行政依存でない住民主体の自治」というテーマで、1970年代から行ってきた高知市のコミュニティの取り組みについて説明を受けました。その後、NPO法人高知市民会議が運営する高知市市民活動サポートセンターで、職員よりサポートセンターで行っている、とさっ子タウンの取り組みを中心に活動内容の説明を受けました。

以上が市内、市外視察の簡単な概要ですが、視察に参加した委員さんからの感想の一部を紹介しますと、第3回の視察に参加した委員さんからは、地元のすばらしさを再発見する一日だった。住んでいる人が楽しいまちにすることがまちづくりの基本だと改めて感じた等の感想がありました。また、第4回の視察に参加した委員さんからは、産学官民連携センターや支援員について、名前だけは知っていたが詳しい取り組み内容を知ることができた。今まで集落活動のことがわかっていなかった。自分の集落を考えるきっかけになった。県立大の取り組みには学生が地域とのコミュニケーションをとることにより、地域と学生との相乗効果が出ているのはすばらしいと思ったなどの感想がありました。

以上でございます。

- 議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。
- 4番（山崎眞幹君） 大体、何となくわかりました。その感想ですよ、多分アンケートみたいなのをとったと思うんですけども。それって主なものは紹介していただいて、そして、この間のワークショップ、話は飛びましたけど2回目のワークショップでやったやつが蕨野さん、これ手なれてますよね。こういう結果集計については手なれ

た集計をしてまして、経過報告書としてかなりきれいにまとまったものがネット上にアップされています。これと同じような形でこの次の質問にもかかわってきますけど、最終的には今の感想も含めてネット上に上げられるか、それはないかもしれませんね。でも、それをもとにして今後の展開があるという認識で当然いいわけですよ。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

この視察についてはそれぞれアンケートをとっておりますので、それぞれのお話等についてのご感想を書いていただいておりますので、今後の進め方についてはそういったものを参考にしながら、組み立てをしていくということになると考えております。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） そしたら、②の質問に移りたいと思います。

②なんですけれども、これまちづくり委員会、1回目、2回目は当然私自身は傍聴させていただきまして、1回目傍聴者3名、2回目傍聴者2名ということで、その3と2の1ずつが私なんですけれども傍聴させていただきました。

1回目のときに、まちづくり委員会の中でも資料として提出をされて説明をされた中に、まち・ひと・しごと香美市振興計画及び香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定体制図というものがあまして、そこで、まちづくり委員会の役割として振興計画及び総合戦略の原案等の内容への意見提案というふうには書き込まれております。また、同様にそのときの資料の中で、まちづくり委員会の設置についてという小冊子がありまして、その小冊子の中では、設置の趣旨におきましては、「地域間の総合理解の促進や住民の多様な意向をまちづくりに反映する機会の増大を図り、市民と行政の協働のまちづくりをさらに推進していくために」というふうなくくりの中で、まちづくり委員会の目的・役割ということで、ちょっと朗読をしますけれども。

まず、（1）、香美市振興計画の策定と検証。

そして、（2）、地域審議会の発展的解散による受け皿。その内容としては、「地域審議会に替わり、まちづくり委員会の中で、それぞれの地域の委員が香美市全域の課題等について検討し、地域間の相互理解の促進を図っていきます。」ということが書かれています。

（3）なんですけれども、まちづくりの推進に関する事項その他市長が必要と認める事項についての調査・審議。この中では、「中山間対策、集落活動センターの開設の検討など、市民と行政が一体となって取り組んでいく必要のある課題に対して、モデルとなる他市町村への視察等を行い、みんなで共に進めるまちづくりの事業実現に向けた取り組みを推進します。」とこうあります。

そして（4）として、まちづくりの推進に関する施策及び必要な事項について、市長への意見提言というこの4つ、大きくいうと4つ、それはもう課長これまとめたもんですから、よくご存じだと思いますけれどもございます。

そして、これも同時にいただいたんですけども、そのまちづくり委員会のこれからの予定ですよ。9月以降の予定として第4回、5回、ただ、中身ちょっと後でよく確認するとこれ4回あるって書いてますね。9月に4回、10月に4回なのかわかりませんが、5回、6回の黒ポチがついてたんですけども、5回、6回と質問には書いてますけれども、学習会を経て市長への提言書を提出するという事になってます。

それで、これまでの経過で言いますと、私も、2回までの中身を傍聴して、そして3回、4回目の内容を聞くにつけて、それで私も調べました。一体どこへいったのかと。市内のことはわかりますけども、市外のことは余りよくわからないんで調べましたら、大体、市民と協働、いわゆる協働のいろんなまちづくりについて、どういう手法がありますとか、それを応援してますとか。それで、高知こどもの図書館についても、これはNPOが設立して運営をしていると、主にNPO関係、市民活動サポート関連のものばかりでした。ちょっと集落活動センターについての今、役割をちょっと勉強したという話がありましたけれども。

さあここからなんですが、2回なのか4回なのかわかりませんが、視察内容と経過、そして予定されている、予定されるってさっき言いました4つの内容から推測すると、提言者としてまとめるにはちょっと時間が足らんのかな、会が足らんのかなというふうな気がします。

そこで、お尋ねなんですけども、今後のスケジュールについては予定どおりやっていくのか。その点についてまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

今後のスケジュールについて説明いたしますと、第5回を9月15日、第6回を9月29日、第7回を10月20日、第8回を11月19日、そして、第9回は11月末か12月上旬を予定しております。

委員会の内容としましては、第5回から第8回までワークショップにより提言書を作成する予定としております。そして、第9回で市長に提言していただくこととしており、当初のスケジュールどおりとなっております。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） よかったです、2回ずつでね。僕2回をちょっと少なく勘定してたんで、大丈夫かなというふうにも思いました。

ワークショップを運営されている方がなかなか手なれた方なので、その取りまとめの能力に期待するわけですけども。本来そのまちづくり、当然この後それはされると思いますけれども、今までの振興計画の中で進めてきた施策に対しての評価であるとか、見直しであるとか、そういうものも当然行われる、提言として出す以上はという当たり前の話なんですけども、その認識で間違いはないでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

まちづくりと一口で言っても大変幅が広いわけですので、この4月からの期間でまちづくり委員会さんに全てをなかなか理解していただくというのは大変難しいかもしれませんが、これまで香美市が行ってきた事業等についての説明、課題等についてももちろん説明はしていかなければならないとは思っておりますが、どこまで深く説明したらいいかとかいろんな課題もございますので、今後その辺はちょっと検討したいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 少なくともですよね、僕まちづくり委員会にはすごく期待を本当にしてた人間の一人として、いろんな市内の課題に対してさまざまな、1回目とか見たときも、それぞれ皆さんそれなりの意見を持ってましたいろいろ。そういうことを種にして議論を進めていくのかなというふうに思ったんですけども。そういう面もあるかもしれませんが、全くそうじゃないような気もだんだんしてきたんで、我々はこれは一体どこへいくんだろうというふうな気にも若干なってます。

本当に今ちょっと私のイメージとしては、課長の答弁はトーンダウンしたという変な言い方かもしれませんが、まち、実際のその施策、この状況に対してご意見をいただくというよりも、何か全体を知っていただいて、それからそのまた後の話、来年以降にもうちょっと、でも来年以降そんなに会を構えてないので。私自身は先ほど述べましたように、いただいた資料にある4つの役割をちゃんと足がかりにして、会が進むのかなというふうに思っていたところがあるので。でも、ここんとこずっと研修に行ったところは市民との協働というところにどうも軸足がある。それは僕は賛成なんです。協働はこの後ずっとやりますけど、話でやりますけれども。そこら辺の進捗の問題ですよ。ちょっと今答弁もありましたけど、もう少し詳しくとか違う角度から言い方があれば、ちょっと教えていただきたいなというふうに思うんですけど。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

今回まちづくり委員さんは、当初計画では公募委員さんを5名ということで考えておったわけですが、その5名枠というのを外して16名という多くの方に参加していただいたということがございます。そして、委員さんの中にはこのまちづくりに大変詳しい方もおられますし、やはり、中には大西へ行ってこんなところで住めるのか、びっくりしたとかいうような方もおられてまして、やはり委員さんのこのまちづくりに対する意識とか、持っている考え方等もそれぞれ幅があると思っておりますので、ある一定こういった市内、市外を視察することによって自分の地域を見詰め直すということを通して、これをまちづくりに今後生かせるようなものにしていきたいということで進んでおります。

それで、山崎議員の申しました4つの目標というのはもちろん、それは堅持していく

わけですけれども、やはりまちづくり委員さんにそこまで議論していただくためには、ある程度市内のことも知っていただければならないというふうなことも考えておりますので、市内視察、市外視察は終了しましたので、今後はこれまで香美市が行ってきました取り組み等を説明し、それで議論をしていただきたいというふうに考えております。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ぜひそのような内容でよろしくお願ひしたいと思ひます。というのは、スケジュールの面でいうと、この提言はそのまま審議会に上がっていくんですよね。それは確認していいですか、審議会へそのまま上がっていくのか。それとも、1回中で内部でまとめてやるのか。スケジュールでは審議会に上がっていくように書いてたと思ひますけど。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 提言書につきましては、市長に提言していただいた後に、もちろん庁内でもその情報を共有し、審議会等にももちろんそれは上げていくようにいたします。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 大体わかりました。あと4回、5回の今年度のまちづくり委員会の進捗について、私もできる限り傍聴しながら推移を見守っていきたいというふうに思ひます。

③に移ります。

平成28年度は3回の会が予定をされておりますけれども、これも大体予定どおり推進されるのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えをします。

平成28年度については、当初の計画では3回の会を実施することにしておりますが、今後、本年度の実績等を踏まえて、再検討していく必要があると考えております。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ぜひ、そのようにお願ひをしたいと思います。

それでは、続きまして2番目、まちづくり推進課からの報告に関連する質問に移りたいと思ひます。まず①です。

まちづくり推進課から第1回香美市移住体験ツアーには、これ最初のチラシでは先着25名やったかな、先着25名とこうなかなかはりきっておったんですけども、結果として5組8名の参加があったということで報告をされています。ちょっとこれについてもいろいろ、いなかみのホームページ見たり、それから、まちづくり推進課を見たんですけど、結果がどういう内容であったかがここへ予定が書いてあるんで、結果の掲載は要らないということで掲載してないのかもしれないけれども、詳細について少しお尋ねをしてみたいと思ひます。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 第1回香美市移住体験ツアーについて、お答えいたします。

既にチラシもごらんいただいておりますということですので、ツアーは前日の8月15日土曜日に高知県経営者協会主催の高知県U・Iターン就職相談会 in 高知が高知会館で開催されたということで、この相談会につきましては、大阪、神戸方面から片道無料バス運行で実施されておりました、今回が手始めにこれに相乗りする形で、翌日の8月16日に開催したということでございます。参加人数につきましては、5組8人ということでございます。さまざまな町村が移住ツアーをされておりますけれども、参加者の応募につきましてはなかなか苦労されておるように聞いております。

今回の主な内容につきましては、香北町の空き家バンク物件見学、香美市のお試し移住体験住宅、それから、アンパンマンミュージアム周辺、香北町菌床生産組合、あと地元スーパー、土佐山田町の賃貸物件見学、その後、昼食後大阪方面へ帰っていただくという内容で、市内のご案内につきましては半日という短い時間でございましたが、地域情報並びに仕事と住まいに関する情報を一定お伝えできたかと考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 幾つか詳細についてお知らせいただきました。どっからということについては、大阪、神戸方面からということでしたけれども、もしわかればどういう年齢層であったのか、その顔を見るとそれは調べてないということですか。どういう希望職種であったとか、参加して声はどんな声であったか、よかったとかそういう声があったとか、そういうことがもしわかるようでしたら今ご答弁をいただけたらと思います。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

U・Iターン就職相談会への相乗りということもございますので、大体お若い方でした。1組ご家族で参加された方もございます。それで、感想につきましては、5組のうち2組の方はとても満足、3組の方が満足ということでございます。なお、移住ツアー参加者のうち2名の方については、香美市のツアー前日のU・Iターン就職相談会の後、佐岡まつりにも参加していただいて交流を深めたというふうに聞いております。

既に確認されておるかもしれませんが、ツアーの様子とか画像、裏話なども含めて詳細の記事は、いなかみライフポータルサイトを構えておりますので、そちらにアップしておりますので、またご確認いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 済みません。それよう見つけざったんで、わからなかったが

ですけど。はい。また確認してみます。

それと、この間、実は就職相談会とまた違うんですけども、総務常任委員会で京丹後市へ視察に行ったときに、ここと一緒です。地元の宿泊施設使ってくださいみたいな話で、下に「ビジネスホテルダイワへの宿泊をお勧めします」って、大事なキーワードが入っているんですけど、これ、ここに泊まれた方いるんですかね。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） ビジネスホテルダイワへ宿泊された方が何人おるかということとはちょっと確認はようしておりませんが、当日16日が朝早くからの出発ということで、近くに宿泊していただければということで、このようなことを書かせていただいております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 書くことは、これはやっぱり折りに触れてPRすることは大事ですのでぜひ続けてほしいし、そのやっぱり成果はどっかにやっぱり残していくといろいろ励みにもなりますんで、ぜひまた結果は調べることができれば調べてみたらどうでしょうかというふうに思います。

それでは、②の質問に移ります。

香美市の移住定住促進に活用するための香美市プロモーションビデオ作成業務が高知さんさんテレビ株式会社に委託されているということでございますが、成約に至るまでの経緯を、また募集の形式が公募型プロポーザルであった場合には、応募者数、幾つの業者がそれに手を挙げたのか、そして、どういうプロポーザルであったのかという内容についてもお尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

成約に至るまでの経緯ということでございますが、今回のプロモーションビデオ作成につきましては、公募型プロポーザルで実施をしております。募集期間が6月26日から7月17日ということで、担当課のまちづくり推進課のホームページあるいは管財課のホームページから確認できるようにして募集をいたしました。プレゼンテーションの実施につきましては8月10日でございます。委託契約の期間は8月28日から平成28年の3月4日までということで、応募者数は4件でございます。業者名につきましては、受け付け順でございますが、株式会社RKCプロダクション、高知さんさんテレビ株式会社、株式会社高知広告センター、あと個人事業者でございますが高橋正徳さんの4名でございます。

内容につきましては、各事業者の企画内容の詳細につきましては、募集要領の中で選考以外の目的には使用しないこととしておりますのでお伝えはできない部分もありますが、事業の目的に対する理解度でありますとか香美市の特徴や魅力に対する理解度、動

画の企画構成などについて審査いたしました。その中で視聴者の興味や関心を引きつける企画であることを評価されまして、高知さんさんテレビ株式会社に決定したという経緯でございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） これはだからホームページ上で公募して、結果についてはこれはホームページ上に発表するんですかね、してます？

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 審査結果の通知につきましては、各応募事業者しております。結果については、ホームページのほうには載っていないと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） できれば細かい情報ですけど載せたら、こんだけの応募者があってこういう結果になりましたということは、また皆さんに知っていただくことができるんで、これはやっぱり大事な事かなというふうに思いますので、ぜひそういうこともやっていただければというふうに思います。

そしたら、次に移ります。

ふるさと納税の業務委託事業も同じようにプロポーザルであったというふうに、これはまだそしたら公募してるのかな。ちょっと済みません。その確認を怠ってますけれども、もう決まったように思いましたのでこう書いてますが、②と同様に経緯、応募者数、業者名、プロポーザルの内容についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

3月議会の一般質問の答弁の中で、ふるさと納税の業務委託を検討している旨をお答えいたしまして、6月議会の補正予算で予算の計上についてご決定をいただいております。香美市のふるさと納税をふやすことを考えますと、インターネットなど用いた寄附者へのPRあるいはクレジット納付、コンビニ決済などの寄附者の利便性を考えた収納方法の設定、謝礼品の拡大とそれに伴う在庫管理などが必要になってまいります。そこで今回、専門業者への業務委託を行うということになりました。

業務委託までにはさまざまな企業が説明に参りました。旅行系のトラベル系の企業であったり流通系の企業も参りましたが、プロポーザルの応募業者2社でございまして、うち1社が途中で辞退いたしましたので最終的に1社のみということでございます。

そこで、8月27日に1社でプロポーザルを行いまして、行った事業者につきましては、ソフトバンクグループの「さとふる」という会社で、設立は2014年ということで、新しい会社ですが最近契約自治体数を着実に伸ばしておる会社でございます。

プロポーザルの内容としましては、寄附金の受け付けとか収納が寄附者の利便性に配慮したシステムになっているか、謝礼品の発注、配送方法、寄附者情報の管理等について審査をいたしました。

提案の内容につきましては、独自のふるさと納税をまとめたポータルサイトを設けていることやソフトバンクグループの強みを生かして、ヤフージャパンによるふるさと納税サイトの開設、ヤフーショッピングでの特設サイトの開設の予定していることなど。また、納付については、ソフトバンクの携帯電話料金とまとめて寄附金を収納することができるなどのほか、コンビニ決済、ペイジーも提供準備中であり、寄附者の利便性にも考慮しているとのことでした。

それから、また謝礼品の在庫管理も行えるということで、さらには謝礼金の送付に関しましても、集荷業者が香美市の業者に直接集荷に伺い、送付先の住所については、さとふる側で記入するので香美市内の業者の手間も省け、また寄附者の個人情報も謝礼品提供事業者には渡らない仕組みとなっておるということでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎真幹君。

○4番（山崎真幹君） ソフトバンクグループ「さとふる」ですか。

（まちづくり推進課長、横山和彦君、自席にてうなずく）

○4番（山崎真幹君） わかりました。ということは、今まで観光協会とかが間に入って、幾つか既に謝礼品として構えてあるものもあったと思うんですが、そういうものもそっちのほうに全部移行して、さとふる窓口一本でこれから先香美市のふるさと納税については運営をしていくのか、その点についてちょっと確認をしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 今まで観光協会にお願いしていた謝礼品につきましても今までどおり利用していきませんが、さとふるのサイトに全てまとめていくという形になります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎真幹君。

○4番（山崎真幹君） さとふるですか。はい。わかりました。

そしたら、次の質問です。

やはり、大きなところに乗っていく、そして、小さなところも大事にするということで、ぜひいい結果が出てほしいなど、このふるさと納税については思います。

次の質問、ちょっと訂正なんですけども、「8月25日付の高知新聞」って間違えてまして済みません。8月28日付でございます。これひょっと25日の新聞見た方はその記事がなかったと思いますので、申しわけないです。「8月28日付の高知新聞」です。

これも、もしかしたらそしたら可能かなと思ってしまいうんですけれども。これで地方

の名品世界に発信ということで「500選定 本県から3品」、これは経産省が海外発信するために地方のすぐれた産品を選ぶ「ザ・ワンダー・ファイブハンドレッド」というものらしいんですけども、そこに高知県から選ばれものとして、「鉄化粧めし椀」と多分読むと思います。「くじらナイフ」、「碁石茶」が選ばれておりました。

そして、何と高知県の3つのうちの2つが本市、香美市の特産品というか香美市でつくられておまして、まず、鉄化粧めし椀というのは、谷相に住んでおられます小野哲平さんという方がつくられておるものでして、このファイブハンドレッドというのに、ここに推薦、公募という形で経産省の選考員のところへ持って行くわけですけども、その中で1,906品、自薦、他薦、公募があったそうです。そのうちの500のうちの2品が本市のものでして、これもファイブハンドレッドのサイトからとったんですけども、これを推薦したプロデューサー、鉄化粧めし椀、「鉄化粧の器は小野さんのトレードマークとなっている手法。小野さんの作品は女性だけでなく男性ファンも多いのですが、それは自然に手に取りたくなる力強い存在感があるからでしょう。使うことでさらに美しく味わいが増していきます。」とこういう推薦コメントがついてました。

そして、くじらナイフ、これ知らない人は香美市にはいないんじゃないかというぐらいの有名な山下 哲さんのものなんですけども、これのプロデューサー推薦のコメントにつきましては、「2年ほど前にこの商品を知り、こまでに数回ほど海外で展示しましたが、いずれも人気が高く注目されています。6種類はどれも土佐に訪れるクジラがモチーフ。ものづくりには高い技術とこうした「ゆとり」が大切だと思っています。」とこういう推薦文がついてます。

そこで、事情が許せばですけども、これも謝礼品の1つとしてお礼の品に、さとふるのサイトに載せたらどうかな。特に、これファイブハンドレッドいうと、何かここに関係している人がそれはいかんとかいうと言われるかもしれないので、それはだまっちゃって、こういうのを加えてみたらどうかなというふうに思うんですけども、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

8月28日付の高知新聞につきましては、私も当日確認してちょっとおもしろいなと思ったところがございますが、くじらナイフにつきましては、既に香美市のふるさと納税のお礼の品に選ばせていただいております。その鉄化粧めし椀につきましては、先ほど申されましたように小野哲平さんという陶芸家の方が個人でつくっているものでありますので、現在本人にコンタクトをとっているところがございます。協力いただけるということになれば、ロット数とか、もし限られていけば月何個限りとかいう方法もあるかと思っておりますので、ご協力いただけるということであれば謝礼品に加えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ぜひ、本市もものづくりによる地域おこしというふうなことも、今ちょっと手元にないんで確たるものないですけども、そういうものづくりをする人たちの移住も積極的にやっていきたいという方針もされてます。そういう方たちがつくられたものが、どんどんふるさとの名品というか謝礼品として、全国に世界に、そういうところへどんどん発信し、またそこへ旅立っていくことができるようにぜひ、まちづくり推進課になるのかな、頑張っていたきたいと、移住もそうですから。

あと補足ですけど、もう既に今いろいろものづくりをしてる方たくさんいらっしゃいまして、素晴らしいものがあります。同じ谷相には和紙があったり竹細工があったり、それから小野さんの奥さん、早川ユミさんという方なんですけども、その方がやっているいろんなものもありますので、この際ちょっとローラー的にいろんなものを展開したらどうかというふうに思いますので、ぜひその点も考慮しながら取り組んでいただければということでこの質問は終わります。

それでは諸般の報告から最後ですけれども、教育振興課から子ども会議についての報告がございました。2回ともちょっと都合があって、ちょっとは傍聴したんですけど途中で全部抜けてしまいまして、十分な傍聴ができませんでした。そして、ホームページにも、僕修正というか、いろんな情報を見るときには必ずホームページをチェックするわけですけども、そこにも情報が上がってませんので、この件については香美市のパンフレットということから始めて、少し詳細についてお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 山崎議員の子ども会議のご質問の中で、香美市のパンフレットのことについてお答えいたします。

子ども会議実行委員会で話し合いを行いまして、このパンフレットにつきましては9月初めに各学校に2ページ分ずつの執筆を現在お願いをしたところです。香美市の場所だったり、ものだったり、人だったり、そのよさを伝えるパンフレットを作成して、地域の人や香美市外の人にも配りたいと考えているところです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 各学校に2ページずつの執筆をということでございますが、よくあるのは、例えばそれ各学校に任せてるのか、それとも各学年ごとに全部やってくださいとかいう話になってるのか、もうちょっと詳しいそこら辺の事情がわかりましたら。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

実は、香美市の子どもは1,700人ぐらいいるものですから、多くの子どもたちみんなにということにはなかなかありませんので、今実行委員会のメンバーが考えている

のは、B5の用紙を半分に折ったぐらいの小さな冊子形式を最終考えているようです。30ページぐらいの小さな本にして、みんなが持ちやすいような形にしたいというのが子どもの考えです。

子どもが何を載せるかということで随分議論をしていましたけれども、内容的には香美市の自然だったり、産業だったり、歴史、観光地、特産物、人とかいう、それから、子どもの目線で見たと遊園地のおもしろさとかいろいろあるのですけれども、そういうものを校長先生を通じて学校にお願いをして、学校の中の学級でも構わないし、代表の子どもでも構わないし、学校の中で子どもの代表が誰か2ページ分を書いてほしいということをお願いをしている段階でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ちょっと今、思考中というふうなイメージでしょうかね。子どもたちも小学校、中学校、各学年によって行動範囲というのがみんな違うので、それぞれいいところという話になったときに、重複する場面とかいろんなことが多分あると思うんですね、それは余計なお世話かもしれませんが。素案ができた段階でこの子ども会議の実行員のメンバー、もしくはこれ実行員のメンバーは全部の小中学校から来てるわけじゃないみたいなんで、またそこで話し合うことも含めて検討されるというふうに思うんですけれども、そのような認識でいいのか1点確認をさせてください。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 内容はそういうことです。これ原稿が出てきてからちょっと調整が必要になると思いますけれども、大人もそうですけれども子どもはもっとしたことがないので、せめて学校のほうにどういう中身を入れてほしいかって、変えてもいいけれどということで投げかけないと、学校も困るよと。例えばそのまま2ページ書いてくださいと回すと、子どもが知っている龍河洞とか塩の道とか、秦山公園とかアンパンマンとか、そういうのが何校からも出てくるでしょうというような話もしまして、一応子どもが各学校にできればこんなところを実行委員としては考えているけれど、変えてもいいですよというようなことで投げかけをしてあるところです。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） そしたら、実行委員会のほうから、各学校に対してある種の重みづけをしたものをお渡しをして、それをお願いしてるということですね。はい。わかりました。

それでは、次、②に移りたいと思います。

香美市の歌、これ香北中やっただけ、香北小学校でしたっけ。

（教育長、時久恵子君、自席から「中学校」と発言する）

○4番（山崎眞幹君） 中学校。香北中学校の歌というのがあつらしくて、それをちょっと会のときにもちょっと耳に挟んだような気がするんですけど、そんなこともあつてこの歌をつくるようになったんじゃないのかなと思います。歌には歌詞とメロディ

ーとハーモニーというのがあるんですけども、これはそれぞれどんな担当というか、どんな予定をしているんでしょうね。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

香北中学校がつくられてる歌から多分刺激を受けて、この香美市の歌になったと思いますが、この香美市の歌につきましては、子どもたちが長く歌っていけるような歌にしたいと思っているところです。子どもたちもそういうふうに言っています。

現在、子ども会議実行委員会のほうから、香美市の小中高校生に歌詞とかフレーズを募集をしているところです。集まり次第、実行委員会で歌詞を完成させる予定です。曲につきましては、子どもは誰か有名な人につくってもらいたいとか言っていますけれど、先に歌詞をつくって、そこからどうするかということをお考えようということで、結論は出していないです。

先ほどのパンフレットもそうですけど、歌なんかも子どもがこういうふうなチラシ（資料を示しながら説明）をつくりまして、例えばパンフレットはこういうふうに書いてください、こんな中身でとか、歌だったら歌をつくりましょうと。これもたくさん出てきてほしいんですけど、その中から集めたもので歌詞にしていけますよということを書いたりということです。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） これからということですよ。みんなで話し合いしながらね。今のチラシなんかは小学校関係のところに配っただけですよ。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） そのまま配るとわからなくなってしまうので、一応子どもがつくったものを校長会で中身を説明させていただいて、校長先生方がああそういうことかと腹にはらして学校へ持ち帰って、学校でどの子どもたちがこれにかかわるかということを検討してやってくださると思います。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 私の趣旨は、大体情報公開、ホームページの充実ということでやっていますんで、それもぜひネットに載せれば、やあ香美市ってこんなこともやりゆうがやっていうことを今初めて見ました僕。あれはちょっと楽しいがですけど、そういうのが見て検索できる。例えば諸般の報告の中でも幾つか知りたいことがあるんですけど、それを検索してもホームページ上にはないんですよ。非常に残念なことです。できるだけ皆さんに知っていただくように、またしていただければというふうに思います。

そして、教育振興課から最後ですけども、子ども祭りについて少し詳細を教えてください。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 子ども主体のお祭りをしたいという意見がございまして、子ども会議実行委員会で話し合った結果、本年12月27日の日曜日に日曜市の西半分を借りて実施することに決まりました。現在、出店とか発表とかについて、各学校に先ほどの2つと同じように募集をしているところです。たくさんのお子どもたちが参加できるように大柝からバスを運行するという計画をつくっています。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 楽しそうですね。ぜひ本当にね、何か大変そうなことを割と教育をめぐっていっぱいあるんですけど、楽しいことも実は結構あるんで、そういうのもどンドンやっぱり発信をしていただきたいなというふうに思います。

済みません。質問②でちょっと言い忘れまして、質問じゃないのでちょっとお話をしときますけれども。ぜひ歌詞はやっぱりつくらなければいけないわけですけども、曲については、いろんな方がいます、香美市の中にも。そういうことも含めて、公募がいいのかどうか僕ちょっとわからないんですけども、それも実行委員会の中で話をさせていただいてやるということもありますし。曲ができたらちゃんとした編曲をして、そして、やっぱり形に残したほうが良いと思うんですよね。そのときに編曲をするにも、本市には例えばちょっとランクが上かもしれませんが鏡野吹奏楽団とかいう楽団もありますし、そういうところでやる。

そして、まだ言うと、これは委員さんが言うと怒られるかもしれませんが、合併10周年記念がありますよね、そういうところで未来を担う子どもたちがつくりました、香美市の歌、CDできましたみたいな、ちょっとこれ質問じゃないんで済みません。また戻りましたけれども。というようなことでお願いをしておきたいと思います。

それでは、教育振興課の質問はこれまでにしまして、次に移りたいと思います。

前回からグロス香美市ハピネスG k Hというシリーズで、冗談言うてもいかんですけども、シリーズで議会の質問をさせていただいております。今回もその切り口で、幾つか僕多分重要やなと思っていることについてお尋ねをしていきたいと思います。

住民というか、市民がよかった、幸せを感じるというのは、やっぱり自分が発したいいろんな思いや声がどっかでその市政に反映されるというか、その思いが遂げられるということがやっぱり大きな幸せ感に、小さな幸せ感から大きな幸せ感につながっていくと思うんです。そういうことからお尋ねをするわけですけども、このG k Hグロス香美市ハピネス、香美市に暮らす幸せ感の向上に向けては、市民の小さな声にも説明責任を果たしながら丁寧に対応するとともに、組織や施設の微調整に関しても可能な限り柔軟な姿勢が望まれると考えております。そこでお尋ねをします。

まず、1階の意見箱、これも本当に市民の大きな声も入っているかもしれませんが、小さな声もたくさん多分入っているんじゃないかというふうに思います。この意見箱に寄せられました市民の声につきましては、平成24年の3月議会で組織と施設の微調整というくくりで、内容の内訳等も含めてお尋ねをしまりました。

法光院市政、「しせい」の字が2種類あるんですけど、法光院市長はやっぱり制度の制をそろそろ發揮してほしいと思うんですけども。法光院市政になって、これ以降までどのような意見が寄せられたのかちょっとお尋ねをしたいと思います。ちなみに、ちょっとお答えをいただく前に時間がありますので、平成24年の3月議会の質問に対して、当時の総務課長がこのように答弁をしております。

「平成23年度、新庁舎になってから平成23年度ですけれども、その件数でしたら36件です。内容としたら組織が17件、施設関係が14件、その他が5件となっております。寄せられた意見はまず総務課長、そして副市長、市長と順番に内容の確認をし、内容ごとに処理をしております。処理の仕方といたしましては、関係課長にコピーを渡し改善できることはしていただく。課長会を通じて全職員に周知する必要があるものは周知をいたして改善を求める、内容を調査して報告書の提出を求めるといったことが主な処理の仕方です。」というふうなことでございました。

そこでお尋ねをいたしますけれども、これまでにどのような意見が寄せられているのかをお尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 山崎眞幹議員のG k Hグロス香美市ハピネス、香美市に暮らす幸せ感をめぐっての①、意見箱には法光院市政になって以降、これまでどのような意見が寄せられたのかを問うというご質問にお答えします。

処理は前の総務課長が答えたとおり、現在もそのとおり行っております。まず、分類をいたしますと、香美市議会への意見が5件、それから香美市市役所職員に関する意見が5件、まちづくりに関する意見が1件、庁舎内の規律に関する意見が1件、市役所の業務に関する要望が2件、それから、庁舎に関する意見3件の合計17件となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 17件ということは少ないですかね。前の新庁舎になってから今までというのと、ちょっと法光院さんになってからちょっと少なくなったのかな。はい。わかりました。

それでは、2番目の質問に移ります。

その寄せられた意見等により、改善、微調整等行った事例があればこれをお尋ねをしたいと思います。ちなみに平成23年度、同じように当時の総務課長の答弁はこのようになっておりました。

「平成23年度に限って申し上げれば改善したと言えるものは3件しかございません。1つは、議会中継の音量調整についての要望がございました。これは可能な限り議会事務局のほうで対応してくれております。そして、職員の駐輪場以外への駐輪についてというご指摘がありまして、これも担当課の指導によって改善をしております。そして、

確定申告についてホームページへの掲載をしていただきたいという要望につきましては、それも次の日にホームページへの掲載をしております。あとは職員のその住民対応ですか、住民対応に対するやはり苦情であるとかご意見とかそういうものが実はかなり多く寄せられております。その17件の組織のうちの8件はその職員の対応についてのものです。中には2件ほど評価していただいて、いい評価をいただいたものもございますけれども、あとは苦言を呈するものであるとか意見というものが主なものでございまして、そういったものについては課長会等で周知をしておりますので、そこについてもやや改善はしているというふうには思っております。」とこのような答弁でございました。事例等あれば。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、お答えします。

すぐに対応できる案件は少なく、今回のうちでも改善ができた事例というのは2件となっております。これは大きいことではありませんが、大事なことだというふうには思っております。

1つは、各種届出用紙、申請用紙の時間外での配布要望に対しまして、これまで婚姻、離婚、養子縁組の用紙のほか、使用頻度の高い住民票、戸籍、印鑑登録証明書等交付申請書兼委任状、住民移動届に関する委任状を守衛室に置くようにいたしました。また、意見箱の設置場所に対する意見には、指摘どおり総合案内から投函するところが見えない位置に移設をいたしました。これに関しては、その後お礼の投書がまたありました。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 従来どおり真摯には対応して、できるだけその小さな声にも応えようとしているということだと思いますので、次の質問に移りたいと思います。

次、庁舎1階の総合案内に関してです。

庁舎1階の総合案内に関しましても実は同様に平成24年の3月議会で質問しておりまして、そのとき当時の担当の課長の答弁が、「正面の入り口入ったところは、市民ホールという建前になっております。この庁舎を建設する際に市民ホールもつくろうと、市民と共有する場所をつくろうということで、1階のあの部分を事務スペースではなくって市民ホールというたてりて空間をわざわざつくった経緯がございます。そこで市民ホールじゃあ何をするのかと言いましたら、今現在はその納税相談なんかを利用していただいているんですけども、各種団体、市民の方等の工芸品とか写真とか、そういう展示なんかもするというので市民ホールをつくっております。そういう市民との交流の場を提供するという、そういうことがありますので、正面のエントランス入ったところは広くあけているというのはそういう理由がございます。」中略いたしまして、「ただ、市民ホールの全体の利用の仕方については、臨機応変に受付の場を変えるということにはしていきたいというふうに思いますけれども、ただ、1点残念なのは1階がフ

リーアクセスにはなっておりません。フローリングを敷いているものですからある一定の場所からでしかネットの口がないんです。それと電話線とか、それからコンセントとか、フリーアクセスであればどこからでも出すことができるんですけども、そういう形になってませんので今ああいうふうになっていきますけれども、お気づきのように線をテープで張って隠しながらつまづかないようにご注意ください使っていただきゆうと、そういうようなことになっております。」これがその当時の正面玄関に置かない、正面入り口に総合案内を置かない理由でした。

今回、再度提案すべきではないかと思ったきっかけは、8月20日に市民協働のまちづくりについて総務常任委員会で視察研修を行いました、京丹後市の峰山庁舎の総合案内を見たことがきっかけになりました。百聞は一見にしかずですのでちょっと見ていただきたいと思います、スクリーンのほうを見ていただきましょうか（スクリーンを示しながら説明）。

どうですか。これ正面玄関入ったところですね、にこにこっと京丹後の丹後ちりめんを着た専門の受付の方が「いらっしゃいませ」、視察に行ったみんなが一瞬顔がほろほろとやわらかくなりまして、いい感じになったんですよ。それがありましたんでこれ一回、もう一回聞いてみようかなと思いました。

京丹後市におきましては、予算に計上した仕事（施策・事業）の主な内容をわかりやすくお知らせする、説明するためとして毎年、「わかりやすいことしの予算」、これです（資料を示しながら説明）これ。市長これ、わかりやすいことしの予算って、こういう冊子があるんです。いろいろ書いてます。という約40ページの冊子を全戸に配布してます。全戸配布して総合案内窓口の設置については、平成26年度版のわかりやすいことしの予算の、実は健全な行財政基盤づくりの推進の1つとして、「親しまれる市役所を目指して、「総合窓口案内係員の設置」、総務費112万円、企画総務部人事課、親しまれる市役所づくりを目指すため、峰山庁舎玄関ホールに「総合窓口案内係員」を試行的に配置し、来庁される方への初期相談に応じるなど声掛けや市役所案内を行います。」と。これは平成26年度からの施策なんですけれども、紹介されております。

そして、その設置はなぜじゃあここに設置をされるようになったかということ、実はその前段がありまして、それは同じ施策の中の紹介の中に、業務改善や職員能力を向上しますという切り口で、公務品質向上推進専門委員の設置というのが載っています。総務費の143万円、企画総務部人事課が所管課ですけれども、「市職員の能力向上及び時間外勤務削減などを民間の視点により業務改善を行うため、公務品質向上推進専門委員を設置します。」公務品質向上推進専門委員の提言で、実はこの平成26年度にこのような総合窓口が試行されたということなんです。

ちなみに、ここの京丹後市は平成16年の合併でして、6つの町が合併してます。それぞれの町に同じように庁舎があるんですけども、この峰山庁舎が中心地として、平成25年度までは総合案内はなかったらしいです。なくて何で対応してたかということ、

1階の市民課等で来たお客さんの対応をしてたそうです。公務品質向上推進専門委員会の提言を受けて、ちょっと試行してみようということで彼女を雇われて、平成26年度は午前9時から午後3時までの勤務だったそうです。それが好評でしたことから、平成27年度は8時半から5時15分まで、一般の職員と同じ勤務なんですけども、彼女の身分としては嘱託職員ということだそうです。

これを見たときに、やっぱり香美市の市役所にもなかなかちょっと気分悪く、いろいろ思いながら来る方がいると思うんですけども、こればつと入ったときに「いらっしやいませ。何のご用でしょうか」と、こう何か言われたら、ちょっと気分が半分ぐらいほろほろとやわらかくなるんじゃないかなというふうにも思います。

そして、きょう同僚議員の質問でも、正職員389名、臨時137名、非常勤というか111名ということですので、やはり1階庁舎の総合案内は正面入り口に置いて、そして正職員が交代で対応するというのではなくて、京丹後市のように専任の職員で対応するのが、そういう行革という意味でも、やっぱり正規の職員さんにはできる限り本来の業務に当たっていただくというふうな意味も含めて、ここは法光院市政第一発でやっぱりがんとやったらどうかな、あんまりがんじゃないです。お金の面で言うと失礼ですけども、初年度が112万円、今年は幾らか知りませんがそんなこともありますので、ぜひやられたらどうかということでお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、お答えいたします。

総合案内の位置につきましては、入り口正面に置くことはわかりやすいと思いますが、先ほど議員が述べられたようなこともありまして、展示スペースとの兼ね合いがありますので、十分に検討する必要があると考えております。

総合案内に専任の職員を置くことにつきましては、安定的に同じレベルでの案内が可能になりますので専任で対応することはよいと思いますが、これにつきましても休暇や休憩時間等のときには別の職員が対応しなければならないことなどの課題がありますので、どのようにするのがよいのか今後研究していきたいというふうに思います。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） やる気になれば工夫は幾らでもできるというふうに私自身は思いますし、ぜひ法光院市政のこれは一発目をお願いしたいなというふうに思います。

市民ホールの話、展示スペースも出ましたんで、次の質問にも関連しますんで行きますけど、④です。

庁舎1階のディスプレイと展示スペースについては、市民ホールじゃないですよ、ガラスの展示スペースと、今多分議会中継されてるわけですけども、そのディスプレイ。3月議会でもお尋ねをしました。答弁によってこれちょっと活用進むのかなというふうに思っておりましたら、ちょっと僕も注視しておりますけれども、あんまり活用されていないような気がします。1回質問をするんで、ちょっと見とかないかなと思って後ろ

へ回りまして、プレイヤーあると思いました。リモコンもあるなど、ちょっと上が埃かぶってるなという感じだったんですね。やはり、余り画像にしる動画にしる流れている様子もないですし、活用されていないのかなと。

また展示スペースについても、あんまり僕が再々ここに来ないからかもしれません、来たときにたまたまその展示が終わったのかもしれませんが、これが活用されているという姿を見たことがあんまりないんですね。

やはり、これらを適切に活用することは、市政とそして市民との距離を縮め、ここ僕のあれですけどもG k Hグロス香美市ハピネス、香美市に暮らす幸せ感の向上に資するというふうに考えますけれども、現状を含め担当課の見解をお尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 山崎眞幹議員の庁舎1階のディスプレイと展示スペースの利用状況の現状についてというご質問にお答えいたします。

平成27年4月1日からの利用状況ですが、ディスプレイ、展示件数とも利用申請件数はゼロ件です。また、市民ホールにつきましては、5件の利用申請件数がありました。以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） これって一元的に管財課なのか、それとも生涯学習振興課、いわゆる文化団体の団体ありますよね、そういうところへ働きかけ、庁内で話をしてちょっとこっちへ働きかけしてくれませんかみたいな、話はしたことあります？

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） ディスプレイの利用方法につきましては、職員向けには5月8日から6月8日の1カ月間インフォメーションで流しております。また、市民の皆様に対しましては、6月17日から香美市の公式ホームページの暮らしの情報のほうへ利用方法についてお知らせしております。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） どうなんでしょう。文化施設何やったっけ、何とか会、何か連合会ありますよね。

（生涯学習振興課長、久保和昭君、自席から「文化協会」と発言する）

○4番（山崎眞幹君） 文化協会。文化協会とかと1回話したら、絶対これ使いたいという人が私はおるとは思いますけど。これぜひ活用してほしいなと思うんですが、今までやったことがなければ確かに市民に向けて、そして職員に向けて情報発信をされたということはこれは評価しますけれども。そういう団体がありますので、発表したいとか、発表することが1つの喜びとか、発表することによって香美市にやっぱり暮らしてよかったなと思える人たちがいますので、ぜひそっちの団体と協議をされるような時間を持たれたらというふうに思いますけれども、見解は。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君）　　そういう機会があったら文化協会ともお話ししてみたい
と思います。

○議長（石川彰宏君）　　4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君）　　あったらということですけども。どうですか担当課、文化協
会担当課の課長、今までの話を聞いて発表することで喜びを感じることができる人たちが
いっぱいおるわけですよ、香美市には。発表の場を構えるディスプレイが1つ、そし
て展示場所、市民ホールはちょっと僕は別に使ってほしいと思っているのでそれは言い
ませんけれども。それについて担当課長の思いというか、今までの議論を聞いてどうい
うふうにお考えか、ちょっと見解いただければと思います。

○議長（石川彰宏君）　　生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君）　　お答えします。

文化協会は年に一遍、文化展を初めそれぞれの香北、物部等々で展示発表はしており
ますが、個別にクラブごとにやる希望もあろうかと思っておりますので、今後要望等を聞きた
いというふう感じております。

以上です。

○議長（石川彰宏君）　　4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君）　　たくさんの文化協会の会員さんがおられまして、そういう発
表会で発表できる人というのはやっぱり限られていると思いますので、ぜひ、そういう
よりたくさんの方の発表の機会を担保するという意味で、鋭意前向きに検討していただ
ければと思います。そのことによってG k Hの向上に資すればいいかなというふうに思
いますので、よろしくご検討ください。

それでは、最後の質問でございます。

最後は、ずっとこの今回の質問もそうですけれども、情報公開というものがいかに協
働、ある意味イコールパートナーというか協働という作業、そういうシステムを動かす
ために死活的に重要であるということをやっぱり認識してほしいなという、それちょっ
と上から目線みたいな話ですけども、ほしいなということでもずっとお話をさせていただ
いてます。もったいないですよ、本当にもったいないと思います。

その情報が公開されることによって、よりたくさんの方の思いを持った方がいろんなプロ
ジェクトなり、そういうものに参加する可能性もできますし、そういうふうに情報公開
しているところは、ある意味すごく感じがいいんですよ。

そういう前置きをしまして、地方自治の本旨とは何ぞやという何か書生論みたいな話
ですけども、これ前に議会の研修で条例というのはどういうふうにつくっていくのか
という研修を受けました。そのときに先生が議員のみんなを前にして、皆さん地方自治
の本旨とは何ですかって聞かれたんです。聞かれたら僕もちょっと戸惑いました。それ
何やろ、地方自治の本旨って。だめですね皆さん、地方自治の本旨は住民自治と団体自
治ですよって言われたんです。そういうことなんです。

だから、団体自治というのはこうやって団体自治やっていますからでいいですよ。住民自治っていうのはやっぱりみんなでやる、そこに住んでる人が自分たちの地域をどういうふうにしていくかということを考え決めていくシステムですから、そこは、協働という言葉が今主に語られてますけども、その前提としてはどうしたって住民は情報弱者ですから、情報強者である行政側からの情報開示がやっぱり重要であるというふうに考えております。こう書いてますよね、施策立ち上げから実施に至るまで、徹底した情報部会により担保すべきであると、協働は。

で、質問です。文化施設等検討委員会、これは3月にも質問させていただきました。6月も同僚議員が質問を行いました。そして、僕もいっぱいでもないですけども質問するときとかいろいろ調べものをするときには、大体インターネットを通じて資料たくさんダウンロードします。そういうことが習い性になってまして、インターネットでダウンロードできないことについては、資料などについてはもう見ることはできないので、いろんな考えの遡上に上がることもできません。

香美市立文化施設等検討委員会のホームページがありますけれども、そのホームページには7月21日付で検討委員会委員、これはどういうメンバーだったかなということが書いてます。会議の開催状況、第1回目から第8回目のいつ開催されたか、どういう内容、こういうことを話をしますよということなんですけども、開催状況。そして、パブリックコメント、こういうパブリックコメントがありました。ありがとうございましたという、そして、検討委員会報告書、それは皆さん同じように持ってますけれどもダウンロードできるものでして、報告書であったり別表に当たります資料、図書館の資料であり、美術館の資料であり、文化ホールの資料であり、そして、中央公民館の利用状況の資料であったりするわけですけども、それは掲載をされております。

しかし、会議ごとの議事録、そしてパブリックコメントとそれに対する検討結果が公表をされておられません。私自身はパブリックコメント寄せました。読んでもいいんですけど、寄せたパブリックコメントを。そのダウンロードした意見書の用紙があります。そこには記入上の注意というのがあります、こういうことを書いてあります。ご意見をいただいた方の名前等の個人情報公表いたしません。また、いただいた個人情報は他の目的には一切使用いたしません。これは当たり前のことですよね。そして、電話でのご意見は原則としてお受けいたしておりません。お手数ですが書面または電子メールでのご意見募集にご協力をお願いします。ご意見の返却や個別な回答は行いませんのであらかじめご了承ください。こう書いてあります。

確かに個別の回答、私自身は回答受けておりません。私自身のパブリックコメントがどのように会議で議題に乗せられて、どうなったのかはわかりません。しかし、個別の回答をしないということは、普通はパブリックに回答するんです、公に回答するんです。例えば、私自身がかつて参画しました市民憲章、それについてもパブリックで回答をしました。

住民協働実施については絶対見習うべき点が多いと思っている京丹後なんかの場合においても、本当に協働を進める先進の自治体においては当たり前なんです。パブリックコメントは全部載せて、それに対してその回答をして、どういうことでどういう結果になりましたっていうのは、報告するのは当たり前。コメントは私以外にも6件で、そのうち5件が文化ホール、1件は図書館ということであったんですが、どこでお返事をいただけるのでしょうか。パブリックコメントを出した人に対するお返事というのはどこでお返事するのでしょうか。

これぐらいの意見がありましたということでここに書いてあるのは、「これらのご意見について検討委員会で討議した結果、全体として優先順位をつけた事に対する異論はないということで、報告書には文化ホールについて検討した際の資料を添付し、内容を案のままとしました。理由といたしましては次のとおりです。1、報告書では、ホールの必要性について否定しているものでもなく、相対的に図書館や美術館収蔵庫が早急な対策を必要としていて、整備にあたっては優先順位を付けざるを得ない事を述べています。このことについては、一定の理解を得られると判断しました。2、ホールについての検討がなされたのかを疑問視されている意見があったことから、誤解を避けるため、検討した際の資料を添付することにしました。3、図書館についての意見は、報告書にまとめた内容を後押し意見ととらえました。」

これ、パブリックコメントをわざわざ何かのお役に立ちたいということで出した人に対する答弁というか、お答えとしてはこれでいいのかなというふうに思います。そこで、お尋ねをいたします。

パブリックコメント、そして会議ごとの議事録等は、やはり今後の協働を見据えた際にも公開すべきで、今からでも少ないですからネット上に公開したらいかがでしょうかというお尋ねでございます。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） お答えします。

検討委員会の議事録につきましては、要点記述の議事録としたことによりまして公開用としてまとめておらず、公開には至っておりません。また、パブリックコメントの内容が文化ホール検討につながる意見が多くあったため、本委員会はいいただいたパブリックコメントについては、文化ホールについて検討した内容のわかる資料をつけるという形での回答、結論としたところでございます。よって、7月21日の検討委員会報告書として市のホームページにパブリックコメント欄を設け、掲載したというところです。

見解というお尋ねですが、今回一連のパブリックコメントの実施や取り扱いについては、6月議会で募集期間についての指摘などあり、課題が明らかになったと捉えております。住民自治の推進には欠かせない協働は、徹底した情報公開により担保すべきものとの意見に同調はします。なお、今回一連の情報公開の周知内容は意図的ではありませんでした。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 議事録ね、要旨やから掲載せざったというなら、これまちづくり委員会の議事録、要旨ですよこれ、これ要旨（資料を示しながら説明）。日時、場所、出席者の名前、欠席者の名前、傍聴者の数、そして会議録要旨というのはこれだけ、これもまちづくり委員会はアップしてある。ぜひ、市として統一した何か取り扱いをすべきだという点も1つと。本当に、これパブリックコメントを寄せた人は全部注意読んでます、さっきも言うたけど読んでます。個人に対しては回答せんと、個人の名前も出さん、でも回答はパブリックコメントですから、パブリックでもらえると思って意見出してるわけです。

だから、そこはちょっとこの次、何かこの次のときは検討したいというふうな答弁だったように思いますので、これは総務課長との話にもなるし姿勢の話にもなると思うんですけども、ぜひ統一したやり方をしてほしいなというふうに思います。まず、担当課の今後の、だってこれだけ検討して、これから先建てる話になるわけですよ。そのときにやっぱり検討する段階でちゃんとしてないと、いろんなところで蒸し返す可能性があるがです。きょうのザハ・ハディッドやないけど、そんなエンブレムの話とか、それから、国立競技場の話といろいろあるじゃないですか。最初からオープンにするのが一番えいんですよ。まあ今回は担当課長が前の課長の仕切りで、仕切りという言い方変ですけどもやったことなんで、それをどうのこうのってことないかもしれない。でも今からでも遅くないから、要点の会議録は（資料を示しながら説明）。さっきも何遍も言いますけどアップしてます。

ちょっとその点もう一回と、それから、今後についてはぜひ対応をいただくというか、総務課長、市長とも話をして、こういうことはこれから協働はたくさん出ると思うんで、今の質問を僕が行っている担当課の意見としてちょっと確認もしてみたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） お答えいたします。

先ほど説明しましたとおり、要点筆記といえますか今回の議事録自体が要点のみの記載にて報告書に書いておるといことですので、今からつくるのもいかなものかということと、もう検討委員会のほうは解散しておりますので、今また皆さんが集って検討するがもいかなものかと思われま。ご指摘のとおり、今後パブリックコメントの取り扱いにつきましては、市全体的な話になろうかと思っておりますので、きちっとした考え方を持って対応したいというふうに考えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 見解を伺いました。

ということは、私のパブリックコメントはどこにも公表されないと、パブリックには

ならないということですので、ここで私が寄せましたパブリックコメントを公に残すということにしたいと思います。

「意見、この報告書が第2次振興計画・総合戦略の中で、占めるであろう重要性を考えると、12ページの文化センターについての取りまとめかたには大きな疑問を抱かざるを得ません。

前文で「これらの中で文化施設に関わる課題などが挙げられている」「それらの課題に一定の方向性を示すため…」といわれていますが、後期基本計画で、文化施設等に関連し、現状と課題として挙げられているのは「現在、市内の文化施設において、芸能大会、合唱団定期演奏会や音楽祭などに適した音響設備、舞台照明と収容設備を備えた施設が不足しており、市民が活動を発表する場の環境を整えるため、検討が必要です」であり、その課題解決に向け、基本方向では「文化センターの建設については、施設の必要性、施設の運営管理など多くの課題があるので、検討を行います」とされ、施策の内容では「文化センターの建設について、一定の検討期間を定め、関係団体や関係部署と話し合いをもち、検討を行います」とされています。

設置要綱を見ると、この委員会は、現有施設の効率的な利活用についての検討がその主目的で、委員構成、検討経過を見ても文化センターについては、初めから検討する考えはなかったのではと推測されます。文化センターは、表現活動を行う市民や芸術団体にとって必要不可欠な文化インフラで、市民の参加・交流を促す文化芸術活動には、コミュニティを再生し、地域の活力をもたらすとともに、健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の実現等の効果が期待され、音楽・演劇・舞踊・映画鑑賞や文化講演会の開催等は市民の精神的満足感を満たし、本市の教育・文化振興の核として「進化する自然共生文化都市・香美市」の実現に向けて、必要不可欠な施設です。（平成3年から基金も積み立てています）

鏡野吹奏楽団、山田太鼓、中高吹奏楽部発表会を初め、市民、芸術団体の各種発表会等々で他自治体の施設を使わざるを得ない現状は、それらを鑑賞する機会を市民から奪い、地方創生の流れの中で文化の香りあふれるまちを目指す上でも大きなマイナスです。実質的に検討していない（されたのであれば他施設同様に資料等の添付をして下さい）文化センターについて、図書館、美術館の緊急性を優先するということが後期計画の書き込みをいなし、市民活動の活発化に今後の方向性をゆだねる取りまとめ方は、住民福祉を信託・付託されている行政の役割を放棄し、信頼性を損ねるもので、後期基本計画の重要性を読み違えており、その検討・実現を待ち望む方々に対しても失礼です。」。

- 議長（石川彰宏君） 時間です。
- 4番（山崎眞幹君） 以上でございます。
- 議長（石川彰宏君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会にすることに決定しました。本日の会議はこれで延会します。

次の本会議は9月9日午前9時から開会します。

（午後 3時55分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 7 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 7 年 9 月 9 日 水曜日

平成27年第3回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成27年9月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月9日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	甲 藤 邦 廣	1 2 番	山 崎 晃 子
2 番	小 松 孝	1 3 番	山 崎 龍太郎
3 番	利 根 健 二	1 4 番	大 岸 眞 弓
4 番	山 崎 眞 幹	1 5 番	織 田 秀 幸
5 番	森 田 雄 介	1 6 番	比与森 光 俊
6 番	濱 田 百合子	1 7 番	依 光 美代子
7 番	村 田 珠 美	1 8 番	山 本 芳 男
8 番	小 松 紀 夫	1 9 番	島 岡 信 彦
9 番	爲 近 初 男	2 0 番	石 川 彰 宏
1 1 番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総務課長兼選挙管理委員会書記長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	西 本 恭 久
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	野 島 惠 一
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健 康 介 護 支 援 課 長	中 山 繁 美	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
税 務 課 長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教 育 振 興 課 長	前 田 哲 夫
教 育 次 長	小 松 美 公	生涯学習振興課長兼少年育成センター所長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里

議会事務局書記 野口 恵子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成27年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成27年9月9日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 6番 濱田 百合子
- ② 9番 爲近 初男
- ③ 3番 利根 健二
- ④ 16番 比与森 光俊
- ⑤ 17番 依光 美代子
- ⑥ 19番 島岡 信彦
- ⑦ 14番 大岸 眞弓

会議録署名議員

11番、門脇二三夫君、12番、山崎晃子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） おはようございます。6番、濱田百合子です。通告に従いまして一問一答で質問をいたします。

まず最初に、地方交付税制度について質問をいたします。

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均等を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源です。本市においては、今年度一般会計歳入予算のうち38.7%が地方交付税になっています。財政力指数を見ると、平成24年度から26年度、この3年間は0.29であり、財政力が弱く地方交付税に頼っている状況もわかります。本来地方の税収入とすべきですが、国税として国がかわって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば国が地方にかわって徴収する地方税である性格のものです。

私は、総務省と財務省の資料をもとに質問をいたします。

資料1と2について、まず説明をいたします。お手元に資料が配られていると思いますので、まず資料1をごらんください。

これは平成27年度当初の国の予算と地方財政計画との関係をあらわしたものです。地方財政全体が国全体の財政の枠組みの一部となっています。国と地方全体で財政の機能を果たしております。国の一般会計歳入は、向かって左ですけれども96.3兆円、そのうち交付税対象税目の合計は45.9兆円で、これは国税として国がかわって徴収している地方の固有財源と言われるものです。

右の表の地方財政計画を見ると、地方が本来必要としている歳入合計は85.3兆円となっています。その中で地方交付税は16.8兆円しか入ってこない計画になっています。財源不足が生じていますから、地方は臨時財政対策債4.5兆円という借金をしています。

続きまして、その裏の資料2をごらんください。

これは平成12年度から平成27年度の地方交付税等総額の推移を示したものです。平成12年度は、足りない分を国が借金して地方と2分の1ずつ負担をしています。平成13年度から従来の借入金を補填する特例として発行される臨時財政対策債が発行され、地方の借金となっています。以後、毎年臨時財政対策債による地方の借金が続いています。交付税と同様に一般財源として扱われます。地方の負担はふえ続けております。本市においては、直近の平成26年度決算では、一般会計歳入総額約182億9,00

0万円のうち地方交付税が約74億2,000万円、臨時財政対策債が約5億8,000万になっております。

そこで、①の質問をいたします。

この資料1、資料2に基づきましてこの間の推移を見ますと、平成13年度から臨時財政対策債がふえております。このことは地方にとって深刻な状況になっていることをあらわしていると思っておりますけれど、この制度への見解をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） おはようございます。濱田議員の臨時財政対策債がふえて深刻な状況になっているというご質問にお答えします。

地方交付税は、地方公共団体の自主性を損なわずに地方財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障するため、所得税や法人税などに一定の率を乗じた部分を原資とし、各地方公共団体に配分交付されているところです。

しかしながら、自治体の財政需要の総額が増加している一方で、地方交付税の原資が恒常的に不足しているため、国の一般会計からの加算や平成13年度に地方財政対策の一環として導入された臨時財政対策債による穴埋めが毎年行われているところです。臨時財政対策債導入前の交付税特別会計における過去の借り入れもあわせて債務が増大していることから、将来の財政を硬直化させる原因となると思われま

す。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） このように借金がふえている状況があるということを、将来が大変ではないかというようなことを課長もおっしゃいました。私もそのことを非常に危惧しているわけでございます。

この臨時財政対策債ってというのは、後年に元利償還金が基準財政需要額に全額算入されて入ってくると、後で国から入ってくるということで差し引きゼロじゃないかということ言う方もいらっしゃいますけれども、歳入に入ってくるといっても、地方は先に何とかしなければならなくて借金をせざるを得ない状況になるわけで、財政力の弱い自治体はやはり住民のために福祉、教育など、いろいろソフト面への事業をしたくてもなかなか実施できにくいような状況になってくるのではないのでしょうか。そのあたりをお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

臨時財政対策債については、国と地方の折半ということになっておりますが、折半部分以外の過去の元利償還金に対する臨時財政対策債というのも折半部分とあわせて交付されておりますので、この元利償還金の返還に係る部分はその償還に充てなければならない部分ですので、この額が将来的に多くなってくると、全体的な一般会計というか全体的な歳出を圧迫してくることになるのではないかというふうにも考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） やっぱり、全体的な歳出を圧迫するというようなことが懸念されるということでございます。

そうしましたら②の質問のほうに移りますが、資料のAをごらんください。

国の一般会計における歳出、歳入の状況です。この平成元年はちょうど私が真ん中に線を引いておりますけれども、この平成元年は消費税が導入された年です。一般会計の税収と一般会計歳出の開きが近年拡大をしております。平成6年度より、赤字国債の特例公債発行額がふえてきています。4条公債は新しい道などを建設するための建設公債でございます。

下段に表がございますけれども、公債依存度が平成23年度は52.5%となっております。

続きまして、その裏の資料Bをごらんください。

これは7カ国の債務残高の国際比較のグラフです。2015年ですけど、今年の借金がGDP比7カ国中でトップの2.4倍、国内総生産の2.4倍近くの借金があるということになっております。このグラフは直近のグラフでして、財政破綻したギリシャのことはここには入っていませんけれども、ギリシャは2010年度でGDP比が約1.5倍の借金でもう大変だと言われておりまして、長期債務が確実に返済できるかどうかは国の経済規模に左右されますけれども、それにしても、このグラフを見ても日本の異常さがわかるのではないかと思います。

次に、資料Cをごらんください。

これは地方財政の借入金残高の状況です。地方財政は巨額の借入金残高を抱えております。これの平成元年から見ますと、平成24年度で3倍近くの借入金となっております。平成24年度で見ますと、地方の借入金が41.8%、これGDP比の41.8%で、半分近くが借金になっているということになります。地方にこれだけの〇〇〇〇をさせてきたというようなことが言えるのではないのでしょうか。

このような状況を見ましても、国が借金をつくってきたことが地方においても借金の先食いをしなくてはならないような状況をつくってきたのではないか。また、国が借金をつくってきたことが問題ではないかと思いますが、その認識はありますでしょうか。また、どのような見解をお持ちでしょうか伺います。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

資料Aを見ますと、一般会計の歳出と税収は平成2年度までは平行して上昇してはいますが、平成3年度以降は年金や医療費の社会保障費の増加により歳出が増大する一方で、税収はバブル崩壊後、国民の所得減と企業の業績が落ち込んだことによる、長期にわたる景気の低迷により減少しています。現状は不足した税収を借金で対応することでその

残高がふえていると認識しており、これを解消していくためには歳出と税収のギャップを縮小させることが重要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 課長のおっしゃるとおりだと私も思います。

国は地方を守ることが第一ではないか、財政の責任を持たなければならないと思います。地方の負担を軽減して、地方が市民の安心、安全な暮らしに十分手当ができるように、そのための投資をしていくべきではないかと思えます。国に入ってくる財源がないからといって、市民の暮らしに直結する税率、例えば消費税、これを上げてまで借金をしているということは間違っているのではないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

現在、国においてアベノミクスと言われる経済対策を実施しておりますので、現在のところデフレからの脱却とまではいっておりませんが、今後、政策が効果を上げることに期待をしております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 確かにアベノミクスという言葉が本当に隅々まで普及しまして、何とかデフレを脱却して中山間を抱える香美市にもいい影響があるのではないかなというようなことがありますけれども、私が多くの方にお聞きしますと、なかなか地方までこの好影響は及んでいないと、そういうご不満の声を今聞くところでございます。

破綻しましたギリシャの問題から学ぶとすれば、国民の犠牲を押しつけるやり方では経済の土台を壊して、かえって財政も悪化させるのではないのでしょうか。今求められるのは、暮らし重視の経済政策への転換と、応能負担の原則に立った税制改革の道だと思います。税収がふえない原因をはっきりさせて、その格差をなくして、本来の地方交付税のあり方を地方から声を上げていくべきではないのでしょうか。

そこで、③です。

地方交付税第6条の3第2項にありますように、地方交付税原資の税率、資料1の表の中にありましたけれども交付税対象税目所得税33.1%、法人税33.1%、酒税50%、消費税22.3%というのが品目に上がっておりますけれども、これを変更して財源を確保するということがまずは必要なこと、すぐ取りかかれることではないのでしょうか。そのあたりの認識はありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

地方交付税の原資不足により、平成13年度から臨時的に導入された臨時財政対策債

は現在まで恒常的に継続されており、今後も継続して発行額がふえ続けることを考えると、地方交付税法に基づき地方交付税の法定率の見直しは必要であると考えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 本当にそうではないかなと思うところです。

そうしましたら、④に移ります。

社会保障のためということで、それに全額使うということで消費税を導入いたしました。しかし、低所得者ほど本当に負担の大きい税制度ではないかと思えますし、また、臨時対策債をずっと使わなければならない、これが半分は国ですけども半分はずっと地方で借金を負わなければならない、これを見直していかなければならないのじゃないかと思えます。地方交付税は市民の暮らし優先の政策実現のために使うべきものです。機会あるごとに地方交付税増の声を地方、この香美市からも上げていくべきではないかと思えます。それについてはいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

地方交付税の総額を確保することにつきましては、全国市長会、地方6団体から折りに触れ要望しております。地方6団体では本年1月に「臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指していただきたい」といった内容を含んだ共同声明も発表しております。

今後本市においても、高知県市長会等を通して要望を行っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 1月にも要望をしているということをお聞きいたしました。

やはり市民の暮らしを守る、その一番身近な地方財政がきちっとしていることが大事で、そうでなければ社会保障を自立させたり、雇用を生み出したりすることもなかなか難しくなってくると思いますので、ぜひこれからも国に対しても要望書を上げていくということを、地域挙げてほかの市町村、自治体とも協力してやっていっていただきたいと思えます。そのことを求めましてこの質問を終わります。

（19番、島岡信彦君、自席から「議事進行」と発言する）

○19番（島岡信彦君） 済みません。濱田議員の質問中、地方が〇〇〇〇をしてというような発言がありました。議事録精査の上、地方が臨時財政対策債が起こっているのは地方が〇〇〇〇をしてというのは、適切でない発言と思えますが。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 済みません。地方が〇〇〇〇をしてというような発言があったということは訂正をしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君の質問の訂正を許可することに…。

（13番、山崎龍太郎君、自席から「議事進行」と発言する）

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 島岡議員から議事進行かかりましたけれども、その精査等については議会運営委員会を開いて、発言について今、濱田百合子議員から訂正の旨ありましたけど、現時点で結論をすぐ出すべき問題ではないというふうに思います。

それと、議事進行の発言云々については、賛成議員がいるのかどうかについても確認をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 休憩にします。

（午前 9時22分 休憩）

（午前 9時35分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

ただいま議事進行につきまして、これ以上会議が進みませんので、ただいまから議会運営委員会を委員会室3で開きますので、議会運営委員会の皆さんは委員会室3へお集まりください。

9時45分まで休憩いたします。

（午前 9時35分 休憩）

（議会運営委員会開催）

（午前 9時46分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

6番、濱田百合子君より、議会会議規則第65条の規定によって、ただいまの発言の一部を取り消したいとの申し出がありましたのでお諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。したがって、濱田百合子君からの発言の取り消しの申し出を許可することにいたします。濱田百合子君の発言の一部の取り消しの部分を発言願います。

6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 私の質問の②のところですがけれども、その中で「地方にこれだけの○○○○をさせてきたというようなことが言えるのではないのでしょうか」と言った文言について、削除をお願いしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君からの発言の一部取り消しの申し出を許可することに異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、発言の一部取り消しを許可することに決定いたしました。

続いて、濱田百合子君の質問をお願いいたします。

○6番（濱田百合子君） 次の項目に移ります。香北支所について質問をいたします。

平成18年度、香美市としてスタートをし今年で10年を迎えます。今年の6月には新庁舎での業務が始まっております。香北支所機能に対して、新庁舎になり住民からは「支所でどんな用事も済ませることができるのか」「支所の人も少なくなると地元の人も余りいないから、地域のことがわからんろうし何かあったときには不安ですね」などの声をお聞きいたします。合併すれば旧香北町の町政とは違ってくるのは当然です。しかし、合併してもしなくても、地方政治は住民が住みなれた地域で安心して暮らせるよう施策を講じる必要があります。

香北町は合併後人口で759人減少し、空き家もふえています。平成22年の国勢調査では、高齢者のいる世帯が63.3%、そのうち高齢者のひとり世帯が19%を占めています。推計によると、5年後の平成32年には高齢人口が生産年齢人口よりふえる見込みになっています。しかし、就学前の子どもを持つファミリー層の香北町への転入が、平成25年以降ふえていることは大変うれしいことです。

このような状況の中、住民のため支所機能をより充実させていくことが必要ではないでしょうか。順次質問をいたします。①です。

合併し土佐山田町に新庁舎ができることで、新たに組織編成されることはわかっていたと住民からはそういう声はします。そして、支所庁舎が新しくなることを想定はしていなかったという声もお聞きいたします。改めまして支所庁舎建設に至った経緯を伺います。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） 濱田議員のご質問にお答えします。

昭和45年に香北町役場として建設された旧支所庁舎は、老朽化による雨漏りや設備のふぐあいが発生している状況がありました。そのため、支所のあり方や方向性について検討することが必要となっていました。香北支所建設については、香北支所庁舎の今後のあり方についてとして、香北地域審議会でも協議されてきた経緯があります。その中で既存施設の耐震改修の提案であったものが、協議を重ね、その中で施設の耐用年数、維持経費の問題、防災の観点、さらには合併のシンボリック施設としての要件として、現在の地に新設されることになったということでもあります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 地域審議会でも検討をした結果、シンボリックな建物も要る、防災のことも考えてということで建設に至ったということでもございますけれども、まちづくりの観点から見ると、住民へのアンケート調査とか自治会ごとの懇談会など、住

民参加の議論は十分されていたでしょうか、その点伺います。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） 地域審議会において協議されておりますので、住民の方、学識経験者、香北の地域の方が参加されて協議されたということで、アンケート調査などはしておりませんが十分に協議されたと思っております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） ②に移ります。

この間の職員数、正規、臨時の推移について伺います。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） お答えします。

お渡ししておりますこの資料になりますが（資料を示しながら説明）、支所庁舎内の在籍した職員の推移ということをつくっております。合併時以外は各年度の4月1日の状況となっております。合併時には、正規、臨時職員を合わせて合計で43名、翌年の平成18年度には44名、平成27年度は22名となっております。今後については、機構改革とか定数管理、そういう問題もありますので推測はできませんが、サービスの低下にならないような努力はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 課長のほうで非常にわかりやすい、このような表にさせていただいております。説明にもありましたように、昨年から正職が16名で合計で22名、非常勤合わせて22名ということがわかります。機構改革もあるけれどもサービスの低下にならないようにということを伺いましたので、これ以上職員の数が減らないことを望みますけれども、その辺はいかがでしょうか。サービスの低下にならないようにしたいということをお伺いいたしましたので、ということは職員もできるだけ今の人員を維持していきたいという意向が支所長にもおありかと思うんですけれども、その辺再度質問いたします。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） お答えします。

先ほども述べましたように、サービスの低下にならないということですので、最低限の人員の確保については総務課等に要求していきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） ③に移ります。

サービスの低下にならないようにということは、結局、住民の要求にはできるだけ支所で応えられるようなことが大事ではないかなと思っておりますが、住民要求に応じていく仕組みについてどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） お答えします。

支所に相談に来られる方や民生委員、自治会長を初めとする地域の方々、団体を通じての相談や要望については支所においてお聞きし、また、地域に出向き実情をお聞きし、状況に応じて本課や関係機関と連携をとりながら対応しております。総合支所として機能している役割もありますので、その機能が十分果たせるよう努力したいと思います。以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 次の④に行きます。

支所は住民サービスの維持向上、コミュニティーの維持管理に重要な役割を果たしていると思います。これは先ほど支所長の答弁でもその旨がよくわかりました。庁内各自治会の現状、課題を把握して、その支援方法を協議する場を設定してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） お答えします。

現在、自治会との協議の場としては、毎年開催されております香北地区自治会長会と行政連絡会ということになっております。特に香北地区自治会長会では、地域の実情を踏まえた要望、市役所に対する質問が出されていると考えます。また、緊急な要望等については、自治会長から都度内容をお聞きし、対応しております。現在のところは、今後も今の対応の仕方だと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 自治会長会とか行政連絡会の中で自治会の会長さんとかと話をすることがあって、その中で話を聞いている状況であるということだと思います。今年1月に自治会長会があり、行政報告会もあったと思うんですけども、それ以後やられたかどうかを確認したいのと。

それと、新しい庁舎になりました。そして、駐車場も今整備をしていっているときでございますので、全ての工事が終了しました後でもまた自治会長を通して、協議会を通して各自治会の会長さんを招集して、新しくスタートした支所としての意気込みといいますか、そういうことの会を一度開かれたらどうでしょうか。それは提案ですけども。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） お答えします。

1月の香北地区自治会長会以後については、行政連絡会しか行っていないという状況です。今後においても年をまたいだ1月にとということで、最終的に支所の完成を10月末ぐらいに予定しておりますので、来年1月の自治会長会にとということで考えてはおります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） ⑤に移ります。

防災の拠点として活用するための見解を伺います。防災の観点から香美市基幹集落センターや保健福祉センター香北との位置づけをどのようにしていくのかを伺います。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） お答えします。

香北支所については、災害時には災害対策支部として本部や関係機関と連携し協力しながら、地域の災害対策の指揮、情報収集や発信、また初動、応急、復旧活動を行う施設となるものです。基幹集落センターや保健福祉センター香北については、指定避難所としての位置づけであり、特に基幹集落センターは現在災害対策用の備蓄物品の保管場所となっております。そのため香北支所所管の避難所として、現在運用している状況です。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 香美市基幹集落センターのほうに備蓄をしているということでございますので、隣同士でもありますし、香北支所としては何かのときにはすぐ基幹集落センターを解放して、そこに職員を配置して住民の避難に対処すると、まずそこを第一に考えているということによろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） そのとおりでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） ⑥です。

総合支所として機能させていくために、ワンストップの機能を充実させていくことが必要と思います。見解を伺います。

また、支所機能の周知についての見解を伺います。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） お答えします。

支所の役割として、本庁本課の窓口であり、本課との連携をとりながら住民の要求に応じていくことが上げられます。そのためスムーズに引き渡しができるように努めていきたいと思っております。また、ワンストップ機能の充実ということですので、例えば転入される方に係るいろいろの住民票や保険、年金、福祉、保育などの手続が必要となってきますが、支所では一連の流れのもとでの説明や事務手続がとれるよう配慮しております。また、職員一人一人がそのための知識の吸収や情報の収集に努力しております。

支所機能の周知については、先ほども述べましたように1月の香北地区自治会長会で、

必要な情報がありましたら周知をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 今の支所の中の体制がわかりました。ワンストップ機能を充実させていくということに日ごろから努力もされているし、今後一層職員も努力しながら、顔の見える、窓口に来た人たちに気持ちよく対処し、そして本課と連携をすると、スムーズに引き渡しができるようにしていくというようなことですので、また今後そのようにしてってもらいたいと思うんですけども。新しい支所庁舎になりまして、本当に香北町民にとっては安全、安心な建物ができたということで、近くの人は何かあったら支所に行こうと言っているらしいです。やっぱりそういうことで、支所に対しての期待はすごくあると思えますので、ぜひまたこの1月に自治会長会を開くということをございますので、支所としてのそういう立場を十分住民の方に、自治会長さんもいらっしやいますので理解していただくような方向で、紙面もそういう文書なんかもつくられて、前向きに対処していただきたいと思いますところでは。

そうしましたら、次の質問に移ります。

公共施設の使用料についてです。香美市基幹集落センターの設置及び管理に関する条例では、市民団体等が施設を利用するときには、「使用料は、使用前に納めなければならない。」「既納の使用料は、返還しない。」となっています。しかし、香美市公民館設置条例では、使用料の返還について、ただし書きで返還できる場合を定めています。

そこで、質問です。

①、香美市基幹集落センターと美良布地区公民館は同じ建物になっております。文言の整理をしてはどうでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） お答えします。

ご存じのとおり、地区公民館の名称で設置されておる建物の多くは他の事業等で建設され、それぞれの目的を持って設置のための条例を有しています。美良布地区公民館と基幹集落センターもその1つとなっております。

ご質問の規定の文言の整理、地区公民館と同じようにならないかということなんですけど、地区公民館との使用料については、香美市公民館設置条例別表第2により、大会議室及び小会議室の2室についてしか定めがありません。他の多くの施設と同様に、この施設に適用し使用料を徴収することは、適当でないと思えます。

そのため、この施設は香美市基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の規定により管理運営を行っているところです。そのため、現在のところ文言の整理については考えておりません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 文言の整理はしないということはわかりました。

②に移りますけれども、②の質問を私が上げましたのは、町内の二、三の団体の方から、一度払ったお金を、使用日までに講師の先生の都合とか、もちろん申し込みをした側の都合でございますけれども、当日に急に言ってもできないと思っておりますけれども、前日までに使用できない事由が起きた場合に使用料の返還ができると、そういうふうになったら非常に助かると、個々の団体もお金には苦慮をしているところでございますが、そのようなことがありましたもので今回質問に取り入れられましたけれども。

②ですけれども、香美市基幹集落センター、そして美良布地区公民館、このような施設につきましての使用料の規定を見ましても、なかなか後での返還ということは余りできないというただし書きのほうが非常に多くございます。条例でそうしてますのでなかなかそれは難しいと思っておりますけれども、やはりこういう施設っていうのは、住民の暮らし、福祉、健康、教育、いろんな面でいろんなサークル、団体が使っております。そういうことを目的としてつくられているものですから、返還できるような少し緩い規定、緩いって言うたら語弊がありますが、使用料が返還できるような、規定を見直していくような方向は考えられないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） お答えします。

使用料の返還についてということですが、使用料の返還については、香美市基幹集落センターの設置及び管理に関する条例に規定されており、使用者の責めによらない事由により使用できないときは返還が可能ですということですので、現在のところは、台風等の自然災害で事業等を行うことが危険と予想される場合や、施設のふぐあいや工事等で使用できない場合、施設が避難所として開設中の場合に使用できなかったときには、使用料の返還ができるような運用をしております。

お尋ねのように、団体の都合での変更とか取りやめについては、現在できない状況になっております。そういう変更が必要と考えられる場合には、今後、他の施設の状況とかを研究しながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） それでは、次の質問に移ります。買い物弱者支援について質問をいたします。

平成22年の国勢調査によると、土佐山田町約9,000世帯のうち高齢者のいる世帯が45%で、高齢者のひとり暮らしの世帯が13%で1,170人、香北町は約2,000世帯のうち高齢者のいる世帯が63%で、ひとり暮らし世帯が19%で380人、物部町は約1,100世帯のうち高齢者のいる世帯が約73%、高齢者のひとり暮らし世帯が約27%で297人になっています。

買い物に出かける交通手段は車かバイクか自転車、バスや徒歩になりますが、地域に

小売店がない場合はほとんどが車に頼っているのではないのでしょうか。高齢や病気、障害のため車の運転ができない方でひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯は、買い物に出かけるのにタクシーを利用したり、移動販売を利用したり、また、通販により宅配便を利用している方がいらっしゃいます。このように高齢者世帯など社会的弱者は、住んでいる地域で買い物をしたり、生活に必要なサービスを受けたりするのに困難を感じる人がいます。これがいわゆる買い物弱者と言われる方になりますけれども、そういう買い物弱者になる可能性があります。今、全国には約600万人いるとされています。今後、行政の支援も必要かと思えます。順次質問をいたします。

まず、①です。

買い物弱者の位置づけをどのように認識していますか、伺います。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 濱田百合子議員の買い物弱者支援について、買い物弱者の位置づけをどのように認識しているかという質問にお答えいたします。

買い物弱者とは、流通機関や交通網の弱体化とともに食料品等の買い物が困難な状況に置かれている人々のことと認識しております。

食料品等の買い物が困難な理由としては、車やバス路線がなく移動手段がない、タクシー代やバス代など交通費が払えない、身体が状況が悪く重いものが運べない、歩行できないなどが挙げられると思いますが、現状では個人個人がいろいろな手段で買い物に行っていると思われれます。

方法としましては、家族や近隣の支援を受けていたり、移動販売店や生協、農協などの宅配をうまく利用してしましたり、配食サービス、ドラッグストアの配達サービス、訪問介護で買い物サービスが入っていたり、病院受診の際の送迎サービスをうまく活用したり、いろいろ工夫して買い物に行っていると認識しております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） それでは、②です。

現在、買い物弱者と思われる世帯、また今後なる可能性のある世帯を把握していますか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

現在、要介護度が要支援1から2の方で、介護予防給付の訪問介護サービスを利用しておりまして買い物プランのサービスが入っている世帯は、香美市全体で約60世帯あります。その高齢者については買い物弱者と思われれます。また、介護1から5の方で、介護保険給付の訪問介護で買い物サービスを利用している方は、居宅サービスをしております各介護事業所でケアプランを立てておりますので、買い物弱者については把握ができておりません。

買い物弱者となる状況は、移動販売業者が撤退したとき、心身の健康状態の悪化、支援してくれていた家族や近隣者がいなくなったときなど、現状が崩れたときであると考えられます。実際、買い物等で本当に困っている人は、すぐに家族や近隣者、市役所、また社会福祉協議会、民生児童委員等に連絡すると考えられますので、少ないのではないかと思います。

今後なる可能性のある世帯につきましては、主に香北、物部地区の中でも山間部の高齢者が買い物弱者になる可能性が高いと思われませんが、世帯の把握は現在しておりません。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 介護サービスを受けている方々にとっては、その中でいろいろサービスも受けれますし買い物プランもあるということで、居宅訪問介護ケアプランを立てて、それぞれされているということは理解できます。やっぱり、医療的な援助が必要になった場合とかは家族の援助ももちろん得られているだろうし、そして、なかなかタクシーで行きたくても費用が出ないという場合、そういう場合はまた福祉的な援助もあろうかと思いますが、なかなか地域の中でのコミュニティーの形成がだんだん難しくなっていると、人と人とのかかわりですね、外へ出ることができなければそうなる可能性があるわけです。

そして、香北、物部の山間部については、今後なる可能性のあると言えれば山間部じゃないかと課長もおっしゃったように、非常に私もその辺は危惧しているところです。

それで③に移りますけれども、小売店がない地域の住民、大体500メートル以内なら歩いて行けるかなというデータのデータが出てますけれども、地域の中で人口も減り、そして、小売店も店主が高齢化してできなくなって店もなくなったと、そうなりますと、地域交通を利用して中心地まで行くか、移動販売の利用にどうしても頼らざるを得ない状況に今なっています。

これは香北、物部、そして土佐山田の山間部でも同じだとは思っておりますけれども、その地域の実態は把握されてますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

現在、移動販売業者は物部には4業者、香北には3業者、土佐山田には2業者の業者が中山間部まで入って販売サービスをしていることを把握しております。ほかにも近隣の高齢者に配達してくれます鮮魚店や小売店が4業者あります。香美市全体の実態としましては、移動販売業者には大変助けられておまして、満足しているという住民の声は把握しています。また、訪問介護によるヘルパーの利用者は土佐山田地区に多いように思いますが、買い物はやはり自分で見て、欲しいものを買いたいという要求が高い方もいらっしゃると思っております、町なかでも移動販売に来てほしいという声もあります。

また、市営バスやデマンドバスが利用できて助かっているという声も聞きます。市営バスにつきましては、距離に関係なく一律200円となっていますし、75歳以上の方は無料となっておりますので、利用していただきたいと思います。また、物部地区ではデマンドバスが利用できますし、70歳以上の方は香美市福祉タクシー料金助成事業の助成がありますので、その制度を利用していただきたいと思います。そのほか、病院のバスを利用して受診時の待ち時間に買い物を済ませるとか、まとめ買いをして冷凍するとかの工夫をしている高齢者もいますし、最近はコンビニエンスストアなどに食材を置いてあるお店もふえましたので、そこで購入するという声もあります。

地域におきましては、物部地域では平成26年度に物部圏域地域ケア会議を5回開催し、物部圏域において住民主体による支援をどのようにしたらよいか協議いたしました。その中で4つの地区で、グループに分かれて家事、家屋の管理、社会生活について現状や生活行動の特徴、整理をしました。その中で買い物についての意見では、移動スーパーが4業者来てくれるので買い物難民には現在なっていないと。また病院に行ったときに買い物を済ます。また、大栃地区にあるスーパーの中で、座敷等があるのでタクシーが来るまで待てるスペースがある。また、市営バス、デマンドバスを利用する。誘い合わせて福祉タクシーを利用する。自家用車で行くなど、おおむね高齢者の方はいろいろな手段で工夫して買い物に行っているようで、買い物弱者については少ないように感じました。

また、香北地域につきましては、今年度9月から香北圏域の地域ケア会議を開催する予定でありまして、その中で詳しく実態を把握したいと考えております。

今後ともに、社会福祉協議会や各介護事業所など関係機関と連携をとりまして、買い物弱者を出さないよう地域の実態を把握するとともに、高齢者の社会的孤立を防ぎ、地域での介護予防につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 丁寧なお答えをいただきまして、物部圏域ではケア会議を開かれて、非常にこの4つの地区でいろいろ意見も出されて、今のところ何らかの方法で対処をしてるので弱者、難民にはなっていないということだとお聞きいたしましたけれども、先ほど課長のほうが9月に香北でもケア会議を開いて、どういうふうな内容かはわかりませんが地域のそういう声を吸い上げると、そして、協議をしてまたプランをつくっていくというふうなことになるかと思っておりますので、ぜひ前向きにしていっていただきたいと思うんですけれども、土佐山田のほうもそのような形でやっていくのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

土佐山田につきましては、高齢者が多いので、平成26年度に物部をやりまして、平

成27年度には香北をやりまして、平成28年度には、土佐山田を含めて全体で地域ケア会議をするように予定をしております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 土佐山田のほうも含めて平成28年度に全体でケア会議をするということになれば、そしたら平成28年度で全ての、香美市内の中での地域の実態が把握できるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） そしたら、次の④の質問に移ります。

買い物弱者と言われる方を支えていくためには3つの方法があると思います。その地域に店をつくる、そして、店がなかったら家まで商品を届ける。また、家から人々が出かけやすくすると。買い物できるところまで行ける手段を考える。この3つに分けられるのではないかと思うんですけれども。

中山間の地域には今地域づくり支援員の方が何人かいらっしゃると思います。各担当地域で一生懸命頑張られているとは思いますが、この地域づくり支援員などの方々、民生委員さんとかももちろん連携してということになりますけれども、その地域の支援計画を立ててはいかがでしょうか。

先ほど健康介護支援課の課長さんが言われたように、ケア会議をしていく中である程度網羅されるということは伺いましたけれども、そこに地域づくり支援員の方々と連携しての支援計画というのはいかがなものでしょうか、お伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 地域づくり支援員と連携した支援というご質問にお答えしたいと思います。

地域づくり支援員は、それぞれの地域で伝統文化の継承、あるいは情報発信、集落維持、塩の道活動支援など、さまざまな地域活動を行っており、それら事業にかかわる情報収集活動の中で、あるいは広報配付などとあわせて地域住民の見守り活動を行って、そういう活動を行いながら気づいた点があれば支所職員や担当部署につなぐようにしております。先ほど健康介護支援課長から話がありましたような地域ケア会議などについても、積極的にかかわっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） やはり地域の中で活躍を期待されるその地域づくり支援員の方、集落維持のための活動もされているということでございますので、過疎の現状、

そして地域の現状を知る上では、このケア会議にもぜひ参加をして一緒に支援計画に携わるといふことでやれば、もっと地域のことがよりわかっていいのではないかなと思ひますが、また前向きに進めていってもらいたいと思ひております。

次に、⑤です。

本市で移動販売をしている業者の方にお聞きいたしました。物部町のある業者は、「週4回回っているが、1カ所に行くのに30分かかかる場合がある。それで1日二、三千円の売り上げにしかならないし、この5年間で人も減り維持費が出ない」。また、もう一方の業者さんは、「週3回回っているが、柚木、清爪、永瀬のほうにも行っている。行くばあ赤字になる。けんど、やめなよと言われると行こうかと思ひ気になる。もうちょっと早く何とかしてくれんと」とおっしゃっていました。また、香北町の業者の方は、「週4回回り、毎回24人から25人ぐらいで、単価は1,000円くらいだから、経費も引いたら年収30万円から40万円にしかならん。あと一、二年したら、もうできんかもしれん。年金をもらって何とか家族3人が生活をしている。地域の見守りはもちろんやりゆうき、何とかならんろうか」とのことでした。中山間を回るといふのは、やはり時間もかかりますし経費がかかると思ひます。山間部集落を回ることが多いわけですので、維持経費が営業を圧迫しているのではないかと思ひれます。何らかの支援が必要ではないでしょうか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

議員もご存じのことだとは思ひますが、事業運営、維持管理に要する経費や事業実施主体の人件費等につきましては助成対象としておりませんが、大きな負担が発生する移動販売者の車両購入に対しましては、支援を実施しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 私がお聞きした方で2名の方が、県の中山間地域生活支援総合補助金を利用して5年前に移動販売車を購入しております。3分の1が個人負担で3分の2が県と市が半分ずつといふことで、その制度を利用して購入して、今その移動販売車を使っているわけですけども、来年で5年が来るんじゃないかとおっしゃっていました。何とか5年を維持してやってきたけれども、この5年間で利用者も減っている。けれども、10人が5人になっても、やはり行かなければならない。やっぱり喜んでくれているといふようなこととおっしゃっていました。5年間は補助金ももらってると何とかやらないかと思ひてやってきたけれど、これからは難しいかもしれないとおっしゃっています。県の補助事業は先ほど課長がおっしゃいましたように、人件費は出ないし維持管理は出ないといふようなことですのでございましてけれども、何とかこうやって頑張っている移動販売業者、そして、健康介護支援課の課長さんもおっしゃいましたように、物部のケア会議でも、移動販売があるから今買い物弱者じゃないよとおっしゃっ

ているということをお聞きしましたが、やはり、じゃあ移動販売がなくなれば買い物弱者になるということになります。やはり県の事業では限界がある部分もありますけれども、市単独で補助事業を展開することも視野に入れて、もう少し前向きな検討をすること、もちろん地域の移動販売、今現在利用している方が何人いらっしゃるのかということも実態調査をして、じゃあ、その方には今後どういうフォローができるか、そして、今現在移動販売をして、一生懸命されている業者の方がいらっしゃるわけです。その方たちに聞き取りをするなどしながら、前向きに市としてできることを模索していくということをするべきではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えします。

移動販売を始められた時代と比較しますと、移動販売が大変厳しい状況にあることは想像にかたくないところがございます。高齢者福祉の観点からも、経営支援などについてはさらなる検討が必要になってこようかと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 高齢者福祉の観点から検討すべきだということでお聞きいたしましたので、ぜひその方向でやっていただきたいと思います。人がいることでこの地域があるわけです。やはり人が生きていける、その地域を絶対維持しなければならないと思います。そのための福祉の手、そして手段を考えていくのが、一番身近な行政のやることではないかと感じております。ぜひ前向きに進めていってほしいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君の質問が終わりました。

次に、9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 9番、爲近です。質問に入る前に、通告文に間違いがありましたので訂正をお願いします。

農業振興についての②の4行目の「市の負担は3分の1以上となっているが」が、「以下」の間違いでしたので、済みませんが訂正をお願いいたします。

それでは、通告に従い質問を始めます。

まず、農業振興について質問をいたします。

1点目として、県の農業振興部では、次世代の園芸推進の中でオランダ等の先進技術を取り入れ、施設園芸を営んでいる生産者に経験や勘だけではわからない湿度や炭酸ガス濃度等を数値として知り、増収や病害抑制、品質の向上に結びつけるハウス内環境をつくる環境制御導入加速化事業を実施し、機器の導入経費に対し3分の1を負担しています。JAとさかみ管内の農家においても導入が検討され、実施または申請中の農家は、香南市は34戸に対して本市は4戸であり、大きな差がついていてこれを指摘する農家

がいます。県は予算を大幅にふやして整備を進め、平成33年度までには普及率90%を目標にしています。支援体制の強化が必要と考えますが、今後の方針をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 爲近議員の環境制御技術の導入強化についてお答えいたします。

まず、自治体によりましておのおのの施策につきましても異なっております。例えば、香美市におきましては中山間地域等直接支払制度で、先ほど述べられました香南市が1,400万円余りに対しまして、当市は1億3,000万円という予算をしておるということで、単純に隣の市との比較についてはできないと考えております。

平成27年度の当初予算で、農家からJAさんを通じての要望がありまして、その分で4件の予算に加えまして、今回、開会日に議決いただきました補正予算で、追加で4件、合計8件の事業を予算化しておるところでございます。

事業実施主体でありますJA環境制御の研究会のほうには、そちらのほうに今後の予算化につきましても、随時随時でなくて全体計画に基づく年度の計画が必要、それに伴いましてうちのほうでまた検討の上、予算のほうを順次要望していきたいと考えておるところでございます。

一つあれなんです、実はこの二酸化炭素の発生装置につきましても、当市で主に非常にシェアを占めますニラにつきましても葉枯れが起きていると。この分につきましても、現在県でも調査をしておるところですが、まだ原因については確定されていないということで、ニラの農家さんにつきましても若干その辺を、確定されるまではちょっと導入を控えておるといふような現状もございまして、現在のところこのような状況になっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 市町村によってやり方が違うということですが、8件ということで200万円ぐらいの予算を、追加を含めてなったんでしょうか。比較はせられんということですが、香南市は575万円、南国市は833万円ということになっております。希望者には全員対応ができたのでしょうか、質問いたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 当初予算では4件の要望でございましたので、全員行き渡っております。今回の追加の4件につきましても、それも要望のとおりでございますけれども、ほかにたくさんございましたので、それにつきましても全体計画をつくった上で、年度計画に基づいて要望してきていただきたいというふうなお返しをしておるところでございます。全部に行き渡っているわけではございません。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ニラ農家、香美市には34名ですか、そしてまた、キュウリ、シシトウ、また花など、制御導入加速化事業に該当するような農家がたくさんおります。その人の所得の増、また栽培意欲の増につながるように、来年に向けてのしっかりした予算立てをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

農業のほうにつきまして、6款につきましては、昨年度比で当初予算で172%という予算を計上させていただいております。限られた予算の中で可能な限りうちのほうも要望しておりますけれども、やはり全体的なバランスという中で組み立てておりますので、一つの要望があったから、はいわかりました、すぐにつけますというわけにはいかない、そういうふうな状況でございますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 県も平成33年度までに90%の普及率を目指すと、予算も大幅に増額して臨むという意気込みを持っておりますので、香美市のほうもおくれないような体制づくりを希望いたします。

続いて、2点目を質問します。

県は、施設の増設など経営改善を目指す農業者の育成と新規就農者の確保のため、ハウスの整備や中古ハウスの改良を支援し、園芸産地の維持、強化のために園芸用ハウス整備事業を行っています。その建設経費に対して、県と市町村が補助を行うことで農業者の投資を軽減し、施設園芸に取り組みやすくすることを目的としています。補助割合は、県が3分の1で市町村が3分の1以下となっておりますが、本市においては6分の1の知事特認の補助率となっていて、導入しづらい、また導入後の返済が厳しい状況となっております。新規就農者の確保や経営改善を促すためにも、本来の3分の1の負担の検討ができないものかお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

本来が3分の1になっているわけじゃなくて、ご質問の訂正のあったように3分の1以内でございますので、6分の1でも当然正規のものであると考えておるところでございます。

本年度、県事業の再編によりまして、このレンタルハウス整備事業と園芸用ハウス活用促進事業は、この園芸用ハウス整備事業に一本化をされたということをご存じだと思います。そのときに、現在ご質問いただいております旧事業の補助率につきましては、新規就農者が3分の1以内、規模拡大が4分の1以内と確保はされておったところでございますけれども、県も含めて現在補助率が変わっております。

例えば申しますと、新規就農では、県と市を合わせまして30分の17、56%であ

ったりとか、あと、規模拡大につきましては、40分の21、52%であったりとかというふうな形での補助率に変わっておるところでございます。

先ほどお話ししましたように、農業の6款の1の農業費につきましては、172%というふうな大幅な増額をしていただいておりますので、この園芸用ハウス整備事業以外にも数多くの要望もいただきまして、さまざまな補助メニューをそろえておるところでございますので、限られた予算の中、現時点でこの補助率の上乗せにつきましては考えていないところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 予算も172%にふやしていただいておりますが、農業の振興に努めてくれているということで感謝を申し上げたいと思いますが、県下においては3分の1の負担をしている市町村もあると聞きます。また、県外の園芸産地では、さらに厚い支援をして農業後継者確保に努めております。本市の重要な産業であります農業振興のために、支援の強化は難しいというような感じですが、どうなのでしょう。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 先ほどもお話しいたしましたが、どこにポイントを置いて補助をしていくかというところでございます。他市の状況とうちの状況というのはまた大きく異なっておりますし、例えば先ほどお話ししましたように、うちでは中山間の直接支払制度、そういうふうなところにポイントを置いて中山間地域の維持、そういうふうなところに力を注いでいる、そういう予算配分になっておりますので、今回のこのご質問いただきました園芸用ハウスの整備事業につきましては、現在のままの補助率でいきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） かつて、土佐山田町の特産のやっこねぎは24億円の売り上げがありました。今は半分の12億円になっておりますが、やっこねぎ部会の後継者のグループも仲間づくりを呼びかけてもおります。また、JAとさかみニラ部会は日本一の産地として頑張っております。この2品目を中心に農業の振興が行われているんですけども、振興がかなって税収がふえれば、無駄な投資ではなく税収もふえる、返ってくる投資だと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

香美市におきましては、土佐山田町におきましてはニラとかやっこねぎ、また、香北町におきましては、蕪生米に代表されるお米であるとか大葉、それから、物部町ではユズ、そういうふうなものを柱といたしましてさまざまな作物を農家の方が植えられて、農業をしていただいております。

そのうち、やはり部会もありまして、さまざまなところからご要望もたくさんいただいておりますけれども、やはり先ほど1回目のご質問でお話ししましたように、全体のバランスというふうなところをやはり産業振興課といたしましては、予算の配分のときに最も気をつけておるところでございます。確かに、3町での基幹の部分、主なそういうふうなやっこねぎであるとか、そういうふうなユズであるとか、ニラであるとか、そういうふうな基幹な部分につきまして、柱の部分につきましての予算配分は当然大きくなります。それ以外の部分につきましても、当然何とか予算化をしていきたいと。ただ限られた予算、うちのほうに打ち出の小づちはございません、造幣局も持っておりません。限られた中でやはりどういうバランスをとっていくかというふうなところにつきましては、相当の熟慮、配慮をしながら考えていきたいと。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 絶妙のバランスの上で施設園芸振興に向けても、また力強い後押しの検討をお願いしたいと思えます。

次の質問に移ります。

3点目としまして、物部町において猿の被害は深刻です。出荷しようと栽培していたシイタケや野菜、また果樹など、全滅になったと聞かされます。収穫するのが難しい状況になっています。栽培を諦めた農家もいます。

先月、京丹後市に議員研修に行かせてもらいました。そのとき、サル追い払い隊の活動を知りました。過疎地域自立促進特別事業債850万円を主体とした有害鳥獣防除対策事業として、猿による農作物や人身被害の拡大を防止するため、地域ぐるみの猿追い払い対策として、猿鉄砲やロケット花火等を配布しています。また、サル追い払い隊を編成し、対策の強化を図っています。サル追い払い隊の業務はシルバー人材センターに委託、実施していて、内容は地域が行う猿追い払いのサポートとして、1班4人体制とし4班編成で午前、午後の2時間ずつ追い払いパトロール、被害状況調査、防護柵の設置、点検指導を行っています。この隊の活動資材は、ロケット花火1万9,200本、猿鉄砲32丁、モデル銃弾1万5,600発等となっています。また、地域への追い払い資材として、ロケット花火2万7,000本、猿鉄砲270丁、モデル銃弾3万2,500発等となっていて、十分な体制をとり活動をしています。

国においても、10年後までに加害群の数を半減することを目標にして対策強化を打ち出していて、農地周辺に定着している被害の著しい群れ等は全頭を除去、猿のための各種取り組みをパッケージ化したメニューによって、対策を推進するとしています。本市においても対策の強化を望みますが、見解を問います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

猿による農業被害につきましては、物部町の久保地区、また別府、押谷、影仙頭、そ

のような地域等で多く発生しているところでございます。現在、県からのおり1基を借りまして押谷に設置をしているところでございますけれども、6月の補正で議決いただきました捕獲おりは別府地区に1基、間もなく設置を予定しておるところでございます。また、今までと同様に銃による捕獲、これも継続をしておるところでございます。

猿の適応能力は非常に高いものがございまして、空砲とか、いろんなそんなものになってくると余り追い払えないというふうな事実が那賀町の実施例でも聞いておるところでございます、やはり確実に捕獲していく銃とか捕獲おりによるものでないと、なかなかもう、その場の追い払いのみになるとまたすぐに帰ってくるというふうな習慣があるようでございますので、なかなか厳しいものがございます。

ロケット花火等につきましても火事の危険性もございますので、使用する箇所、適材適所の使用を検討しておるところでございます。先ほどお話ししましたように、確実に捕獲をしていくというふうな形を、香美市ではとっていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 押谷また別府地区へもおりの設置も可能ということで、ありがたいと思います。何とか猟師に頑張ってもらって駆除してもらうのが一番だと思います。しかし、余り効果が上がっていない状況もあり、報奨金を上げるとか、他の自治体ではもっと高く設定しているみたいですが。またパイプハウスを建てて周囲を覆うとか、またフェンスで囲んで上を覆うとか、電気柵の線の本数を多くして高くまで張るとか、そんな対策をとるべきではないかと思います。どうでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 猿の捕獲については、現在、報奨金が1匹につき2万円出ておるところでございます。なかなかこれ以上というのは、先ほどお話ししましたが限られた予算の中なかなか厳しいものがあると。例えば、隣の那賀町は3万円を計上しておるところでございますけれども、やはりその中でも捕獲がなかなか進まない、それ以上にやはりふえているというふうな状況でございます。

おりのやり方につきまして、那賀町なんかでは下の端にまず電気柵としてイノシシ用の電気を張って、その上側に鹿用の金網を張る。また、最後にその上に猿用の猿が手をかけると自分のほうに垂れ下がってくるというふうな、3段でのおりというのを工夫をしながらやっておると。ただ、それもなかなか難しいところがありまして、人が入る姿を後ろから見ておって鍵をあけて入ってくる猿がおるとということなので、なかなか知恵比べの状況が現在続いているというふうなところでございます。先ほどお話ししましたように、当然猟師さんのほうで犬等も用いまして、追い払いしながら確実に捕獲していくと。また、集落の周辺では捕獲おりによりまして捕獲していくと。また、もう一つうちのほうで考えておりますのは、那賀町でくくりわなによる捕獲をやっておられるようで

ございますので、そちらのほうへも猟師さんと一緒に勉強に行って、そのような形がうちでとれないかどうかというところも研究をしていきたいということで、産業振興課の総務班のほうでは検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ぜひ検討を進めてもらいたいと思います。やっぱり天井に何か張って、上から入ってこないような対策がやっぱり一番効を奏するんじゃないかと思っています。

また国や県、そして関係機関と連携して、有効な方法を見出していきたいと思います。猿の被害がなくなり安心して農業に取り組める状況になるよう、早期の対応を求めたいと思います。

次の質問に移ります。

次に、物部町にある2つの施設の観光振興についてご質問いたします。

先人の努力によって、県下屈指の紅葉の名所としての別府峡、そのいざなぎの里にたたずむべふ峡温泉、平成26年度利用客は入浴1万人余り、宿泊2,300人余り、食堂9,000人余り等で総合計は2万3,000人余りとなっていて、物部町の観光を牽引しています。また、物部町の玄関口、奥物部湖畔にあるレストラン、美術館、常設の物産市としてのふるさと市、ともに重要な観光施設であり、なくてはならない施設となっています。両施設とも建設時より年月が経過し、修繕の必要なケースも出てきております。温泉においては、湯元の管の3本のうち2本が使用できない状況があり、あと1本がだめになれば市長はここを閉鎖するのではないかとの話も聞かれます。この2つの施設において修繕また整備の要望を出しても、採択になりづらい状況だと聞きます。市長はこの2つの施設をどう捉え、今後どう導こうとするのかお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 市長ということでしたが、担当課としてのまず答弁をさせていただきます。

べふ峡温泉は昭和59年の設置以降、先ほどお話しされましたように昨年は冷夏、雨等の影響で非常に少なかったんですが、年平均3,000人を超す宿泊者の方や1万1,000人程度の入浴者の方においでいただいている温泉施設でございます。

施設の設立の目的でございました林業者の就労機会及び所得の向上といった当初の目的につきましては、一定果たされてきたものと理解をしておるところでございます。先ほどのご質問にもありましたように、やはり源泉の井戸の枯渇、非常に厳しい問題でございます。現在、築30年を超して何とか修繕によって延命を図っているというふうな現状でございます。

しかしながら、老朽化につきましては日々進行してきており、将来この温泉の枯渇、これを例えば新しい採掘をすると1億円、2億円というふうなオーダーでの予算が必要

になってくるというふうなところも踏まえまして、将来的に施設の老朽化等も踏まえ建てかえていくのか、廃止するのかという判断をしなくてはならない時期が必ず来るものと考えておるところでございます。

ただ、現時点におきましては、まだまだ修繕をしながら施設というのは使える状況でございますので、可能な限りの延命を図りながら、地域の雇用を確保していきたいと考えておるところでございます。

また、ふるさと市につきましても、べふ峡温泉と同様、物部町の玄関口でございます。修繕を主体とした延命を図っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ぜひ前向きな対応をお願いをいたします。

再度、市長にお聞きいたします。

べふ峡温泉については、定住人口増加促進特別委員会からの政策提言として、べふ峡温泉の道の駅開設も出されております。また、今回の地方創生の取り組みの中で、何とか活性化ができないものかと思っております。温泉施設として足湯の施設の整備、できれば露天風呂も欲しい施設です。また、奥物部ふるさと物産館は観光や交流の拠点として頑張っていてほしい施設ですが、大変厳しい経営の中で、経営主としても夫の遺志を継いでボランティアでやっているような状況です。この2つの施設が活性化することが本当に大事だと思います。この2つの施設をどう捉え、どう導こうと今後していくのかお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 爲近議員の質問にお答えをしたいと思います。

今、ご指摘のありましたべふ峡温泉また物産館につきましては、公の施設としてももとは直接運営、経営を行ってございまして、その後、委託管理ということになってまいりました。その後、地方自治法の改正によりまして、これらの2つの施設につきましては、現在、指定管理制度に基づきまして、指定管理ということで運営をしておるところでございます。両施設とも大変努力をしていただきまして、運営をしていただいておりますけれども、今後につきましては、それぞれ大変厳しい状況にあるというふうに思っております。そのことにつきましては、先ほど課長のほうからもお話がありました。

これらの施設については、もともとは産業振興、あるいは地域振興といったことを目的として進めてきたところでございますけれども、同時に収益の施設でございます。したがって、これらの施設の目的に沿って効率的に運営をすること、そしてまた、指定管理を受けた者の裁量を最大に認めて運営をしていくことが、利用者にとってもプラスであるということで取り組みを進めておるところでございますけれども、これらにつきましては、公の施設として考えてきた時代と今、指定管理の時代にあっては、施設に

対する公費の投入というものについては、厳密でなければならないだろうというふうに思っております。

まず、1つには、市民の皆さんにその投入についてコンセンサスが得られるかどうかということでありまして、また、その運営が適切に行われているかどうかということも市民の皆さんがご理解をいただくかどうかということが、この2つが鍵になってくるというふうに思います。

しかしながら、今後の地方自治体を取り巻く環境からして施設の維持管理、これにつきましては、一層厳しくなるものというふうに思っております。国のほうからも施設については、やはり整理をすることも一つの選択肢であるということも言われております。健全な地方自治体の運営をしていく上では、やはり施設が重くのしかかってくると、市民の皆さんに負担をかけるということについては避けるべきだという、そういったご意見も多いところがございますので、今後におきましてはそうしたことも十分配慮しながら、取り組みを進めていかなければならないと思っております。

いずれにしても、市民の皆さんの納得のいただけるような形でなければ、新たな公費の投入ということはありませんというふうに考えております。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 物部町にある施設ではありますが、香美市の重要な2つの施設の位置づけもあると思います。物部町の町民としても、この施設が寂れることは非常に残念といいますか、この施設が拠点として活性化を引っ張っているといっても過言ではない状況だと思います。地方創生を言われておる中で、何とかこの田舎の活性化に向けての取り組みの中で、前向きな体制といいますか、前向きな姿勢を市長にもわかってもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 施設の持っている使命については十分理解をしておるつもりであります。私もこの運営にはかかわってまいりましたので、非常に大事な施設だと思っております。同時に、市民の皆さんに説明のできる形でなければ進めていけないというのも、これも事実であります。

地方創生の問題でありますけれども、地方創生の問題につきましては、残念ながらこのハードのものについては、地方創生としては今国のほうは余り認めていないわけですけれども、少しずつ話をしていく中で、ハードにつきましても少し態度を変えてきておるわけでありまして、なかなかこの地方創生をそのままこの両施設にうまくつなげて、施設整備であるとか修繕をしていくとかいうことについて、使えれるというふうにはなかなかならないということです。もし地方創生を動かすとするならば、相当の目標があってそれが達成できるというKPIがあるということが大事だと思います。つまり、雇用拡大になるのか、地域を潤すような収益をどれだけ上げるのかということも具体的に示した上でないと、これは進められないというふうに思います。しかし、この

施設の持っている使命については、できる限り果たせるようにやっていきたいと、これは課長のほうからお答えした中と同じでございますので繰り返しませんけれども、そういう立場であることについては間違いがありません。施設については、できるだけ延命をさせていきたいというふうに考えております。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 道の駅構想、また集落活動センター的な構想も加味して前向きな対応をしていただき、永遠にこの施設が、物部町に元気で存在するような仕組みづくりというのを皆さんで考えていってもらいたいと思います。

次の質問に移ります。

べふ峡温泉の宿泊施設のトイレのウォシュレット化の整備の検討を提案します。現在では宿泊施設のトイレのウォシュレット化は普通で、整備されていないのはおくられている状況だと思います。宿泊客確保のため、ぜひ整備の検討を提案いたします。

また、キャンプ場のトイレは使用しづらい状況です。利用者増のために簡易水洗化等の対策をとることを提案します。お考えをお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

まず、観光施設におけますトイレのグレードアップにつきましては、土佐山田駅構内のトイレ、また、香北の道の駅のトイレ、また、きょうご質問にありましたべふ峡温泉のトイレ等を含めまして、せめて身障者用のトイレだけでもウォシュレット化をしていただけないかということで、何度か予算要望をしてきておるところでございますけれども、先ほどのご質問にありました施設本体への修繕、補修に多額の費用を要しております、なかなか予算化ができていないところが現状でございます。今後につきましても、この予算の要望につきましては継続していきたいと。快適なトイレは、観光客へのおもてなしの基盤となるものでございますので、このような形で要望を今後とも重ねていきたいとは考えておるところでございます。

キャンプ場でございますけれども、実は日ノ御子と別府峡ということのうちには2つのキャンプ場、両方とも指定管理をしてやっていただいておりますが、べふ峡温泉のキャンプ場につきましては、年間の利用者が平成25年度で280人、平成26年度、去年は130人ぐらいというふうに非常に少ない状況になっております。一方、日ノ御子におきましては、平成26年で6,000人という、多くの方に親しんでいただいているというところがございます。やはり人が多く来ていただければそれなりの設備というのは当然必要になります。別府峡におきましても山間地域の溪流にありますトイレでございますけれども、先日、調査にもまいりましたが、現在の施設もきちっとした清掃はしていただいております。年間で2カ月程度の使用でございますので、なかなか合併処理浄化槽とかいうふうな部分につきましては非常に困難、それは施設の性能自体合併処理浄化槽が適していないというところでご

ございますので、例えば循環式であるとか、今回の簡易水洗であるとかというふうな部分も含めまして、今後検討もしていく部分ではございますけれども、なかなか先ほどお話ししましたように、施設本体、べふ峡温泉の施設のほうへの修繕、補修に多額のお金が必要となっておりますので、予算化はなかなか難しいと考えておるところでございます。要望は当然していききたいとは考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） べふ峡温泉の宿泊者の減少、またキャンプ場の利用者の減少は天候のせいもあつたとは思いますが、このトイレのせいも半分ぐらいはあつたんじゃないかと個人的には思っておりますので、ぜひ前向きな対応をお願いしたいと思っております。次の質問に移ります。

奥物部ふるさと市においては、夏場の品質の低下、冬場の寒さ対策等のため、空調化の整備の必要性が高いと考えます。市長はこの件について、昨年12月議会において、産業建設常任委員長の質問に対して、重く受けとめると答弁しました。また、当時の支所長も施設整備を図っていききたいと答弁をしています。検討はされたのかお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 物部支所長兼地域振興課長、舟谷益夫君。

○物部支所長兼地域振興課長（舟谷益夫君） 爲近初男議員の奥物部ふるさと市の空調化についてお答えいたします。

検討をした結果、ふるさと市がありますテナント棟は、開設時よりシャッターだけのオープン施設です。テナント棟を使用しておりますほか3店舗のうち2店舗は、事業をやめる場合は原形復旧を条件に、営業形態から必要としたサッシや空調について自費にて増設し設置しております。指定管理者が直営していますふるさと市につきましては、暑い時期、寒い時期、過酷な条件の中、地場産品などを販売し地元貢献していただいておりますが、その一角だけ市が整備することはバランスに欠けると思いますが、もともと奥物部ふるさと物産館の開設当時には、資料によりますとレストランがあります施設が直売所棟として位置づけられておりまして、1階に事務室、レストラン、直売所があつたようですので、現状におきましてはレストランの建物のほうの一部を利用するなど、運用について工夫をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） このふるさと市を含めたレストラン、そして、美術館ですが、厳しい経営の中で頑張つてやっている現状があります。何とか支援をしていただかないと、存続も危ぶまれるような状況もあります。夏場の高温で、野菜は1日で価値がないものになっております。また、大栃橋のかけかえもありまして、この辺もまた一変する可能性もあるように思います。将来を見据えて何とか前向きな姿勢をお願いしたいので

すが、どうでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 物部支所長兼地域振興課長、舟谷益夫君。

○物部支所長兼地域振興課長（舟谷益夫君） 現状では、産業振興課長、それから、市長が言われたとおり、維持管理、適正な維持修繕に努めて、今のその目的が達成されるような管理をしていくように考えております。将来的には、将来のことを私が言ってもあれですけど、大栃橋がつけかわり公衆トイレが整備され、そして、またその時点のことですが、今の物産館の施設ももう25年ぐらいたつ老朽化した施設になりますので、リニューアルですか、そう考えたときにはそういった施設整備も可能かなというようなことは考えられますが、今の時点で将来やりますとかいうことは言えません。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 何とかここを寂れることなく、ふるさと市も農家の収入源として存続できるように、レストランも含めた振興を何とか前向きに考えてもらいたいと思いますが、法光院市長、何かあれば一言お願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 物産館のふるさと市の施設整備の件でございますけれども、初めに申し上げましたように指定管理の制度にのっとってお願いをしておるわけございまして、指定管理者に対しましてはその裁量を認めるということで、できるだけこちらといたしましても要望に応えるような形にしていっていただくわけでございます。今言っているのは、新たな暖房あるいはサッシを入れよとこういうことですので、これらについても、施設のほうの管理者がやることについては、できるだけ理解をしてやっていきたいというふうに思っております。

ただ、物部町の入り口にある施設として非常に大事にしてきたところでございまして、ここが元気をなくしてしまうということについては、よくないというふうに思っております。ただ、行政としては、物産館だけをお願いしているのではなくて、ライダーズインもお願いをしている。それから、美術館もお願いしている。お願いしている以上は、それなりに指定管理料もお出しをしておるわけでありまして。今、美術館の運営がどうなのか、ライダーズインの運営はどうなのか、これについてはまだ私の手元に今資料がありませんけれども、これらについてもやはり全体で見てもいいというふうに思うわけです。それらによって運営がされているということでありまして、適切であるかどうか、今後指定管理を更新する際にはしっかり見ていきたいというふうに思います。そして、その中でこの施設についての要望については考えていきたいと思っております。その際にも全体の中で考えさせていただくということでもいきたいというふうに思います。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ふるさと市、大変厳しい経営が続いておりますので、そこも理解していただいて、前向きな体制をよろしくお願いしまして自分の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 爲近初男君の質問が終わりました。

11時35分まで休憩いたします。

（午前11時25分 休憩）

（午前11時35分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 3番、市民クラブの利根健二です。通告に従いまして一問一答方式で質問をしてみたいです。

まず1点目、常設スクリーンの設置をでございます。

最近、会議や講演会などでプロジェクターを使用することが多くなってきております。本市では多くの会の場合、移動式のスクリーンを使用する場面が多く見受けられます。比較的大きい会場を中心にしまして、以下、現状と対応を順次質問をしてみたいです。

質問の①、本市の小中学校の講堂、講堂と正式に言うのか体育館と言うのかあれですけども、におきまして、電動・手動を問わず大型のスクリーンは設置されていますでしょうか。また、未設置であれば対応を検討するべきではないでしょうか。

ここで1つ写真を（スクリーンを示しながら説明）。これが実は山田小学校の体育館でございます。これ多分持ち込みのスクリーンで80インチぐらいの、これと同じようなやつだと思いますが、こんな感じになります。このサイズではさすがに講演会等での使用はちょっと難しいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

市長とか教育長とか議長なんかは大体このあたりの席におりますんで見やすいと思いますが、僕は大体この辺かもっと後ろのほうでおりますんで、なかなか言ってることとか、皆さんが共通の理解を得るのにはこのサイズのスクリーンでは難しいんじゃないかということでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 利根健二議員の本市の小中学校の体育館において、電動・手動問わず大型のスクリーンは設置されているか。また、未設置であれば対応を検討するべきではないかというご質問にお答えします。

現在、香美市の小中学校の体育館には、200インチのスクリーンが設置されている学校は大栃小学校、鏡野中学校です。香北中学校には、120インチのつり下げ式の専用スクリーンがあります。

設置されていない学校につきましては、移動式のスクリーンを使用しています。

現状では、100インチよりも大きいスクリーンを利用しなければならない会議や講演会は行われていませんが、学校からの要望など必要に応じ、前向きに対応したいと考

えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 学校からの要望があればということですが、現実的にはこういったことをやりたいからというような形で、その事業事業で要望があると思いますけども。そういったときに迅速に対応できるように、例えば移動式のやつを1つ、大体、体育館とかいうのはバトンとかありまして、その200インチクラスくらいは普通つれるような状況にはなっております。教育委員会で1つ200インチぐらいのやつを持っておいて、即対応できるような体制をとってはどうかと思います。

実は、先日7月10日に中央公民館で映画「ある精肉店のはなし」がありまして、それたしか香長小学校に簡易のやつ、鏡野中にあったスクリーンがあつてということで、自分も一生懸命に職員さんと一緒に知恵を絞って、しわにならんようにとか、風であおられんようになつてやってみましたけども、どうしてもなかなかちゃんとしたスクリーンでないんで、後ろへ光も抜けるし、風にもやっぱりおられるしみたいなことがありますので、ぜひこれをしたい、こんな映画を子どもさんに見せたいとか、そういうときにすぐ対応できるように各小学校に一つ一つ、全部じゃなくともいいですので持ち回りできるサイズのやつを、200インチクラスを1つ設置したらどうかと、設置というか保持、所持ですか、思いますけどもいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

山田小学校につきましては、体育館の裏側のほうに白い壁がありますので、それで臨時的に今現在は対応してました。

スクリーンのほうですが、つり下げ式のほう、またその分につきましても、学校のほうに話をしまして、協議しまして対応したいと考えています。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ぜひ、各未整備のところにつきましては、移動式はそんなにつるのは今難しくないですし簡単にまけるようですので、ぜひお願いをいたします。

実はその自分もこのときにちょっとでも多くの参加者に、スライドショーを自分が編集して一生懸命やりましたんで、ぜひ見てみていただきたいと思ひましてやったがです。後ろ全部のけて、後ろの壁へ映してみたりしたんですけども、やっぱりどうしても、あとまた公民館のところでも言いますが、遠くなってなかなか効果がないです。そういうこともあわせて、ぜひ協議のほうをよろしくお願いをいたします。

続きまして、中央公民館のほうでございます（スクリーンを示しながら説明）。

中央公民館の規定の収容人数が400人になっておりますが、あそこのスクリーンには、これ400人サイズのホールの割には若干スクリーンが小さい上に奥に、先ほども申しましたようにこれ一番奥のまだ奥です。設置し過ぎて光の乱反射が結構あります。使い

づらく対応する必要があると思いますが、いかがでしょうか。この写真は結構アップで撮っているので、大きいようですけども客席はかなり遠いので、数字等が入ったプレゼンには使いづらいです。

また、このときにですけども、この左手にパソコンがちょっと見えますけども、講演する方がおられまして、その講演する方にライトを当てましたら、下のほうがニス塗ってるニスかなんかのステージなんで、それが反射して全部画面へ写って、せっかく来賓の方というか講演している方にライトを当てることができないまま講演を、これ多分過去2回ほど商工会とかいろんな方のときに自分がやって、せっかく来てお話ししてくれるからその人にもライトをとやったときに、どうしても写り込むからやめてくれという羽目になりました。

こういったこともありますので、中央公民館サイズになると移動式というよりはぜひそういった固定のことを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） お答えします。

今ご指摘のとおりでございます。さきにお話もありましたとおり、この7月10日に人権映画を上映しましたときは、学校より借用しました大型スクリーン幕を客席側に寄せて対応したところですよ。おおむね好評だったというふうに思っております。

今後調査研究しまして、財政的に許されるのであれば、大型スクリーンの常設を検討したいというふうに考えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 実はその映画のときもどうやってつろうかという相談も受けまして、こうやってっていうのがいろいろ、公民館自身のそのパイプとかいろいろもう探してもらって、結構苦勞してやった思いがあります。その職員の情熱とかが100%見てくださった方に伝わたらえいがですけども、残念なことに1名の方がそういった設備とかに対してかなり強硬なクレームって言われませんか、ご意見をいただいたことを多分課長はご存じやと思いますけども。せっかく、本当にちょっとでもという職員の意思がちゃんと伝わるように、ここはお願いをしたいと思います。

あと確かに新規購入がもちろん望ましいですが、その予算のこともあります。先ほど言ったようにこのサイズであれば、もしかしたら、この後の質問でほかの設備のことも聞きますけども、多分最近映画とかいろいろ兼ねた場合は、もうちょっと前にスクリーンがあることもありますので、このスクリーンを使うけども場所の検討も含めて、それは予算かかりません、移す予算はかかりますけども、あわせてご検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。まず先行して、ちょっとした手直しということでございます。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） わかりました。そのように検討させていただきます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 実は、これが出演者に当てたライト、これ自体がもうちょっとこう、出演者自体のライトが飛んでますけどこれが全部反射して、これ工科大ながですけども、かなり強力なプロジェクターながですけども、ここへ当てたやつがもうここへ反射する。上のやつもここへ漏れてくるみたいなことになってますので。ぜひ、こういった場合はちょっと前にスクリーンがあって、この人だけにライトが行くような形のセッティングもできますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、プラザ八王子の3階の会議室のほうへ質問を移させていただきます。

残念ながら、これちょっと提出期限に間に合わなくて写真がございません。プラザ八王子3階の会議室も、収容人数から考えますと天井ぶりの大型スクリーンが必要と思われれますが、設置の必要があるのではないのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） プラザ八王子3階の会議室について、お答えいたします。

プラザ八王子3階の会議室につきましては、平成24年度から平成26年度の過去3年間に各種団体が年間平均140回程度、社会福祉協議会が70回程度利用しております。

プロジェクターの使用回数は把握しておりませんが、使用時には社会福祉協議会が所有する移動式スクリーンの貸し出しで対応しており、現時点では不便であるとの声も上がってきておりませんので、常設のスクリーンの設置は考えておりません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） そういう声が現場からないということですけども、自分自身には名前はちょっと言えんがですけども、関係者の方からこういうふうなやつをやりたいけど、どうしてもあそこの移動式ではできんがよというような話を、実は自分はいただいたことがあります。そういった声が届いてないといえ、これ以上ここではあれながですけども。

それと、これこそ本当はスクリーンで映さんといかんかったがですけども、あそこのホールって普通のこういったホールではあり得ん、ここやったら正面はやっぱり壁ながです。あそこはもう後ろが非常口です。しかも、通常やったらこう振り返ってあるスクリーンの場所っていうのは消火栓があります。多分、多くの方がそこでスクリーンを設置か正面か左側に置くと思いますけども、その前に物を置くっていうのは、基本的には多分消防法違反とかで、今ちょっと違反をした状態で使用を続けているように自分は思

うがです。その現場現場を全部見てないんで、どれぐらいかこう浮いちょっとりとかしたらえいですが、そういったことも勘案をしますと、上へ継ぐべきやないかと思えますけども。再度そういったことも含めて、実はその現場を見てもう一回確認をしてからの答弁がいいかなと思えますけど、そういった現状がありますので。もう一度、それを聞いた上で何か答弁変わるようでしたら、変えていただきたいなと思っております。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 使用の要望についてはこちらに上がってきておりませんが、施設の設置の目的が地域住民の自主的な福祉活動の拠点として、総合的な福祉の増進を図ることとされております。したがって、利用されています福祉関係団体のほうから、さらなる研修目的あるいは啓発事業の推進のために、どうしても必要という声が上がれば、検討いたしたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） わかりました。一応その使用についての注意、これは社会福祉協議会が管理なのかな。この後ろのドアにもちょっと実は物置いちょっとりとか、非常口としての利用がちゃんとできるのかも含めて、管理をしているところにちょっと確認もした上で、あとその今言ったスクリーンとかの使用についてはここ塞がないように、消火栓が見えるところ、前に物を置かないようにという指導をあわせてお願いをしながら、あとはもうその利用者ですね、はい。そのように伝えておきます。

続きまして、④、保健福祉センター物部、一緒に書いてしまっておりますが、保健福祉センター香北の現状をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 物部支所長兼地域振興課長、舟谷益夫君。

○物部支所長兼地域振興課長（舟谷益夫君） 両施設の現状について、お答えします。

奥物部ふれあいプラザと保健福祉センター香北の2階大ホールステージ中央部の天井に常設固定式電動スクリーンがあります。

スクリーンの大きさは、物部が幅が6メートル、香北が幅5メートルのものです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） やっぱり土佐山田の中央公民館からいけば、後にできてるということで、ちょっとサイズとかもしっかりしたもんがついてるように思います。

ちなみに、先ほど中央公民館のときに言いましたけども、舞台のどの辺でしょうね。一番奥側か、その辺はわかりますか。

○議長（石川彰宏君） 物部支所長兼地域振興課長、舟谷益夫君。

○物部支所長兼地域振興課長（舟谷益夫君） さっき答えましたが、ステージ中央部の天井、ちょうど中央部ですね、奥じゃなくて前と奥の間ぐらいです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） これは質問ではございませんが、先ほどの中央公民館のところでも言いましたように設置場所、こういったところも参考にしたいと思っています。

続きまして⑤、その他、大型スクリーンが必要な、自分がちょこちょこっと思いついたところだけの大型施設で質問しましたので、ほかにももうちょっと大きいのが欲しいとか、やるときにやっぱり人の頭が邪魔になるとか、いろいろあると思いますけれども、そういったところは香美市にありますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 利根議員のその他大型スクリーンが必要と思われるところはないかというご質問にお答えします。

本庁舎を含めその他の施設で、大型スクリーンが必要と思われる場所はないと思われまます。また、設置の要望も上がってきておりません。

しかしながら、会議や講演会の情報提供をパソコンを通じて行うようになってきた現在では、必要に応じて最小限の設置及び改修は必要であると考えています。

設置等の要望があれば、各施設の庁舎管理責任者に要望していただき、詳細について検討していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 要望があればということでございます。小学校のところでも言いましたけども、どこかの場所を限定した設備になると、小学校やったら小学校のほうからの要望が上がるという形で上がってこんといかんがですけども、言ったように、管財課の管理なのかちょっとよくわからんがですけども、行政としては1つそこそこ大きいやつを構えておいて、どこでも行けると、バトンがあるところは、壁があるところは。となると、それはやっぱり管財課の担当になるのかな。まあ言いたいのは、もう小学校、中学校だけで1つ持つのは財政的にもあれやと、若干そんなに動かすのにも、軽トラがあつてちょっとこう突き出したぐらいで運べるぐらいの200インチとかやったらなんで、行政本体で持つておいて、物部が要るっていったら物部へ行く、どこそこが要るやったら行くというような体制を、市全体として持つておくのも1つの手かなと思つて、ここで最後に質問を入れているわけですが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） やはり小学校とまた行政機関というのは目的が違つてくると思います。それで、市役所が持つちゅうもんをまた小学校へ貸し借りするというのもどうかと思いますが、今後ちょっと関係課と協議しまして検討したいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ぜひ、別にいろんなステージとかいろんな香美市の財産を、いろんな課が担当で持っておりますけども、別にそれはよその課が使うどうのこうのというのは全然問題なく現在もやっておりますので、それは特に問題なくクリアできると思いますけども。検討していただくということですのでぜひそういったことも、使い勝手というか、貸し借りも非常に楽なように検討していただきたいと思います。

ここで、1問目の常設スクリーンの設置をについての質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 途中でございますが、昼食のため1時まで休憩といたします。

（午前 11時57分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 3番、利根健二です。午前中に引き続きまして、順次質問をしてみたいです。

2点目の防災対策についてでございます。

地震等の火災に対しまして、街頭消火器を設置している自治体がふえています。本市も検討してはどうかという通告をしておりました。

街頭消火器とはどのように設置されているのかを2枚の画像で紹介をいたします（スクリーンを示しながら説明）。

これがこの前自分が東京へ行ったときに、これは多分こう見るに、道のすぐ脇で区道になるのかな、香美市でいえば市道を使って設置をしている。あと、設置するところによってはいろいろ条例の中で書き込んでおりますが、こういった個人の敷地内に（スクリーンを示しながら説明）多分防災会なんかと協議の上なのか置いている。こんな設置の仕方があります。これは街角で結構なそこそこの間隔で消火器があるのが目につきまして、これを見てネットでいろいろ調べてみたわけでございます。

かなり多くの自治体で設置していることがわかりました。特に、昔よりたびたび大火に見舞われている東京においては、ほとんどの自治体でこれはもう条例化をして設置をしているようでございます。その東京圏も含めまして、ちょっと幾つかどういうふうな状態かということをご紹介をさせていただきます。

今、板橋区では、街頭消火器は区内で3,600基の設置を進めています。統合型GISによって今年度末にはインターネットからも確認するようになれるような地図データとして公開する準備も進めております。パッと今スマホとかで地図が見れるようになってますので、そのデータも含めてどこにあるのかがすぐ、これがわかるようにしているような気がいたします。何かそれには、はっきりわかりませんがAEDの置いている場所のも統合型で、何か起こったときにAEDがここにあるとか、消火器ここにあるというようなシステムを目指しているようでございます。

あと厚木市の条例を見てみますと、市街地に街頭消火器を設置する場合の設置間隔は120メートルとする。ただし、住宅の密集状況、地形等を勘案し、市長が認めた場合にはこの限りではないというような条例をつくっておるようでございます。

また、三鷹市においては、設置本数は平成27年7月31日現在で1,317本です。設置基準はここも約120メートル間隔で、1本の設置を原則としております。街頭消火器の維持管理は、ここは市が委託した業者が実施しているようでございます。

関東を離れまして愛知県の尾張旭市では、現在市内全体で約1,000本、これは約30世帯に1本程度の割合だそうです。の街頭消火器が火災時の初期消火活動を目的として設置をされているようでございます。

以上、幾つか紹介させていただきましたが、ネットで調べていただければ、もっともっと数多くの自治体が設置していることがわかると思います。

県によります地震火災対策を重点的に推進する地区に、本市の西本町の1丁目から5丁目、東本町1丁目から5丁目、百石町の1丁目、旭町5丁目指定されております。このエリアは木造住宅が多い上に、通常水がある川やら水路が極端に少ないというエリアでございます。当然、自主防災組織の火災消火器、また家庭に常時置いてある分では迅速性、数量ともに対応できないものと思われまます。

県もこういった地震火災対策に乗り出したということでございますので、その検討、協議の場におきまして、本市の提案をこういった提案としてのせていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 利根議員のご質問にお答えいたします。

香美市では、地震火災対策を推進するため、土佐山田町の木造住宅等が密集している中心部の地域を対象に地震火災対策計画を策定する予定です。

この計画は、平成28年度に地域住民の代表者によりワークショップを開催し、地域の声を反映した街頭消火器設置等を含むハード事業やソフト事業など、防災・減災につながる意見を提出していただき、地域の防災力の強化を図る計画策定となります。

また、事業の実施については、高知県と連携し、県補助事業を活用していく予定であります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 2回目というか再質問になります。

町田市などでは、初期消火の推進を図るため、地域組織管理のもと50世帯に1本の割合で街頭消火器を設置してとなっております。

最初に紹介したのは全てが行政が直接管理、または行政の委託するというスタイルですけども、こういった地域組織、これは防災会であったり自治会であったりすると思いますけども、そういった手法の管理の仕方もございます。

また、ホームページとかいろいろ見てますと、なかなかやっぱりこうやって誰もがすぐに消火できるということは、いたずらによる被害もかなり心配されるというか、実際にあけてパーッとこうやったりとかあるそうです。いたずらによる被害にあっている自治体があるなどというような、実際にこれをやるに当たっては検討するべきことも多いと思いますので、そういった先進地の情報も十分集めて、県に対してこういうこともあるけど、やっぱり要るよというようなところまでを十分に検討した上で、また提案もしていただきたいと思います。

また、消火器の収納箱にこれ避難場所を書き込んでおります。ここはちょっと漠然としておりますが、避難は近くの小中学校とこういった使い方もあります。通常、よそへ行きますと、ここは避難場所はどこですって、単なるプレートに書いたやつが町々に貼ってあるところありますけども、そういったやつよりは、こういった形式であれば目もひいてわかりやすいと思いますので、そういったこともあわせて検討、提案をお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

ワークショップなどの検討協議の中で、地域の実情を把握した住民からの意見をお伺いするとともに具体的な提案が提出された場合には、香美市として県に対して意見や提案を述べるなどして、官民一体となり実効性のある計画書の策定に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ちょっと急いで行かんといかんですね。

それと、1点目の質問及び今の答弁で、地震火災対策を重点的に推進する地区ということが焦点になりがちであります。土佐山田町でいえば、指定はされていませんが楠目や神母ノ木などの旧の部落など、香北、物部にもあります。木造住宅の家屋の密集している地区もほかにもたくさんありますので、そちらのほうも含めて全市的にこれは検討していけばいいと思いますけども、どうでしょうか。お願いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

今回の地震火災対策計画につきましては、土佐山田町の木造住宅等が密集している中心部の地域に限定されておりますが、その他の地域につきましても高知県と連携を図り、事業の実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 続きまして、急いで行きましょね。非常食の質問に移ります。

2013年5月、内閣府により南海トラフ巨大地震の被害想定が見直され、食料の家庭備蓄分7日分が推奨されるようになりました。内閣府も備蓄食料は1週間分が必要と認識をしたことにより、官民を問わず最近はそれに沿った表示、広報をするところがふえてきております。本市にもそれに沿った備蓄計画、そして家庭内備蓄を推奨し、幅広く告知、広報していくべきではないかというような質問でございます。

これは実は3度目の質問になります。福島県の私の妻の実家が被災したときの例をとりまして、2012年3月の議会で1度質問をさせていただきました。

そのときの答弁をちょっとご紹介させていただきますけども、本県の地形は北は四国山脈、南は太平洋に面し、道路網の寸断や港の被災により陸の孤島になることが考えられる。また、震災の被害が広域になればなるほど他県からの支援が届かないことも予想され、長期にわたり物資が不足することも覚悟する必要がある。そのような状況が懸念される中、家庭での備蓄は意義があるものと思う。今後作成する防災マップや広報の防災特集により、住民の皆様をお願いしていきたいと、ちょっと前向きな答弁をいただいて喜んでおりましたが。

それと、中央防災会議の南海トラフ地震対策のワーキンググループが、南海トラフ大地震対策の最終報告を発表いたしました。それは1週間分以上の備蓄が必要とされと報道されたことを受けて、これは2013年でございます多分、2013年の12月議会でそういった質問を行いました。そのときの答弁が、1週間分以上の備蓄の必要性についてはさまざまなメディアでも紹介されており、今後計画等の見直しを行い市民に周知していくと、その2つの答弁がありまして期待をしておりましたが、なかなかこう具体的にはならないようでございまして、平成27年3月改定の香美市地域防災計画の第13節等におきましても、やっぱり3日間と、食料、飲料水とも3日間という記述が変わっておりません。

さきに述べましたとおり、中央防災会議の提言が出てから徐々にではありますが、ネット上での防災サイトでは備蓄は「3日分では足りない、1週間分を」というのがもう確実にふえてきております。民間とかじゃなくても、行政のページでも1週間を目指すよとなっているところもかなり出てきております。

本来はこういった中央防災会議とか提言が出た場合は、住民の安全とか安心を守るためにも行政がこれは真っ先に、こういった分には反応していくべきじゃないかと思えますけども、その辺をお伺いをいたします。ご見解をよろしくお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

議員ご質問のとおり、内閣府所管の中央防災会議が作成した防災基本計画には、地方公共団体が住民に対して「最低3日間、推奨1週間分」の食料等を備蓄するよう普及啓発活動を行うことが明記されております。

また、本市の備蓄に関する計画については、南海トラフ地震発生時の避難者数を

8,600人と想定し、おおむね3日分の食料、7万7,400食を整備する計画を地域防災計画に記載しており、今年度中に達成する見込みとなっております。今後は、市民と行政が一体となり防災意識を高め、非常食における備蓄食料の確保にそれぞれが取り組むべきであると考えております。

現在、香美市では、くらしのガイドやホームページに明記していますが、さらなる防災意識の向上を図るためには、広報への掲載や自主防災組織連絡協議会などの場を通じまして、幅広い広報活動を行い、市民の皆様にも周知徹底を図っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ちょっと次の写真を見ていただきますと（スクリーンを示しながら説明）、これは京都市民防災センターへ先日、総務常任委員会で行ったときの1階のフロア、結構目立つところでこういうようなことをやっておりました。南海地震よりは救護とか救援の条件が多分よいとされている京都でさえ、1週間分を強調した展示を行っております。

本市も広報とかホームページ、先ほど言いましたけどそれはもちろんでございますが、せっかくですので庁舎のロビーを使いまして、定期的にとかこういった形で展示してはどうでしょうかというような質問でございます。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

今後の取り組みにつきましては、地域防災計画における備蓄食料の具体的な数値目標の見直しや、先ほどご提案いただきました市民ホール等への展示など、他自治体の取り組みを調査研究し、また参考にしながら、家庭内備蓄の1週間分の確保を目標に、広報等による推進を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 大体満足いく答弁をいただきましたが、実は過去2回も満足いく答弁をいただきながら実施をされていないということで、ここで期日を切つてということもなかなかあれですけども、ぜひよろしく願いいたします。

あと、ここに内閣府が出しております防災情報のホームページ上にページがあります。この中で、平成25年度広報ぼうさい、できることから始めよう！防災対策、できることの中から、この1週間分の備蓄のことが載っております。また、これ1週間分このようにためるがやなくて冷蔵庫内の備蓄をうまいこと、常時の食料が3日分ばあはあるだろうから、それプラス4日分とか、いろんなそのノウハウも含めて載っておりますので、これまた後でお渡しをしますので、これもあわせてご検討をお願いいたします。これは答弁はよろしいです。

以上で終わります。

○議長（石川彰宏君） 利根健二君の質問が終わりました。

次に、16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 16番、比与森です。通告に従い一般質問を行います。
質問事項の1点目、遊具の安全対策について、お尋ねいたします。

教育委員会では夏休み期間中に小学校の遊具点検を実施されたと思います。この時期に遊具点検を実施されたのは、教育委員会が管理する施設のみなのか、遊具を管理する立場にある他の課の対応をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 比与森議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、教育振興課では小中学校において3年に1回業者による点検を8月、夏休みに行っております。平成26年度には保育園も同点検を行っております。

ほかの課ということですが、ほかの課では建設課、産業振興課、福祉事務所、香北支所においては、月1回職員等により目視、触診、聴診、打診等による遊具等の安全点検を行っております。また、物部支所では毎年4月に県及び地元代表と合同で、遊具だけではなく駐車場や休憩所施設等の安全確認を行っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 次に、教育委員会では管理する小学校など、何カ所今回夏休みに実施されたのか、全ての小学校、保育園、中学校で実施されたのかをお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

全小中学校と全保育園は全部点検しました。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 全てで点検されたということですので、それでは点検の結果、耐久性の面から危険である、または現在の安全規格に適合しないなどの指摘を受けた遊具はどれだけあったのか。できれば学校別、保育園別に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

小中学校の場合はまだ結果は出てきておりません。全校で84基の点検を市のほうで行いました。

保育園の場合は、64基のうち44基が指摘されたということ聞いております。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 数は大分あるようですが、4点目、今後指摘を受けた遊具

が撤去をされるのか、それとも改修するのか、どのような対応を考えられているのか、お聞きいたします。

今回、危険と指摘を受けた遊具の中には、小学校の遊具の中に児童に非常に人気がある遊具、そのことによる劣化もあったようです。また撤去後の小学校との協議を行い、早い時期にそういう人気の遊具は設置を望むわけですが、対応をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 保育園の場合は本年度に修繕改修を行いたいと思います。

小学校の場合は、まだ具体的な内容が届いていませんので、使用禁止など指摘された事項がありましたら、来年度の当初予算へ修繕及び撤去に係る費用を要望したいと考えております。

また、撤去の遊具につきましては、教員、保育士との協議の上、設置の場所の広さに合わせて、新しい遊具に向けて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 1点だけ、具体的な話になりますけど、山田小学校のポールが幾つも立ったマスト登り、これが一番人気のある遊具で、それが今の規格では鉄のポールがあって、それから上に出た部分が長いと、今の規格では不適切やということで、撤去ないしその除去を言われたそうですけど。改修ですので、そういう場合ほかに危険なので撤去する場合もそうですけど、特に危険な遊具については早急に撤去も必要かと思いますが、そうでない遊具については、撤去をすぐするんじゃなしに、次の新しいものを設置する間の期間をできる限り短い時間にしてほしいというところですが、その辺はどうでしょう。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 登り棒のことと思いますが、確かにリングの上に長く出ると、やはりその上に登ったりして危険だということも聞いております。

ですから、その分につきまして、応急な修繕がもしできるのであれば、早急に行いたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） それでは、次の質問事項、山田小学校正門の改修について、お尋ねいたします。

今回の定例会、議案98号、平成27年度補正予算は初日の2日に可決されたわけですが、補正予算には教育費、学校管理費において、山田小学校の正門改修及び教職員駐車場整備に係る小学校施設整備工事1,089万3,000円が計上されておりました。

本年3月の定例会一般質問では、昨年12月の下校児童の交通事故を述べた後、児童

の安全確保、ドライバーへの注意喚起の点から、見通しのよい正門にとの質問をさせていただきます。

地域の方からの関心もありますことから、教職員や地域の方の声も大切に順次お尋ねいたします。

予算が計上されて可決されたわけですが、正門はどのような門を計画されているのか、アコーディオン式とか今のような観音開きか、どういう形かもしもう既に決まっているようでしたら、お聞きしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 比与森議員の山田小学校正門改修の正門はどのようなものになるのかという質問にお答えいたします。

正門の位置はほぼ現在の正門の位置と変わりません。正門の門扉はステンレス製の引き分け戸になります。間口を3メートル50センチと計画しています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 不満なら2回目聞こうと思いましたが、非常に安心しました。

次、②です。現在の門の左右には石垣があり、植木がされています。非常に見通しの悪い原因ともなっています。網状のフェンスを望むわけですが、どのような計画をされているのかお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

フェンスのことにつきまして、現在の石垣を取り壊し現在の正門の位置に移し、学校内からも道路側からも左右に見通しのよい網目のメッシュフェンスを設置いたします。それを計画をしています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 次の質問です。③、正門を入り、左手には以前から防火水槽が設置されています。消防署の指導が必要な点もあるかもしれませんが、防火水槽の利活用は小学校の敷地内に入らなくても使用できるように、商店街道路から直接利用できるように、防火水槽はそのフェンスの外側、小学校の敷地外にすることが望ましいと思いますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

現在の防火水槽は学校の中に入らないと使用できないということから、今回の工事によって防火水槽がフェンスの外側になります。ですから、商店街の道路からも直接使用することができるようになります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 地元消防署のOBの方もおられまして、あそこの防火水槽は何か上のふたが弱いのですか、何かそういう話もお聞きしています、普通の分よりちょっと弱いというような。それは、今度八王子前にできたコンビニの隣の防火水槽は車がどんどん通れるだけの強度があるけど、そういう強度がない防火水槽なのでいう話もありましたので、恐らく工事に入ったらその辺もきちっとすると思いますけど。なお、防火水槽の上もしくはフェンスの外にあっても、子どもが今も上がってますけど、安全対策をお願いして④に移りたいと思います。

以前の質問でも少し述べましたが、校舎がまだ木造であった時代に卒業しました者としては、当時の面影を残す正門、そして正門を入り左手にあります二宮金次郎の銅像、そして正面の築山、もう1つはグラウンドの東にあります国旗掲揚台、この4つしか自分の記憶に残っておりません。何か愛着がございます。正門の改修は、児童の安全面からも必要ですし要望するところですが、今回の改修では駐車場整備も含まれていませんので、車の通行道拡張も必要だと思います。車の通行道の拡張は、現在のものより東のほうへ広げていただきたいように思います。そのことにより、二宮金次郎の銅像は現在のまま残すことを強く望むわけでございます。このことは卒業生で組織します山田小学校後援会からもお願いするところでございます。

心配するのは正面の築山ですが、この築山も非常に思い出があって、以前木造のときにはあれに校舎がひっついてまして、屋根をつとうてあの木へ登ったというふうに遊んだ記憶がありまして、何か懐かしいところがあるわけですが。あの正面の築山は更地にするのか、計画がもし決まっていればお聞きしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

正面から見える築山ですよ。はい。現在石垣にある築山、樹木のほうは処分を検討しています。ただし、その正面にある築山や花壇は撤去はいたしません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） そのまま残すということで理解、はい。次の質問に移ります。

次に、教職員の駐車場整備について、お尋ねいたします。

過日の議案審査で同僚議員の質問に対し、正面から入り左手、東側のあいたスペースを利用されることはお聞きしましたが、後の質問にも関係しますのもう少し詳しく、どれぐらいのスペースを使って駐車場とするのかお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

校舎の南側の前庭を駐車場として整備します。その駐車場の位置は、正門から校舎へ入る中央に歩道がありますが、その歩道の東面の築山の周りをスペースとして、駐車スペースといたします。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 正面の築山の周りということは、築山を中心にして西も東もということですか。

（教育振興課長、前田哲夫君、自席から「西へ」と発言する）

○16番（比与森光俊君） 自分が議案審査の質疑で聞いて解釈していたのは、あの正面を入った通路から東が全部駐車場になるというふうに理解していたんですが。そうすると、あの前は結構昼休みなんかは多くの子どもが遊ぶわけですけど、全てが遊び場でなくなるということになるのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 東にある遊具なんですけど、それは西のほうに移します。そして、今現在使われていない青空広場、児童の玄関の上にあるんですけど、それに人工芝をひいて改修して、児童の入り口です。あの出入り口の2階になるんですけど、ベランダというかそこに青空広場というのがあります。そこを広場として使いたいと思っています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 今ちょっとイメージが湧きませんので、次の質問に移ります。

現在、プール西の駐車場には30台ほどの駐車が可能であり、先日台数を調べましたら28台が駐車されていました。先ほどの説明、現在計画されている駐車台数は何台を想定されているのか、お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 現在使用している駐車場の台数は30台です。図面で落としてみますと、今回37台の駐車ができるということで計画しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 台数的に教頭先生も35台は欲しいというようなお話もありましたので、37台のスペースを確保なら非常に、それと先ほども触れましたけど、その子どもの遊び場を何とか確保することをお願いして。

関連でもう1点、その駐車場ですけど、野々下電機の前商店街駐車場の奥に30坪ほどの空き地があって、この空き地に教職員の方が10台駐車されています。それは掌握されていますか。聞いてない。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

商店街の駐車場の奥ですか。

（16番、比与森光俊君、自席から「奥、奥」と発言する）

○教育振興課長（前田哲夫君） そこは教員の土地でして、そこは先生方がとめるようにしているようです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 先生が利用しゆうということもわかっていればあれですけど、あの土地は、あの敷地へ入るのには西の道路から車さえも通れん、今通路しかございません。本当にもう今使い勝手がないような土地となっております。あれをもし購入できるなら、そのほうが西の塀を壊して西を駐車場にしてやれば、台数的にも、それから、東の子どもの遊び場も確保できるというふうな自分は絵を描いたこともありますので、そのことを述べまして次の質問に移ります。

正門改修、最後の質問です。

この工事はいつごろに着手され、いつごろの完成を目指しているのかお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） この9月の補正で議決されましたので、今現在10月中旬までに実施設計を完了し、今年度中には完了したいなと思ってます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 次の質問項目、空き家対策について、お尋ねいたします。

防災や衛生面など地域に深刻な影響を及ぼす空き家問題の解消に向け、空き家対策特別措置法が5月26日に施行されたことを受け、本市にありましても6月定例会で議案第84号、香美市空き家等の適正管理に関する条例の制定についてが可決されました。

総務省が7月29日に発表しました2013年、平成25年住宅・土地統計調査速報集計によりますと、全国の空き家数は840万戸にのぼり、住宅総数に占める割合の13.5%で、いずれも過去最高となっているようでございます。本市にありましても、空き家の増加は間違いのない今後の大きな課題だと思っています。

まず1番目に、空き家対策の条例はどの課が窓口になるのかという点でございます。条例制定以前には複数の課で空き家に対する対応をされてきたと思います。私自身、以前に危険な家屋は建設課、空き家の雑草処理の苦情は現在で言えば環境班に相談したことがあります。今回の条例は何課が担当されるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 比与森議員の空き家対策のご質問にお答えします。

条例に該当する空き家等とは、管理不全な状態の空き家等であり、内容等により対応する窓口は違ってまいります。

まず、建物等の老朽化が著しく倒壊のおそれがある状態や、自然現象等によって建築資材などが飛散することにより市民の生命、身体または財産に害を及ぼすおそれのある状態の空き家等については防災対策課、次に、廃棄物の不法投棄となる土地建物や雑草等が繁茂し、害虫等の発生場所になる状態、犬・猫等のすみかとなり、衛生上有害となるおそれのある状態の空き家等についてはまちづくり推進課、最後に、適切な管理が行われず、著しく景観を損なっている状態の空き家等については建設課が対応することになっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 2番目に移ります。

今回の条例制定以前に、市民の方から空き家に対する苦情など複数の課になろうと思っておりますが、それぞれ受けた経緯があると思っております。それらの苦情で受理されて書類として残っている分は、先ほど言われた3つの課でそれぞれ整理をされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

全てを把握しているわけではございませんが、条例制定以前に寄せられていた空き家の苦情は2軒、制定後は4軒、合計6軒ということで整理しております。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 次の質問です。

それは今回の条例に該当する軒数が6軒ということでよろしいのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

条例に該当する空き家は6軒です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ③です。

それらの物件に対する今後の対応をお聞きいたします。既に対応されている案件があれば、その内容も含めてご説明をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

6軒のうち2軒については、条例第7条の規定に従い、空き家等の適正管理に関する助言、指導書等を既に送付しており、現在連絡を待っている状態であります。

また、残り4軒のうち1軒につきましては、相続関係人を調査中であり、3軒は空き家の管理人の連絡先を情報提供者が把握していますので、連絡先の情報をお願いしてい

ます。

なお、助言、指導書の送付に至っていない4軒につきましても、順次法律、条例を遵守し、対処していきます。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 3番目の質問に移ります。

条例第6条第3項では、「当該所有者等に対して通知することが困難であるときは、この限りではない。」とあります。今回の特別措置法施行、以前でしたら所有者の特定が個人情報保護法などで難しい面もありましたが、持ち主を特定するため固定資産税の納税記録の照会が今回から認められています。

本市にあっては、固定資産税納税通知書が送付されていない事例はあるのでしょうか。もしあるとすれば、どのようなケースかお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 税務課長、秋月建樹君。

○税務課長（秋月建樹君） 比与森議員の固定資産税納税通知書の送付についてのご質問にお答えいたします。

固定資産税は国外住所地以外の課税者全員に送付していますが、不達、届かなかった通知書については、調査の上、納税管理人のついていない国外居住者及び居所不明者については公示送達で通知しております。

また、家屋の免税点20万円未満の非課税者については、通知をしておりません。以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ちょっと専門的な言葉でちょっと自分でわからん言葉もありましたけど、次の質問に移ります。

所有者の特定がなかなか困難でも、大体送られているということは確認しましたが、中にはそこまでいってない物件も少しはあるということの理解でえいですかね。

○議長（石川彰宏君） 税務課長、秋月建樹君。

○税務課長（秋月建樹君） 全員に基本的には送っていると、ただ、送ったのが返ってくる通知書については、掲示板とかで通知の形をとっているということになります。それから、免税点といって課税にならない所有者の分については、送付をしていないということです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 防災対策課長そういうことですが、そういう特定困難な物件で、非常に危険と思われる空き家が出てきた場合の対策はどう対応されるのか、お伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） これ②の質問ですね。

○16番（比与森光俊君） ②です、はい。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

その空き家等が危険と思われる場合は、条例第12条の規定のとおり、緊急安全対策を講ずることになると思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 4番目の質問です。

条例第11条では代執行が、そして第12条では緊急安全措置を行使することが記されています。それぞれ第2項では、係る費用を当該所有者等から徴収することができる内容となっています。それぞれ行使した後、所有者に支払い能力がない場合も考えられますが、そうした案件の対応をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

代執行・緊急安全措置に要する費用については、特に所有者が不明である場合には徴収できないことが想定されますので、危険度等の状況に応じた対応を図っていく必要があると考えております。

ただし、代執行を実行する空き家等については、老朽住宅除却事業等の補助事業を活用することのできるものが大半であると考えられます。所有者等に対し補助事業等の活用を勧めながら、代執行を実行するまでに解決に向け根気強く対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 根気強く対応されるのはいいですが、賛成ですけど。最終的にその物件の所有者が、支払い能力がなければ不納欠損となるのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

支払い能力がない場合は、最終的には不納欠損として取り扱うことになると思いますが、今後も代執行を実施した自治体等に確認を行い、不納欠損とならない手法等について調査研究を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ②の質問です。

代執行・緊急安全措置を実行する場合には、事前に所有者の経済力、支払い能力の有無を調査した上で実行するということはできないのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

支払い能力の有無については、代執行・緊急安全措置を行う時点においては調査することはできません。財産調査につきましては、代執行に要した請求書を送付した後、指定した納付期限を過ぎても納入がない場合に行うことができます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ここまで代執行とか支払い能力についてお尋ねしましたが、やっぱり代執行を実行されるとなると、不納欠損が発生するリスクとまた同時に、自治体の責任だけで行政代執行を行った場合には、訴訟などに発展する可能性もあるのではないかと心配もするところでございます。

かといって余り危険な空き家、特に去年もありましたが、台風で瓦が飛んできた、そのような空き家は決して放置されるものではないというふうにも思います。

今この場で即対応というのは難しいことだと思いますが、この辺について今後調査研究、また対応できるような施策を考えていくというようなお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 今後そのように対応、対策ができるように考慮し、研究調査してまいりたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 次、5番目の質問です。

6月定例会では総務常任委員会におきまして、議案第84号、香美市空き家等の適正管理に関する条例の制定についての議案審査、質疑の中で、空き家ではないが使用していないのと同様の状態、人がいたりいなかったりする状態、たまに帰ってきている状態、そのような物件で軒が落ちそうな危険なところがある場合の対応について質問された答弁で、そういう場合は想定していない。所有者が帰ってきていたら、その人が管理すべきだと答弁をされているようでございます。条例の範囲内に含まれないことからの答弁であると思いますが、その物件が誰の目からも危険性があるということであれば、何か別の形で修繕通知の送付をするなどの対応が必要と思いますが、見解をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

特別措置法や条例に該当しない家屋等については、条例第3条に規定していますとおり、危険住宅の所有者等と被害を受けるおそれのある者が、民事により解決を図っていくのが原則であると考えます。ただし、このような家屋等につきましても、近隣市町村や県、国等に照会を行い、今後何らかの方法により解決に向けた検討を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 現在の家族構成、一般の家族構成を見たとき、このような今述べましたような空き家に近い状態の危険と思われる家屋は、本市に限らず増加していくのではないかと危惧をするところでございます。

このような物件に対する施策を条例に追加するか、新たな制度を設けるべきかと考えます。先ほど第3条で対処するということですので、この第3条でこうした物件は全て解決できるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

第3条については、民事による解決の原則ということで、常時もう空き家でない場合は空き家として捉えないため、そういう物件である場合には、双方が民事によって解決していただくという考えでございます。

そして、次に述べましたが、今後そのような状態の家屋がふえてくると思います。それにつきましては、何らかの方法により、先ほど申しましたように国や県、それから、隣接というか近隣市町村等の対策を講じた内容等について聞きまして、調査研究して実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 6番目の質問です。最後に1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

私の近所ですけど、隣の空き家が雑草に覆われ、冬になれば枯れ草にたばこをポイ捨てされ火事にならないか心配もあり、また夏は衛生面などで不衛生ということで、近所同士で費用を出し合い業者に雑草処理を依頼されている現状がございます。持ち主の方を知ってはいるのですが、高知市にお住まいで住所がわからず、以前税務課に住所の照会をお願いしましたが、当然のことですけど断られました。

今回の条例制定により、今述べましたようなケースでは住民の負担は全くなくなるとの認識でよろしいのでしょうか。確認の意味からお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） それでは、空き家の雑草処理費用について、ご確認の質問にお答えしたいと思います。

結論から申しますと、そのような事例ですと負担はなくなるということになります。

まず、ご質問のありました空き家周辺のご近所の方々が、状況の改善に向け取り組まれています行為につきましては、先ほども話のありました条例第3条に規定されている民事による解決の原則に基づくものと捉えられ、条例制定前から各地で実施されていたと思われま。

次に、条例第4条で、土地所有者は、「当該空き家等を管理不全な状態にならないよ

うに維持管理し、資材等の整理整頓及び建物その他の工作物の適正な管理を行わなければならない。」とされておりまして、本来は土地所有者が維持管理に際し、これに伴います経費などにつきましては責務を負うことになると思います。

次に、代執行については条例第11条で、「管理不全な状態を放置することが著しく公益に反し、空き家等が倒壊等により、市民の生命、身体及び財産に危害を及ぼす危険な状態と認められるときは、行政代執行法に定めるところに従い、自ら必要な措置を行い、又は第三者にこれを行わせることができる。」と定められており、条例を適用し代執行の措置を講じる場合は、指導、勧告、命令、公表の手順を踏まえ、市民の生命、身体及び財産に危害を及ぼす危険な状態と判断した場合は、処理に関する費用も含めた代執行の措置を講ずることになります。

このことからご質問のケースにつきましては、依頼費用がなくなるということにはならないということになります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 自分が負担がなくなるのかと述べたのは、先ほどの第4条ですけど、当該の「所有者等は、当該空き家等を管理不全な状態にならないように維持管理し、」まずここですね維持管理、高知市へ既に出て維持管理できない状態。次です。「資材等の整理整頓及び建物その他の工作物の適正な管理を行わなければならない。」これも一緒。高知市にもう前から転出されて、ここにはいない。この場合のその所有者に対する管理、この条例に沿った管理をしてくださいと、行政で所有者に通知はするのでしょうか。この近隣の人が申し出れば、それは行政のほうでするのでしょうかお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

通知に関しましては行政のほうで行います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 自分が負担がなくなるのかというところはそういうところで、知り合いでもあることから近隣同士でお金を出してやってたわけですけど、質問でも述べたように、所在が不明でそれに通知をする方法がわからないから、お金を出してやったということですので、納得しました。よろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

2時10分まで休憩いたします。

（午後 2時01分 休憩）

（午後 2時10分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 17番、市民クラブ、依光美代子でございます。通告に従って3項目について、一問一答方式で質問をいたします。

最初に、改正公選法による若者の意識改革についてお尋ねいたします。

今回の改正公選法により、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げることになりました。選挙権年齢が変わるのは1945年に25歳以上から20歳以上に引き下げられて以来、70年ぶりの改正です。来年の参議院選挙から適用されるようになるようです。この年齢が引き下げられることで、本県では1万4,000人前後の10代が新たに有権者の仲間入りをするとされています。

若者の政治離れや投票率の低さが深刻な問題となっている中で、新たな有権者を含め主権者としての意識を高める教育、主権者教育の必要性を感じます。新たな有権者となる18歳以上のみを捉えるのではなく、この機会に若者全体への政治参加や意識改革をする一つの大きなチャンスと捉え、取り組みを進めるべきではないかと考えます。

この主権者教育とは、次の代の有権者を育成するということです。先ほども述べましたが、高校教育のみで一環として行うのではなく、主権者、いわゆる国民全体、全ての人に対して啓発、教育であるとの観点が大事かと思えます。若い人の政治意識をどのように高め選挙に参加してもらうためには、垣根を越えた取り組みが必要となってきます。

今後は、選挙管理委員会だけでなく、関係団体を初め教育委員会や校長会、従来の校長会、小中学校だけでなく高校や大学も含め、全てと連携する必要があると考えます。順次お聞かせください。

最初に、選挙管理委員会として、今回の改正による若い人の政治への意識をどのように醸成させ、参加を促していくのか。また、政治を身近なものにしていく仕掛けや努力をすることによって、若者はきっと食いついてくると思います。また、選挙管理委員会の職員数の限られた中で、政治への啓発や推進活動には限界があります。この機会を若者への意識改革のチャンスと捉え、関係団体を初め教育委員会や校長会、高校、大学も含めての校長会との連携が必要と考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、山崎泰広君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎泰広君） 依光美代子議員の改正公選法による若者の意識改革について、選挙管理委員会の取り組みの見解を問うというご質問にお答えいたします。

選挙管理委員会の取り組みとしましては、若者の政治への意識を高めるためには、教育委員会等関係機関と連携を図り、選挙の出前講座や模擬投票を実施し、政治、選挙に対する関心を高めていく必要があると考えております。

具体的な取り組みといたしましては、来年の参議院議員通常選挙に向け、現在、高知

工科大学へ期日前投票所の設置を検討中でございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 選挙管理委員会だけでなく教育委員会とも連携をしてということで、若い人の意識を改革をしていく、高めていくということで、ぜひその向きでお願いをしたいと思います。

次に、教育委員会に対してお尋ねをいたします。

この法改正により、高校生の半数近くが有権者になるだろうと言われております。その新たに有権者に加わる高校生には不安や戸惑いもあると思います。これまで学校では政治教育が抑制される傾向にあったと思いますが、危ないからといって取り上げないのではなく、意見の違うものは違うものとしてきちんと正確に伝えることが、政治的中立性の確保だと思います。こういったことをきちんと伝えることが大切であると思います。この法改正により、高校における政治教育、主権者教育は促進していくことになると思われま

す。山田高校では、今年3月に既に県の選管の協力を得て、模擬市長選挙が実施されております。教育委員会として将来を担う世代の主権者としての意識を育むためにも、高校だけでなく小・中・高校での連続した取り組みが必要だと思います。若い世代が政治に関心を持ち選挙権を適切に行使するためにも、主権者教育の充実が欠かせないと考えま

す。また、同時に学校教育と並行して社会教育、生涯学習の中でも考えていくべきではないでしょうか。なぜならば、若い人の選挙離れの要因の一つには、大人たちが近年政治の話をしなくなったことも大いにあると言われております。その改善のためにも、大人と子どもがともに政治について話し合ったり、参加をする仕掛けをつくったり、わかりやすく楽しい明るい選挙講座のようなものを公民館でつくっていくべきと考えます。若い世代が政治に関心を持ち、選挙権を適切に行使するためにも両面的な取り組みが必要と考えますが、教育委員会としてどのような見解をお持ちでしょうか、お聞かせをください。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 依光議員の改正公選法による若者の意識改革についてとこの教育委員会の見解を問うという②の質問に対してお答えします。

将来の有権者である子どもたちに対して、主権者としての自覚と社会参画の力を育む教育は大切なものだと考えています。現在、小学校や中学校の社会科では、日本国憲法や政治の働きを学習する中で、国民主権を実現する選挙の意義などを学び、正しい選挙が行われることや、選挙に参加することの重要性についても学習しています。

しかし、最近の選挙では、若い有権者の投票率は他の世代に比べてとりわけ低くなっている現状があります。このたび、選挙年齢が18歳以上に引き下がりましたこともあ

り、小中学校の段階では、社会科で政治や選挙についての知識を学ぶだけでなく、参加体験型学習を取り入れた特別活動や総合的な学習等を通じて、児童生徒が社会の一員として自立し、社会に積極的に関わろうとする主権者教育の充実は重要なことだと考えています。

また、参加体験型の学習を実施するに当たっては、選挙管理委員会や関係機関などと連携を図っていくことを積極的に検討していきたいと考えています。

先ほどまた、生涯学習の観点から公民館事業などで全ての住民を対象に、選挙の意識とかそういったものを高める学習会とか、講習会を行っていくことも必要だということだと思います。公民館事業とかですと、広報とかも案内をして、広く市民の方に参加を呼びかけながら参加をしてもらっている事業です。公民館事業の内容とかによっては、参加者の確保に苦慮する事業とかもあります。今回、ご指摘の講演とか学習会などは、参加案内をした際にどちらかという投票に来てくださっている方が参加してくれて、参加をしてほしい、投票に来てくださらない方が参加してくれないとかいうことも危惧されます。事業効果があるとかそういったことも含め、いろいろ研究、検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） いろいろこれから研究をしていきたいということで、それぞれが連携しながらということをお聞きしました。それこそもう時間が限られています。来年の参議院選挙からそういう意識になる。それと、今全体的に若い人の投票行動が、選挙活動なんかも低下をしているときに、ここは一つの大きなチャンスになるんじゃないかと思います。先ほど公民館でもやっても、なかなかそういう人は関心が薄いから来ないだろうというようなご答弁だったかと思います。だから、そこにやっぱり引きつける、若者が魅力を感じるようなおもしろいユニークな取り組み、そんなことを考えていく、そういうためにもいろんな若者の意見を聞くということ、後でもあれしますが、そういうことを交えながらということが、とても大事になってこようかと思います。それで、公民館でも余りかた苦しい主権者教育講座みたいなのではなく、例えば先人に学ぶというぐらいにして、先人の思想や行動、業績などを勉強を通して、そっから主権者とは何かを学ぶ、そんな何か楽しみながら学ぶ講座、そんな計画をしていくことができなんでしょうか。

もう一つ、学校のほうですが中学校なんかも社会科の中で、歴史についてとか選挙の意義とかいうようなこともやってきているというご答弁でございました。やはり体験をするということが大事であるという答弁だったかと思います。やはり、高校になったからすぐするのではなく、やっぱり小さいうちから、小学校のうちからそういう意識づけをしていくことがとても大事、楽しみながら授業をしていく。例えばですが、授業の中に模擬投票のような形で、模擬投票というてもすぐ投票するというようなことでなく、

いろいろなさまざまな実践方法があると思います。例えば、小学校であったら今論争になっているような時事問題を学習に取り入れる。例えば、具体的には今、原発、小学校低学年だったら難しいかもわかりませんが、再稼働問題や沖縄の米軍基地問題などをテーマに挙げて、その背景などについての資料から学んだ上で、児童たちに議論する機会を与える。そうすることで、断片的な知識のほかに合意形成の基礎となるコミュニケーション力などを養うこともできると思います。何もそのことを後、多数決をとらなくてもいいと思います。児童がどのような判断をするのか、一人一人が根拠を持って考え、説明する力をつけ、多様な声が響き合う授業ができればいいのではないかと思います。先日でしたか、プレゼンテーション能力をすごく高めてそういう大会、これなんかもそれと同じような効果があるのではないかと思います、その辺でご見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 依光議員のご質問にお答えします。

生涯学習といいますか、そちらのほうにつきましては先ほど1回目でお答えしましたとおり、今後、研究、検討していきたいと思います。

また、それから高校生とかの学習ですが、これは今週の新聞にもちょっと載っていたと思いますが、文部科学省が高校生に政治や選挙の仕組みを教える副教材の概要をまとめたということです。授業では、討論や模擬選挙などを取り込むことを通して、政治意識を高めることが狙いというふうな副教材を取りまとめたと、高校教育は香美市の教育委員会の所管ではないですのでそういったことに基づいて行われると思いますが、今後、小中学生向けの副教材も作成されるということです。この副教材ができましたら、これに沿ってまた小中学生のほうも取り組んでいきたいと思いますので、そういったことでよろしく願います。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 次の質問に移ります。

次の子ども議会などについての点ですが、子どもたちいきなり、あなたたちは社会の一員になりましたよと言われても、子どもたちはすぐに自覚ができないと思います。自分たちが社会とどのようにつながっているのか、お互いに生かし生かされる存在である、選挙がなぜ必要かということがわかる教育をしないで、いきなり18歳になったから投票へ行きなさいといっても無理があると思います。先ほど小学校、中学校で選挙の意義を教えているということを言われました。そういうことがとっても大事、このことが全体へ広がっていくことが教育の中でなされていくべきではないかと思います。

子どもたちに社会に参加し、みずから考え、みずから判断することを身につける能力を高め、政治を身近に感じてもらえるためには、高校生や大学生を対象にした本会議場での子ども会議はできないもののでしょうか。これは子ども会議と表現していいものかどうかわかりませんが、高校3年生だけを対象じゃなく、高校1年生あたりから高校生、

大学生を対象にして、本会議場で執行部を前にして香美市へのいろんな疑問点、要望などをぶつけ合う、そんなことができないものでしょうか。

また、模擬選挙や模擬投票についてですが、山田高校では既に今年3月に、先ほども申しましたが、県の選管の協力を得て選挙運動から投開票までの一連の流れを体験する模擬市長選挙が実施されております。新聞報道によると、子育て支援を公約にした候補者の男子生徒は、自分で頭をひねって考えることで、初めて政策の中身の大切さがわかったということです。また、1票を投じた生徒からは、選挙にはかた苦しいイメージがあったけど、案外簡単との声も上がったようです。

このように、実施をすることで体験や調べ学習などを通じて選挙の仕組みや情報を読み解き、自分で考えて選ぶという行為を体験することで実際の選挙結果にも関心を持ってもらい、現実の政治を理解してもらうことができます。学校教育の中で模擬選挙、模擬投票ができないものかあわせてお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、山崎泰広君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎泰広君） それでは、依光議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のありましたように、本年3月11日に山田高校で模擬投票が行われております。現在、県が取り組んでおります将来の有権者育成事業の一環として実施されたものでございますが、この取り組みが今現在では一番有効な施策ではないかというふうに思っております。市の選挙管理委員会といたしましても、県選管とともにこの事業の展開を計画していきたいというふうに思っております。そうすることによって、将来の有権者を対象に、模擬投票の実施や教材資料を提供していくことなどに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 子ども議会に対しての答弁がございませんでしたが。

○議長（石川彰宏君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、山崎泰広君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎泰広君） 子ども議会につきましては、現在のところ具体的な計画というのはございませんが、この有権者育成事業の中で本年、県の選管が高知市のほうで行われた若者と議員の座談会というような取り組みもやっておりますので、計画としてできんことはないと思いますが。何分、小中学校と違いました所管が県教委ということになってきますので、そのあたりについてはすぐに実施するというよりも、働きかけをしながら今後、検討していきたいというふうに思います。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 所管が県のほうであるからということで、また連携をとりながらと、私は香美市の子どもたち、香美市におる若者ですので、ぜひ垣根を越えて取り組み、今回の18歳に年齢が下がることで、さあ、選挙と言うてもなかなか向かないと思うがです。だからここが大きなチャンスである。1年足らずの中でいかに意識を

高めていく、それはやっぱり取り組みにかかってくると思うがです。なかなかそれは大変なこと。だから選管だけでなく、やっぱり教育委員会、学校のほうも協力をし、いろんな関係団体やいろんなところへやっぱり呼びかけてしないと、この管轄がここがしているから、ここは義務教育だから、ここは県の管轄だからとやっていたら、なかなか前へ進まないと思うがです。やはりそこは垣根を越えて、香美市の子どもたち、香美市の若者の意識改革という面で、ぜひもっと積極的に取り組んでもらいたいと思います。

それで、今年合併10周年を記念して、そういう新しい世代となる若者を含めた子ども議会、そんなことも一緒に考えられないものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、山崎泰広君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎泰広君） 働きかけにつきましては、山田高校、高知工科大学とともに今後もしていきたいというふうに考えてはおります。具体的に子ども議会を開催するかどうかにつきましては、現在のところ計画はしておりませんので、それも含めた検討になろうかと思えます。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） ぜひ前向きに検討を進めていただきたいと思えます。やはりこちらから投げかけをしていかないと動かないですので、そこには書記長の意気込みがびんびんと相手に伝わりますので、ぜひ積極的をお願いいたします。

それで、教育委員会のほうですが、私がよう聞き取ってなかったかもわかりませんが、再度、学校教育の中で、小中の中で模擬投票や模擬選挙、そういったものができないものでしょうか。もしするとしたら、どういう形でとかお考えがあればお聞かせをください。

○議長（石川彰宏君） あれ、依光議員、②の質問に戻るのがですか、②の。

○17番（依光美代子君） いやいや、先ほどに今の質問した中で、子ども議会、模擬選挙、模擬投票と言いました。それで、選管の立場と教育委員会でもこんなことをしたらどうかということで質問をしています、②の中で。それで、選挙管理委員会のほうはご答弁いただいたけど、教育委員会のほうは。

○議長（石川彰宏君） もう②の質問は済んでますが、③に移って。

○17番（依光美代子君） ごめんなさい、③です。③の中でそれを言いました。質問しました。

○議長（石川彰宏君） ええ、②にそれは戻るんじゃないですか、質問が。教育委員会の質問は答弁は出てますが。

○17番（依光美代子君） ③の中で子ども議会、模擬選挙、模擬投票などの質問の中で、子ども議会と教育委員会の中で模擬選挙、模擬投票ができないかということであわせてお尋ねしますということで質問をしていましたけど、答弁をいただかなかつたので再度言いました。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 2回目の質問のときにもちよっとお答えしましたが、文部科学省のほうが高校生なんかの副教材をこしらえていますので、今後、小中学生につきましても、そういった副教材をこしらえるということです。その中で模擬投票とか、そういったことも盛り込まれてくると思いますので、それに沿って行いたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 次の質問に移ります。

若い人の政治への意識を高める政治参加をしやすいようにするためにも、若い人から意見を聞き、選挙に親しみを持てるような企画を考え当日の運営などを担ってもらえるような、選挙を推進するための若者サポーターや若者啓発団体の育成が必要ではないかと思いますが、どのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、山崎泰広君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎泰広君） それでは、お答えします。

若いうちから選挙に関心を持ってもらうことは大切なことでもあります。啓発に取り組んでいく若者の団体育成は必要であると考えております。高知工科大学等で出前授業などを実施することにより、県の選挙管理委員会や市の選挙管理委員会とのつながりが出てくることで、学生を中心としたボランティアサークル等ができるような流れが理想だと考えられます。まずは現在取り組んでいる出前授業を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 現在考えている出前授業、工科大へということをお答えください。今、何らかのアクションを起こしておりますか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、山崎泰広君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎泰広君） これはまだ直接交渉には行っておりませんが、選挙管理委員会内で議論をし、取り組んでいくということは確認しております。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

災害時における女性の防災力向上についてお尋ねいたします。

8月30日に県下一斉の避難訓練が行われ、香美市では自主防災組織による初期消火や炊き出しなどの訓練に75組織、2,325名が参加をしました。今回は雨の中での訓練で高齢者の多い地域では大変でしたが、災害時が晴天とは限りませんので貴重な体験ができました。地域では、川が増水し橋が通れなくなったらどうするかや、足の悪い人を雨の中どのようにして避難をさすかなどと、雨のときの対策について話がはずみま

した。災害時には男女がともに助け合い、日ごろから地域の支え合いが必要です。

しかし、特に支援を必要とする弱者、子どもや障害者、高齢者、女性に対する対応は男性では理解できにくいことが多くあり、女性でないとできない対応もあります。特に、避難所運営に関しては女性の視点が重要であります。現状の自主防災組織では女性が少ないのではないかと危惧されます。いざというときに慌てないように、女性の防災力を育む必要性から順次お尋ねをいたします。

最初に、今回の避難訓練参加者の男女別の人数は何名でしたか、お尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 依光議員のご質問にお答えします。

今回までの避難訓練では、男女別の参加人数につきましては調査していないため把握できておりません。しかしながら、今後の防災に係る施策を推進していく上で、女性の方がどのように地域の防災活動にかかわってくるのか、把握していくことが重要であると考えます。

そこで、次回の訓練から男女別の参加人数を把握することにいたします。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 次の質問に移ります。

本市の自主防災組織は何組織あり、各自主防にはそれぞれの担当役員がいると思います。その中で女性の役員は何名おられますか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

現在、市内では170の自主防災組織が組織されており、組織率は93.6%となっております。この中で、会長、副会長、班長などの女性役員の方は220名となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 220名ということですが、この220名の方は自主防災組織全体の役員さんの数字からいうと、全体で何パーセントぐらいになるのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 全体の人数に対しては0.9%となっております。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 次の質問に移ります。

防災や災害関係時に女性の視点が重要と考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

日ごろからの地域における防災活動や災害発生後の避難所等におきまして、女性の方のきめ細かな目線を生かした支援、活動は大変重要であると考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 支援が重要であると思っておりますので、次の質問に移ります。

女性の防災力を高めるためにも、女性が参加しやすく、いざというときに担い手として力を発揮できる仕組みづくりが必要ではないでしょうか、どのようにお考えでしょうかお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

現在、香美市では多くの女性の方々に自主防災組織に参画していただいておりますが、その中から女性の方の声を拾い上げるような特化した仕組みや組織は確立されておられません。今後は他自治体の活動等の事例を調査、研究し、女性の方の声をより防災活動に生かせるような仕組みづくりの構築に向けて、検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） ぜひ女性の防災力を高めれる仕組みづくりをお願いいたします。やっぱり何かがあったときにはともに助け合うということが大事ですので、これだけ高齢化をしてます、そして、子どもたちのこと、障害者のこと、それにはやはり女性の視点ということが大変重要になってくると思いますので、引き続き研究して前向きに進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

これまでも何回か避難勧告が出されたことがありましたが、災害時などの対応を考えると、防災対策課に女性職員の配置を考えるべきではないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

防災・減災対策などの施策、計画に女性の視点を反映させることは重要であると考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） そういうことを考えてくださって、職員さんの配置ということで市長はどのようなお考えでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 依光議員のご質問にお答えしたいと思います。

職員の中には女性、男性それぞれ配置をしておるところで、今、女性の視点からこの課題について非常に有効ではないかというお話でございましたので、そのところも十分、今後人事の中に生かすような努力をしまいたいというふうに思います。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） そしたら、3番目の質問に移ります。

マイナンバー制度についてお尋ねをいたします。

改正マイナンバー法が成立し、マイナンバー制度が始まります。10月より住民一人一人に12桁の個人番号、マイナンバーを記載した通知カードが各世帯に送付されます。そのマイナンバーの利用は来年1月より開始されます。この制度について、9月号広報には、この制度の用途や導入の流れ、通知カードの申請の仕方などについて、また、来月号には、個人番号カードの詳細について引き続き掲載予定で、住民への周知を図っていることはよく理解をしております。

行政は、この制度導入による効果を行政の効率化や利便性の向上を挙げております。しかし、住民にとって、5月に発生した年金機構の個人情報の漏えい問題のずさんな危機対応にはまだまだ問題が残っており、不安がいっぱいです。その後、国からも個人情報の管理や漏えいに対し厳しい指摘もされておりますが、住民は自分の個人情報が外部に漏れるのではないかと、また、他人のマイナンバーで成り済ましが起きるのではないかと懸念をしております。マイナンバーを安心・安全に利用するためにも、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置が必要と考えられます。私たちの個人情報が本当に守られるのか、本市の情報漏えい対策について順次質問をいたします。

最初に、マイナンバー制度の導入に当たって、住民基本台帳ネットワーク、住基ネットや社会保障、税などの情報を管理するシステムの改修が必要となります。その個人情報の漏えいや不正利用などにより個人情報がもし侵害されると、拡散した情報を全て消去、修正することは不可能だと思います。そうならないためにも、事後的対応でなくシステムの改修前にすべきで、個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクの分析などをして、そのリスクを軽減するための措置が必要となります。システム改修前にすべき事前対応の自己点検、特定個人情報保護評価の要請が各自治体へは義務づけられていますが、本市は全て終えておりますか、お尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 依光美代子議員のマイナンバー制度について、システムの改修前に行う自己点検、特定個人情報保護評価は済んでいるかというご質問にお答えいたします。

実施済みでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○ 17 番（依光美代子君） 次の質問に移ります。

情報漏えいに対しての技術的対策はできておりますか。今月号の広報にも一部掲載をされておりましたが、その技術的対策についてお聞かせください。

○ 議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○ 総務課長（山崎泰広君） それでは、情報漏えいの技術的対策はできているかというご質問にお答えいたします。

技術的対策に関しましては、本市のネットワークは現在、住基システムが稼働している基幹系ネットワークとインターネットを介しての外部との通信が可能な情報系ネットワークに分離しているほか、ファイアウォールによって外部からの不正アクセスを防ぐようになっております。

また、システム改修に合わせて、マイナンバーを利用するシステムへアクセスできる職員を限定するとともに、アクセスした記録を管理するようにしており、マイナンバーの利用が始まる平成 28 年 1 月までには完了するように予定しております。

以上です。

○ 議長（石川彰宏君） 17 番、依光美代子君。

○ 17 番（依光美代子君） ファイアウォールを入れることで不正アクセスを防いでいるということです。そのファイアウォールを設置することによって、不正というのが手口が年々巧妙になってくるんですけど、それを一度設定すればずっと可能というのでしょうか。それとも、定期的なチェックをしながら見直していくというものでしょうか。

○ 議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○ 総務課長（山崎泰広君） 定期的に点検をする必要があると考えております。

○ 議長（石川彰宏君） 17 番、依光美代子君。

○ 17 番（依光美代子君） 次の質問に移ります。

サイバー攻撃や人的ミスによる情報漏えいを防ぎ切れないのではないかと心配をします。情報が流出したときの危機対応などで、情報漏えいの危険性を評価する具体的なガイドラインが必要と考えますが、本市ではできておりますか。

○ 議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○ 総務課長（山崎泰広君） それでは、お答えします。

情報漏えいの危険性を評価する具体的なガイドラインは、特定個人情報保護委員会の特定個人情報保護評価書による評価と総務省が出している地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドラインがそれに当たります。

○ 議長（石川彰宏君） 17 番、依光美代子君。

○ 17 番（依光美代子君） その 2 つで対応すると、本市独自でそれにつけ加えるとか、そういうものはありませんでしょうか。

○ 議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○ 総務課長（山崎泰広君） 特に本市独自のものは考えておりません（後日、「情報

セキュリティポリシーがありますが、見直しが必要です」と訂正あり）。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） その情報漏えいの危険性ということですが、ルールをきちっと、その危険性の評価に従って運用をされていくけれど、それが職場内で徹底しなければ効果が望めないと思います。職員の徹底は専属の職員さんを配置するということと言われました。定期的に点検をしていかなければならないということですが、ルールの徹底をお一人だけじゃないですよ職員さんが、どういうふうにしているのか。また、何かが発生したときにすぐ対応できる職員がいるのか。もしくは専門家に相談できるような仕組みになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） システムを扱う各課において、限定された職員で対応するというところでございます。

それから、ご指摘のような危険性とか専門性があることに関しましては、現在、技術的な委託をしておる会社がございます。こちらのほうに相談をして対応を検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 次の質問に移ります。

個人情報の安心・安全を確保するためにも、保護評価を点検する委員会、もしくはチェック体制というようなものが必要となるのではないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、お答えします。

特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針に基づき実施することになっております。全項目評価を実施する際には、第三者点検を受ける必要がありますので、保護評価を点検する委員会として香美市個人情報保護審査会の意見を聞くようにするため、個人情報保護条例の改正案を今議会に提案しているところでございます。以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） そしたら、香美市個人情報保護審査会でやっていくということで、そのチェックっていうのは定期的に行う、それとも、何かが発生したときに審査会を開きチェックをするものでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） この特定個人情報保護委員会の評価につきましては、先ほども申し述べましたが全項目評価を実施する、これは保有する特定個人情報の件数がふえてきた場合に、この評価が必要となります。そのときにこの香美市個人情報保護審査会の意見を聞くような形になろうかと思っております。

以上です。

- 議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。
- 17番（依光美代子君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。
- 議長（石川彰宏君） 依光美代子君の質問が終わりました。

次に、19番、島岡信彦君。

- 議長（石川彰宏君） 19番、島岡信彦君。
- 19番（島岡信彦君） 19番、島岡信彦、自由クラブ、通告に従いまして総括方式にて一般質問をいたします。

香美市においては、大規模災害時における取り組みとして、公共施設の耐震化や自主防災組織設立100%に向けた取り組みを実施している中で、香美市消防庁舎が建設されたことは大規模災害時における拠点ができ、市民も心強く感じていると考えるが、一方で、本年6月、高知県危機管理部消防政策課から示された高知県地震火災対策指針において、地震火災対策を重点的に推進する地区として、西本町1丁目から5丁目、東本町1丁目から5丁目、百石町1丁目、旭町5丁目がこれに含まれているが、これについては住宅密集地であることや、道路の道幅が狭いことといった点からも、私だけではなく住民の方々も不安を感じられておられることだと考えるが、防災対策課としての取り組みはどうか。

また、消防車両等の通行が困難な状況も想定されると考えるが、消防本部としての取り組みはどうかでございます。1回目。

- 議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。
- 防災対策課長（岡本博章君） 島岡議員のご質問にお答えします。なお、利根議員への答弁と重複する内容があることのご了承をお願いします。

議員ご質問のとおり、平成27年6月18日に高知県地震火災対策指針が策定されたことに伴い、土佐山田町内で木造住宅が密集しており地震による火災発生時に安全に避難することが困難となる可能性がある地区が、地震火災対策を重点的に推進する地区に指定されました。香美市では、8月22日に地震火災対策計画説明会を開催し、対象地区の自治会長及び自主防災会長に対して、高知県と香美市から地震火災についての説明を実施いたしました。

今後の取り組みとしましては、本年度は県が作成するリーフレットを対象地区全世帯に配布し、来年度には対象地区住民へのアンケート、自治会及び自主防災組織代表者によるワークショップを行い、平成28年度までに地震火災対策計画を策定する予定です。この計画は地域住民の方と香美市が一体となって策定するものであり、アンケートやワークショップでいただいたご意見を的確に反映し、地域の防災・減災の強化を図るものであります。なお、事業の実施については高知県と連携し、県補助事業を活用していく予定であります。

以上です。

- 議長（石川彰宏君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 島岡信彦議員さんの消防本部としての取り組みというご質問にお答えをいたします。

現時点では、具体的な検討までには至っておりません。先ほど防災対策課長が申し上げましたとおり、来年度に策定予定の香美市地震火災対策計画の中で、消防本部を含む香美市の具体的な取り組みについてお示しをすることになると思いますので、常備及び非常備消防の充実強化や消防施設の整備といった部分について、防災対策課や消防団と連携、協議を行いながら、効果的で実現可能な対策を検討していきたいと考えております。

私見となりますけれども、消防本部が取り組むべき対策としましては、消防屯所等の消防施設の耐震化、耐震性防火水槽の整備、非常用車両や小型動力ポンプの追加配備等、消防用資機材の充実、消防団員の確保に向けた取り組み、地震火災を想定した具体的な消防活動計画の作成や訓練の実施などが想定されます。特に重点推進地区につきましては、用地の確保といった課題もありますけれども、耐震性防火水槽の整備や具体的な消防活動計画の作成などが重要と考えます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 19番、島岡信彦君。

○19番（島岡信彦君） 2回目。大分同僚議員と重複する点があって、防災対策課長ありがとうございます。

リーフレットというのはこれということで（資料を示しながら説明）、全戸へ、地域へ向けのがはこれ。いや構いません、後でも。全戸というのは対象地域へ全部配布すると言われました。これだとは思いますが、違いますか。

（防災対策課長、岡本博章君、自席から「ちょっと違います」と発言する）

○19番（島岡信彦君） ワークショップ形式で自分たちの地域の現状について話し合うて計画書をつくられるということでありますが、まとめたのを平成28年に計画書が策定できるということでありますが、全市的にこれは大事に使えるようなものであると、全市的に啓発することが重要でありますが、そんなリーフレット等につくられるのかということと。また、自主防災組織でワークショップを開かれるということの中で、やっぱり消防本部との連携が必要であると考えますが、そのときにワークショップ時に消防署員らがアドバイザーとして参加することとかいうことは考えていないのかということと。

あと消防本部で消防長のほうからまだ計画書ができていないということで、今後そしたら、これと防災対策課と計画をともにするというのでえいでしょうか。別建てで、非常備と消防本部で計画書を策定するというのでえいのか。

それと、あと僕うんと気になることは、やっぱり水利の確保といった点からも、この地域では積極的な耐震性防火水槽の設置がうんと重要になってくると考えます。それで、公共施設である山田小学校のプールとか鏡野中学校のプール、あそこのグラウンドへの

駐車場付近とか防火水槽の計画はないのか。今後、計画では鏡野中のプールは今度上のほうへ武道館と一緒に建てられるということで、できたときには最後あそこを壊すということになります。そういうときの場合の防火水槽の設置とかも積極的に推進する必要があると考えますが、その点について。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） まず、策定した計画が全戸に対処できるかということにつきましては、まず、この地域で計画を立てた内容等について、今後その他の今回指定されていない地域についても、それを参考に運用できるとは考えております。

それと、ワークショップにおける会につきましては、県の職員、市の職員、消防本部の職員が参加して、その中で意見等を聞きまして、またこちらのほうからも提案するような形になると思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 休憩いたします。

（午後 3時08分 休憩）

（午後 3時08分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 島岡議員の防災対策課と連携して対策をしていくのか、また、消防本部独自でやっていくかというご質問に対してお答えをいたします。

重点推進地区の対策につきましては、当然、防災対策課と連携をして市としての取り組みを示すことになろうかと思っております。また、一般的な地震火災対策としましては、当然、消防本部のほうでも取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

次に、鏡野中学校のプールの撤去に伴う防火水槽の設置につきましては、本年度、計画をしておりましたけれども、国の補助枠の配分がなかったことから、引き続き要望していくということで早期の設置を考えております。

また、重点推進地区の防火水槽の設置につきましては、市街地の用地の確保に大変苦慮しておるところでございますので、現在、山田小学校の正門に防火水槽がありますけれども、事情が許せば、例えばグラウンドにも追加して設置をすとかといったことも、今後検討していかなければならないというふうに考えております。また、そういった適当な場所がないようであれば、民地また事業所の敷地なども、選択肢の一つになってこようかと思っております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 19番、島岡信彦君。

○19番（島岡信彦君） ありがとうございます。質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 島岡信彦君の質問が終わりました。

ただいま生涯学習振興課長（後に「生涯学習振興課長兼少年育成センター所長」と訂

正あり)、久保和昭君から、村田珠美議員に対する一般質問の答弁の一部を訂正したいとの申し出がありました。会議規則第65条の規定により、これを許可することにいたします。異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(石川彰宏君) 異議なしと認めます。

生涯学習振興課長(後に「生涯学習振興課長兼少年育成センター所長」と訂正あり)、久保和昭君。

○生涯学習振興課長兼少年育成センター所長(久保和昭君) 質問順1番、村田議員さんのご質問の答弁内容に誤りがありました。訂正をお願いいたします。

3、子ども達を守る為に地域でできる事というご質問の①です。その中で、子どもは「1件」とご答弁申し上げましたところ、「少年は17件」というふうに訂正をお願いいたします。このことにつきましては、村田議員さんのほうからご指摘がありまして、きょう調査しまして確認したところでございます。

②で、「7月に土佐山田町で1名」とお答えしましたところ、「7月を削除しまして、土佐山田町内で17名」というふうに訂正をお願いいたします。

それと、③の深夜徘徊の理由ということで、答弁を「家庭不和」と答えましたところ、「家庭不和と夏祭り後の夜遊びということで、コンビニと路上で補導された」という答弁に変更させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長(石川彰宏君) 訂正することに対し、異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(石川彰宏君) 異議なしと認めます。

ただいま、「生涯学習振興課長」と申しましたが、訂正いたします。「生涯学習振興課長兼少年育成センター所長」でございます。訂正いたします。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(石川彰宏君) 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会にすることに決定しました。本日の会議はこれで延会します。

次の本会議は9月10日午前9時から開会します。

(午後 3時14分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 7 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 7 年 9 月 1 0 日 木曜日

平成27年第3回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成27年9月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月10日木曜日（会期第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	山 本 芳 男
8番	小 松 紀 夫	19番	島 岡 信 彦
9番	爲 近 初 男	20番	石 川 彰 宏
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	西 本 恭 久
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
ま ち づ け 推 進 課 長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	野 島 惠 一
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健 康 介 護 支 援 課 長	中 山 繁 美	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
税 務 課 長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教 育 振 興 課 長	前 田 哲 夫
教 育 次 長	小 松 美 公	生 涯 学 習 振 興 課 長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里

議会事務局書記 野口 恵子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成27年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第4号)

平成27年9月10日(木) 午前9時開議

日程第1 一般質問

① 14番 大岸 眞弓

会議録署名議員

11番、門脇二三夫君、12番、山崎晃子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

ただいま、総務課長、山崎泰広君から、昨日の依光美代子議員の一般質問に対する答弁の一部を訂正したいとの申し出がありました。会議規則第65条の規定により、これを許可することにいたします。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） おはようございます。

昨日、依光美代子議員へのマイナンバー制度についての答弁のうち、市独自のガイドラインはありませんかの質問に対しまして、「考えておりません」と答えましたが、正しくは、「情報セキュリティポリシーがありますが、見直しが必要です。」ですので訂正願います。

○議長（石川彰宏君） ただいまの申し出がありましたように訂正したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、ただいまの総務課長、山崎泰広君の申し出のとおり訂正することにいたします。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 改めまして、皆さんおはようございます。一般質問最後の日程となりました。14番、大岸眞弓でございます。私は住民こそ主人公の立場で一般質問を一問一答方式で行います。

済みませんが、通告書の字句の削除を2カ所お願いしたいので、今から申します。

一番最初の質問の核兵器の廃絶のためにという質問ですが、その①、8月9日の長崎市主催の平和祈念式典とありますのは平和式典ですので、「祈念」を削除してください。そして、14ページの2、安保関連法案につきましても、①のところで平和祈念式典と1行目にありますので、その「祈念」を削除してください。

それでは、質問に入ります。

まず、核兵器廃絶のためにということでお伺いをいたします。

今年是被爆70年の節目の年です。4月にニューヨークの国連本部で5年に一度の核不拡散条約、NPT再検討会議が開かれました。この会議には、日本から被爆者を初め大勢の代表が参加をし、また、香美市からも参加をしておりました。会議では、核兵器禁止条約の制定や中東非核地帯構想が話し合われましたが、核保有大国であるアメリカやロシアが反発し、最終合意文書を採択できないまま閉幕したということです。こうした核保有国の抑止力の論理や、一方で唯一の被爆国として核兵器廃絶を訴えながら、ア

アメリカの核の傘に依存し核兵器禁止条約に合意しない日本の姿勢も、核兵器廃絶を妨げていると指摘をされました。

地球上には、1万6,300発の核兵器が存在をしております。スクリーンをごらんいただきたいのですが（スクリーンを示しながら説明）、少し色がわかりにくいのですが、このようにこれがアメリカです。アメリカは7,315発の核兵器、そして、これがロシアです。ロシアが8,000発の核兵器を有してありまして、全体の90%を占めております。こうした核保有国が、NPTや国連で核兵器の削減に努力をすると繰り返しておりますけれども、世界の核兵器の数は2010年のNPT会議以降ほとんど減っておらず、即時発射体制に置かれている核弾頭の数も1,800発に上っているとのことで、緊張が高まっております。

近年、核兵器の小型化やテロ組織への核拡散なども懸念され、国際社会は今年のNPT再検討会議で最終合意文書が採択できなかったことをこぞって憂慮しております。その一方で、国の内外で被爆者が訴え続けてきた核兵器の非人道性の主張が今、国連でもNPT再検討会議でも注目されています。核兵器廃絶の問題は、国家の安全保障の問題としてではなく、人類の安全保障、地球の持続性の問題と考えるべきではないでしょうか。以上を述べまして質問をいたします。

①です。

8月9日の長崎市主催の平和式典で田上富久市長は、NPT加盟国の首脳に核兵器禁止条約など法的枠組みを議論する努力を続けることを訴えるとともに、日本政府に対しまして、国の安全保障は核抑止力に頼らない方法を検討してください。北東アジア非核兵器地帯の設立によってそれは可能です。未来を見据え、核の傘から非核の傘への転換についてぜひ検討してくださいと訴えました。法光院市長はこの長崎平和宣言に共感されますか、お尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） おはようございます。大岸議員の核兵器廃絶に関する質問についてお答えをしたいと思います。

長崎平和宣言は、被爆地長崎から発せられた宣言でございまして、非核の傘を政府に願いとして慎ましく求めているわけでございますけれども、そこに秘められた決意は大変大きいものがあると、被爆から70年を迎える国民の一人として重く受けとめております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 市長からは重く受けとめるとのご答弁をいただきました。

1階のロビーで8月に原爆のポスター展をやっておりまして、そこに掲げられました市長のメッセージも私は読ませていただきました。そして、市民一人一人がやはり核兵器廃絶の問題は考えていかななくてはならないと思うのですが、今、世界の会議の場でも、それから、長崎市長の言われました核抑止力論、これを乗り越えるということが非常に

大事になってきているのではないかと思います。国連の軍縮問題の担当者、アンゲラ・ケイン代表が、世界の大多数の国が核兵器のない世界という目標を受け入れたのに、なぜ核兵器の禁止ができないか。このことについて、その最大の障害は政治的意思の欠如であると述べています。核の傘のもとにいる限りは核保有を肯定することになってしまいます。政治判断として、核抑止力論は乗り越えるべきものと思いますが、再度見解をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 核兵器に関しましては、今、議員からは1万6,000発の核兵器が世界にあって、これを縮小することが進まないということのお話がありました。1980年の冷戦構造の時代には7万発という核兵器があったわけでありますので、人類の知恵としては私は前進をしていく、必ず核兵器のない世界へ近づいていく、その努力はなされるべきものだというふうに思いますし、されるというふうに確信をいたしております。

今、議員は核兵器に関して核抑止力ということ、安全保障の立場からの核兵器で、なかなかこれがなくなる原因になっているということでもありますけれども、やはり人道的な立場から今後はお話がされていくものというふうに思っておりますので、来年には広島で外相会議が開かれると、これは大変意義のあることだというふうに思っております。日本もそうした面で核の抑止に大きな役割を果たしていくものと期待をいたしております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 7万発あったものが現在1万6,300発になってくると、これをやはりこういうふうに減らしてきたのは、世界中の市民の力が大変大きかったということが今国連でも、特に日本から参加をします被爆者の訴えに大変訴える力があって、世界の人たちの共感を呼んで、次々といろいろな条約の枠組みをつくって、核兵器の廃絶に向けて粘り強い運動が続けられております。

その一方で、これは今ごらんいただきましたように、アメリカとロシアの大国の核兵器の圧倒的な多い数ですが、これはやはり抑止力論の果てにといいますか、そういう競争をやってきた結果ではないかというふうに私は感じました。こういうふうに多いと、やっぱりよそが持っているからうちもということになっていきますと、次々と核兵器を持つことをやってしまうわけですが、それがいかに危険かということでもう一度申し上げたいと思うのですが。

核兵器のこういう保有が使用の危険と隣り合わせであるということを示すのに、昨年4月のNPTの再検討会議の準備会で米国、ロシアの両国が提出した公式文書、公式見解として、米国は、自国と同盟国、パートナー国の死活的利益を防衛するための極限状況においてのみ核兵器の使用を検討するとし、ロシアも、ロシアに対して通常兵器による侵略が行われ、国家の存亡が脅威にさらされたときに核兵器を使用する権利を保有す

ると、留保すると、こういう発言をしているわけですが。これはやはり抑止力をもって威嚇をしておるといふふうに私はとれると思うんですが。

抑止力論というのはこういうふうになっていって、緊張が高まってといふふうになっていくので、その危険性を私はもう非常に心配もし、世界の人々が心配しています。市長がおっしゃったように、だんだんと人道上の見地から核兵器の廃絶は進んでいくものと思いますが、今年の最終合意文書が決裂したということで、ちょっと暗礁に乗り上げている感じです。それでやはり、市民の一人一人もこういうことで、核兵器の廃絶をいろんな方面から点検をして訴えていかなければならないと思って、この質問を取り上げたところでは、

②の質問に移ります。

先ほどスクリーンを見ていただきましたけれども、核兵器保有国と非核兵器地帯を世界地図であらわすとこのような分布になります。少し見えにくいですが、この核兵器保有国、このあたりはピンクで、この資料に使用したものにあり、ちょっと反射ですが、それで、このグリーンの地帯が非核兵器地帯ということです。モンゴルがこのロシアと中国と北朝鮮の間に挟まれてはおりますが、モンゴルは1国で非核地帯宣言を宣言し、2000年に国連総会で承認をされています。私たちの目指すのは、このグリーンのところを時間がかかっても乗り越えてふやしていくといふふうなことになるかと思うんですが。これが今、市長もおっしゃったように大変粘り強くいくだろうということになんですが。この今の非核地帯の条約ですが、ラテンアメリカ・カリブ海諸国、非核兵器地帯、これが1986年に発行、そして、これには中南米・カリブ海の33の全てが参加する。それから、南太平洋非核地帯、それから、東南アジア非核兵器地帯、アジアにですね、それから、アフリカ非核兵器地帯、中央アジア非核兵器地帯、こういうふうな形でどんどんとふえていっております。

長崎の田上市長の平和宣言は、北東アジアにもこれをつくろうじゃないかという訴えだったわけでございます。NPT核不拡散条約や国連では、このような核軍縮のための法的枠組みや条約、決議等が提案されますが、これぐらいでちょっと見えにくいですが（スクリーンを示しながら説明）、これは核兵器廃絶に向けての各国のいろんな条約の提案です。一番上が見えにくいのでちょっと読みますが、核兵器禁止条約に至る交渉開始、これはマレーシアの国々が提案をいたしまして、賛成が134、反対が23、そして、棄権が23。次のハイレベル会合の後追い、賛成が139、反対が24、そして、棄権が19と。それから、核兵器のない世界へ、それから、日本が提案しました、核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動、その他オーストリアとかが提案したものもありますが。残念ながら唯一の被爆国の日本が一番上から2つ目、一番上と2つ目の核兵器禁止条約に至る交渉開始、それから、ハイレベル会合の後追い、これを棄権をしているわけです。核保有大国がやはりこのように賛同をしてないと、または棄権。ですから、中国もこのように日本が提案したものにも棄権をしていると、こういうふうになっておりま

す。一つ一つをこうして積み上げていってこれまでの運動があって、さっき言いましたグリーンで囲まれたところが広がっております。もうこれを地道に今やるしかないと思いますが、日本の棄権とかいうふうな態度は国際的にもいぶかしがられております。

そこでお聞きいたしますが、平和首長会議に加盟をする市長として、こうした決議等に賛同するよう政府に強く求めるべきではないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 日本政府の行動についてのご意見でございますけれども、ご承知のように、今回の長崎におけます平和式典におきまして、安倍首相は非核三原則を堅持しつつ、核兵器のない世界の実現に向けて、国際社会の核軍縮の取り組みを主導していく決意を新たにすると明確に述べられております。今ご案内のありました69回の国連での総会では日本の棄権ということがあって、こうした行動、態度が世界の核兵器をなくしていく行動にネガティブな態度として映っておるということで、ご批判をされておるわけでありましてけれども。日本につきましては、先ほどもお話ししましたように、G7の外相会議が長崎で開かれると、これは言いましたように、今後、核抑止の話ではなくて人道的な方向で話を進めていこうということが今注目をされているわけでありまして、長崎、広島に来ていただいて、世界のリーダーがその状況をつぶさに見ていく、そして、その悲惨さをしっかりと目に焼きつけていただくということは、これから非常に大事な切り口になっていくのではないかなというふうに思っております。

そういう点で、日本の政府が主導されることは非常に大事なことだと思いますし、また、69回の国連ではそうでありましたけれども、日本の提案は170カ国の賛成を得ておるわけでありまして、本年の秋におきましても、国連総会において新たな核兵器廃絶の決議案を出すということも明言をしておるわけでありまして、日本政府の行動というものについては、必ずや確実に核兵器をなくす方向での行動をとられるというふうに期待をいたすところでございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） これは今回NPTの再検討会議に日本の代表団が持って行きました署名が633万余りあったそうで、これが世界の人々に非常に訴える力がありました。やはりその非核兵器、核をなくすことを世界中の人々が願っているわけですので、そうした方々と手をつないで、こうした積極的な決議の提案などにも日本はやはり賛成をする、こういう立場をとっていただきたいと思います、市長は明言を避けられましたけれども。そして、核のタブーが続いているうちに核兵器廃絶が実現できるように、私たちも地方の片隅で頑張っていきたいと考えまして、次の質問に移ります。

次に、安保関連法案の質問に移ります。

安全保障関連法案、以下、安保法案というのでお聞きいたします。

長崎市の先ほど紹介しました平和式典で田上市長は、安保法案につきましてこうも触れました。一部分を紹介します。「現在、国会では、国の安全保障のあり方を決める法

案の審議が行われています。70年前に心に刻んだ誓いが、日本国憲法の平和の理念が、いま揺らいでいるのではないかという不安と懸念が広がっています。政府と国会には、この不安と懸念に耳を傾け、英知を結集し、慎重で真摯な審議を行うことを求めます。」と述べました。

そこで、お尋ねします。

これは被爆地の市長として被爆者の思いを代弁した言葉だと感じますが、市長はこの宣言にどのような見解を持たれるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） それでは、安保関連法案についてのお尋ねにお答えをしたというふうに思います。

議員から宣言に関しての市長の見解ということでございますが、議員からは憲法における平和理念が揺らいでいるということに危惧されたご発言だったというふうに思うわけでありましてけれども、宣言それ自体は憲法における平和理念が揺らいでいるとまではいっていないところでございますけれども、戦争の記憶が、被爆の問題も含めて社会から急速に失われていることについて危惧を示されている。そして、若い世代に平和のイメージーションを高めてもらいたいと、そのことで国境を越えて新しい関係を築くことを期待している。人類の賢明な未来を展望するというものでないか、そういう趣旨だというふうに私は理解をいたしておるところでございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） ここに平和宣言の切り抜いたもの、趣旨でありますけれども持っておりますが、今私が読み上げました部分は、これから新聞記事にありましたものを引用したものでございますが、「日本国憲法の平和の理念がいま揺らいでいるのではないかという不安と懸念が広がっています。政府と国会には、この不安と懸念の声に耳を傾け、英知を結集し、慎重で真摯な審議を行なうことを求めます。」そして、世界各国の方々に長崎に来てくださいというふうに確かに訴えておるものと思っておりますが、再度そのあたり、市長はそのように捉えられましたか。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 長崎市長は、日本国憲法の平和理念というのは、前の戦争、あるいは被爆のこのつらい厳しい経験と戦争に対する反省の中から生まれてきたものだと、理念というものは。その理念が戦後経過をして、風化をして社会から戦争のことを話す人が少なくなってきたら、こういうことを大変心配をしておられる。じゃあ、それをやっていける人たちは新しく生まれてくるのかということ、やはり新しい平和に対するイメージーションを高めていく必要があるというふうに言われていると、そのことが受け取り方によっては、平和の理念が揺らいでいるからこういう発信をしたんじゃないかというふうに受け取れる場合もあるかと思いますが、私は平和の理念が崩れているとか揺らいだということではなくて、危惧しているのはその風化の問題だと

いうふうに思っております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 市長の見解でございますのでお聞きをいたしました。

それでは、次の質問に移ります。②です。

法案の審議が参議院に移っておりますが、政府の答弁がたびたび迷走して、今月2日までに審議が86回中断したと報じられております。この中断した回数は95回までふえていると思うのですが、異常な事態ではないでしょうか。加えて自衛隊の統合幕僚長ら制服組が、本法案が与党間協議すら行われていない段階で、閣議決定の前の段階でもありましたが、その法案の具体的な中身について米軍と協議していたことが明らかになるなど、シビリアンコントロールが崩れてきています。審議を重ねても法案の核心部分になると、答弁がぶれて審議が中断したり発言の撤回があったり、全く良識の府、あるいは参議院というのは、衆議院の行き過ぎを抑制したりする役割も期待され、再考の府とも呼ばれているらしいのですが、それにふさわしくない審議状況だと言わなければなりません。

そこでお尋ねします。

法案を丁寧に説明しているかとの問いに、説明していると思わないと答える人がいまだに8割を超し、法案に反対する世論は日に日に強まり広がっております。こうした状況で採決をすべきではないと考えますが、いかがでしょうか、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） まず初めに、この法案は大変重要な法案であります。したがって、国民の理解を得ることが何よりも大切だというふうに思います。そのためには国会が徹底した審議を尽くし切ることが大事だと思います。

丁寧に説明しているかどうかということについては、答弁者のほうからは丁寧に説明をしているつもりであっても、さまざまな今お話があったようなことが出てくる中で、結果的に説明が十分でないというふうに受けとめられているんじゃないかと思えますけれども、いずれにしても、それら全部含めて徹底していただきたいというのが、今の国民の大半の方々の考え方だろうというふうに私は理解しております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 徹底した審議を尽くすべきとのお見解をお示しいただきました。

次に、③に移ります。

政府のこれまで法案が必要としてきた根拠が崩れてきています。例えば、首相が幼い子どもと母親が描かれたパネルを使って、海外で紛争が発生し、そこから逃げようとする日本人を輸送するアメリカの艦船を自衛隊は守れない、それでいいのかと、集団的自衛権の行使必要論を記者会見で述べました。これに関しましては、アメリカの艦船に日

本の民間人が乗るといふ想定そのものも疑問視をされておりましたけれども、参議院の質疑で防衛大臣が、日本人がアメリカの艦船に乗っているかいないかは、集団的自衛権行使の絶対的な要件ではないと答弁して、首相の説明を覆しました。また、ホルムズ海峡の機雷掃海も、集団的自衛権行使の具体的な事例として出されましたが、現実にはイランと米国、中国、ロシア、イギリス、フランス、ドイツ6カ国の協議が最終合意に達しまして、現在、機雷の敷設はあり得ないとイランの駐日大使が語っています。周辺国の脅威論につきましては、岸田外務大臣が、我が国は中国を脅威とみなしていないと5日の参議院安保法制特別委員会で答弁されましたように、政府の答弁や説明は具体的になればなるほど矛盾をしてくれています。それでも与党は、多くの国民が反対する法案を参議院で成立させるとの見解を示しておりますが、元最高裁の長官の山口氏までもがメディアに登場し、集団的自衛権の行使を認める立法は憲法違反と明言しています。憲法9条の条文に照らしても違憲は明確であり、法案は撤回すべきだと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えをいたします。

撤回をしろといふてそう簡単に撤回するとも私は思えないわけでありましてけれども、そもそもこの法案が我が国の周辺情勢、国土領海をめぐる情勢、無法勢力の台頭、あるいは国際テロ、サイバー攻撃、傍若無人な操業など、昨年の夏にも経験したわけでありまして。こうしたことから、国の守りについて多くの国民の皆さんが心配をしておるわけでありまして、これを国の守りについて具体化をしていくということは、非常に大事なことだと私は思っています。ですから、この法案については、この際、徹底的に議論をしていくべきものだというふうに思っております。その内容が十分不十分、これはしっかりと国会の中でやっていただくことだと思います。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 撤回しろといふても簡単にそんなに撤回するものでもないと思うがということで、審議が足りていないという見解をお示しになりました。先ほど市長も述べました周辺国、あるいは安全保障上の脅威、確かに存在はするわけです。ただ、それが国の安全保障の問題が、じゃあ物理的対応でやっていくのかと今回の政府の案のように、ほかにも方法があるのではないかと、そういう議論もやっぱり国民的に巻き起こしていかないかという私は立場に立ちます。

それで、私が議員になってすぐでしたが、北朝鮮のほうからテポドンが発射されたことがありまして、それも1回や2回ではありませんでした。そのときにもこういう集団的自衛権にというふうな話が出なかったんです。それで、最近では北朝鮮と韓国が準戦時状態に入ったということで大変緊張はしましたけれども、これもほどなく両国間の交渉と譲歩で解除されたことが報道されました。こうやってにらみ合ってきた両国間で話し合いによって譲歩するところは譲歩し、主張するところは主張し合意が成立して、準

戦時状態が解消されております。頭から何をするかわからない、話し合っても無駄な国だというふうになれば、外国交渉などは成立しません。そしてまた、隣国との間ではアメリカ議会も問題視しております首相の歴史認識も問われるでしょう。

述べましたように、国の安全保障の問題は、今政府が打ち出した方針が全てか、それとも、もっとほかにあるのではないかという、この法案に関しましては議論をしてもらいたいですし、これだけ反対の民意が示されているのですから、急いで結論を出すべき問題ではないと思いますが、これに関してはいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 国会に提案をされまして現在審議をされている内容でございますので、撤回する、撤回しないは政府が決めることでありますし、審議は国会がやることでありますし、採決は国会が行うわけですが。ただ、政府も国会も国民のそれぞれ思うところがあって、さまざまな意思表示がされているし行動があるわけがありますので、また、新しい発想や物事が議論がされているわけがありますので、そうしたこともしっかりと注視していただいているものというふうに思います。我々としては、今議論の起こっていることについて、民主国家としての一員としてさまざまな議論を展開をしていくと、このことが国民にも責務があるというふうに思いますので、そういう点でしっかり国民も、国会任せというだけではなく議論を尽くし切るということは大事だというふうに思います。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。

国保の問題です。

平成27年7月に国保運営協議会が開かれております。国保の都道府県化についての説明もあったかと思いますが、会全体の協議の内容、どんなものがあったかという協議がされたのか。また、来年度から国保税の引き上げを言及されておられましたことから、昨年12月の一般質問で私は国保の構造上の問題など指摘しまして、引き上げしない努力をすべきであると申しました。来年度以降の国保税はどうなりますでしょうか。その協議内容と国保税の来年度以降の取り扱いについてお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） それでは、大岸議員の国保運営協議会に協議をされました内容と国保税の引き上げについての見通しについてお答えをいたします。

平成27年7月の国保運営協議会の主な協議の内容は、国保の都道府県化、平成26年度国民健康保険特別会計決算見込み、決算と財政推移の状況及び今後の見込み、データヘルス計画、特定健診、特定保健指導についてでございます。

本市の国保のことについては、平成27年度から保険者支援制度の拡充に約1,700億円の公費が投入されることになったことや、地方単独事業のカット分の補填がされることになったことなどにより、平成29年度末財政調整基金残高が前回の財政シミュ

レーションでは不足となる見込みでしたが、とりあえずその状況からは脱するのではないかという見込み等を事務局から説明をいたしました。その結果、今後の広域化に向けた状況は注視していかなければなりません。来年度以降の国保税については、できるだけ現状維持で当分見合わせてはどうかという意見が出ました。平成28年度の国保税につきましては、住民の方への周知期間等を考慮して、秋ごろまでに運営協議会のご意見をいただくことになっておりましたので、まだ決定ではありませんし、個人的な見解となりますが、この運営協議会の意見どおりになるのではないかと考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） ご答弁をいただきました。

来年度以降の国保税の引き上げについては、事務局からの説明もあり、回避をされるのではないかという見解をお示しになりました。上がらないということによろしいですね。

それで、この全体の協議内容のことで1つお聞きしたいのですが、データヘルス計画、これは以前、医療費が増大している理由についてどういう分析をしているのかという質問をしましたときに、KDBシステムができるのでそれを分析してというふうにおっしゃったかと思うんですが、このデータヘルス計画にはそれが反映をされておりますでしょうか、その2点をお伺いします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えします。

データヘルス計画につきましては、前の議員さんの質問にも出ましたが、義務づけられているのがもう法制化をされておまして、平成27年度にKDBシステムだけではなく、レセプトデータも含めたデータ分析をもとにしたデータヘルス計画ということがつくられることになっております。本市でも平成27年度にこの計画ができることになっておまして、その中には全て含まれる、今の状況の中で含まれる見通しとなっております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。②です。

さっき市民保険課長からのご答弁がありました1,700億円の国からの財政支援の件ですが、医療保険制度改革関連法が5月に成立しまして、自治体への財政支援、さっき言われた1,700億円、これの公費が日本全体でですが投入されます。これは法定減免対象者に応じてその保険者に財政支援が行われるものと思いますが、本市への配分額は示されておりますでしょうか。額についてお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） この1,700億円の公費に係る香美市への配分額については、現在はまだ決定をされておられません。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） まだ額が示されていないといいますと、いつごろになる見込みですか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） この額というのは、保険財政の基盤安定の保険者支援分に入ってくるものと思われまますので、間もなくというか、秋ごろまでにはそういう計算ができるのではないかと考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 法定減免対象者ですので、あらかじめ予測もつくかと思うのですが、また秋ごろということですので待ちたいと思います。

次の質問に移ります。③です。

低所得者向けの保険料軽減措置として、法定減免の拡充が2014年度も行われました。たしかこのときは額が500億円だったと承知していますが、今回の1,700億円はそれに上乗せをされまして、2割軽減も支援の対象に加え、5割、7割軽減の補助率を引き上げるというものです、これは間違いはないかと思いますが。それで、国の言っていることは、低所得者の負担軽減にこれにつながるのではないかと、それが期待されるわけですが。少なくとも、年額約5,000円の1人当たり財政改善効果が見込まれるとのことですが、本市ではどのような予測がつかうのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えします。

平成27年度から投入されます公費約1,700億円といわれる分は、先ほども出ましたが、低所得者を多く抱え財政基盤が脆弱な国保の持つ構造上の問題を改善するために、保険者支援分として投入をされるものです。国の言う1人当たりの年額約5,000円という部分で計算をいたしますと、単純に言いますと約4,000万円程度になるかと思えます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 保険者支援分ということではありますが、これからまた順次聞いてまいります、次の質問に移ります。

2018年度以降は毎年3,400億円が投入されるということですが、これは財政の基盤の安定のためにと言われたんですが、加入者の負担軽減に具体的につなげる意向はありますか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 加入者の負担軽減につなげる意向はということですが、2018年、平成30年度以降は財政運営は県となります。国費投入をされます国のいわゆる約3,400億円分につきましては、県へ歳入をされることとなります。市には国保事業納付金と保険料率が示されることとなります。納付金については、イメージですが、県単位の保険料収納必要額を被保険者数と所得分に案分をして、医療

費分に反映させるというものです。また、同時に県から市町村ごとに保険料率が示されるということになっておりますので、現在の市町村ごとの国保の税率についてはその後に検討するという事になるかと思っております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 保険料率が県のほうから示されて、それに応じて税率などを決めていく。その税率を所得割とか、決めるのは市町村の裁量になるわけですか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） そのとおりです。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 県で一本化されますけれども、保険料の税率は市の一定裁量権があるということでお尋ねをしていきます。

さっき財政基盤の安定のため保険者にとりうふうな市民保険課長のご答弁がありましたが、ただ、私ここに国民健康保険の見直しについて、国と地方の議論の取りまとめという社会保障審議会の医療保険部会の文書を持っておりますが、それによりますと、国と地方との間で協議が続きますして、知事会なども強力に申し入れた部分が一定反映をされておりました、このようになっております。

国保に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充に加え、毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を実施することにより、財政基盤をさらに強化する。これに伴い被保険者の保険料軽減やその伸びの抑制が可能になるとしております。また、平成29年度以降は毎年約1,700億円を投入し、高額医療共同事業の国庫負担が、その一部をこれまで調整交付金で手当てをされてきたものを振りかえる措置を行っているが、本事業に直接の財源手当を課することにより調整交付金を実質的に増額する。あと、自治体の責めによらない要因、例えば精神疾患が多い、子どもの被保険者が多い、非自発的な失業者にかかる保険料負担の軽減とか、これ非自発的なやつは今もやっていますけれども、それが財政支援が強化されると。このような協議の中で行われることにより、この支援金を使って国保税を引き下げる自治体が出てきております。さっき紹介しましたように、被保険者の保険料軽減、あるいは負担増の抑制という文言も、国との協議の中では最終的な取りまとめに入っておりますので、本市においても何らかの負担軽減を検討すべきではないかと思っておりますが、お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えします。

その保険負担軽減という部分、被保険者の負担軽減という部分につきましては、例えば、赤字の団体等につきましては、毎年上げたりとかいうような状況が発生をする、そういう部分を抑える意味では被保険者の負担軽減という言い方にはつながると思っております。うちは基金があるためにまだそういう状況にはなっておりませんが、基金の状況もやっとな国保の今の状況が運営できるかどうかという状況と、うちの市もそういうふうにご

ておりますので、まだ負担軽減として被保険者の保険料を下げる状況には至っていないというふうには考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 国保のさっきおっしゃっていましたが、自治体によっては厳しいところがあってというふうなことを説明されたのですが、そういうところは一般会計から法定外繰り入れをして回しているんです。今回の財政支援をそういう保険料軽減というよりは、一般会計のほうへ振り向けて、なかなか保険料負担の軽減につながらないというところもあると聞いております。そして、3,900億円のこの一般会計からの法定外繰り入れというのは、国ももうそれを想定した予算組みをしているんです。本市は一般会計から法定外繰り入れがあったことは一度もありませんので、こういう財政支援を使って何とかやりくりして、一部分でも保険料負担の軽減を検討すべきではないかと思ひましてこの質問をしておりますが、再度見解をお聞きします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えします。

こういう3,400億円が入ってくる段階で法定外繰り入れはしないという前提のもとにこの3,400億円が組まれていると認識をしております。うちにつきましても、今まで裕福にやってきたかといいますと、やはり財政調整基金がありましたために、一般会計からのそういう補填というのはなくやってきたわけですがけれども、今回も地方単独のカットの分を大きく入れてもらわなければ、平成29年度までも既に赤字になるかならないかという状況が想定をされるような状況でございました。ということも含めまして、国保のこれからの基盤の安定をつくるために、保険料の今、軽減まで及ぶような状況ではないというふうには認識をしております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 先ほども述べましたように、一般会計からの繰り入れはしないということで約束をしたというのですが、政府は国保会計の予算を組むのに3,900億円もちゃんと入っているんです。ですので、これ今一般会計からの繰り入れを全てやめてしまったら、大変なことになる自治体がたくさん出てくると思うのですが、この500億円を去年使いましたときにも、大分の軽減になっております。やはりこういう機会に軽減を検討すべきではないかと思ひます。先ほど基金があるからというふうにおっしゃったんですが、以前、門脇市長がおられたときに申されておるのは、基金というのは国保加入者のものであると、こういうふうにおっしゃってます。ですので、こういうとても大変な状況を少し脱することがこれでできるわけですので、何らかの負担軽減の検討が要るのではないかと思ひますが、再度お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 今の状況の中では、負担軽減につなげていく状況ではないと自分では認識をしておりますし、今後、平成30年度以降に保険料率がどうい

うふうな形で決まってくるかということにも影響してくると思いますが、その時点でもし裕福に基金等がありましたら、そういう部分に使っていくとかいうことは可能だとは思いますが、その状況を見守りたいと現時点では考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。

国保税の中には固定資産税に係る資産割があります。固定資産税は取得した時点で支払い、あとは毎年評価額の一定割合を支払うようになっております。税に税を掛けるというのは問題ではないかというのはかねてから指摘をしたところですが、もう一点、所得割は収入に掛けられますが、固定資産税は売らなければ収入は入ってきません、収入はありませんので出ていくだけです。この資産割のあり方はどうでしょうか。市民の健康保持にかかわる問題だけに、今回の財政支援を使ってこの資産割部分の軽減措置、これも検討できないか、先ほどのご答弁と一緒にいいのかお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えをします。

軽減につながらないかということですが、資産割の軽減につきましては、可能か可能でないかといわれると可能です。しかし、今の状況で国保税を決めるのに3方式、4方式というのがあって、資産割が入る入らないというような決め方がございますが、その決め方でいっても資産割をのければ所得割のほうにはね返ります。4方式をとっております現時点でも資産割を軽減をするということになれば、今の保険料を賄うという考え方でいきますと、軽減分の財源確保をどこでするかということになりますと、所得割を上げるということになってしまいます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 資産割につきましては、固定資産税の計算の仕方が毎年少しずつ上がっていくような仕組みになっているということを知ったのですが。以前、大分前の話ですが、評価額の3割に掛けられていたものを、だんだん国の指導もあって7割にまで上げていくということで、年々上がっているかと思っております。そうした中で、所得割は収入によって決められますが、固定資産税は毎回ふえていっておりますので、何らかの可能性があれば探っていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。⑥です。

介護保険制度には、介護保険料を支払ったら生活保護基準を下回る場合は介護保険料が免除される境界層措置があります。今年5月の参議院厚生労働委員会において、高知市の国保の例を引き、介護保険の境界層措置のような制度を国保にも設けるべきでないかとの議論がありました。また、応益割、特に子どもがふえるほどふえていく均等割は問題で、子育て支援にも逆行するとして制度の見直しを迫っています。厚生労働大臣はそれに対し、自治体とも相談していくと表明し、均等割の軽減についても知事会などの

検討事項に挙がっているとのこと。そして引き続き検討していくと厚生労働省では述べております。

こうした国と地方の協議の場ってまた設けられるのではないかとと思いますが、市としても、県に境界層措置とか均等割軽減について要望をあげるべきではないでしょうか。また、本市独自に均等割軽減については減免の検討ができないかお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えします。

現在、国保税条例第21条におきまして、これは国保税の減免の規定でございますが、低所得者世帯の負担能力を考慮した国保税の減額は実施しておりまして、世帯の所得が生活保護基準を下回るような場合では、均等割、平等割ともに7割が既に軽減をされておりますので、それ以上の軽減については現在のところは考えておりません。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。

今後またこれを質問していきたいと思っております。次の機会に質問していきたいと思っております。

⑦です。

「国保医療費のお知らせ」を皆さんごらんになったかと思うんですが、国保加入者の方は。これがそうですが（資料を示しながら説明）、これが私の夫の名前で送付され続けてきております。夫は今年退職をして家にいるようになったもんですから、自分宛ての郵便だと思ってこれまで2回開封しました。中身は国保加入者である私の4月、5月の医療履歴です。どこの病院に何月何日にかかり、どこの調剤薬局で薬をもらい、その金額、また、入院か外来か別、その日数などが表記されております。このような極めてプライベートな個人情報自分以外の者に送付される。また、仮に私が先にこれを受け取ったとしても、「親展」と書いてありますために夫の断りなしに開封もできない。しかも夫は国保の加入者ではありません。国保の加入者でもないのに、当該課から民法違反すれすれの、違反を招くかもしれない通知がなぜ送られてくるのか。この件に関しましては再三質問に取り上げてきましたが、なかなか改善されません。私どもの世帯のように、世帯主が協会けんぽで家族が国保加入、このような世帯はほかにもあるかと思っております。

そこでお聞きいたします。

この通知にどれくらいの費用を毎年要しているのでしょうか。そしてまた、その効果についてもお聞きをいたします。同時に廃止も含む改善の検討余地がないものかお尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 国保医療費のお知らせに係る経費は、平成26年度実績で圧着はがき作成費用5万8千742円、送付費用、これは国保連合会に委託を

していますので、県下一斉発送のため割引率が高いものが適用されておりますが、送付費用が100万6,385円の合計159万3,809円となっております。ただし、二月に一度年6回の実施をしております、これは県の調整交付金の対象となっておりますために、調整交付金が137万4,000円交付されていることから、実質市の負担は21万9,809円となっております。

医療費のお知らせは、被保険者に医療費の通知をして医療費に対する認識を持ってもらい、健康に対する自覚を高めてもらうことを目的としております。加入者の皆さん一人一人が健康管理を心がけていただくとともに、適正な保険診療を受けていただく契機にはなると考えております。

廃止も含む改善の検討はということでございますが、このお知らせは国保連合会への委託で現在行っておりますが、連合会は県の国保医療費通知実施要領に基づいて実施をしております。市としましては、医療費通知は医療費適正化の取り組みの1つとして実施しているものであり、今のところ通知の廃止については一定効果もあると考えておりますので、廃止については考えておりませんが、通知の内容等改善できるのであれば要望も出していき、検討したいとは考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） そうすると、県の実施要領を変えてもらわなければいけないということですね。今、課長がご答弁になりました、これだけかかっているからということで健康に対する意識を高める、健康保持を自覚していただく、それと適正な請求、不正請求の防止のためということだと思っております。これを受け取ったときに、ふだんから健康志向がずっと高まっておりまして、最近私も健康に気をつけてやっておりますが、それでもやむなく悪かったら病院にかかればならぬのでかかるわけです。それで結構な国保税を払っております。それに、あんたこんなに医療費を使うたよと言われるのかと、逆に医療費抑制効果じゃなくて、それを見て腹が立つというふうな、受け取った者はそういう気がしております。

それから、厳しい国保会計から、今、県から調整交付金が来るので実質の持ち出しが21万9,000円とかというふうにおっしゃったんですが、さっきの受け取った者の気分感情からして、この事業効果がどれくらい見込めるのかと。それからまた、その通知を第三者にして意味があるのでしょうかと思うんです。それよりも、通知に要する予算を何か健康づくりの補助金として使うとか、人間ドックの補助金をふやすとか、医療予防に使うことを提案します。

それから、また通知の仕方については要求をしていくということでありましてけれども、廃止ができなければ、通知書の表の親展の横にでも、誰その医療費分であるというふうなことの表記もできないものか、それはもう国保連合会のほうでやるのでできないのですか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） いろいろな改良に関しましては、各保険者が集まって、国保連合会にそのままでなく、いろんな保険者が集まって協議をしております。その中で、改善できるもの等があれば改善をしていくというようなシステムにもなっております。ただし、先ほど申しました要領のほうを重視をしていくということにはなっております。いろいろ先ほどおっしゃられた部分もございしますが、一応うちのほうも一定効果が、知っていただくという効果、ただ、それを使ってこれぐらい医療費がかかりゆうので、医療を受けないようにとかいう決してそういう思いではございませんので、いろいろな思いがあるということも含めまして承知をいたしました。とりあえず通知について廃止というふうには現在考えておらないということです。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） ほかにも多分こういう方がいらっしゃると思うのですが、自分のプライバシーが守られないというか、そういう気持ちの悪さは課長、認識していただけますでしょうか、その1点だけ。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） いろいろな感情を持たれる方がいらっしゃるということは重々承知をしております。1つ申し抜かりしましたが、どうしてもそういうものを送ってほしくないという方につきましては、一応差しとめはしております。
以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 差しとめる方法もあるということですね。わかりました。
次の最後の質問に移ります。

プレミアム商品券についてお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） ちょっと、大岸眞弓君、⑧は。

○14番（大岸眞弓君） 済みません。失礼しました。⑧の質問につきましては取り下げをいたします。

次の質問に移ります。

プレミアム付商品券についてお聞きいたします。①、同僚議員の質問もありましたが、お聞きをしたいと思います。

8月2回目の販売で、並んだけれど大量に買う人がいて順番が回ってこなかった。何百万円も買った人もいるそうだけど、そんな売り方をなぜするのやろうかというお電話をいただきました。この方は1人の方に大量に販売されたことについて憤慨するお電話でございました。

こういったことで、今回のプレミアム商品券の販売につきまして市のほうに問い合わせや苦情が寄せられているのか、お聞きをします。

また、今回の販売の仕方が適切だったのかお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 大岸委員のプレミアム商品券についてのご質問にお答えいたします。

まず、苦情の電話等でございますけれども、8月10日の一般販売の日に1件の電話をいただきました。内容につきましては、整理券を渡されたところから販売まで余りにも時間がかかりゆうということで、速やかな販売を求めるといふような内容でございました。

あと、後日1件お問い合わせがございました。そちらのほうは、予約販売は行わなかったのかというお問い合わせでしたので、それにつきましては、かくかくしかじかで予約販売は行いましたというふうな返事をさせていただいております。その2件が市に寄せられました苦情でございます。

先ほどの大岸議員のお話にもございましたが、一般の販売日、これは8月10日でございますけれども多くの方が並ばれておまして、受付時に整理券を渡し、土佐山田の本所の場合でございます、順次販売を行ってございましたが、整理券を持って販売場所、これは3階のホールでございますが、そちらのほうに来られた方の整理券の番号が順番になってなかったと。と言いますのは、下で整理券をお渡しするときに、整理券をお渡しするときは幾ら、何セット買うっていうことをそこでもう把握しますので、残りが幾らっていうことも全て把握ができておりますので、もうここで予約になるわけです。その場合は、午後4時までの間でしたらいつでも引きかえに来られて結構ですので、今たくさん並んでおられますのでと言って、よかれと思ってそういう説明をしたところが、3階で実際交換されるところに十分それが伝わってなくて、整理番号順に、券の番号順に対応をしてしまったと、そこは大きな反省点でございます。そこで非常にこう混乱をいたしまして、皆さんにご迷惑をおかけしましたということで、後日、商工会のほうでも内部の会議の中で大きな反省点ということで、今後もしこのような機会があれば、この部分は改善をしてきたいというふうな形で報告をいただいております。

次に、販売方法についてでございますが、村田議員からもご質問いただきまして、私のほうがちょっと抜かっておるところもございましたので、ちょっとここで詳しく説明をさせていただきます。

まず、5月1日の広報、これ広報香美の5月1日号でございますけれども（資料を示しながら説明）、プレミアム付商品券の予約を開始しますよっていうことをこれに入れております。

これと、1日前でございますけれども、皆さんに届いたのは5月1日以降になろうかと思いますが、4月30日に商工会のほうからこのような封筒で（資料を示しながら説明）、タウンプラスチラシということで、全てのポストに郵便局を通じましてプレミアム商品券のお知らせということでお返しをしておるはずで。その中には、こういうふうな（資料を示しながら説明）プレミアムの商品券を販売いたしますよと。中身につき

まして、これ商工会のほうで取り扱いをしますとか、そういうようなさまざまなことを書いておるご案内の部分と、加えまして事業者さん向けにプレミアムの商品券を取り扱いされませんか。これは商工会の会員さんでしたら新たな登録は必要ないんですが、手だけ挙げていただいたらよろしいんですが、取り扱い事業者さんに新しくなられる方がいるかもしれないということで、これもタウンプラス、全てのポストにこれを入れさせていただいて、商工会で把握のできてない事業者さん、また加入されていない事業者さんにも全てに行き渡るような、そういうふうな方法をまずとっております。

次に、皆さんご存じだと思いますが、5月19日の朝刊にこのチラシを（資料を示しながら説明）入れております。これは香美市内で高知新聞で7,260枚、また、中央5紙といたしまして、毎日、読売、朝日、産経、日経の1,160枚についてこのチラシを入れさせていただいて、皆さんにもう間もなく始まりますよということで、こちらの往復はがきに、ぜひここに切手を張って応募してくださいというご案内を差し上げたところでございます。これと同時に、バリューの各店舗であるとか、先ほど村田議員のときもお話ししましたが、香美市の本所、支所とか、それから、商工会、それから、既にもう加盟でやられるというふうな方のところにもチラシを置かせていただくと同時に、このような形で商品券のご案内を差し上げたところでございます。

それで予約販売のほうは順番に販売ができました。四十何%ということで、残り半分以上残ったということで村田議員にもご説明したところでございますけれども、そこで一般販売をしなくてはならないという形で、このチラシでございます（資料を示しながら説明）。これを7月20日と8月9日、販売日は8月10日ですのでその1日前も入れまして、朝刊に新聞の折り込みということで、5月19日に入れさせてもらいました高知新聞、毎日新聞、読売新聞、朝日新聞、日経新聞、産経新聞、それにプラスして、今回一般販売の場合は売れ残りを防ぐために、南国市、香南市さんの近くの、そちらの高知新聞のほうに4,690枚のチラシを入れさせていただいております。

販売方法につきましては、確かに高額な方がおいでたということは事実でございます。そこら辺につきましても検討しました。ただ、村田議員のときにも答弁させていただきましたが、やはり〇〇〇〇〇〇（後に「交通手段を持たない方で」と訂正あり）、どうしても頼みたいという方もおいでたということでもございますので、なかなかそこら辺を販売のときにさばくというわけにはなかなかいきませんので、商工会のほうでは今回の一般販売につきましては、そのような方法をとらせていただいたというふうなことでございます。

先ほどお話ししましたように、一つの大きな反省点ということがございますので、今後このような機会がありましたらそこを生かして、この失敗の部分を改善をしていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 済みません。答弁の訂正をお願いいたします。

先ほど「〇〇〇〇〇〇」と、済みません。「交通手段を持たない方で」ということで、申しわけございません、訂正をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 課長から大変丁寧なご説明をいただきまして、大体経過は承知しました。広報香美、それから、新聞、全部のおうちのポストへのポストインをされて、あらゆる手を尽くして周知はされたということはわかりましたし、大変だったろうなあとというのは思います。ただ、課長もおっしゃったように、2回目の販売の時点でもなぜ予約販売にしなかったかというふうな電話の問い合わせがあるというふうな、もう事ほどさように市民の方は割合見ていない、それは見ていないほうが悪いと言われればそれまでですけど、やっぱりそういうふうに伝わってなかったんです。これだけ手を尽くされていますので、それはそれで仕方のないことかと思えますけれども、それから、また課長からはちょっとした手違いで大量に販売をしてしまったと、それから、また整理券をもらったけど買えない人がいたと、今後の反省点であるというふうに総括をいただきましたのですが、ちょっとこの機会で言ってくれないかという市民の方がおられまして、私は今、課長から聞きましたご答弁も含めてまたお返事をしてあげようかと思うのですが、市内在住の高齢者の方がクーラーが壊れて取りかえることにしました。親切な電気販売事業者の方が、8月にプレミアム商品券の再販売があるのでそれで支払ったらどうかと、それまで支払いは待ってあげると親切に言ってくださったそうで、この高齢者の方は楽しみにしていました。年金暮らしの方にとってクーラーの代金って結構な出費です。大分迷ったんですが、熱中症のことも言われているし、ひとり暮らしでそれも心配だから、思い切ってかえることにしたのだそうです。並んで、商品券の販売当日は物すごい人で、暑くて並んだけれども大変だったと、整理券も配られたけど結局買うことができなかつた。ちょっと後味の悪い思いが、せっかくの制度なのにしたわということでございました。

いろいろ私なりに検討もしてみたんですが、今回のプレミアム商品券、政府の地方消費喚起、生活支援型交付金を使っての事業、途中で大幅の補正もあつたりしまして、結構大きな金額で取り扱いに苦慮をされたと思います。それと同時に、ちょっと事務の準備期間も足りなかったのかなとも思ったりしたんですが。本来、消費の落ち込みを回復させて地域経済を潤すという目的でその効果はあつたと思いますが、原資をたくさん準備できる人はたくさんメリットがあつて、そうでない人には恩恵が少ないというふうな不均衡、それもいたし方ないことかもしれませんが、不均衡を生んだ面があつたのではないのでしょうか。残った金額が大きかったので、これを消化するということで多額の販売も認めてしまったということかもしれませんが、買うチャンスをたくさんつくるために、もう一回ぐらい上限つきで販売してもよかつたのではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） さまざまな検討を1回目の予約販売の後にしました。その中で、やはり村田議員の答弁でもお話しさせていただきましたが、夏休みにも使っていただきたいというところがございました。それで、近隣の市町村、市の状況を見ますと、それまでに非常に人気が出てきて、もう即日完売というのがほとんどでした。そういうことも考慮に入れまして日の設定とかもしたわけでございますけれども、もう一回予約という形になると、また1カ月、2カ月というふうな先にそういうふうな返信等があります。そうすると、12月末までの購入期間というのが非常に短くなってくるというところもございまして、2回目はもう一般販売にしようということになったところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） もう一回予約ということじゃなくって、並んでいただいて上限つきで販売する、こういう後の会で反省点としてそんなご意見は出ませんでしたか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

香美市民の方々のたんす貯金の額の多さを甘く見ておりました。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 今回の制度といいますか事業といいますか、何か嵐のように過ぎた感じがしますけれども、残念な思いをした方もたくさんいたということで、今後このような大規模なものがあるかわかりませんが、今回の点を十分に踏まえて行っていただきたいと思います。

それでは、次、②の質問に移ります。

地方創生ということで交付された交付金を使っての事業、香美市全体で盛り上げるためにも、商工会に加入していない商店でも扱えるようにすべきだったのではないのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

まず、せんだってのご質問でも答弁させていただきましたように、平成22年から既に5カ年間そういうふうな実績を持たれていると。どうして商工会なのかというところで、法的な根拠がございましてここで答弁に加えさせていただきます。

商工会法の第2条、これの定義というところで、商工業者とは、次のいずれかに該当する者をいうということで、1、自己の名をもって商行為をすることを業とする者。2、店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者。3、鉱業、これ採掘のほうの鉱業ですけれども、を営む者。4、会社とされております。また、資

格の中で第13条になりますけれども、商工会の会員たる資格を有する者は、その地区内において、引き続き6カ月以上営業所、事務所、工場または事業場を有する商工業者。先ほどの第2条の定義の商工業者とする定められているところでございます。要は、なぜ商工会なのかと、ここの商工会法に基づく商工業者であるというふりの部分というか、選別の部分というか手を挙げてきていただく部分で、商工会のほうの会員さんになられるということは、一定そこでこの法をクリアされている方という判断に基づき、市としてもこの方が商工業者ですよという商工会のお墨つきがついているというふうなことで、市民の方にこのプレミアム商品券を販売するのに、販売というか受け取って換金とかになりますけれども、プレミアム商品券の一連の事業を進めていくのに、やはり一定の法的な裏づけのある部分、そういうふうな業者さんにしたいというふうなところでございます。その他の業者さんが法的な部分でどこに該当するかということとはわかりませんし、例えば、税法であるとかさまざまところで個人事業主さんもおいでだと思います。ただ、それをチェックするところがありません。商工会でしたら、商工会法に基づく申請が行われますので、そこでチェックがなされるわけなんですけど、それ以外に私どものところではなかなかチェックができない。その方が本当に商工業を営んでおられる方なのかどうなのかということのチェックから始めて、その方が実際この地域内でいつから営業をされているのか、中身はどうなのか。また、そういうふうな商工会で把握しているこの商工会法に基づく受け付け、会員としての受け付けの基準の部分と同様にクリアができていくのかというふうな部分で、非常に難しい選択をしないといけない。また、それと別に、やはり先ほど申しましたように、商工会にはそういう実績があるということと、今回のプレミアムの対応の部分等を見ていただいたらおわかりのようにさまざまなノウハウを、先ほどお話ししましたが蓄積をされていると。法的な部分、さまざまな今お話ししました過去からの実績の部分、いろんなところを加味しまして、業者さんの選定において、例えば市のほうではそういうふうな判断をすることができない。じゃあ、どこでするのかということになると、商工会以外に現在のところ、香美市の中でそういうふうな資料及びそういうふうなノウハウを持っているところはないというふうなところで、商工会にお願いをしているところでございます。

それで、先ほどのタウンプラスのお知らせのときに、ぜひ取り扱い事業者になっていたいただきたいというふうなご案内も同時に入れさせていただいて、せっかくのプレミアムの機会を逃さないように、ぜひ加入をしていただきたいというふうなところでお願いをしたところでございます。これによりまして、これをセールスの機会とチャンスと捉えられて、10社の新たな事業者さんが商工会のほうに加入をされておるというところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） るるご説明をいただきましたけれども、これは地方創生、

そして、地域消費換気型、生活支援型ということでの交付金であります、当然税金を使っていると思うんですが。それが香美市全体で盛り上がるように、商工会に入らない事業所さんも仲間に加わることができるのかというふうな、この税金を使っているということの観点から見れば、商工会に入っていない方もやっぱり対象事業所としてなるような方法がないものか。今なかなか難しいということをお聞きをしましたけれども、ほかの市では全部商工会さんでやっているのか。あるいは、何かの形でそういう商工会以外の方もこれに参加することができたのかどうか。県外にはあるようですが、産業振興課長の手前でそのあたりつかんでおいでましたらお願いします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 県内で商工会以外で特別に今回の部分について協議会のような形で作られたところが、まず東洋町のほうでスタンプ会というふうなところがございます。それと、南国市のほうで今回のプレミアムを前提といたしました協議会をこしらえまして、それで対応したと。それから、商工会議所におきましては中村の商工会議所、こちらも協議会というような形をとっておりますが、その他は全て商工会、もしくは商工会議所でございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） そういう方法がとれなくもないと。ぜひこれに参加したいと思った方が協議会のようなものをつくってできる道も、あるいはあるということのご答弁だったかと思っておりますので、以上で私の全ての質問を終わります。

違いますか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） ただ、こちらの事業主体であっても、一定の基準を満たす者ということで、商工会法に準ずる者という取り扱いをしておりますので、やはり商工会に加入するような要件を全て満たすという方になっておることとございいます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 商工会法に準ずる者イコール商工会に加入ですか。それで、チャンスは同等にあるべきという立場から質問をしておりますが、その点。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 先ほど商工会法をご説明いたしました、商工業者としての確認がほかではできないと、他の組織ではできないということです。それによって、これに準ずる者というふうな措置がなされているものと解釈しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） ご答弁をいただきました。今回出ましたこういう大きな規

模のものが今後もあるかどうかわかりませんが、もろもろ出ました問題点などを参考にしていただきたいということを申し上げまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 大岸真弓君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ散会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は散会にすることに決定しました。本日の会議はこれで散会します。

次の本会議は9月11日午前9時から開会します。

（午前10時38分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 7 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 7 年 9 月 1 1 日 金曜日

平成27年第3回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成27年9月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月11日金曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	山 本 芳 男
8番	小 松 紀 夫	19番	島 岡 信 彦
9番	爲 近 初 男	20番	石 川 彰 宏
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	西 本 恭 久
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	野 島 恵 一
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	中 山 繁 美	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
税 務 課 長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教 育 振 興 課 長	前 田 哲 夫
教 育 次 長	小 松 美 公	生 涯 学 習 振 興 課 長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里
議会事務局書記 野口 恵子

市長提出議案の題目

- 議案第 87号 平成26年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第 88号 平成26年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 89号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 90号 平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 91号 平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 92号 平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第 93号 平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第 94号 平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第 95号 平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 96号 平成26年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
議案第 97号 平成26年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
議案第 99号 平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第100号 平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
議案第101号 平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
議案第102号 香美市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
議案第103号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第104号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成27年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第5号)

平成27年9月11日(金) 午前9時開議

- | | | | |
|-------|-----|------|--|
| 日程第1 | 議案第 | 87号 | 平成26年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第2 | 議案第 | 88号 | 平成26年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第3 | 議案第 | 89号 | 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第 | 90号 | 平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 議案第 | 91号 | 平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 議案第 | 92号 | 平成26年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 議案第 | 93号 | 平成26年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8 | 議案第 | 94号 | 平成26年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9 | 議案第 | 95号 | 平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第 | 96号 | 平成26年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第 | 97号 | 平成26年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第 | 99号 | 平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第13 | 議案第 | 100号 | 平成27年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号) |
| 日程第14 | 議案第 | 101号 | 平成27年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号) |
| 日程第15 | 議案第 | 102号 | 香美市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第 | 103号 | 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第 | 104号 | 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について |
| 日程第18 | 陳情第 | 1号 | 土地利用の環境整備について |

会議録署名議員

1 1 番、門脇二三夫君、1 2 番、山崎晃子君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

まず初めに、議案第101号にページの追加がありますので、説明を願います。健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） おはようございます。議案書の追加訂正をお願いしたいと思います。

議案第101号、平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）の議案101-4の後ろに、お手元にあります議案101-4-2を追加でお願いいたします。大変申しわけありませんが、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 議案ページの追加の説明を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

これから議案質疑を行います。

日程第1、議案第87号、平成26年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第88号、平成26年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第89号、平成26年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第90号、平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第91号、平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第92号、平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳

入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第93号、平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第94号、平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9、議案第95号、平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、議案第96号、平成26年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11、議案第97号、平成26年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12、議案第99号、平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第100号、平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第101号、平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第102号、香美市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そもそも論について少しお尋ねします。

細部説明で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、まあマイナンバー法の施行に伴いということですが、本条例の一部を改正する条例の制定がされなかった場合に、マイナンバーの運用に対していかなる支障が出るのか、その点をお伺いします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、山崎龍太郎議員のご質問にお答えします。

改正がされなければ特定個人情報、いわゆるマイナンバーが入った個人情報が今までのとおりの運用になってきますので、それを特別に制限する必要があるということで、今回この改正に至ったところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありますか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 関連して伺います。

ということは、今までどおりであるが支障はないという認識でよろしいですか。そのマイナンバーが入った個人情報ですわね、税とか社会保障関係、災害関係の情報について、現実問題、他市等の議論の中で別に条例改正は必要ないであろうみたいなことが、去年等の議論でなされたこともちょっと周知しておりますけれども。現実問題、さまざまな部分書かれておるんですけれども、そここのところがもうちょっと詳細に説明を願います。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 一部って言いますか、その制限を厳格にするとともに状況によりましては、例えば特定個人情報及び情報提供等の記録について、今までは本人及び法定代理人にしか請求権がなかったのを、新たに任意代理人による開示とか訂正とか、あるいは停止請求を求めることができるようなことになっております。これは運用の幅を広げるといふことの趣旨でございます。そのほか言われました部分については、厳格な制限をしていくところが法の改正の趣旨でございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第103号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定につい

て、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第104号、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第1、議案第87号から日程第17、議案第104号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は9月17日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、9月17日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

日程第18、陳情第1号、土地利用の環境整備についてを議題とします。

陳情第1号は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

お諮りします。付託しました案件は9月17日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、9月17日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会します。

次の会議は9月18日午前9時から開会します。

（午前 9時12分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 7 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 2 7 年 9 月 1 8 日 金曜日

平成27年第3回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成27年9月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月18日金曜日（会期第17日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	山 本 芳 男
8番	小 松 紀 夫	19番	島 岡 信 彦
9番	爲 近 初 男	20番	石 川 彰 宏
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	西 本 恭 久
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
ま ち づ くり 推 進 課 長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	野 島 惠 一
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健 康 介 護 支 援 課 長	中 山 繁 美	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
税 務 課 長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教 育 振 興 課 長	前 田 哲 夫
教 育 次 長	小 松 美 公	生 涯 学 習 振 興 課 長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里
議会事務局書記 野口 恵子

市長提出議案の題目

- 議案第 87号 平成26年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 88号 平成26年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 89号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 90号 平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 91号 平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 92号 平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 93号 平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 94号 平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 95号 平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 96号 平成26年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 議案第 97号 平成26年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 99号 平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第100号 平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第101号 平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第102号 香美市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第103号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第104号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について
- 議案第105号 香美市防災行政無線デジタルシステム（移動系）整備工事の請負契約の締結について
- 議案第106号 平成27年度香美市一般会計補正予算（第4号）

同意第 6号 監査委員の選任について

議員提出議案の題目

- 意見書案第14号 マイナンバー制度実施を延期し、廃止を求める意見書の提出について
- 意見書案第15号 伊方原発を再稼働しないよう求める意見書の提出について
- 意見書案第16号 「集団的自衛権」行使を具体化する「平和安全法制整備法案」、「国際平和支援法案」の今国会での成立を断念するよう求める意見書の提出について
- 意見書案第17号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の提出について

議事日程

平成27年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第17日目 日程第6号)

平成27年9月18日(金) 午前9時開議

- 日程第1 議案第87号 平成26年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第88号 平成26年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第89号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第90号 平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第91号 平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第92号 平成26年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第93号 平成26年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第94号 平成26年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第95号 平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第96号 平成26年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第97号 平成26年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第99号 平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2

- 号)
- 日程第13 議案第100号 平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第101号 平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第102号 香美市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第103号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第104号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について
- 日程第18 陳情第 1号 土地利用の環境整備について
- 日程第19 同意第 6号 監査委員の選任について
- 日程第20 議案第105号 香美市防災行政無線デジタルシステム（移動系）整備工事の請負契約の締結について
- 日程第21 議案第106号 平成27年度香美市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第22 意見書案第14号 マイナンバー制度実施を延期し、廃止を求める意見書の提出について
- 日程第23 意見書案第15号 伊方原発を再稼働しないよう求める意見書の提出について
- 日程第24 意見書案第16号 「集団的自衛権」行使を具体化する「平和安全法制整備法案」、「国際平和支援法案」の今国会での成立を断念するよう求める意見書の提出について
- 日程第25 意見書案第17号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の提出について
- 日程第26 議会運営委員会委員の選任
- 日程第27 香南香美衛生組合議会議員の選挙
- 日程第28 閉会中の所管事務調査について
- 日程第29 議員派遣の件

会議録署名議員

11番、門脇二三夫君、12番、山崎晃子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森です。本日の会議の運営等につきまして、議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、追加議案等については、同意第6号、議案第105号、議案第106号の議案3件、意見書案第14号から第17号までの意見書案4件を追加議題とし、本日、提案説明から採決まで行うことにいたしました。

また、議会運営委員会委員の選任についてと香南香美衛生組合議会議員の選挙について、閉会中の所管事務調査について、議員派遣の件を議事日程に追加いたしました。

続きまして、12月定例会の会期日程及び会議の予定については、協議の結果、別紙のとおり決定しましたので、予定表をお手元に配付してあります。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

また、総務常任委員会が8月に実施しました行政視察の報告書の提出がありましたので、お手元にお配りしておきました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、議案第87号、平成26年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第18、陳情第1号、土地利用の環境整備についてまで、以上18件を一括議題とします。

これから、各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、大岸眞弓君。

○総務常任委員会委員長（大岸眞弓君） 皆さん、おはようございます。14番、大岸眞弓です。総務常任委員会の報告を行います。

去る9月11日、総務常任委員会を全委員の出席で開催しました。今期定例会で総務常任委員会に付託されました案件は、議案第87号、議案第102号、議案第104号の3件です。

審査の経過と結果の報告をいたします。

まず、議案第87号、平成26年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定については、審査に日数を要するために継続審査とすることに決定しました。

次に、議案第102号、香美市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。本議案はマイナンバー制度導入に係る条例整備であることから、

制度自体の不明な点に多くの質疑がありました。要約して報告します。各委員からの質疑を要約すると、情報漏えいに対する危惧、セキュリティー対策、制度の周知、個人番号カードの発行に至るまでの手続等のことについてでした。

執行部の説明や答弁も要約して報告します。従来の個人情報に12桁の番号を付与したものが特定個人情報であり、情報連携により運用の幅が広がる。12桁の番号、マイナンバーが常に情報を持っているということではなく、カードを使って各課で管理されている税なら税、社会保障なら社会保障などの情報に進入し連結させて初めてつながるので、セキュリティーは一定保たれている。情報漏えいの防止策として、1、事務の取り扱いは厳選した職員をつける。2、ファイアウォールで不正アクセスを防ぐ。3、香美市のセキュリティーポリシーがマイナンバー対応になっていないので、対応すべく見直しを図る。4、セキュリティーの技術面は関連会社に委託になる等が挙げられました。通知カードは10月に各人宛て、転送不要で簡易書留にて送られる。個人番号カードについては希望者が写真を添えて申し込み、地方公共団体情報システム機構J-LISで製作されて送られてくる。通知カードも同機構から送られてくる。自分の情報がどのように使われているか、マイナポータル、ウェブ上で閲覧することができ、特定個人情報の収集等不法に利用されていることがわかった場合、利用停止を申し出ることができる。国民の中ではまだ半分程度の認知であり、国からの情報もまだ届いていないものもある。法の施行には拙速感がある。もう少し整理をしてからということもあるが、順次強化をしていかななくてはならない等の説明がそれぞれにありました。質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第102号は、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第104号、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定についてを議題としました。初めに、協定の一部変更に至った経過を問う質問があり、自立圏を形成している4市の企画担当課会議で内容を協議し、共生ビジョン懇談会で決定したとの説明がありました。続いて、委員より全体の構想のわかる冊子の提出を要望する声があり、各委員に第2次高知中央広域定住自立圏共生ビジョンの冊子が配付され協議しました。協定の文中の「災害時要援護者」が「要配慮者」と文言が変わっていることについて質問があり、平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉であり、高齢者や障害者、乳幼児など災害時に特に配慮を要する人のことであるとの答弁がありました。また、協定の中から、「地球温暖化対策」や「低炭素エネルギーの導入」などが削除されていることについては、各市でそれぞれに取り組まれているので、あえて協定書に書き込む必要はないので削除したとのこと。その他、協定の中で観光部門が格上げされ、新たに移住・定住策が加わったとの説明があり、質疑を終了しました。討論はなく、採決の結果、議案第104号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） おはようございます。17番、依光美代子でございます。教育厚生常任委員会の報告を行います。

今期定例会に教育厚生常任委員会に付託された案件は、議案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第100号、議案第101号、議案第103号の以上7件であります。以下、審査の経過と結果を報告いたします。

まず、議案第92号、平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について、議案第93号、平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について、議案第94号、平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について、議案第95号、平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての以上4件は、引き続き慎重審査の必要を認め、閉会中の継続審査にすべきと決定しました。

議案第100号、平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題とし審査に入りました。最初に、3ページの財産収入50万円の国債の現金化は全額したのかについては、平成26年度の1、2月ごろには約2億円の国債がありましたが、平成26年度決算に当たり現金が不足する見込みとなったため、国債を解約して現金化したものです。そのため、平成27年度当初予算の時点では基金の継続を見込み利子を計上しておりましたが、平成26年度決算時点で基金がなくなり利子を減額するものです。次に、6ページの諸支出金の3項、弁償及び返納金7,919万9,000円の中身については、一般の国庫への返納金と退職者医療に係る療養給付費の返納金です。国庫への返納金とは、一般の療養給付費は12月の変更申請があり、1月から3月分までは見込みで計上し翌年度精算となります。国からは毎年1月から3月分の配分額が多目に配分されており、使わない分を翌年度精算し発生した金額であります。また、退職者医療に係る療養給付費に対する返納金は、例年と比べ多い金額になっています。理由として考えられるのは、平成26年度に退職者医療に係る新規60歳の分が廃止になった影響が大きいのではないかと考えると答弁でした。次に、12ページの駐車料等とはどこのことかについては、最近、国保の広域化の会の開催がふえ、その駐車料金を計上したものであるとの答弁でした。以上で審査を終え、討論もなく、採決の結果、議案第100号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第101号、平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を議題とし審査に入りました。諸支出金の2,142万3,000円の返還金の詳細についての問いに、平成26年度の介護給付費国庫負担金と県負担金の返還金です。また、地域支援事業の国庫交付金と県交付金、そして、社会保険支払診療報酬支払基金への返還金です。合わせて2,142万3,676円ですとの答弁でした。以上で審査を終え、討論もなく、採決の結果、議案第101号は、全員賛成をもって原案のお

り可決すべきものと決定しました。

議案第103号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし審査に入りました。通知カードは個人番号カードと交換となるのかについては、そうである、通知カードは返納となりますと答弁。次に、通知カードや個人番号カードを紛失したときの対応については、再発行の手続が必要だと答弁。次に、1月よりカードの交付となる窓口業務は、本人確認など十分に対応できる体制ができているのかについては、個人番号カードを交付するに当たり一度は必ず来庁するようになっており、申請時来庁方式と交付時来庁方式の2つがあります。まだ広報等へは掲載しておりませんが、交付時来庁方式をとりたいと考え、対応は各支所でもしななければならないと考えます。10月から11月ごろまでに送付する通知カードの中へ、個人番号カード交付申請書が同封されます。本人が申請書の手続をすると、個人番号カードが各市町村へ送られてきます。すると、本人へ交付準備ができましたので来庁してくださいと通知をします。来庁し本人確認を行い、個人番号カードを渡します。本人確認については、現在でも行っている顔写真付のもの、それがなければ保険証など複数での確認による方法で成り済ましを防止します。交付に当たり一時に多数が集中し本人確認などに支障が出ないように、交付通知の工夫をするなどの対応をとりたいと考えますとの答弁でした。次に、本人が通知カードの受け取り拒否をしたときはどうするのかについては、個人番号は年金や税の申告などいろんな場面で必ず必要となるので、あらゆる方法で受け取ってもらおう努力をします。ただし、送付した通知カードが戻った場合は何か月間か保管をします。その間、受け取り拒否で返ってきたのか行方不明なのかを調査し、調査の結果、実際にいない方、行方不明や海外にいる人は、住民基本台帳より番号を削除するなどして国へ届け出をします。番号を消すということはそこにいないという扱いになりますと答弁。次に、子どもの個人番号カードは必要性がないので大人になるまで受け取り拒否をすることができるのかについては、申請をされたら個人番号カードは基本は全員受け取ってもらいます。ただし、税の申告に使う公的個人認証の署名用電子証明書部分については、15歳までは必要ないと答弁。次に、通知カードは転送不要となっているので、病院や施設に入ったり、家もなくなり既にそこに住んでいない場合はどのようにするのかについては、9月25日までに居所の登録の手続のお願いをしている。11月末まで長期入院や施設入所により自宅にいない方は、9月25日までに届け出をすれば入所施設や入院している病院で受け取りは可能であると答弁。次に、再交付料金の積算根拠については、通知カード500円、個人番号カード800円は、委託しているJ-LIS、日本地方公共団体情報システム機構が発行するカードの実費である。ただし、個人番号カードにつく公的個人認証の部分が必要であれば、別途200円必要である。本市の手数料条例でもらう個人番号カードの再発行手数料は800円ですが、電子証明をつけた個人番号カードの再発行には1,000円が必要となります。なお、200円はJ-LIS、日本地方公共団体情報システム機構に納めますと答弁。次に、カードにつける顔写真は年

齢とともに変化するがどのようになるのかについては、写真は20歳までは5年ごと、20歳以後は10年ごとの更新となります。e-Taxやマイナポータルを見たりする電子証明は、期間が5年で更新となります。写真は写真屋さんで写さなくてもよく、証明写真サイズぐらいになると思われるが、詳細はまだわかりませんと答弁。次に、有効期限切れでの再発行時には費用が発生するのか、また新たなカードが発行されるまでの期間はどのくらいかについては、初回のみ無料ですが、再発行には費用が発生するのではないかと考えますが、その費用やカードの仕上がり期間など詳細については、取扱要領などがきておりませんので現時点ではわかりませんと答弁。次に、来年の税の申告時に従来の住基カードは使えるのかについては、住基カードの有効期限内であれば使えます。ただし、1月1日からは新たな住基カードの発行はありませんと答弁。最後に、手続の窓口はどこにできるのかについては、本庁では適当な広さの場所がなく、やむなく現在の市民保険課窓口で目隠しなどして専用のブースをつくることを考えている。各支所でも手続はできますとの答弁でした。その他いろんな質問がありましたが、国よりまだ詳細について説明がないのでわからないとの答弁でした。以上で審査を終え、討論もなく、採決の結果、議案第103号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、織田秀幸君。

○産業建設常任委員会委員長（織田秀幸君） おはようございます。15番、織田でございます。産業建設常任委員会のご報告を行います。

今期定例会において産業建設常任委員会が付託を受けた案件は、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第96号、議案第97号、議案第99号、陳情第1号の8件であります。議案第88号、89号、90号、91号及び陳情第1号は審査に日数を要するため閉会中の継続審査とすることに決定しましたので、審査を行った議案の経過と結果を報告いたします。

議案第96号、平成26年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定については、平成26年度に示されている新水源の方向性はとの質疑に、現在調査中であり、今年度から平成31年度に向け方向性を明確にしていくとの答弁。また、水道事業会計のキャッシュ・フローの必要性についてはとの質疑では、会計基準の見直しがあり、平成26年4月1日からキャッシュ・フローが義務化となり、一会計期間で現金の流れをわかりやすくしているとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第96号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第97号、平成26年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定については、監査委員からの指摘も踏まえ、今後の工業用水の利活用についての方向性を検討されているのかとの質疑に、従前より委員会の指摘もあり協議を行い、繰上償還

の検討や企業へのアンケート調査などに取り組んできたが、工業用水の利用はない。現在、工業団地のあき3区画については、工業用水の利用を伴った企業誘致を商工観光班との連携のもと進めていく。また、工業用水を上水や簡易水道へ利用ができないかとの質疑に、現時点で工業用水の利用は考えていないとの答弁。また、長期前受金戻入額の説明をとの質疑に、会計基準の見直しに伴い、みなし償却制度が廃止となり、固定資産は財源に関係なくフル償却を行うことになり、フル償却により増加した費用の軽減を行うため、減価償却費のうち今までみなし償却により償却していなかった国、県からの補助金や負担金の償却見合い分について、順次、収益化を行うことになった。その収益化額を整理するためつくられた新たな科目が、長期前受金戻入額となるとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第97号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第99号、平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）では、豪雨による破損で高知市からの応援対応を行っているが、復旧への経過はとの質疑に、7月22日の豪雨で大柵簡水の送水管が破損し、仮復旧で送水を行ったが、途中で通水不能となった。ただ、送水管延長が8キロに及び原因究明に時間を要したため、やむを得ず断水の処置を行った。支所で個人給水の対応と日本水道協会へ要請し、高知市上下水道局より職員5名と給水車1台で、主に老人ホームの対応をお願いしたとの答弁。また、土砂が送水管に詰まったのは対応に不備があったのかとの質疑に、通水不能の原因は、送水管の破損時に土砂が流入し管の延長が長く、原因究明と対応に時間を要したためである。また、今後こうしたライフラインの復旧への認識はとの質疑に、大規模災害時はマニュアルどおりの対応は厳しいと思う。日本水道協会等の広域的な支援が必要となる。それ以外の対応については既に支所と相互の体制はできている。また、時間外手当の補正予算根拠はとの質疑に、今後の災害への対応を見込み、流用分を含んだ額であるとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第99号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論があるようですので、まず、反対の方の討論を許します。5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。

私は日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、議案第102号、香美市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてに反対の立場で討論を行います。

本条例改正案はマイナンバー制度導入に伴うものです。マイナンバー制度は、当初よ

り個人情報の取り扱いや行政手続上の負担が懸念されていました。そして、対応する各課の負担の大きさや住民が抱く不安の払拭、技術的対応の見通しなど、不明な点が多く不安が残ります。少なくとも懸念される情報漏えいや成り済まし対策としてのシステム構築や、通知カードを届け個人番号を交付するという初期体制の構築は、万全の体制で臨まなければならないのではないのでしょうか。

しかしながら、自治体職員は、国からの通知もまだの部分もあり、それでいて業務の遂行だけは求められてくるという矛盾の中に立たされています。通知カードの交付は委託先のJ-LISから送られることになっていますから、発送状況への問い合わせなど十分に応えることは難しいと考えられますし、住所に間違いはないかと問われたときに、うっかり情報が漏れてしまうということもあり得るかもしれません。

また、受け渡しの際に本人確認の必要がある個人番号カードは、高齢者や子どもへの対応をどうするのか、国からの指針や書式がまだ通知されていません。国民の半分以上がまだ認知しておらず、識者からの反対の声も強いマイナンバー制度は、今回の質疑を通じて問題の多い制度であることがわかりました。個人情報保護条例を改正しても、情報漏えいの不安は払拭されないと考えます。よって、マイナンバー制度の廃止を求める立場から、制度導入のための本条例改正案に反対することを表明し、討論とします。

○議長（石川彰宏君） 　　ただいま議案第102号について、原案に反対の討論がありました。

次に、第102号に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 　　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第87号から議案第95号までを一括して採決します。

議案第87号から議案第95号までについては、各常任委員長から閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 　　異議なしと認めます。よって、議案第87号から議案第95号までの各案件は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これから、議案第96号、平成26年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 　　全員起立であります。よって、議案第96号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第97号、平成26年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第97号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第99号、平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第99号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号、平成27年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第100号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号、平成27年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第101号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第102号、香美市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 起立多数であります。よって、議案第102号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第103号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採

決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 起立多数であります。よって、議案第103号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第104号、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 起立多数であります。よって、議案第104号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号、土地利用の環境整備についてを採決します。

陳情第1号については、産業建設常任委員会委員長からは閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(石川彰宏君) 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りします。日程第19、同意第6号、監査委員の選任についてから日程第25、意見書案第17号、「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の提出についてまでは追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(石川彰宏君) 異議なしと認めます。よって、日程第19、同意第6号から日程第25、意見書案第17号までの案件は委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第19、同意第6号、監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、甲藤邦廣君の退席を求めます。

(1番、甲藤邦廣君 退場)

○議長(石川彰宏君) まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長(山崎泰広君) 同意第6号、監査委員の選任について

下記の者を香美市監査委員に選任したいから、地方自治法(昭和22年法律第67

号) 第 196 条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町神通寺 2 3 4 - 1

氏 名 甲 藤 邦 廣

生年月日 昭和 2 5 年 1 月 6 日

平成 2 7 年 9 月 1 8 日提出、香美市長 法光院晶一

なお、手元に参考資料として、ご本人の経歴がありますのでご参照ください。また、詳細な説明につきましては、細部説明書のとおりでございますので、ご参照いただきたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

お諮りします。この案件は人事案件であります。香美市議会運営申し合わせ事項第 6 項第 2 項の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、同意第 6 号は、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから、同意第 6 号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、同意第 6 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

甲藤邦廣の入場を許可します。

（1 番、甲藤邦廣君 入場）

○議長（石川彰宏君） 次に、日程第 20、議案第 105 号、香美市防災行政無線デジタルシステム（移動系）整備工事の請負契約の締結についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） おはようございます。

議案第 105 号、香美市防災行政無線デジタルシステム（移動系）整備工事の請負契約の締結について

平成 27 年 9 月 3 日付けで制限付一般競争入札に付した標記の工事に係る請負契約の締結について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成 27 年 9 月 18 日提出、香美市長 法光院晶一

- 1 契約の目的 香美市防災行政無線デジタルシステム（移動系）整備工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 金 3 2 4, 5 6 1, 6 0 0 円

4 契約の相手方 株式会社日立国際電気 四国支社
支社長 吉田 茂

5 支出科目 平成27年度香美市一般会計予算
9款 消防費 1項 消防費 5目 災害対策費

なお、議案の細部につきましては、お手元の議案細部説明書をご参照ください。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第105号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第105号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第106号、平成27年度香美市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 議案第106号、平成27年度香美市一般会計補正予算（第4号）について説明いたします。

平成27年度香美市一般会計補正予算（第4号）

平成27年度香美市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

平成27年9月18日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、第1表、債務負担行為補正のとおり1件を追加するもので、ピースフルセレネ及び日ノ御子河川公園キャンプ場管理運営について、期間を平成27年度から平成32年度まで、限度額を1億100万円とするものです。

なお、詳細につきましては、産業振興課長から説明をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 平成27年度香美市一般会計補正予算（第4号）について補足説明をさせていただきます。

まず、今回の補正でございますけれども、経営分析の成果品の提出が先週末となりました。本議会最終日に追加提案をさせていただきました。大変遅くなりましたことをま

ずおわび申し上げます。

本件につきましては、平成27年度、本年度、来月もしくは10月から11月にかけてでございますが、このピースフルセレネ及び日ノ御子河川公園の指定管理者の公募を実施するために、平成28年度以降の予算の裏づけが必要であることから債務負担行為を行うものでございます。

新たな指定管理期間は、平成28年度から平成32年度の5カ年間で予定しております。現在までは3カ年の更新でございましたが、新たな指定管理者となった場合、経営及び雇用の安定化を図るため、指定管理期間は5カ年としたものでございます。

ピースフルセレネの指定管理者の公募に関する具体的な営業戦略につきまして、若干ご説明を申し上げます。

アンパンマンミュージアムに隣接する立地条件から、やはり客室のアンパンマン装飾等ファミリー層を取り込んでおりますけれども、アンパンマンミュージアム入場者に頼り過ぎているというふうな検討課題がございます。

また、リピーター率が低く、観光目的でのファミリー層の利用がほとんどとなっております。これにつきましては、対策といたしまして販売チャンネルの拡大、例えばスポーツ団体やツアーパック客の獲得、また、火曜日が現在定休日でございますけれども、定休日の撤廃によりましてビジネス利用客の取り込みを含んだ新たな商品開発、また企業、工場等への自社バス送迎によりまして団体客の取り込み、新規エージェントの開拓といたしまして、例えばJR四国アンパンマン列車企画への参加やイベント団体客の誘致、また周辺の観光施設とのパッケージ商品の販売といたしまして、例えば龍河洞や西島園芸団地等のパッケージを新たに企画していくとかが一つの例として挙げられると考えております。

2つ目に、販売チャンネルが非常に乏しく、自社のホームページが非常に貧弱でございます。このホームページの充実によりましてウェブ販売の拡充を図り、さまざまな料金プランの展開を図りたいと考えておるところでございます。

現在、パック料金に入っておりますアンパンマンミュージアムの入場券と健康センターセレネ、プールの利用券、これはお客様の要望に応じて追加するパックとして現在のパックからはのけていくと、自由に選択のできるパックにしていきたいと考えておるところでございます。

3つ目でございます。

現在、じゃらんの評価でレストラン部門が非常に不評でございます。このレストラン部門につきましては、直営化によりまして観光客のみでなく地元の皆さん、市民の皆様に喜ばれる施設を目指していきたいということを目的としたいと考えております。また、これに伴いまして、地元の宴会を積極的に獲得していきたいと考えておるところでございます。まず、概略を申しましたが、これが具体的な営業戦略の一つとなっていくとご理解いただければと思います。

平成27年度の当初予算でセレネ1,944万2,000円、日ノ御子河川公園470万8,000円、合計2,415万円の予算を組んでおりました。今後の公募につきましては、これを上限といたしまして、まず、指定管理の部分につきまして毎年の上限1,900万円、平成28年度にはホームページの更新であるとか、パンフレットの作成である初期費用といたしまして、プラス600万円を考えておるところでございます。これで2,500万円。平成29年度から32年度につきましては、ピースフルセレネ1,500万円プラス、キャンプ場400万円の1,900万円、こちらを指定管理料として公募をかけたいと。合計で1億100万円というふうな合計金額になります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 議案書の3ページの債務負担行為の期間ですけれども、これ平成27年度から平成32年度を数えますと6年間、細部説明書のほうは平成28年度から平成32年度で5年間になっておりますけれども、確認をしたいと思えます。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

実際の支出につきましては平成28年度からの5カ年間になりますけれども、公募するためにはいわゆる債務負担の期間がないと公募ができないということで、平成27年度を入れておるものがございます。そのようにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 1点確認をお願いします。

先ほどの説明の中で、レストランを直営ということだったと思うんですけれども、ということは、レストラン部分を除いたお金がそれであって直営部分はちょっとふえると、ある意味そういう認識でいいのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） ちょっと言葉が足りませんで申しわけございません。レストランの直営化ということは、指定管理者が直営をしていくということです。現在の状態が指定管理者からの別途委託になっておりますので、そこを指定管理者が直営をしてレストラン部門を運営していくと、もとの状態というふうな形でご理解いただければと思います。2年ほど前までは指定管理者のほうで直営で行っておりましたので、そのような形に新しい指定管理者にもお願いしていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 経営分析を行って指定管理者制度を公募にすること
を決定されたと、従前からこういうご説明は受けておりますが、経営分析の結果、今お
聞きしたような営業戦略であるということでしょうか。

それと、指定管理者、これから公募するに当たりまして、今申されましたような営業
戦略を条件として指定管理するかどうか決めるということでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 経営分析についてはご質問のとおりでございます。
今後の営業戦略につきましては、私どもからのお願いといたしまして、このような形を
まず踏まえまして、それに乗って提案、プロポーザルをしていただきたいというような
形で展開をしていきたいと考えておるところでございます。その他、指定管理、公募を
される方の独自の営業戦略というものも当然ございますので、そのようなものも加味し
ながら協議を重ねていきたいと、プロポーザルのほうで判断をしていきたいと考えてお
ります。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑は…。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それで、わからないことかもしれませんが、応募者の
見込みといたしますか、心当たりがございますか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 現在、高知県内の企業体から問い合わせをいた
いております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 1点お聞きします。

以前に地元雇用をということで、なかなかそれに地元雇用ではということをお聞きし
たことがありますけど、今回もやはり雇用については地元雇用ということでいかれるの
かどうか。その辺はもう全く委託されたほうにお任せするのか、その辺を。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

企業の戦略でございますので、決めつけというかそういうような部分は不可能でござ
いますけれども、うちといたしましては、やはり可能な限り地元の雇用をお願いしてい
きたいというふうな部分を提案をさせていただいた上でプロポーザルしていただきたい
と考えておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ちよつともう一点だけ確認をしたいことがあります。

経営分析をされたところで、一番最初に課長が言われましたアンパンマンに頼り過ぎているというお話でしたけども、私自身、一般質問の中でのる言わせていただいているのは、アンパンマンにもっと頼るといふか、アンパンマンをもっと生かした形でそこに来る観光客の方を受け入れる体制をとすることをずっと提案をさせてきていただきました。そういう経営分析はなかったんでしょうか。そこをちよつとお聞きをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

先ほどの1点目のアンパンマンミュージアムに頼り過ぎているというところの対策というところの中で、新規エージェントの獲得ということで、例えばJR四国のアンパンマン列車企画へ、これはアンパンマンミュージアムへのツアーパックでございますので、これに一つ加えさせていただくとか、そういうふうなことも含めまして、当然アンパンマンは一つの柱でございますので、その隣に位置したホテルであるということは、十分な営業戦略の中で一本の柱として今後も続けていくということをご理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ぜひそういうことも重点的にやっていただきたいと思ひますし、かなりたくさんのところを今説明をいただきましたので、なかなか把握をできないという部分もあります。それで、この経営につきましては、従来からも議会のほうでチェックをさせていただいているという件もありますので、お構ひなかつたら、そういうプロポーザルの条件といふか、どういふあれで応募、公募するかという資料につきまして、後日、議会のほうにお回しいただければというふうに思ひますけども。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） その辺につきまして組み立てをいたしまして、また議会のほうとも協議をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 今回、補正に出るといふことは、可決されればすぐ公募に取りかかるといふ認識でよろしいのかが1点。

それと、指定管理期間ですが5年にと、妥当な線かもしれませぬけども、雇用等の関係からいふたらそれがいいかもしれませぬが、3年で様子を見るというところはなかつたのか、その2点をお願ひします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

公募につきましては、10月から11月にかけてプロポーザルをしたいと考えておりますので、今回の補正を議決いただきましたら、すぐに組み立てに着手していきたいと考えておるところでございます。

3年の指定管理期間でございますけれども、やはり指定管理者が新たになった場合、やはり新たに雇用される方に対して3年で終わりですよということじゃなくて、やはり5年ということを経験にいたしましての雇用ということが、雇用される側にとってもやはり安定ということがございますので、5年間というふうな検討の結果でございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。

これから、議案第106号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第106号は、原案のとおり可決されました。

10時15分まで休憩します。

（午前10時00分 休憩）

（午前10時15分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、日程第22、意見書案第14号、マイナンバー制度実施を延期し、廃止を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎。

意見書案第14号、マイナンバー制度実施を延期し、廃止を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成27年9月18日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 山崎龍太郎、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 森田雄介

マイナンバー制度実施を延期し、廃止を求める意見書（案）

政府は「社会保障・税番号制度」（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律・通称：「マイナンバー制度」）を2016年1月から実施し

ようとしています。これは社会保障、税、災害対策の行政手続きで利用するとされていますが、今後金融口座や医療情報への活用も検討されており、制度自体やその利用目的などにおいて、多くの問題点が指摘されております。

政府は「行政の効率化」や「国民の利便性」をうたいますが、国民へさらなる負担を強いる道具となり、個人情報丸裸にされ、プライバシーが侵害される危険が増大する不当な制度といわざるをえません。

さらに、個人情報保護の理由によりマイナンバーを扱う中小業者に対して厳格な管理体制を強要し、漏れた場合の罰則を強化（４年以下の懲役もしくは２００万円以下の罰金など）するなどしています。小規模の事業所にとってマイナンバーを管理することは大きな負担となり、経営にとっても大打撃となります。よって政府におかれては国民監視を強め、中小業者に多大な負担を強いるマイナンバー制度実施を延期し、廃止することを強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２７年９月１８日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 高市早苗殿、財務大臣 麻生太郎殿、厚生労働大臣 塩崎泰久殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

以上、よろしく申し上げます。

【意見書案第１４号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありますか。１５番、織田秀幸君。

○１５番（織田秀幸君） 提出者に１点お伺いします。

このマイナンバー制度はもう来年から実施されるようになっております。意見書の最後の「廃止を強く求めます。」という、そこらがちょっと、もう決まっておる案でございます。私もこれはメリット、デメリット部分があるということは、大方の皆さんがそういう認識であるんじゃないかと思いますが、もう先ほど言ったように決まっておる案でございますので、メリット部分の中には全然紹介もされてないわけなんです。行政の縦割りとか重複、そういった非効率的な部分がかかなりあって、このマイナンバー制度を活用することによって大きくそういったものが省けるような、メリット部分も多分にあるわけでございます。このデメリット部分をいかに少なくしていくか、そういったことに提出者の山崎議員もまた知恵を絞っていただいたらとそんなに思いますが、その件についてどう思われますか。

○議長（石川彰宏君） １３番、山崎龍太郎君。

○１３番（山崎龍太郎君） １３番、山崎龍太郎。

今後とも知恵は出していきますが、デメリットのほうが大きいという認識でありますので、国に対する意見書ですので、メリット部分はあえて強調する必要はないと思いま

すが、そうないというふうに私どもは現時点で認識しております。

国に対し廃止することがベストであると、もう決まっておりますから廃止を目指して国に意見書を提出するところでございます。ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はございませんか。8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 8番、小松です。

数点お伺いさせていただきます。

このマイナンバー制度の廃止を求めるということでございますけれども、運転免許証であったり、年金、医療保険、全てそれぞれ番号でマイナンバーがついているわけで、番号で管理しておるんですけれども、これについても反対ということでございますでしょうか、お伺いたします。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 免許証、年金等のことを言われたんですが、この制度が導入されたのですが、実施することをやめていただきたいという立場ですので、それに対して実施することをやめたら、それに関連した部分は番号がつかないというふうになると思います。

○議長（石川彰宏君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） わかりにくかったんですけども、結局マイナンバーを導入したら、将来的には運転免許証であったり医療保険の番号もマイナンバーに統一されていくということなんですが、今も番号はついているんですそれぞれに、それが統一されたマイナンバーになっていくんですけども。それでも一元では管理はしないということなんで、それぞれのセクションで管理していくから、今と同じシステムであるわけですけども、それでもまだ反対ということでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎。

ちょっと理解不足のところがあったところはおわび申し上げますが。今、免許証、年金等に番号がついていることは、その番号の役割は果たされているというふうには思います。実際、一元管理で全ての12桁の番号に統一されるということが、個人情報流出、プライバシーの侵害等に非常に危惧があるということで、国に対してやめなさいと言うために、皆さんの同意をお願いしているところでございます。

○議長（石川彰宏君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 僕の聞き方がちょっとまずかったかしれませんが、一元管理はマイナンバー制度の中でしない。それぞれのセクションで管理するから、今の医療でしたら医療、年金は年金、税は税というふうにセクション別で管理して一元管理はしないから、今それぞれ違った番号をそれぞれのセクションで振っているということと同じことであるということをお願いしたかったんです。いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。済みません。理解できました。

そのことは質疑等でも出てきましたけど、実際、これは国がどういうふうに移用するかによって変わると私は認識しております。だから、今の時点でやめなさいというレベルの意見書であるという認識をいただきたいと思います。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がございます。まず、反対の方の発言を許します。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。

私は日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第14号、マイナンバー制度実施を延期し、廃止を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

1点目に申し上げたいのは、2013年に法が成立しているにもかかわらず、国は制度の周知を怠り、全くと言っていいほど国民の理解は進んでおりません。その上、企業におけるマイナンバー制度への対応作業がおおむね完了したのは2.8%であり、対応を検討中であつたり、未検討の企業が90%にのぼることから考えましても、制度実施は延期すべきと考えます。

2点目としまして、廃止を求める点についてですが、国は巨額の費用を投じシステム設計を行ったところですが、年金情報の流出問題に見受けられるように、人間がつくり運用する以上、100%安全ということはありません。中間サーバーやマイナポータルを通じた情報流出の懸念は拭えませんが、プライバシーの侵害、不正取得やカード偽造、成り済まし犯罪等の危険は避けられません。加えて個人情報漏えいした場合、被害を受けた市民らを救済する仕組みもありません。中小零細企業に至っては負担額は推定で1社当たり約100万円、あわせてランニングコストも必要となってきます。厳しい経営を迫られている中小零細企業が消費税増税や社会保障費に負担にプラスして、マイナンバー対策に要する負担で倒産の危機にもさらされることになりかねません。

本制度の実施を中止しても、住民生活には何ら支障も生じません。国民監視を強め、莫大な経費、事務負担を要するマイナンバー制度の実施延期、そして早期の廃止を求め、本意見書案への賛成討論といたします。

○議長（石川彰宏君） 討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 起立少数であります。よって、意見書案第14号は、否決されました。

次に、日程第23、意見書案第15号、伊方原発を再稼働しないよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。

意見書案第15号、伊方原発を再稼働しないよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成27年9月18日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 森田雄介、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 小松紀夫

伊方原発を再稼働しないよう求める意見書（案）

2015年8月11日、鹿児島県の川内原発1号機（後に「基」と訂正あり）が再稼働されました。安倍政権は原子力規制委員会の新規制基準に適合すると認められた原発は再稼働させると繰り返し述べています。

本年の7月には、伊方原発3号基が新規制基準のもとで審査に合格したと発表しました。しかしながら、伊方原発においては沖合6キロメートルに中央構造線があり、政府の地震調査会でもマグニチュード8クラスの地震が発生する事が懸念されています。伊方原発は住民5,000人が住む佐田岬半島の付け根にあります。

また、伊方原発3号機（後に「基」と訂正あり）は毒性の強いプルトニウムを混ぜたMOX燃料を使用するプルサーマルを行います。万が一事故の起きた際には、被害はフクシマ以上に甚大となる事が予測されます。

原発が止まって2年あまり、夏も冬も電力不足は生じていません。原発の再稼働に切迫性はありません。再稼働を進めれば、使用済み核燃料は増え続けます。しかし核処分場についての見通しは立っていません。

よって政府におかれては、伊方原発の再稼働を行わないよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月18日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 高市早苗殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿、経済産業大臣 宮沢洋一殿、環境大臣 望月義夫殿、復興大臣 竹下 亘殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

【意見書案第15号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

5番、森田雄介君、訂正ですか。5番、森田雄介君

○5番（森田雄介君） 済みません。今、読み上げたお手元の意見書案ですが、こちらのほうに意見書本文の4行目、伊方原発3号基のこの「基」の字と、それから、さら

にそこから4つ下、上から8行目のところの伊方原発3号機のこの「機」の字が違っております。上のほうの3号基に統一させてもらいたいと思います。

1行目のほうも間違っております。1号機の「機」を4行目の「基」に訂正をお願いいたします。

以上、訂正をよろしく申し上げます。

○議長（石川彰宏君） 誤字の訂正ですが、よろしいですか。

それでは、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 提出者にお聞きをします。

本文の中で「2年あまり、夏も冬も電力不足は生じていません。」こういう文言があります。四国においては原発が四国の電力供給の大体4割を占めておりました。今、原発がとまっておるということで、代替のエネルギーとしてどのような状況で今稼働しておるか、わかる範囲でお聞きいたします。お答えいただければと。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君

○5番（森田雄介君） 質問にお答えします。

今、原子力発電機が発電していない中で、火力発電がその代替の電力供給源として稼働していると認識をしております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 当然、供給源として電力が要るわけなんです。これ火力発電、一番大きなんが石炭、そして石油とかLNG、液体燃料、ガスですわね、これが90%を占めております。今、CO₂の削減とかそういったこと、また経済的シェアから考えたら、全部これは石油やLNGというんは輸入に頼っておるわけなんです。我々公明党としましても、一遍に即時全部やめてしまえ、そういうスタンスはとっておりません。安全性を二重、三重にも確保した上で再稼働もやむなしとそういう状態で、将来はゼロに近づけていくというそういう思いを持っております。

先ほど言いましたように、こういった環境面からもかなり汚染、そういったものがあると思いますが、そのことについて提出者はどのような見解をお持ちですか。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君

○5番（森田雄介君） 石炭や火力発電において、石炭やLNGを使うことに対してCO₂の増加が懸念されるということだと思います。実際に現在の原子力発電所の代替エネルギーが火力発電なんです。実際この間にも進められてきていますように、自然エネルギー、太陽光発電であったり風力発電であったり、そちらのほうにシフトしていくことで軽減は図れると考えております。

さらに、現在その過渡期であるということでもあると思うんですが、実際にCO₂削減の影響、これは環境面に大きな影響を与えるわけでありまして、今回提出させていた

だいた伊方原発を再稼働しないように求める意見書の趣旨としましては、原子力発電所が1回事故を起こしてしまえば、その環境汚染は二酸化炭素の温暖化とは比べものにならないほど影響は至極であるという点を勘案して、こちらの意見書を提出させてもらっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑ありませんか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ちょっと提出者に確認をさせていただきます。私自身はこの原子力発電についての危惧というものは、一定同じような思いを持っている者なんですけれども、ちょっとロジックの問題で。

まず、再稼働に至るまでの道筋をちょっと確認をしておきたいんですけれども。企業から政府に対して再稼働したいという話があって、政府がその安全性というものを審査する委員会にそれを付託して、その委員会から政府に答申があって、そして当然所管のどこか役所だと思えますけれども、そこから企業に再稼働していいよという話になるんでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君

○5番（森田雄介君） 手順の確認ということで、私のほうでできる範囲でお答えさせていただきますと思いますが。

この再稼働に当たりましては、原子力規制委員会のほうが新規制基準というのを設けておきまして、これに適合すると認められた原発は再稼働の手続に入ります。そして、政府のほうは規制委員会が新規制基準に適合すると認めた場合には、それを承認するというふうに聞いております。さらに、この規制基準の中では住民合意とかそういった部分は含まれていませんので、立地自治体の同意が、そして避難経路の確認等が求められるというふうに認識をしております。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず最初に、討論がありますので、反対の方の発言を許します。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田百合子です。

意見書案第15号、伊方原発を再稼働しないよう求める意見書案に賛成の立場で討論します。

東京電力福島第一原発の事故は、他の自然災害とは異質の深刻なものであることを私たちに教えました。多くの善良な人々の日常生活を破壊し、環境を汚染し、健康を脅かしています。4年半が経過してもなお、除染で出た表土などの最終的な処分施設も決ま

っていないような状況です。また、先日は茨城や宮城地方を襲った豪雨により、福島を除染廃棄物を入れた袋が流出し、167袋が破損、153袋は中身が空だったとの新聞記事がありました。海洋に流れ出たとも思われます。

8月11日に九州電力川内原発が再稼働されました。新規制基準のもとで安全確保を最優先に進めていくとのことですが、絶対安全はあり得ない、想定外だったなどということは許されないというのが、さきの福島の原発事故の教訓ではなかったでしょうか。

昨年5月21日の福井地裁は、関西電力大飯原発再稼働差し止めを命じました。この判決は人の生命を基礎とする人格権を最も重視し、これを越える価値をほかに見出すことはできないと述べています。また、国富の喪失とは、豊かな国土とそこに国民が根をおろし生活することを失うことだと強調し、原発250キロメートル圏内の住民は、運転によって人格権が侵害される具体的な危険があると述べています。

伊方原発事故が起これば250キロメートル圏内にある本県、本市において、風評被害を含む農林業への深刻な影響は免れません。仮に事故なく経過しても、人類はまだ核のごみを安全に処理する方法を見出せていません。日本全国の原発施設には使用済み核燃料が貯蔵されています。伊方原発には使用済み核燃料は1,688体あり、貯蔵容量は七、八年ということです。始末する方法がないのですから、これ以上核のごみをつくることはできないのではないのでしょうか。

また、日本列島は活断層の上であり、最近になって火山噴火や中小の地震が毎日どこかで発生しています。原発の再稼働は住民にとってリスクが高過ぎます。地球温暖化対策としては、市民一人一人が節電を心がけ、自然由来のエネルギーへの投資を高め、開発、研究、普及することではないのでしょうか。日本のすぐれた技術をそのことに使うべきではないのでしょうか。

福島の現実を見たとき、原発の再稼働はすべきでないということを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（石川彰宏君） ほかに討論はございませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。なお、起立しない方は反対とみなします。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 起立多数であります。よって、意見書案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、意見書案第16号、「集团的自衛権」行使を具体化する「平和安全法制整備法案」、「国際平和支援法案」の今国会での成立を断念するよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。

意見書案第16号、「集団的自衛権」行使を具体化する「平和安全法制整備法案」、「国際平和支援法案」の今国会での成立を断念するよう求める意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成27年9月18日提出、香美市議会議員 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 山崎晃子

案文を朗読して提案理由の説明といたします。

「集団的自衛権」行使を具体化する「平和安全法制整備法案」、「国際平和支援法案」の今国会での成立を断念するよう求める意見書（案）

集団的自衛権行使容認を前提とする、一連の安全保障関連法案は現在、参議院で審議が行われています。ご存じのように昨日は委員会での強行採決、そして本日は10時から本会議が開かれているということでございます。きょうにも採決が見込まれておりますが。しかし、この法案につきましては、首相補佐官が「法的安定性は関係ない」と憲法を否定する発言を行ったり、法治主義に反する自衛隊の内部文書が露見し、審議が中断するなど看過できない問題が次々と出てきています。

このような状況下、直近の世論調査でも安全保障関連法案に関し、8割の方が「説明が十分でない」と答え「今国会での成立に反対」の回答が6割を超えています。

また「安全保障関連法案に反対する学者の会」が6月に呼びかけた法案反対のアピールへの賛同者は1万3,300人を超え、全国各地の各階層で同様の動きが広がっています。国民は本法案に納得していません。

よって政府におかれては「平和安全保障法制」と「国際平和支援法」の今国会での成立は断念されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月18日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、防衛大臣 中谷 元殿

高知県香美市議会議員 石川彰宏

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【意見書案第16号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がございますので、まず、原案に反対の方の発言を許します。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。12番、山崎晃子君。

○ 1 2 番（山崎晃子君）

1 2 番、山崎晃子です。

私は日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第 1 6 号、「集団的自衛権」行使を具体化する「平和安全法制整備法案」、「国際平和支援法案」の今国会での成立を断念するよう求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

一連の安全保障関連法案は、衆議院に続き参議院でも強行採決されようとしています。新聞報道によれば、9 月 1 5 日に開かれた中央公聴会には異例の 9 5 人が応募し、全員が反対の意見を付しています。そして、公聴会の公述人 6 氏のうち 4 氏が反対の意見陳述を行っています。公述人の 1 人、法案に反対する大学生らのグループ S E A L D s の奥田氏は、この国の 7 0 年間の平和主義の歩みを、さきの大戦で犠牲になった方々の思いを引き継ぎ守りたい、その思いが私たちをつなげています。そして、国会の審議としては、異例の 9 月末まで延ばした結果、国民の理解は得られなかった。今国会での可決は無理ですと公述し、廃案にするよう求めました。

政府は 1 6 日の地方公聴会の後、特別委員会で締めくくり質疑を行い、委員会採決に持っていくことを委員長の職権で決めました。公聴会は識者や国民の意見を聴取して、さらに議論を深めるためのものであり、直後に採決するのであれば公聴会は意味をなしません。民主主義を確保するためのこうした一つ一つの手続を、形だけのものにしていくやり方が今の国会で横行しており、議会人として看過できない思いです。

安保法案の審議は熟していません。安倍首相が集団的自衛権の行使事例として挙げたホルムズ海峡の機雷封鎖については、首相みずから答弁を否定しました。日本人の親子の乗った米艦船の防護も、中谷防衛大臣が乗っているかどうかは絶対的な条件ではないと首相の説明を覆しました。審議の中で語られた我が国の安全保障環境の変容も、具体的な脅威としては見えてきませんでした。そして答弁が再々迷走し、参議院の審議は 1 1 1 回も審議が中断しました。このような国会の質疑にたえない法案は撤回すべきです。

さらに重要な問題は、沖縄を拠点に敷設されている中国潜水艦監視網を日米一体で運用していたことが報道されました。この監視網について防衛省海上幕僚監部は取材に答え、歴代の防衛大臣に対し、人によって説明を行ったり行わなかったりしていたことをあきらかにしました。このことは文民統制が形骸化していることを物語っているのではないのでしょうか。

専門家は、放置すれば特定秘密がうずたかく積まれ、制服組の政治介入が当たり前になってしまうと危機感を募らせています。このような安全保障のあり方にかかわる重大な問題を放置しての法案採決は許されません。徹底した審議がなされるべきです。

また、政府は 9 月 1 5 日に防衛省の外局として、武器の開発、調達、輸出を一元的に管理する、防衛装備庁を発足させることを閣議決定しました。国民を置き去りにして危険な方向に進もうとしているのではないのでしょうか。

改めて集団的自衛権とは、日本への攻撃がなくても同盟国が攻撃されたとき、その国

と一緒にあって敵国に武力を行使する権利のことで、いわば他国を守る権利のことで。そして、戦争に巻き込まれる危険が現実のものとなることです。どう考えても現在の憲法のもとでは行使できません。国の方向性を変えてしまう重要法案を、国民の合意なくして今国会で成立させるべきではないことを申し上げ、本意見書案への賛成の討論いたします。

○議長（石川彰宏君） 討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。なお、起立しない方は反対とみなします。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 意見書案第16号につきましては、可とする者9人、否とする者9人であります。

ただいま報告しましたとおり可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決します。

意見書案第16号については、議長は否決と採決します。よって、意見書案第16号は否決されました。

次に、日程第25、意見書案第17号、「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 17番、依光美代子でございます。

意見書案第17号、「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成27年9月18日提出、香美市議会議員 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 依光美代子、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 織田秀幸

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書（案）

小学校1年生の35人学級は、2011年に義務教育標準法が改正され、31年ぶりに学級編制基準が改善されたことにより実現しました。

国に先駆けて少人数学級を実施している自治体では、学級規模が小さくなることで不登校や生活指導の件数が減り、学習に対する理解や意欲も高まり、また定数増で教職員が子どもと向き合う時間が増えて学校が落ち着いてきたなど、これらの施策が有効であることが報告されています。

2月23日の衆議院予算委員会で安倍首相は、「さらに35人学級の実現に向けて鋭

意努力をしていきたい」と答弁しました。

また、6月5日の衆議院文部科学委員会は、全会一致で、義務教育標準法を改正して小学校2年生以上も35人以下学級を推進するよう求める決議を可決しました。

35人以下学級の拡充は圧倒的多数の保護者・教職員・地域住民の強い願いであり、自治体独自の少人数学級は今年度も前進していますが、自治体間の格差が広がっています。

よって、国におかれては、以下の事項について取組んでいただきますよう強く要望します。

記

1. 小・中学校の35人以下学級を計画的に前進させること。
2. 35人以下学級実現のため、教職員定数改善計画を立てること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月18日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 高市早苗殿、文部科学大臣 下村博文殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

【意見書案第17号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、意見書案第17号は、原案のとおり可決されました。

日程第26、議会運営委員会委員の選任を行います。

1名欠員となっております議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長において山本芳男君を指名いたしますので、よろしくお願いたします。

現在、議会運営委員会の副委員長が不在となっておりますので、互選のため暫時休憩いたします。

(午前 11 時 02 分 休憩)

(議会運営委員会の副委員長を互選)

(午前 11 時 06 分 再開)

○議長(石川彰宏君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

休憩中に行われた委員会におきまして、議会運営委員会の副委員長が互選されたので、ご報告いたします。

議会運営委員会副委員長は山崎眞幹君、以上のように決定されました。選任された副委員長はよろしく願いいたします。

次に、日程第 27、香南香美衛生組合議会議員の選挙を行います。

香南香美衛生組規約第 5 条第 1 項の規定では、組合議員は、組合を組織する関係市の副市長、議会の議長、議会により選任された議会議員それぞれ 2 人をもって組織するとされておりますが、選挙される議員が 1 人欠員となっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(石川彰宏君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(石川彰宏君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

香南香美衛生組合議会議員は、利根健二君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました利根健二君を、香南香美衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(石川彰宏君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました利根健二君が香南香美衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま香南香美衛生組合議会議員に当選されました利根健二君に、会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選を告知します。

日程第 28、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から会議規則第 112 条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、

閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第29、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元にお配りしましたとおり議員を派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

この際お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。そのように決定しました。

以上で今期定例会に付された事件は全て議了しました。

それでは、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

平成27年第3回香美市議会定例会の2日前に同僚議員であられた千頭洋一議員が突然お亡くなりなり、議会開会日に本会議において追悼を皆様方によって行っていただき、まことにありがとうございました。故千頭洋一議員のご冥福をお祈りいたします。

台風18号の影響で関東から東北にかけて記録的な集中豪雨で、河川が氾濫し堤防が決壊するなど、甚大な災害が発生しました。昨年の広島県における土石流による災害、また各地で発生する突風、竜巻、落雷、火山の噴火など、異常気象による自然災害の怖さがひしひしと伝わってくるところであります。被災された方々にお見舞いを申し上げ、一日でも早い復旧と復興を願うものでございます。

今議会に提出されておりました議案87号から議案95号までと陳情1件は、各常任委員会の閉会中の継続審査とすることにし、その他の議案は全て可決されました。欠員となっておりました議会選出監査委員、議会運営委員会委員がそれぞれ選任され、また、香南香美衛生組合議会議員も決まり、まことにありがとうございました。

今議会の一般質問には13名の方が執行部をただしていただきましたが、質問は時間でなく質問の趣旨を徹底し、再質問も明確な質問に心がけていただきたいと思いますところでございます。また、再質問で既に答弁が出ているのに再度同じことを聞いている方もおいでになります。インターネットのライブ配信を含め聞いている側の立場を考え、いま一度しっかり自覚し、調査研究の上、散漫な質問にならないように心がけていただきたいと思いますところでございます。

彼岸花も咲き、朝晩涼しくなり過ごしやすい季節となってきましたが、日中はまだまだ

だ暑い日が続くと思いますので、お体には十分お気をつけていただきたいと思います。

これもちまして第3回定例会を閉会いたしますが、議員各位には議事運営に対しまして各段のご協力を賜り、スムーズに議会運営ができましたことに感謝とお礼を申し上げまして、閉会に当たり私のご挨拶といたします。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月2日に開会しました平成27年第3回香美市議会定例会も、議長の円滑なる議会運営によりまして本日をもって閉会することとなりました。

本日、追加提案をいたしました議案、香美市防災行政無線デジタルシステム（移動系）整備工事の請負契約の締結について、また、平成27年度香美市一般会計補正予算（第4号）の2件、同意1件を含めまして、本議会に提案いたしました報告4件、承認1件、同意1件、議案20件につきまして、それぞれ慎重なる審議を賜り、適切なるご決定をいただきました。心よりお礼を申し上げます。

また、本議会では13名の議員の皆様が一般質問に立たれまして、産業振興、まちづくり、教育、子育て、自然保護など幅広く行政施策をただされました。安心・安全など急がれるご指摘については一層スピード感を持って、また公正、公平な手法、取り扱いに関するご指摘につきましては研究、検討を重ねまして、市政に活かしてまいりたいと存じます。どうかよろしく願いをいたします。

さて、本定例会の開会中において、国会では安保関連法案をめぐって激しい攻防があり、そして、今まさに大詰めを迎えています。このことでは国民の賛否の意思表示が注目されました。私はさまざまな問題があっても、民主主義国家として成熟する国、国民の姿を見たと思っております。

また、関東地方での豪雨による堤防決壊、昨日のチリ地震、津波など、想定を超える災害、また予期しない危機が常に私たちの身近にあります。住民本位、市民参加の行政を推進すること、安心・安全の備えを一層図ることの重要性を強く感じ、決意を新たにしているところでございます。

季節は朝夕涼しくなり過ごしやすく、人も物も活発に動く季節へと移ろっており、議員の皆様には一層お忙しくなることと存じますが、お体に十分気をつけられまして、地域福祉の充実、地域振興のために一層ご活躍賜りますよう、よろしく願いをいたします。

終わりになりますが、香美市発展のためにご尽力され、献身的に市民に寄り添い議員活動をなされました、故千頭洋一議員に深く敬意をあらわし、ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げまして、平成27年第3回香美市議会定例会閉会に臨み、私のご挨拶とさせていただきます。

ご起立をお願いいたします。皆様どうもありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） ありがとうございます。

 これをもって平成27年第3回香美市議会定例会を閉会いたします。

（午前11時18分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 7 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成27年第3回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	2日(水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明まで ただし、承認第12号及び議案第98号は本会議方式で採決まで
第2日	3日(木)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	4日(金)	休 会	〃
第4日	5日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	6日(日)	休 会	〃 〃
第6日	7日(月)	休 会	議案精査のため
第7日	8日(火)	本会議	一般質問①(行財政改革推進特別委員会)
第8日	9日(水)	本会議	一般質問②(定住人口増加促進特別委員会)
第9日	10日(木)	本会議	一般質問③(会派代表者会議)
第10日	11日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託 総務常任委員会の審査(議案第87・102・104号)
第11日	12日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第12日	13日(日)	休 会	〃 〃
第13日	14日(月)	休 会	教育厚生常任委員会の審査 (議案第92・93・94・95・100・101・103号)
第14日	15日(火)	休 会	産業建設常任委員会の審査 (議案第88・89・90・91・96・97・99号、陳情第1号)
第15日	16日(水)	休 会	議案審査整理のため
第16日	17日(木)	休 会	〃
第17日	18日(金)	本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案の提案(委員会付託を省略し、提案説明から採決まで)

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第87号	平成26年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	総務常任委員会	継続	全員賛成
議案第88号	平成26年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続	全員賛成
議案第89号	平成26年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続	全員賛成
議案第90号	平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続	全員賛成
議案第91号	平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続	全員賛成
議案第92号	平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
議案第93号	平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
議案第94号	平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
議案第95号	平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
議案第96号	平成26年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第97号	平成26年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第99号	平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第100号	平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第101号	平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第102号	香美市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	賛成多数

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第103号	香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について	教育厚生常任委員会	原案可決	賛成多数
議案第104号		総務常任委員会	原案可決	全員賛成

2. 請願関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
陳情第1号	土地利用の環境整備について	産業建設常任委員会	継続	全員賛成

意見書案第14号

マイナンバー制度実施を延期し、廃止を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成27年9月18日提出

香美市議会議長 石川 彰 宏 殿

提出者 香美市議会議員 山 崎 龍太郎

賛成者 " 大 岸 眞 弓

賛成者 " 森 田 雄 介

マイナンバー制度実施を延期し、廃止を求める意見書（案）

政府は「社会保障・税番号制度」（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律・通称：「マイナンバー制度」）を2016年1月から実施しようとしています。これは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用するとされていますが、今後金融口座や医療情報への活用も検討されており、制度自体やその利用目的などにおいて、多くの問題点が指摘されています。

政府は「行政の効率化」や「国民の利便性」をうたいますが、国民へさらなる負担を強いる道具となり、個人情報丸裸にされ、プライバシーが侵害される危険が増大する不当な制度といわざるをえません。

さらに、個人情報保護の理由によりマイナンバーを扱う中小業者に対して厳格な管理体制を強要し、漏れた場合の罰則を強化（4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金など）するなどしています。小規模の事業所にとってマイナンバーを管理することは大きな負担となり、経営にとっても大打撃となります。よって政府におかれて

は国民監視を強め、中小業者に多大な負担を強いるマイナンバー制度実施を延期し、廃止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月18日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	高市早苗殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

意見書案第15号

伊方原発を再稼働しないよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議員議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成27年9月18日提出

香美市議会議長 石川彰宏 殿

提出者 香美市議会議員 森田雄介

賛成者 " 大岸真弓

賛成者 " 小松紀夫

伊方原発を再稼働しないよう求める意見書（案）

2015年8月11日、鹿児島県の川内原発1号基が再稼働されました。安倍政権は原子力規制委員会の新規制基準に適合すると認められた原発は再稼働させると繰り返し述べています。

本年の7月には、伊方原発3号基が新規制基準のもとで審査に合格したと発表しました。しかしながら、伊方原発においては沖合6キロメートルに中央構造線があり、政府の地震調査会でもマグニチュード8クラスの地震が発生する事が懸念されています。伊方原発は住民5,000人が住む佐田岬半島の付け根にあります。

また、伊方原発3号基は毒性の強いプルトニウムを混ぜたMOX燃料を使用するプルサーマルを行います。万が一事故の起きた際には、被害はフクシマ以上に甚大となる事が予測されます。

原発が止まって2年あまり、夏も冬も電力不足は生じていません。原発の再稼働に切迫性はありません。再稼働を進めれば、使用済み核燃料は増え続けます。しかし核処分場についての見通しは立っていません。

よって政府におかれては、伊方原発の再稼働を行わないよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月18日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿
経済産業大臣	宮沢洋一殿
環境大臣	望月義夫殿
復興大臣	竹下亘殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

意見書案第16号

「集団的自衛権」行使を具体化する「平和安全法制整備法案」、「国際平和支援法案」の今国会での成立を断念するよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成27年9月18日提出

香美市議会議長 石川彰宏 殿

提出者	香美市議会議員	大岸真弓
賛成者	〃	山崎龍太郎
賛成者	〃	山崎晃子

「集団的自衛権」行使を具体化する「平和安全法制整備法案」、「国際平和支援法案」の今国会での成立を断念するよう求める意見書（案）

集団的自衛権行使容認を前提とする、一連の安全保障関連法案は現在、参議院で審議が行われています。

しかし、首相補佐官が「法的安定性はない」と憲法を否定する発言を行ったり、法治主義に反する自衛隊の内部文書が露見し、審議が中断するなど看過できない問題が次々と出てきています。

このような状況下、直近の世論調査でも安全保障関連法案に関し、8割の方が「説明が十分でない」と答え「今国会での成立に反対」の回答が6割を超えています。

また「安全保障関連法案に反対する学者の会」が6月に呼びかけた法案反対のアピールへの賛同者は1万3,300人を超え、全国各地の各階層で同様の動きが広がっています。国民は本法案に納得していません。

よって政府におかれては「平和安全保障法制」と「国際平和支援法」の今国会での成立は断念されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月18日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
防衛大臣	中谷元	殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

意見書案第 17 号

「国の責任による 35 人以下学級の前進」を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 27 年 9 月 18 日提出

香美市議会議長 石川 彰 宏 殿

提出者 香美市議会議員 依 光 美代子

賛成者 // 大 岸 眞 弓

賛成者 // 織 田 秀 幸

「国の責任による 35 人以下学級の前進」を求める意見書（案）

小学校 1 年生の 35 人学級は、2011 年に義務教育標準法が改正され、31 年ぶりに学級編制基準が改善されたことにより実現しました。

国に先駆けて少人数学級を実施している自治体では、学級規模が小さくなることで不登校や生活指導の件数が減り、学習に対する理解や意欲も高まり、また定数増で教職員が子どもと向き合う時間が増えて学校が落ち着いてきたなど、これらの施策が有効であることが報告されています。

2 月 23 日の衆議院予算委員会で安倍首相は、「さらに 35 人学級の実現に向けて鋭意努力をしていきたい」と答弁しました。

また、6 月 5 日の衆議院文部科学委員会は、全会一致で、義務教育標準法を改正して小学校 2 年生以上も 35 人以下学級を推進するよう求める決議を可決しました。

35 人以下学級の拡充は圧倒的多数の保護者・教職員・地域住民の強い願いであり、自治体独自の少人数学級は今年度も前進していますが、自治体間の格差が広がって

ます。

よって、国におかれては、以下の事項について取組んでいただきますよう強く要望
します。

記

1. 小・中学校の35人以下学級を計画的に前進させること。
2. 35人以下学級実現のため、教職員定数改善計画を立てること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月18日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
文部科学大臣	下村博文殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

平成27年9月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
承認第12号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成27年度香美市一般会計補正予算(第2号)	原案承認	27. 9. 2
議案第87号	平成26年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	継続	27. 9. 18
議案第88号	平成26年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	27. 9. 18
議案第89号	平成26年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	27. 9. 18
議案第90号	平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	27. 9. 18
議案第91号	平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	27. 9. 18
議案第92号	平成26年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について	継続	27. 9. 18
議案第93号	平成26年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について	継続	27. 9. 18
議案第94号	平成26年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について	継続	27. 9. 18
議案第95号	平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	27. 9. 18
議案第96号	平成26年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について	原案認定	27. 9. 18
議案第97号	平成26年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	27. 9. 18
議案第98号	平成27年度香美市一般会計補正予算(第3号)	原案可決	27. 9. 2
議案第99号	平成27年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	27. 9. 18
議案第100号	平成27年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	原案可決	27. 9. 18
議案第101号	平成27年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)	原案可決	27. 9. 18
議案第102号	香美市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 9. 18
議案第103号	香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 9. 18

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第 104 号	定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について	原案可決	27. 9. 18
議案 第 105 号	香美市防災行政無線デジタルシステム（移動系）整備工事の請負契約の締結について	原案可決	27. 9. 18
議案 第 106 号	平成 27 年度香美市一般会計補正予算（第 4 号）	原案可決	27. 9. 18
同意 第 6 号	監査委員の選任について	原案同意	27. 9. 18
意見書案 第 14 号	マイナンバー制度実施を延期し、廃止を求める意見書の提出について	原案否決	27. 9. 18
意見書案 第 15 号	伊方原発を再稼働しないよう求める意見書の提出について	原案可決	27. 9. 18
意見書案 第 16 号	「集団的自衛権」行使を具体化する「平和安全法制整備法案」、 「国際平和支援法案」の今国会での成立を断念するよう求める意見書の提出について	原案否決	27. 9. 18
意見書案 第 17 号	「国の責任による 35 人以下学級の前進」を求める意見書の提出について	原案可決	27. 9. 18

2. 請 願 関 係

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
陳情 第 1 号	土地利用の環境整備について	継 続	27. 9. 18